

神奈川大学大学院

言語と文化論集

特別号 2017年 3 月

中国言語文化専攻 博士後期課程修了（2016 年 3 月）

博士学位論文

清末の中国人日本留学生に関する研究
—主に留学経費の視点から

胡 穎

神奈川大学大学院 外国語学研究科

清末の中国人日本留学生に関する研究

—主に留学経費の視点から—

博士論文の目次

序章 清末の中国人日本留学生研究を巡って	3
第一節 本研究の問題意識	3
第二節 先行研究の検討と課題	5
第三節 本研究の構成と研究方法	8
第Ⅰ部 清国政府の日本留学生派遣と日本側の対応	12
第一章 清国政府の留学生派遣を巡る諸政策と日本側の対応	12
第一節 留日学生派遣政策の成立及び日本側の働きかけ	12
第二節 日本側の留学生受け入れ	19
第二章 中国人留学生教育を行う私・官立学校	28
第一節 各私立学校における入学規定	29
第二節 各私立学校における諸費用	41
第三節 官立学校の留学生受け入れ	48
第四節 小結	56
第Ⅱ部 清国政府の留学生派遣と留学経費の問題—主に『官報』にみえる各省の事例	59
第三章 湖北省の留日学生派遣と留学経費	59
第一節 最初の留学生派遣及び留学経費の調達	60
第二節 留学経費の各種支出—官費生と監督・委員の場合	64
第三節 監督処設立前の留学経費の管理及び留日学生人数の変化	68
第四節 監督処管理下における費用支給の種類及び人数の変化	74
第五節 鉄道官費生—湖北路鉱学堂及びその他	78
第六節 湖北省の留学経費予算、医療費問題及び経費総支出	85
第七節 小結	91
第四章 直隸省の留日学生と留学経費	94

第一節	最初に派遣された留日学生について	94
第二節	留日学生派遣の概況―遊歴官紳を含む	99
第三節	高等留日師範生―広島と東京の両高等師範学校	102
第四節	官費生の経費支出	106
第五節	自費生から官費生への変更	111
第六節	小結	115
第五章	奉天を中心にした東北三省の留日学生	118
第一節	奉天留日学生の概況及び陸軍官費留学生の派遣	118
第二節	奉天省の速成師範生と女子留学生	124
第三節	吉林・黒竜江両省の留日学生概況及び東北三省の「特約五校」補助費	133
第四節	小結	136
第六章	清国政府の財政難と公費生の派遣―留学経費を中心に	149
第一節	各省における公費留学の背景	150
第二節	各省から派遣された官・公費生の区別	154
第三節	公費生の留学生生活状況―官費生と比較して	158
第四節	公費生の学費延滞問題など	163
第五節	小結	168
終章		170

清末の中国人日本留学生に関する研究 —主に留学経費の視点から—

序章 清末の中国人日本留学生研究を巡って

第一節 本研究の問題意識

清国末期から始まった中国人の海外留学には、特別な時期や特定な国を除き殆んど中断せず、今日まで続きさらに盛んになっている傾向がある。

特に、2010 年中国が日本を抜きアメリカに続き世界第二の経済大国となった背景に中国人の海外留学がますます日常茶飯事になり、世界中の国々に中国人留学生の姿が見られる。無論、これらの大勢の留学生は殆ど自費での留学である。中国教育部の統計を参考にすれば、2014 年度、中国人海外留学の総人数は凡そ 46 万人、そのうち、公共団体の派遣は 1.55 万人、国家官庁の派遣は 2.13 万人、それ以外はすべて自費留学で凡そ 42.30 万人で総人数の 92%を占めている。

また、別の統計によると、中国人が海外留学先を選択する国については、アメリカは相変わらず最も人気があり (51.8%)、続いて順にイギリス、カナダ、オーストラリア、ドイツがベスト 5 位に入る¹。4 位までの共通点は英語圏の国家であることで、世界共通の言語と言える英語圏の国家を留学先を選ぶのは当然のことである。しかし、英語圏ではないドイツに人気がある原因の一つは、ドイツの公立大学では授業料を徴収しないことにあるのではないと思われる。この点は海外留学を希望する者に魅力を感じさせるのであろう。さらにドイツの場合、授業料が無料であるだけでなく毎週 20 時間のアルバイトも許可されており、自費留学であれば、ユーロ圏の国であるドイツを留学先として考えるのは理解できよう。以上で述べたことは近年の中国人海外留学の大よその傾向であると言える。

一方現在の日本は、清末のように留学先として優先的に選ばれてはいないが、中国人留学生の人数が 6 番目に多い国で (2014 年日本文部省の統計によれば、中国人留学生は 7 万 7 千人以上)、中国人の海外留学先として依然魅力のある国である。

いったい、留学先としての日本の魅力はどこにあるのか。世界中の若者を魅了する日本特有の文化 (漫画、アニメなど) や先進国としての進歩性などに惹かれる要素以外について考えてみる。自費留学が殆んどを占める今、留学する国の学費や生活費を含む留学経費の予算は、留学先を選ぶ重要な要素である。中国の海外留学仲介機構の情報によれば、海外留学にかかる費用の見積もりで、アメリカ、イギリスなど欧米諸国などに比べると、日

¹ 苗丹国『出国留学生六十年』、中央文献出版社、2010年、690～691頁を参照。

本の留学費用は相対的に安く、およそ年間 10 万人民币元（200 万円）とされる²。留学費用が安い理由で留学先を選ぶ背景には、むしろ家庭の収入が相対的に少ないという経済的な要素がある。収入が少ない家庭から来た自費生は、学費を補うために、留学先の国で許可される一週間のアルバイト可能時間数がいくらかに関心を置く。そのため、様々の自費留学生（私費留学生とも呼ばれるが、本論文では自費留学生を称し以下自費生と略す）に向けた中国の留学仲介機構による情報の中にも、各国の週間アルバイト可能時間数が入っている。一方、留学先の日本は、自国の労働力の不足を補うため、外国人留学生のアルバイトの管理を緩めて、一週間の最大時間数を 28 時間とし、春・夏休みは 40 時間まで許可し、ほかの国に比べると就業可能時間数が長い。アルバイトの収入で留学先の生活費を補う可能性があれば、自費生にとって日本は有力な選択肢となる。

また、日本には留学生受け入れの支援制度を充実しつつ、1987 年から実施し始めた各国からの自費生に対する授業料減免制度以外に、日本政府が全額を提供した国費奨学金や文部省学習奨励金などがある。自費で留学を希望する者にとってはかなりのメリットを感じるのであろう。すなわち、奨学金などの支援を得るチャンスが多いため、自費で日本に来てからも、経済的な負担を減らすことが可能である。ある意味で、両親に経済的な負担をかけたくないという思いと留学の夢を持っている者にとって、日本は比較的条件のよい留学先になっているかもしれない。

もちろん、今の中国人留学生は、家庭の経済状況によって日本での留学生活も様々で、すでに仕送りに頼る者がいれば、奨学金やアルバイトの収入に頼る者もいる。筆者はまさに後者の自費生の一員であり、順調に学業を修め安定な留学生活を送るには、経済的な要素が如何に重要であるかを実感してきた。幸いに授与された奨学金が留学生活の大きな助けになった。

しかし、中国人の日本留学は 110 年前から始まり、110 年前の清末の時期に遡ってみると、様々な疑問を抱えるようになる。周知のように清国政府が日本を留学先として選んだ理由の一つは日本への「道が近く費用を節約できる」ということである。実際の状況は如何だろうか、それに派遣された官費留学生（現在は国費留学生と称するが、本論文では官費留学生を使い、以下官費生と略す）の留学経費はどこから賄われ、どのように管理されたのか、官費生としては政府に派遣された以上、留学期間や履修科目などが決められたのだろうか、自費生も経済的な支援を受けられるのか、受けられるとしたら、どこからどのような形で受けられるのだろうか、受け入れ側の日本は留学生に対して経済的な援助を与えることを考えたのか、このような 110 年前の先達たちの留学生活を支える留学経費のことを、同じ留日学生身分の筆者は常に思ってしまう。こうした素朴な疑問に筆者は最も関心を持つに至り、本研究に取り組む問題意識の端緒となった。

² 百度文庫「各国留学費用予算一覧表」[http://wenku.baidu.com/view/f5c75a8783d049649b6658dd.html](http://wenku.baidu.com/view/f5c75a8783d049649b6658dd.html?re=view)
?re=view（検索日 2015 年 9 月 1 日）。

本研究で取り上げる時期は、清国留学の全時期である清末の日本留学生派遣の開始から辛亥革命の勃発前後までと設定することにした。

第二節 先行研究の検討と課題

これまで、中国人日本留学史について、日中両国の研究者により、多くの研究成果が収められている。しかし先行研究において、すでに指摘されているように、総論的な研究が多い、制度史や政策史に偏り、中国側の留学生政策を中央政府に集中し各省の留学政策や派遣実態に関する研究が足りないなどが挙げられる³。ここでは、本研究に最も関連性がある先行研究を取り上げ、その到達点と問題点を明らかにしたうえで本研究の課題を明確にしたい。

まず、清末の中国人留学生を受け入れた官・私立学校に關しての先行研究から見ていく。最初に私立学校に触れたのは松本亀次郎の『中華留学生教育小史』（表 0-1 の通番 1）である。松本は『小史』で、当時の主な留学生受け入れの私立 13 校を簡単に紹介した。のちのさねとう・けいしゅうの著作（表 0-1 の通番 2）にも留学生を受け入れた諸学校が記述されているが、両者とも簡略な紹介にとどまっている。1980 年代になって、一つの私立学校を取り上げて詳しく検討したものとしては阿部洋研究グループの蔭山雅博の研究がある。蔭山は代表的な留学生受け入れ校の一つである宏文学院を取り上げ、講道館に所蔵してある宏文学院の關係書類を駆使し、一連の研究論文（表 0-1 の通番 3）を通して、その設立経緯、留学生の教育実態、改組及び閉鎖までの留学生教育の実情を明らかにした。氏の研究をきっかけして、のちの留学生受け入れの私立学校の研究には個別事例を取り上げるものが多くみられた。中村義は、陸軍留学生の予備教育を行う成城学校を取り上げ、現存の史料を利用して、最初の陸軍留学生の受け入れから参謀本部が予備教育の依頼を返上するまでの経緯や教育状況などを検討した（表 0-1 の通番 5）。小林共明は、成城学校の後継校である振武学校を取り上げ、参謀本部へ報告された「清国留学生監理委員会」の公文書などを使い、振武学校の教科書、教員、経費の管理などについて考察した（表 0-1 の通番 6）。そのほか、女子留学生を受け入れた私立三校（女子美術学校、女子医学校、日本女子大学）と官立三校（東京女子高等師範学校、奈良女子高等師範学校、蚕業講習所女子部）を中心にした周一川（表 0-1 の通番 7）、日本体育会においての留学生の軍事・体操教育を取り上げた尚大鵬（表 0-1 の通番 8）、女子留学生を受け入れた実践女学校を取り上げた上沼八郎（表 0-1 の通番 4）などの研究が挙げられる。

また、一つの私立学校を取り上げて、留学生に対する教育内容を科目ごとに踏み込んで考察する論文も多くみられる。宏文学院や東京同文書院における留学生の日本語教育について検討した張金塗（表 0-1 の通番 9）と北村淳子（表 0-1 の通番 11）、振武学校・成城学校における留学生の日本史教育について考察した鈴木正弘などの研究が挙げられる（表 0-1 の通番 10）。

³ 王嵐『戦前日本の高等商業学校における中国人留学生に関する研究』、学文社、2004年2月。19～22頁。

以上のような私立学校に関しての研究の特徴は、一つ或いは二・三校の私立学校を取り上げ、それぞれの学校の留学生受け入れから教育内容などを明らかにした点である。

次に、清末に中国人留学生を受け入れた官立学校に関する先行研究において、最も早期のものは、二見剛史の研究である。二見は、第一高等学校における清国留学生の受け入れ経緯及び本格的な予備教育制度の成立と展開などを一連の論文によって検討した（表 0-1 の通番 12）。官立学校に関するのちの研究は、それぞれの学校一覧や学校側に保管されている史料を利用し、「特約五校」の東京高等師範学校、山口商業学校、千葉医学専門学校、第一高等学校などを取り上げたものが見られる（表 0-1 の通番 13～16）。

しかし、私立学校の個別事例の研究にせよ、官立学校の個別事例の研究にせよ、当該機関の教育状況などを明らかにしたにもかかわらず、個別研究に留まっている。そこに複数の私立学校の間と複数の官立学校の間で比較する視点を入れなければ、留学生受け入れ学校の全体像がなかなか見えてこないという問題がある。すなわち、総体的な視点から多くの学校を総合考察する研究はまだ十分には行われていない。

他方、清末の中国人日本留学史研究のもう一つの側面である留学経費に関する先行研究を検討してみる。最も早く留学経費に触れたのはさねとう・けいしゅうである。さねとうの著作には、当時の国内知識人向けの留学案内書を利用して、学費、寄宿舎、書籍・筆・ノート、雑費及び日本までの旅費など、所謂日本留学にかかる必要な費用を紹介しているが、派遣元の留学経費に関する予算やそれぞれの学校の具体的な諸費用までは触れていない。その後長い間、中国人留学生史研究において留学経費は重要視されてこなかった。しかし、2000 年に入ると大里浩秋・孫安石の研究グループによって、留学経費に着目する研究が再び中国人日本留学史の研究者の視野に入ることとなる。1999 年 8 月の浙江大学の「清国における日中文化交流」シンポジウムで、大里浩秋は『官報』と『経費報銷冊』を利用して「経費面からみた清末留日事情」という題目で報告し、初めて官費生が中央の進士館や八旗及び各省ごとの派遣部署に所属し、そこから経費を提供されていることに触れた。ここで『官報』と『経費報銷冊』については、少し説明を加えたい。『官報』は 1906 年 12 月に東京の駐日公使館内に設置された監督処により発行された清末の留日学生の専門誌であり、その附録としての『経費報銷冊』は監督処の運営経費と学部や各省に派遣された留学生の経費収支の明細を記録している報告書である⁴。その後、大里は『官報』（附録の『経費報銷冊』を含む）という史料を統括的に概観したうえで、第 1 期を中心に以降の期号にも触れている中、自費生から官費生に換える各省の対応の違いや官費生とはっきり区別されていない公費生への送金の遅れなどの問題点を指摘している。さらに病気にかかった官費生の治療法と監督処の医薬費に対しての管理を紹介し、清末留日学生研究における当該資料の有用性を提示している（表 0-1 の通番 17）。また孫安石は、「経費は游学の母なり」

⁴ 『官報』の詳細は大里浩秋「『官報』を読む」（大里浩秋・孫安石編『中国人日本留学史研究の現段階』お茶の水書房、2002年）を参照されたい。また、『官報』については2009年9月に北京国家図書館出版社により復刻出版されたが、その附録『経費報銷冊』は収録されていない。

という題目で留学経費及び生活調査を取り上げて検討しているが、取り扱う時期を清末に限定せず、1930年代における日本側の留日学生の生活調査まで扱っている（表 0-1 の通番 18）。しかし、清末期の留学経費について、『官報』と『経費報銷冊』を利用した分析は不十分であり、さらに詳しく検討する余地は残されている。

中国側の研究者による経費面から留日学生を考察する研究もいくつか見られる。田涛は官費生の待遇、著名人の回想録を利用した自費留学の費用調達や生活状況、清末民初に出版された各省の『財政説明書』に書かれている留学経費及び全体の留日学生の留学経費の概算などを述べているが、各省の留学経費の支出や官費生の医薬費などは詳しく検討していない（表 0-1 の通番 19）。劉功君の論文では、総括的に留学経費の調達を論じるとともに、清国政府が官費生の管理を強めたことなどに言及した（表 0-1 の通番 20）。盛海生・汪明舟の論文では、日本留学の経費だけでなく欧米の留学経費を含む中央政府の各部署の経費の調達、医薬費を含む留学生に対する補助などを述べ、特に留学経費の支出の合理性や監督処の職員が多すぎるため経費の浪費があったのではないかという点を指摘している（表 0-1 の通番 21）。

しかし、概括的に取り上げられている清末の留日学生派遣及び経費の調達について、実際は中央政府と各省政府の派遣元により行われているため、各省ごとに分けて検討する必要がある。また、上述した日中両国の先行研究のいずれも医薬費を支給することに触れているが、医薬費の拡大や一部の濫用などによって、留学経費全体の負担になったことには、殆んど言及していない。

なお、清末の中国人日本留学の先行研究は、官費生と自費生の側面から検討しているものが殆どであり、地方公費で派遣された公費生という種別については上述の大里の研究で触れた程度で、まだ十分な検討がなされていない。そこで、筆者としては、留学経費という視点から清末の留日学生の歴史を研究する以上、財政難により地方州や県によって地元の公費（清末の国家財政外の公的な資産を指す）を使って日本へ派遣された公費生を詳しく検討する必要があると考えている。

以上、本研究に特に関連のある先行研究を取り上げ、その問題点を述べた。そこで、この問題点を解決するため、留学生を受け入れた私立学校と官立学校を総体的な視点から取り上げ、派遣側を省ごとに細分化する手法で、各学校側に支払われた諸費用と派遣側に提供された経費という二つの側面からのアプローチで留学経費に着眼したい。留学生受け入れの私立学校の全体像を見るには、1899 年文部省により頒布された「私立学校令」に従って、設立者から東京府知事宛てに提出された設立申請書類が役立つ。これらの申請書類には、各私立学校の位置、設立目的、入学資格、学校側に納める諸費用が詳しく記されている。現在、それらの申請書類は東京都公文書館に所蔵されている『文書類纂 学事 第一種 私立各種学校』という簿冊（図 0-1）に含まれている。また、官立学校の場合は、『官報』に載った監督処から留学生への通知に含まれる各官立学校の入試情報や『経費報銷冊』などを利用したい。派遣側の留学経費の側面については、清末の留日学生派遣に深く関わ

った張之洞が強い影響力を持つ湖北省と清国政府の軍事・政治制度の変動に関わった袁世凱が総督を務めた直隸省及び筆者の出身地である奉天を中心にした東北三省、加えてさらに省レベル以下の地方公費を留学経費として派遣された留学生を取り上げ、『張之洞全集』、『袁世凱奏議』、当時の新聞・雑誌の記事、『官報』と『経費報銷冊』などを利用する。一連の先行研究の成果に加え、本研究では、主に留学生受け入れ校になった私立学校の入学規程及び諸費用と官立学校の入学資格及び諸費用をそれぞれ確認し、官・私立学校の入学及び諸費用の違いがどこにあるのか、そして、湖北省、直隸省、及び東北三省の留学事情の特徴、留学経費の支出及び官費生の医薬費の問題などに加え、公費生を巡る送金延滞の問題を検討し、留学経費の視点から清末の中国人日本留学の歴史における再認識の必要性を考えてみたい。本研究は、あくまでも中国人日本留学史の研究領域の諸先輩の知見を借り、まだ十分に利用されていない資料を再利用してさらに具体化或いは細分化する研究作業を通して、同領域の空白を少しでも埋めるよう筆者が微力を尽くすものである。



【図 0-1】資料の表紙

第三節 本研究の構成と研究方法

本研究は、序章、第Ⅰ部、第Ⅱ部と終章という構成で全8章からなる。

第Ⅰ部は2章あり、第一章は先行研究を踏まえながら、日中両国の留学政策に関する史料、外務省外交史料館に所蔵されている関係書類、清末の中日交渉史料などを利用して、清国政府の留学生派遣の背景、派遣政策の成立、及び日本側と協議して定めた日本留学生に関する政策などを考察する。同時に日本側の外務省の留学生受け入れを日本の私立学校に誘導する動き、日本の教育界における対清国留学生教育への態度、及び日本の私立学校が主に留学生教育を行う教育機関になる流れの形成等を検討する。

第二章は、多くの留日学生を受け入れた日本側の私立学校について、東京都公文書館所蔵の「文書類纂 学事 第一種私立各種学校」という簿冊で確認した特設教育機関或いは

特設科を全体的に取り上げ述べることにする。第Ⅱ部で主に清国側の事情を検討すると対照的に、受け入れ側の各私立学校の入学規定と諸費用を中心にしている。さらに、補足として、最初の官立学校の留学生受け入れ、自費生が合格すれば官費を与えられる対象校であった官立学校における入試の諸手続き、『官報』と『経費報銷冊』にみられる特約五校の補助金や五校に在籍している官費生の費用などについて検討する。

第Ⅱ部は4章に分け、主に『官報』と『経費報銷冊』を利用して検討する。以下は『官報』と『経費報銷冊』以外の資料に触れることにする。

第三章は清末の留日学生派遣政策に深く関わった人物である張之洞の影響力が最も強い湖北省を取り上げ、『張之洞全集』にある留学生派遣に関する文書や当時の新聞雑誌などの資料を利用し、湖北省の最初の留学生派遣をめぐる背景、張之洞が経費の出所が見出せないことから派遣人数の削減に至った状況を述べた上で、『官報』の関連文書を利用して鉄道建設に携わる人材を養成する湖北路鉅学堂の経営、監督処管理下の湖北省の留学経費の総支出、学費支出、医薬費支出などを考察する。

第四章は、張之洞と同じく中国近代史上に残る人物である袁世凱が総督を務めた直隸省を取り上げ、外務省外交史料館の資料と『日華学堂日記』、『袁世凱奏議』、当時の新聞雑誌などを使って、直隸省の留日学生に関する先行研究を補完すると同時に、『官報』を利用して直隸省が教員養成のために高等師範の留学生を派遣した実情、直隸省内の各州や県から遊歴官紳を派遣した経緯と彼らの待遇、直隸省の各派遣元の経費支出状況および直隸省の留学経費の総支出や医薬費支出などを考察する。

第五章は、留日学生の人数が少ない奉天省を中心にし、奉天省の速成師範留学生の卒業後について、また女子留学生の派遣と他省の女子学生が奉天の官費を支給した状況及び吉林省、黒竜江省を含む東三省の特約五校の補助金に対する態度などを考察する。

第六章は、第三、四、五章で考察した省別の官費生ではなく、湖北省、直隸省を含む全国の省から派遣された公費生を中心に考察する。具体的には、各省における各地方州や県から公費生が派遣された背景、公費生と官費生の区別、公費生の留学経費が延滞された問題及び生活状況などを明らかにする。

終章は全体を総括し、最後に今後の研究課題を提示したい。

なお、本研究で扱う資料としては、おもに監督処により発行された『官報』とその附録としての『経費報銷冊』を利用し、そのほか、東京都公文書館所蔵の「文書類纂 学事 第一種私立各種学校」、当時の中国側の新聞雑誌、外務省外交史料館所蔵の関係文書、『張之洞全集』、『袁世凱奏議』などが挙げられる。

ここで本論文に出ている通貨単位、年月日の表示法、表の表記及び用語についてことわっておきたい。

1. 通貨単位について、特別な説明がなければ、全て日本円で表記している。しかし、資料の中で通貨単位が清国の銀元か日本円か分別しがたい場合は、原資料のままで表す。
2. 原資料で中国の陰暦を表記している場合、すべて西暦に換算して表示する。

3. 本文で取り扱う表は、序章の表 1 であれば、【表 0-1】、第一章の表 1 であれば【表 1-1】のように記す。

4. 本論文では中国人日本留学生をすべて留日学生と表記する。

【表 0-1】先行研究一覧表

通 番	研究者姓 名	題目	出版社・出典	出版年
1	松本亀次郎	『中華留学生教育小史』	東亜書房	1931
2	さねと う・けいし ゆう (実藤 恵秀)	『中国人日本留学史』	くろしお出版	初 版 1960・増補 版 1970
3	藤山雅博	「宏文学院における中国人留学生教育—清末期留日教育の一端」	日本教育史学会『日本教育史学会紀要』第 23 集	1980
		「宏文学院における中国人留学生教育の展開—清末期留日教育の一端 (二) 一」	斎藤秋男編『教育の中の民族—日本と中国』明石書店	1988
		「信濃宏文学院における中国人留学生教育—清末期留日教育の一端 (三)」	学習院大学史学会『响沫集』第 7	1992
4	上沼八郎	「下田歌子と中国女子留学生—実践女学校『中国留学生部』を中心として」	『実践女子大学文学部紀要』第 25 号	1983
5	中村 義	「成城学校と中国人留学生」	辛亥革命研究会編『中国近現代史論集』汲古書院	1985
6	小林共明	「振武学校と留日清国陸軍学生」	辛亥革命研究会編『中国近現代史論集』汲古書院	1985
7	周 一川	「中国人女子留学生を受け入れた官立三校について」	慶応義塾大学文学部内 三田史学会『史学』第 67 巻 第 1 号	1997
		「中国人女子留学生を受け入れた私立学校について—民国初期を中心—to」	慶応義塾大学文学部内 三田史学会『史学』第 68 巻 第 3・4 号	1999
8	尚大鵬	「日本体育会体操学校における清国留学生—雑誌『体育』より—」	中国四国教育学会『教育学研究紀要』第 46 巻 第 1 部	2000

		「明治後期における中国人留学生に対する軍事教育—日本体育会を中心として—」	広島東洋史学研究会 『広島東洋史学報』 第6巻 第11号	2002
9	張金塗	「戦前の日本における中国人留学生に対する日本語教育の歴史的研究—宏（弘）文学院を中心に—」	広島大学教育学部 『広島大学教育学部紀要』 第二部第43号	1994
10	鈴木正弘	「留日中国人学生の学んだ日本史教育の一端—振武学校・成城学校における日本史教育—」	立正大学史学会 『立正史学』103	2008
11	北村淳子	「東京同文書院における初期日本語教育（明治32—34年）—チェンパレン本をめぐる—」	日本国際文化学会『インターカルチュラル—日本国際文化学会年報—特集文化の戦略性をめぐって』アカデミア出版会	2009
12	二見剛史	「第一高等学校における中国人留学生教育」	国立教育研究所『国立教育研究所紀要』第95集	1978
13	呂順長	「清末〔五校特約〕留学と浙江省の対応」	中国研究所『中国研究月報』1998年2月号	1998
14	王嵐	「〔五校特約〕と山口高等商業学校」	神戸大学国際文化学会『国際文化学』第5号	2001
15	経志江	「明治末期東京高等師範学校における中国人留学生教育の成立」	『教育学研究紀要』 第46巻 第1部 中国四国教育学会	2000
16	見城悌治	「明治～昭和期の千葉医学専門学校・千葉医科大学における留学生の動向」	千葉大学国際教育センター『国際教育』2009年3月 第2号	2009
17	大里浩秋	「『官報』を読む」	御茶の水書房 『中国人日本留学史研究の現段階』2002年	2002
18	孫安石	「経費は遊学の母なり」	御茶の水書房 『中国人日本留学史研究の現段階』2002年	2002
19	田涛	「清季留日費用述略」	李喜所編『留学生与中外文化』南開大学出版社	2005
20	劉功君	「清末留日経費的籌措与管理」	『安徽師範学院学報』（社科版）2007年第1期	2007
21	盛海生・汪明舟	「清末公費留學經費情况考察（1895-1911）」	『徐州師範大学学報』（哲学社会科学版）第34巻第2期	2008

第Ⅰ部 清国政府の日本留学生派遣と日本側の対応

第一章 清国政府の留学生派遣を巡る諸政策と日本側の対応

第一節 留日学生派遣政策の成立及び日本側の働きかけ

1. 留日学生派遣政策の成立

中国人日本留学史の研究においては、一般に 1896 年に駐日公使裕庚が日本に連れてきた 13 名の学生が最初の留日学生とされる⁵。しかし、これらの 13 名の学生は日本語と日本事情に通じる公使館の人材を養成するために派遣されたもので、当時の清国政府に正式に派遣された留日学生ではなかった⁶。清国政府が留日学生派遣政策を打出して、正式に留学生を派遣できたのは 1898 年になってからのことである。ここでは、まず、清国政府の留日学生派遣の背景およびその派遣政策の成立に触れておきたい。

周知のように、日中両国の文化交流史としては、中国の隋唐時代に日本側が「遣隋使」、「遣唐使」および留学生などを派遣しており、その後も中国の文化、技術などを学ぶために中国に渡る歴史があった。しかし近代になって、特に 1890 年代から中国が日本に留学生を派遣する時代が変わった。この変化の背景には、当時の清国政府が西洋先進諸国からの侵略ないし分割の危機に直面し、1895 年には日清戦争に敗北して、日本との間で不平等な「下関条約」が締結され、さらに窮地に陥ったことがある。こういう状況において、康有為などの有識者は富国强兵の方策を模索し、西洋の先進文化、技術、軍事などを導入せざるを得ないことを痛感し、「変法」運動を起こすに至った。彼らは明治維新を経て近代国家になった日本をモデルにし、日本留学を奨励した。

しかし、日本留学が必要という認識は知識人層の間に広がっただけではない。「変法」運動に反対した清国政府の開明派官僚の張之洞も日本留学を推奨する立場をとったのである。1898 年 3 月に出版された張之洞の『勸学篇』の「游学」篇では、日本への留学生派遣の利点などを力説した。その利点として 5 つ挙げられている。

游学の国として、西洋より東洋（日本）がいい。一は、道が近く、費用を節約できる。一は、中国に離れていないので考察し易い。一は、日本語は漢文に近くて理解し易い。一は、西洋書は複雑であるが、西洋の学問の要点は日本人がすでに選択している。一は、中国と東洋（日本）の情勢風俗が近く、半分の労力で倍の成果を収めることができる。⁷

『勸学篇』が光緒帝の賛成を得て各省に頒布されたことにより、日本への留学生派遣の議論は中央政府から地方まで広い範囲で影響を及ぼした。こうした状況の下、留学生派遣は、国家近代化の実現のための人材を育成するもっとも有力な手段の一つとして重要視さ

⁵ さねとう・けいしゅう『中国人日本留学史』増補版、くろしお出版、1970 年、15 頁。

⁶ 黄福慶『清末留日学生』中央研究院近代史研究所專刊（34）、1983 年、13 頁。

⁷ 張之洞『勸学篇』、『張之洞全集』第 12 冊（苑書義・孫華峰・李秉新主編、河北出版社、1998 年 8 月）に収録。

れることになった。同年6月、山東道監察御史楊深秀は「請議日本遊学章程片」を上奏し、日本留学派遣を促した。8月には軍機処が光緒帝の命令を受け、総理衙門に日本留学派遣の章程を定めて上奏するように伝えた。その後、総理衙門で「遴選学生游学日本章程」（以下「遴選章程」と略す）が覆奏され、日本留学が国策の一つとして定められた。「遴選章程」の内容は以下のようである。

同文館の東文（日本語）を学ぶ学生から数人を選び、また南北洋大臣、両広、両湖、閩浙各督撫は、現に設けている学堂の中から年少かつ明敏で、大抵東文（日本語）に通じる学生を選び、総理衙門に報告、総理衙門から駐日公使に通知して陸續派遣する。駐日公使が彼らを監督する。いままでの西洋留学のようにべつに留学生監督は設置しなくてよい。学生の費用は当該官署から駐日公使におくり、隨時支給する。⁸

以上のような簡略な内容ではあったが、中央から各省までの全国範囲で官費生を派遣し、彼らを駐日公使が監督するという旨が伝えられた。すなわち官費生を中心とした派遣政策が正式に成立し、清末の日本留学の制度が初めて確立したのである。さらに1898年9月光緒帝は本国の留学生を教育する日本に対して感謝の意を表す文書を発して、留学生派遣を両国間の重要な事柄とした⁹。

2. 日本側の働きかけ

清国政府の留日学生派遣政策成立の経緯を前述したが、その派遣政策の確立過程で、日本側の働きかけがあったことを見逃すことはできない。

日本側の積極的な働きかけは、駐清公使、参謀本部、在外領事館員などを中心としたものである。特に駐清公使矢野文雄は中央政府の総理衙門に対し、参謀本部と在外領事館員はおもに南方各省の総督、巡撫などに対して、日本への留学生派遣を勧誘した。ここではまず駐清公使矢野文雄（以下矢野公使と称す）の「留日学生派遣の提案」（以下「提案」と略す）について触れ、さらに在外領事館員の働きかけに触れ、参謀本部の働きかけについては第3章の「湖北省の留学生派遣と留学経費」で詳述する。

矢野公使の「提案」は、清国側が日本留学政策を採用するに至る直接的な契機になったと考えられる¹⁰。矢野は1898年5月7日総理衙門に出頭し、清国政府の各大臣に日本への留学生派遣を力説した¹¹。その「提案」の具体的な内容は以下のとおりである。

⁸ この「遴選章程」を定めた具体的な時期については、1898年と1899年の二つの説がある。『約章成案匯覽』（乙篇、巻32下、15～17頁）と舒新城『中国近代教育史資料』（上、173頁）は1899年としているのに対し、細野浩二「中国対日留学史に関する一問題—清末における留学生派遣政策の成立過程の再検討」（早稲田大学史学会編『史観』第86・87冊、深谷先生古稀祝賀記念号、1973年、203～204頁）では、1898年のことであると指摘している。事実として、1898年の後半から、南洋・北洋・湖北などが留学生派遣の準備を進めており、それが「遴選章程」の内容と一致しているため、本研究では細野浩二氏の考えに従う。

⁹ 「致日本国書稿」[光緒二十四年七月二十二日]、(1898年9月7日)、『清光緒朝中日交渉史料』巻52、文海出版社印行、1971年12月再版、994頁。

¹⁰ 細野浩二「中国対日留学史に関する一問題—清末における留学生派遣政策の成立過程の再検討」早稲田大学史学会編『史観』第86・87冊、深谷先生古稀祝賀記念号、1973年、194頁。

¹¹ この「提案」は、西洋列強が中国各地で鉄道敷設や鉱山開発などの利権を獲得しつつある情勢の下、日本が福建省内の鉄道敷設権を狙うという動機と絡んでいる。その詳細は注6を参照。また、矢野公使の「提

日清兩國ノ間ニ於テ此度弥々償金完済威海衛占領引揚ノ運ビト相成、兩國ノ輯睦益々厚カラント望ムノ時ニ於イテ、日本政府ハ清国政府ニ厚キ友情ヲ表セント欲ス。今ヤ清国政府ハ文武専科ヲ設ケ、又武備ヲ變通スル等、人材ヲ擧ゲルニ急ナリト聞ク。而シテ人材ヲ造ルノ道ハ、学生ヲ教育スルニ在ルヲ知ル。清国政府若シ学生ヲ日本ニ派遣スルニ意アラバ、日本政府ハ之ガ為メニ費用ヲ給シテ多数ノ学生ヲ引受け教育セント欲ス。是ノ好情ヲ諒シテ返答アリタシ。¹²

さらに、矢野公使は日本側の受け入れ留学生数は2百人まで、一人あたり2、3百円で一年間計6万円を日本政府が負担することを口頭で清国政府の大臣に伝えた¹³。

しかし、矢野公使の「提案」に対して、当時の西徳二郎外務大臣は「無関心且つ冷淡で」あった¹⁴。その後6月30日憲政党大隈内閣が成立した直後、矢野公使が一時帰国した。その後矢野を継いで代理公使の任に就いた林権助が清国政府と交渉することとなった。林は矢野の「提案」ではなく、新たに意見を出した。その結果、「日本政府ノ為スヘキ事ハ清国政府ノ派スル所ノ学生ニ対シ、大学其他政府ノ管轄ニ属スル諸学校ニ於テ容易ニ入学シ得スノ便宜恩典ヲ与へ、且授業料等ヲ徴セス又殊ニ彼等カ為メ教員ヲ設ル等教育ニ関スル直接ノ監督ヲ為シ并費用ヲ供スルニ止メ、学生ノ要スル衣食其外雜費ニハ日本政府ハ干与」¹⁵しないという意見を李鴻章に述べたが、その後1898年9月に起こった戊戌政変のため、清国政府は日本留学生派遣についての議論を一時的に中断した。

ところで、参謀本部の働きかけによって、湖北省や江蘇省などにおいて、陸軍留学生派遣の準備は着々と進んだ。1898年末から1899年はじめに、湖広総督張之洞、北洋大臣裕禄、南洋大臣劉坤一などは各20名を選んで日本に派遣した。これらの留学生の受け入れについて、矢野公使は日本の陸軍学校の受け入れの準備がすでに整っているの、南北洋と湖北省から陸軍留学生を派遣するよう総理衙門に伝えた¹⁶。矢野公使の電文を受け、総理衙門は南北洋や湖北省に、陸軍留学生を選び日本に送りその経費を各省が用意するように命じた。ここまで、矢野公使の「提案」から出た留学経費は清国側の各派遣元が自己負担する形になり、日本側は官立学校に入学する便宜を図り授業料を徴収しない（林代理公使の私案）ということになった。しかし実際には、官立学校に入学する場合、第一高等学校以外では、入学検定料や授業料を徴収することになっていた。この点については、次章でふれる。

案」をめぐる清国留学生派遣政策についての先行研究はいくつあるが、本節では矢野公使の「提案」の前後の事情について、川崎真美「駐清公使矢野文雄の提案とそのゆくえ」（大里浩秋・孫安石編著『留学生派遣から見た近代日中関係史』、御茶の水書房、2009年）を参考にしていく。

¹² 外務省外交史料館所蔵「在本邦清国留学生関係雑纂 陸海軍之部」（請求番号3-10-5-3-1）。

¹³ 同上。

¹⁴ 黄福慶「清末における留日学生派遣政策の成立とその展開」『史学雑誌』第81巻7号、1972年7月、40頁。

¹⁵ 外務省外交史料館所蔵「在本邦清国留学生関係雑纂」（陸軍学生之部）（請求番号3-10-5-3-1）。

¹⁶ 矢野公使から総理衙門に送った電文の原文は1898年12月8日総理衙門より南北洋・湖広総督宛ての文書に転送されていて、それを読むことができる。総理衙門発の文書には「矢野公使が「本国の電文により、（我が国）の陸軍学校（受け入れ）の準備はすでに整っているの、南北洋、湖北三カ所から学生を派遣し、陸軍学校に入学するように」という旨を伝えたので、直ちに数名の学生を選考して、選ばれた官員が一緒に日本まで付き添い、経費は派遣省各自が準備する」と書かれている。中国語原文の出典は「札幌善後局抜解学日本経費」『張之洞全集』河北出版社、1998年8月、3724頁。

3. 清国政府の留学管理政策

1898年に清国政府は正式に留日学生派遣政策を決定したが、その後、戊戌変法、義和団事件などが起こって、日本への留学生派遣の動きは進まなかった。1901年になって清国政府は全国範囲で教育や軍事などを含めた全面的な改革を実施する、所謂「新政」を始めた。新政の開始に伴い、全国各地で新式の学校を創設するために必要な近代的知識を教授できる人材の不足が深刻になった。教育現場に補充する教員を急いで育成するために、各省から速成師範の留学生を日本に送り始めた。しかし、この時期の清国政府は、日清戦争や義和団事件などがあり、西欧列強及び日本との間に不平等条約を締結し巨額の賠償金を支払うこととなっていたほか、軍事費も拡大せざるを得ない深刻な財政難に陥っていた。故に、すべてを政府の財力に頼って留学生を派遣するのは非常に困難なことから、1901年より自費で留学することを提唱し始めた。この年6月に張之洞と劉坤一は「籌議變通政治人材為先折」を上奏して、官の財力が限られているので自力で資金を用意して日本に留学する者を、奨励すべきであるという旨を訴えた¹⁷。

しかし、清国政府は留日学生派遣において常にジレンマを抱える状態に陥っていた。すなわち、清国政府は国内各分野の人材を育成するには大勢の留学生を海外へ派遣する道を選ぶしかないが、他方で財政難から自費での留学を勧めるほかなかった。しかし、自費で留学する者が増えると、外国で革命思想の影響を受け、清国政府に反対する勢力に偏く学生が増加して、政府側はコントロールできないことを常に警戒させざるを得ない。1902年7月に自費生9人の成城学校への入学を駐日大臣蔡鈞が拒否した所謂成城学校入学事件が起こったのをきっかけにして、清国政府は日本に留学生総監督を置くことを決め、1903年1月最初の総監督である汪大燮を日本に派遣し留学生の管理を任せようとした。永井算巳が指摘したように「清廷によって一石二鳥の策として熱心に奨励され、其の結果、毎年増加の一途を辿ってきた私費留学生が、逆に、現在は危惧制限」されようとしている事情で¹⁸総監督を設置したのである。

ところで、総監督を派遣するだけで留学生を監督するための規定はまだ制定されていなかった。1903年6月に留学生を監督する方法を考えるよう命じられた張之洞は、外国に留学している学生に対して自国の法律は拘束力を持たないので日本政府の力を借りようとし、駐清公使内田康哉に相談して留学生に対して各種制限を設けようとした。また同年の10月に張之洞は「籌議約束奨励游学生章程（附章程）」（光緒二十九年八月十六日、1903年10月6日）を上奏すると同時に、「約束游学章程」（以下「約束章程」と略す）、「奨励游学卒業生章程」（以下「奨励章程」と略す）、「自行酌辦立案章程」（以下「自案章程」と略す）の三つの章程の案を作り、奏文に添付している¹⁹。それぞれを要約すれば、以下のようである。

¹⁷ 張之洞・劉坤一「籌議變通政治人材為先折」（光緒二十七年五月、1901年6月）、陳学恂・田正平『中国近代教育史資料匯編 留学教育』上海教育出版社、1991年、12頁。

¹⁸ 永井算巳「所謂清国留学生取締規則事件の性格：清末留日学生の一動向」、『信州大学紀要』第2号、1952年、27頁。

¹⁹ 前掲陳学恂・田正平『中国近代教育史資料匯編 留学教育』、53-59頁。

「約束章程」は合計 10 条からなり、主旨として、学生の入学については、官・自費生を問わず、駐日大臣或いは留学総監督が紹介する者のみを合格させ、それ以外の人は入学させないこと、留学総監督に紹介された私立学校は、文部省に認められ、教育レベルが官立学校に相当するもので、在学中の学生の行動は、当該学校により監督されるべきであり、学生は學業に専念させ、勝手な演説や政治に関係ある新聞を刊行したりすることを学校側は禁止すべきであり、邪説に惑わされる言動不審な者を退学させるなどの決定を下す時に、駐日大臣の判断に従い、学校側は協力すべきである、とした。要するに、この「約束章程」は、清国政府が留学生の管理を駐日大臣や留学総監督に託して、日本側の各学校に協力してもらうという主に学生の言動を規制するために定められたのである。

次の「奨励章程」も合計 10 条で、日本の各学校を卒業し帰国した学生の中で品行方正な者に対して、卒業校の違いによって、科举制度下の貢生、舉人、翰林などの身分を与え、官庁に登用することを奨励した。

そして、「自案章程」は、国内で派遣前に留学生の出身地などを管理することや政治・法律・陸軍の三科を学ぶ人数や陸軍の留学を官費のみに制限しようとするものである。本章程は日本側と関係なく自国内で実行するもので、本論文との関係が少ないため、詳しく述べることはしない。

「約束章程」と「奨励章程」を定める過程で、張之洞などは数回にわたって内田公使と面談し、さらに同公使を通じて日本側の意見を取り入れて章程の用語や個別条目に対して修正・添削を加えたことが、張之洞から瞿子玖や外務部宛ての文書より確認できる²⁰。永井算巳は清国留学生取締規則事件の性格を分析する際に、その背景として 1903 年にこれら二つの章程を定める過程に触れ²¹、金谷志信は、その過程をさらに詳しく述べ、日清両政府の留学生に対する思惑を検討した²²。筆者はここで両氏の研究を参考にし、内田公使の交渉中の姿勢や官立学校を中心に入学させることを希望する張之洞の考えなどについて詳しく述べ、「約束章程」を実行するのがほぼ不可能であるという点を補充したい。

もともと、西太后に命じられ、張之洞を中心にした清国官僚らが決めた「奨励章程」は、私立学校の卒業者を奨励の対象外にしたが、内田公使はこれに強く反対した。これらの章程を公布するまで張之洞らと内田の間で数回にわたって行われた交渉によれば、内田は私立学校の卒業生を奨励の対象に入れることを主張し、しかも、取締りを希望するのならば、奨励することを前提にしなければならないという姿勢であった。なぜ内田公使は私立学校を卒業する留学生を奨励の対象にすることを強く主張したのかは、「日本留学卒業生に官吏任用の特権付与」²³を求めている日本側の思惑があるためで、金谷は「巧妙に親日勢力を扶

²⁰ その文書は「致瞿子玖、鹿滋軒」（光緒二十九年七月十一日、1903年9月2日）、「致瞿子玖、鹿滋軒」（光緒二十九年七月十五日、1903年9月16日）、「復外務部」（光緒二十九年九月初八日、1903年10月27日）、（『張之洞全集』10292-10294頁、10321-10322頁）などである。

²¹ 前掲、永井算巳「所謂清国留学生取締規則事件の性格：清末留日学生の一動向」。

²² 金谷志信「所謂清国留日学生取締規則事件の背景」、『学習院史学』第9号、1972年11月。

²³ 前掲永井算巳「所謂清国留学生取締規則事件の性格：清末留日学生の一動向」、28頁。

植しようとした」²⁴と指摘している。また、見逃すことができない事実の一つは、この時期には、すでに日本の私立学校に在学している留学生が官立学校生よりもはるかに多くて、もし私立学校の卒業生を奨励の対象外にすると、奨励できる者がより少なくなっていく可能性があった。

なお、内田公使は留学生の取締りに対し積極的な姿勢ではなかった。張之洞らとの交渉を担った内田の取締りに対する反対のポイントのみを整理すれば、次のようである。一、「約束章程」は両国間の正式な条約ではなく、日本が取締る責任を担う必要はない²⁵。二、現在、私立学校は益々増え、留学生が自ら私立学校に入学しているのですでに正確な数を把握することは困難である²⁶。三、日本の法律により、学校側は留学生受け入れの自主的な権限を持っているので、政府は学校側に入退学を強制できない²⁷。四、日本の学校は多く、章程に従うことをすべての学校に命じることは不可能である²⁸。すなわち、ここで内田は、私立学校の卒業生を「奨励」させるために、「約束章程」に決められたことには協力するが、自国の事情と私立学校の現状からみれば、留学生を取締るのはほぼ不可能であるとほめかしているのである。

事実、1903年10月に「約束章程」と「奨励章程」を定めてから一年が経過した翌年10月になってから、東京府知事は「三甲第六九三二号二」を以て、清国政府と駐清公使の協議を経て定めた取締り及び奨励章程を文部省の通牒として府下の各学校宛に発送するに止まった²⁹。

一方、西太后に命じられた張之洞らは、自国の留学生を規制することを日本政府に托そうとした。留学生を規制する目的で定めた清国政府の「約束章程」に対して、当時の中国の新聞には、不審な言動のある留学生を強制的に退学させることを求める張之洞を、「留学生教育についての思惑は、（一方的に日本側の各学校に協力し自国の学生を取締ることにより一筆者）日本との関係がもう内政干渉の問題に上がり、教育問題ではなくなったのが事実であり…もし中国の学生らが在学中に犯罪を冒し日本に損害を与えたのであれば、日本にはその学生を処罰し強制帰還させる法律があるはずである。…」という批判の声が上がった³⁰。

清国政府の期待と日本側の対応の間には上述のように大きな溝が存在していた。しかし、これらの章程に対して、日本側は「学問の自由の制限である点を憚り、単に一片の通知書通達を以て事態を糊塗すべく試みたが、清廷の強硬な督促に、省令第十九号の「清国人ヲ

²⁴ 前掲金谷志信「所謂清国留日学生取締規則事件の背景」、57頁

²⁵ 「致瞿子玖、鹿滋軒」（光緒二十九年七月十五日、1903年9月16日）、『張之洞全集』、10294頁。

²⁶ 同上。

²⁷ 「復外務部」（光緒二十九年九月初八日、1903年10月27日）、『張之洞全集』、10322頁。

²⁸ 同上。

²⁹ 前掲永井算巳「所謂清国留学生取締規則事件の性格：清末留日学生の一動向」、29頁を参照。

³⁰ 『経世文潮』第8期（光緒三十年正月三十日 1904年3月16日）。

入学セシムル公私立学校ニ関スル規程」を公布せざるを得なくなった」³¹という状況もあった。

さらに、内田公使の「学生を派遣する権限は、貴国の駐日大臣や留学生総監督にある。私立学校の質を心配するなら、なるべく私立学校に留学生を少なめに派遣すればよい」³²という意見に対して、なるべく留学生を官立学校に送り私立学校の人数を留学生全体の三分の一にまで制限するという張之洞の考えは、明らかに自国学生の基本的な素養を十分に認識しておらず、また日本側の学校教育の現状からかけ離れていた。ここで当時の日本の官立学校の入学状況を知る助けとして、1907年学部が「特約五校」の計画を立てる際にまとめた次の記述を見ておきたい。

調べによれば、日本の官立高等・専門学校は中学校卒業相当の学力レベルがなければ入学できず、これらの学校で学ぶ（日本の学校は尋常小学校から、高等小学校、中学校まで卒業して高等或いは専門学校を出てからはじめて大学に入学する資格を持つ）には、入学希望者が多くて定員枠が少ないため、試験を通して優秀者を選んでいく状況であり、合格するのは容易のことではない（これは所謂競争試験である）。かつて官立学校で学んだ我国の留学生は試験に合格して入学したとしても、当初は留学生の人数が少ないために特別な扱いをされたわけで、入学当初の我国学生のレベルは確かに日本人の学生に及ばなかった。ただその学校で学ぶことを強く希望している留学生らは、賢くて学問を好む者だったので非常に勤勉に努めていい成績をとった（これは数年前の状況である）。近年、普通科を卒業して官立学校への進学を希望する者が増えてきたが、入学試験を経て合格し入学した者は、当該校長の話によるとその程度ではまだ日本人学生に及ばないようだ。…³³

上記の『官報』に書かれた官立学校の入学状況を参考にすると、官立学校を優先したいとする張之洞の希望の実現はなかなか厳しかった。実際、「約束章程」と「奨励章程」を定めた1903年には、すでに千人以上の留学生が日本に滞在しており、多くの留学生が入った学校は宏文学院、東京同文書院、成城学校などの私立学校である。その後1904年になると留学生が倍増して2400人となり、さらに1905年に入って約8000人以上の留学生が存在している。特に1904年から1905年にかけて留学生が6000人以上に急増すると、迅速に対応できるのは私立学校しかなかった。留学生を入学させる学校は官立を優先し、私立は三分の一にとどめ、多くとも五割を超えないという張之洞の発想は、早くも実現不可能になった。

以上のような状況で、自費生と私立学校への入学を制限しようとする清国政府と日本側との協議を経て作った「約束章程」の効果はほとんどなかった。その後、革命活動に参加する留学生が増え、学校に在籍しても登校しない現象もしばしばあり、留日学生の中で様々な問題が起こっている。全国教育事業を管轄する機関として1905年に設置された学部は、

³¹ 前掲永井算巳「所謂清国留学生取締規則事件の性格：清末留日学生の一動向」、28頁。

³² 前掲「致瞿子玖、鹿滋軒」（光緒二十九年七月十五日、1903年9月16日）、『張之洞全集』、10293頁。

³³ 「学界記事」『官報』第8・9期合併号。

これらの問題を解決するため、1906年3月に「通行各省選送游学限制辦法電」を発した。その制限の内容は、長期留学を望む場合、高等学校と専門学校に入りたい者は中学堂以上を卒業した学歴を持つ必要があり、工芸などを除き、速成留学を希望する場合は、中学堂の学歴と漢文の素養の両方が優秀で年齢が二十五歳以上、教育界と政治界において実務に関わった者であり、それ以外の速成留学生の派遣は一切禁止となった。さらに、同年8月に学部は「通行各省限制游学並推广各項学堂電」を各省に送り、速成留学の派遣停止を徹底させた。12月に学部は「管理游学日本学生章程」（以下「管理章程」と略す）を頒布、駐日公使館内に游学生監督処を設置して、留学生を統一管理するようになった。監督処が機能して間もない最も重要な仕事としては、「専ら中国人留学生のために設けた学校では、設けた学科がさまざま誰でも簡単に入学できるので、各種の問題が起こるのは不可避であった。故に、各種の問題を解決するには、留学生を受け入れる学校を指定すべきである。」³⁴との考えを実施に移すために、日本側の関係者との間で「清国留学生教育協議会」を開催して19校の私立学校を指定することになった。このように留学生が入学できる学校を指定するのは、見方を変えれば留学生を管理しやすくするために採用した取締の一つの方法であるとも言える。

本節で清国政府の留日学生派遣の政策の成立、日本側の働きかけ、そして留学生に対する奨励と規制制度が整えられる過程を述べてきた。そこには留日学生の卒業生の質を向上させることを目指す一方、私立学校を取締り、留日学生の革命運動への参加を防ごうとする清国政府の意図が見られた。次節からは、日本側の留学生受け入れ校としてではなく私立学校を優先させようとする動きと私立学校側にも留学生を受け入れる好条件があったということを述べたい。

第二節 日本側の留学生受け入れ

1. 初期の私立学校への入学の動き

前節でふれたように、清国政府は日本の官立学校を重視し、そこに多くの留学生を入学させようとしたが、実際に留学生を受け入れたのは、主に私立学校であった。このような流れができたのは、日本側に原因があると考えられる。その原因の一つは、日本側が最初の留学生を受け入れる頃から、官立学校を避けて私立学校に優先させ入学を進めた事情がある。もう一つは私立学校ならではの特徴があったため、多くの留学生を受け入れるのは私立学校しかなかったのである。

まず、原因の一つについてその具体的な状況を見る。

実は、1898年駐清公使が中央政府の官僚たちと交渉している間に、在外領事館員の斡旋により各省府から留学生を派遣する計画がすでに始動していたのである。その始まりは浙江巡撫から8名の文系と陸軍の留学生を日本に送ったことである。

³⁴ 学部「酌擬游学日本章程請設専員管理折（附章程）」〔光緒三十二年十月十七日〕（1906年12月2日）、前掲陳学恂・田正平『中国近代教育史資料匯編』、384頁。

1898 年 5 月杭州領事館事務代理速水一孔より外務大臣西徳二郎宛の機密文書は浙江省の文系と陸軍の留学生を日本に派遣する内容であり、そこには速水の積極的な斡旋ぶりが窺える。

清国ニ於テ…今春ヨリ漸ク学生ヲ外国ニ派遣セントノ計画アリテ且学生ハ日本ヘ派遣スルノ議有之小官ヘモ内々相談有之故小官ニ於テは必ス我邦ヘ留学適当ナルコトヲ説明致置候其後本件ハ漸ク熟成シ再ヒ小官…私信ヲ以テ参謀本部橋本大尉ヘ問合せ候処此度同部福嶋大佐ヨリ回答有之本件ニ関シ若シ学生派遣ノ場合ニハ相当ノ便宜補助ヲ与フ可ク最初ハ陸軍予備学校ヘ入学セシメ続テ清国公使ノ照会アレハ士官学校ヘ入学ヲ許ストノ事ニ有之因フ当巡撫ヘ我ガ陸軍ニ於テハ頗ル厚意を以テ学生ノ入学ヲ差許スニ付若シ派遣ノ意アレハ執行致スヘキ旨勧告致…³⁵

1898 年春、日本に留学生を派遣する計画を準備していた浙江巡撫から在杭州領事館の事務代理速水に相談があった際に、速水は積極的に日本への留学派遣の妥当性を語った。同時に速水から陸軍留学生の引受けについて参謀本部に問合せた結果、参謀本部は「相当ノ便宜補助」を与え、陸軍予備学校に入学させ、その後清国公使の照会を得て陸軍士官学校に入学させるという回答を得ていた。

陸軍予備学校については、さらに具体的に川上参謀総長が西外務大臣に照会をして、「…我士官学校ヘ入校スルニハ相当ノ手續ヲ要シ候得共其準備ノ學術ヲ研究スル為メ成城学校ニ入ルハ別段ノ交渉ヲ要セス」と回答した。

すなわち、浙江省の留学生にとっては、官立の陸軍士官学校と比べて、私立の陸軍予備学校である成城学校は「相当ノ手續」もいらない、「別段ノ交渉」も必要なく随時入学できるという手続き上の簡便さがあると強調した。その「相当ノ手續」とは、西外務大臣より速水氏宛の書簡で「相当ノ手續トハ在本邦清国公使ヨリ本大官ヘ照会シ本大官ヨリ之ヲ陸軍大官ヘ移牒スルノ謂ヒナリ」と書かれているように、陸軍参謀本部所轄の陸軍士官学校へ入学するには両国間の交渉事業を担当する外務省と駐日公使の間でやりとりをするとともに、日本国内の各部署にも交渉する必要がある。従って、手続き上便利な私立成城学校が陸軍留学生の受け入れ学校に選ばれたのである。

浙江省から陸軍留学生と同時に派遣されたのは 4 名の文系留学生である。速水は文系の留学生の入学は、陸軍留学生と同じく私立学校のほうが「捷徑」であると勧めると同時に、外務省にその入学の便宜を図るように、と頼んだ。

…文学生ハ銭承誌仁和県学廩生年二十四歳 陸世芬仁和県学附生年二十七歳 陳槐義烏県学廩生年二十五歳 何燭時諸暨県監生年二十一歳 右四名ニシテ是等ハ未タ其修ムル学課ニ就テハ一定ノ方針を定メス、…先ツ普通学ヲ修ムル方適当ト被存小官愚考ニハ右留学生ヲシテ政府直轄ノ高等ナル学校ニ入学シメシニハ夫々試験ノ順序モアリ且又留学生ノ為メ特別ノ教授法ヲ設ケントスルモ手續上六ヶ敷カル可

³⁵「浙江省ヨリ文武留学生並ニ遊歴官派遣之件具申」1898年5月25日（明治31年5月25日）、『在本邦清国留学生関係雑纂 陸海軍之部』（請求番号3-10-5-3-1）。

シ若シ私立学校ナレハ其間ニ変化融通ノ道アレハ差当リ確實ナル私学校ニ入学セシムル方捷徑ナルヘク。

36

外務省は速水の上述の報告を受け、高楠順次郎に依頼して私立の日華学堂を設ける運びとなり、浙江巡撫より派遣された4名の留学生は日華学堂の最初の入学者となった。

以上のように、中央政府の留学生派遣に先立ち、各省のなかでも最も早く日本に留学生を送った浙江省に対応して、日本側は陸軍と文系の留学生とも私立学校への入学を勧め、受け入れの準備を進めていたことが分かった。こうして、参謀本部と外務省の依頼で、私立学校である成城学校と日華学堂は留学生の教育を始めた。のちに増え続けた留学生を受け入れたのも主に私立学校である。これは、私立学校が簡単に設立でき、官立学校の入学より制限が少なかったとされる所謂「捷徑」のためであると言える。

以上は、外務省や参謀本部が派遣された留学生に直ちに対応できるため、入学の便宜さがある私立学校を選んだ背景である。一方、私立学校への入学が勧められた原因のもう一つは、私立学校が日本の教育法制上で各種学校として位置づけられ、1899年文部省により頒布された「私立学校令」に準ずる規制を受けるのみであったという事情がある。1899年以前の留学生受け入れ校は亦楽書院（嘉納治五郎の嘉納塾より改称された）、成城学校、日華学堂、横浜大同学校（中国人により設立された）の4校しかない。1899年以降、留学生受け入れ校は逐次増加したが、それは「私立学校令」及び同日発された施行規則に基づくためである。特に留学生を受け入れる学校の場合、1905年11月に文部省が「清国人ニ関スル公私立学校入学規程」を頒布するまでは、準じる法令は「私立学校令」しかなかった。以下にこの「私立学校令」の主な項目及び施行規則のすべてを挙げる。

第一条 私立学校ハ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外地方長官ノ監督ニ属ス。

第二条 私立学校ヲ設立セントスル者ハ監督官庁ノ認可ヲ受クヘシ。

第十条 左ノ場合ニ於テハ監督官庁ハ私立学校ノ閉鎖ヲ命スルコトヲ得。

- 一 法令ノ規定ニ違反シタルトキ。
- 二 安寧秩序ヲ紊乱シ又ハ風俗ヲ壞乱スルノ虞アルトキ。
- 三 六箇月以上ノ授業ヲ為ササルトキ。
- 四 第九条ニ依リ監督官庁ノ為セル命令ニ違反シタルトキ。

「私立学校令施行規則」

第一条 私立学校令第二条ニ依リ私立学校設立ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル書類ニ校地、校舎、寄宿舎ノ図面ヲ添ヘ監督官庁ニ申請スヘシ。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 位置
- 四 学則

五 経費及維持方法

前項第一号乃至第三号及校地、校舍、寄宿舎ノ変更ハ監督官庁ニ開申シ第四号ノ変更ハ監督官庁ノ認可ヲ受クヘシ。

第二条 学則ニハ左ノ事項ヲ規定スヘシ。

- 一 修業年限、学年、学期、休日ニ関スル事項
- 二 学科課程、授業時間ニ関スル事項
- 三 試験ニ関スル事項
- 四 入学退学ニ関スル事項
- 五 授業料、入学科等ニ関スル事項
- 六 賞罰ニ関スル事項
- 七 寄宿舎ニ関スル事項
- 八 職員ノ職務ニ関スル事項³⁷

以上の「私立学校令」と「施行規則」に書かれているように、私立学校の運営は地方官庁の監督を受けることと設立の際に申請書類を地方官庁に提出し認可を受けるのみで、学校の規模、維持費、定員など具体的な基準がないので、簡単に設立することができた。清国政府側の情勢の影響を受け、増えつつある留学生に迅速に対応して受け入れることができるのは日本側の私立学校しかなかったのである。

2. 清末の留日学生教育に対する日本側の考え

前述したように、日本の外務省は清国駐在の公使や領事などの報告を受けて、比較的速やかに対応しやすい私立学校での留学生の受け入れを推進した。このような動きの背後には、すでに先行研究で指摘されているように「日本の在清高官の清国に対する留日学生派遣の働きかけは、その基礎的動機を教育的な見解に置いたものではなかったことが明らかである。むしろ留学生教育の問題を、中国における日本の政治的、軍事的勢力の強化の手段として利用しよう」³⁸としていたとされており、これはあくまでも外務省の姿勢を反映していた。それでは、日本の教育界及び教育関係者は留日学生の教育に対してどのように反応したのか、そして増える一方の留学生の対応についてどのように議論したのかを見てみる。

当時の日本教育界と教育家の留日学生教育への反応についての論述は、管見の限り、蔭山雅博と李曉東の研究が挙げられる。蔭山はすでに明治後期の教育雑誌所収の清国留学生関係記事の掲載状況を概観し、日本留学の始まりから最盛期を経て清国政府の留学方針が

³⁷ 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史 第四巻』、講談社、1964年、653～657頁

³⁸ 前掲 細野浩二「中国対日留学史に関する一問題—清末における留学生派遣政策の成立過程の再検討」、204頁。

変更される時期までの諸相を各時期の関係記事を利用して解説している³⁹。李は日本の教育家が国益の側面と教育の側面の二つの側面から留学生教育に対して意見を出していることに言及している⁴⁰。ここで両者の研究を参考しながら、留日学生教育に対するいくつかの代表的な意見を述べてみる。

まず、清国政府の留日学生派遣が始まった時期には、留学生の受け入れや対処法に言及した論説がいくつか掲載されている。中には留学生のために特別な方法を設けるという旨の論説があり、1898年に教育雑誌『教育時論』には、「清国留学生の為に特別例を設くべし」⁴¹というタイトルの文が載っている。その内容は以下のようである。

今や清国留学生は、世人の注目する所となり、彼等に就て論議するもの漸く將に多からんとす。思ふに彼の老帝国が、從來我に対する頑見を一掃して留学生を送り来れるもの、寔に彼の国が人材を要するの急なるを以てなるべし、是を以て彼等が為めに謀るに、形式に拘泥せず、彼等を開發知導して、保守的、頑迷的頭腦を開發して、文明的、科学的知識を領得せしむるを要す。されば、我大学以下の学校は、彼等が為めに、厳格なる試験を課せず、規定の年限間に、規定の学科を修了聴講せしむるの、特別例を設くることは是なり。彼等は、実地の智力を得るに急なるものにして、又一片の卒業証書を得て、以て得意がる如き場合にあらざり、故に成規の試験を望む者は兎も角、然らざるものには、一切試験を行はざるの特例を設け、以て彼の急須に應ぜんこと、彼等の為め、最も適當なる一方法たるをと信ず…⁴²

上記のように、清国の状況を把握したうえで、留学生に対しては「厳格なる試験を課せず、規定の年限間に、規定の学科を修了聴講せしめ、試験を知らない者に「一切試験を行はざる」という特別な方法を設けることを呼び掛けている。急いで「一片の卒業証書」を得ることが望ましいと日本に留学した科举制度下の清末の知識人の「彼の急須に應ぜん」ことに合わせることを主張しているのである。

実は留日学生派遣の初期の教育法について、その問題が提起されていたが、日本の教育家の中では、その具体的なあり方として彼らの要請に応じ急ぐ教授するという特例を主張したのにより広い範囲で議論されていなかったと指摘している⁴³。初期の留学生の受け入れは、外務省が主導して日本国内の学校と交渉しており、日本の教育界特に文部省にはまだ重視されていなかったと言える。

しかし、1901年になってから、浙江、湖南、湖北、江蘇などの省から派遣された留学生の増加に伴い、日本の教育界には、各学校において留学生を受け入れるのが無原則に拡大される恐れがあることに不安の声が上がり、様々な意見が表明された。例えば、留学生教育事業を各学校のレベルから国家レベルに引き上げるため、義和団賠償金の一部を留学生

³⁹ 蔭山雅博「解題Ⅲ 明治日本の中国人留学生教育—その諸相—」、近代アジア教育史研究会編『近代日本のアジア教育認識・資料篇—明治後期教育雑誌所収 中国・韓国・台湾関係記事』、龍溪書舎、1995年7月。

⁴⁰ 李曉東「近代中国における日本留学と日本の教育者たち—「速成教育」をめぐる論争を中心にして—」、前掲大里浩秋・孫安石『中国人日本留学史研究の現段階』。

⁴¹ 「清国留学生の為に特別例を設くべし」1898年（明治31年9月5日）『教育時論』482号。

⁴² 同上。

⁴³ 前掲蔭山雅博「解題Ⅲ 明治日本の中国人留学生教育—その諸相—」、287頁。

教育事業に活用することを主張する意見、また各学校において留学生監督を設置し、留学生の日常生活と学習まで管理すべきなどの意見が挙げられる⁴⁴。

また留学生に対する教育法などについても議論されている。その代表的な人物の一人である嘉納治五郎は、中国への教育視察に伴い、留日学生教育に対しての見解を清国側の関係者に語った。その主な見解は、今は中国の事情により、派遣された留学生に速成教育を実施する必要があるが、根本的な教育は速成に期待されるものではなく、速成留学生を派遣すると同時に年少者を派遣し長期の留学をさせるべきであるというものだった⁴⁵。

当然、その時期に、留学生教育に対して関心を持つのは日本の教育界だけでなく、日中関係を重視することを主張していた民間団体の東亜同文会も例外ではなかった。東亜同文会が日中間の教育に積極的に関わる背後には、「西洋諸国の経済力に及ばない日本が彼らに伍して中国との貿易を盛んにするためには、教育を通じて中国への影響力を高める方法しかない」⁴⁶とする考え方があった。そこで、東亜同文会は自ら日本と中国国内で学校（東京同文書院と東亜同文書院）を直接運営して、積極的に留日学生を受け入れる傍ら、受け入れを希望する他の学校を紹介する仲介役を務める他に、留日学生の1902年の成城学校事件や1905年に起こった取締規則反対騒動などの諸問題の解決に手を差しのべるという姿勢をとった⁴⁷。

以上は、留日学生の受け入れと教授法などについて日本の教育界や民間団体におけるいくつかの意見を取り上げたが、日本の教育界の留学生教育に対する一般的な論点は4つにまとめられる。その一は、留日学生が学問のために日本に来ていることに対して、教育に従事している者として留学生を歓迎すべきである。その二は、国際関係の中で重要な地位を占めている清国から来た留学生らは清国の将来に影響を与える者として歓迎されるべきである。その三は、日中両国の特別な関係で、お互いに提携しなければならない。その四は、以前日本は清国の恩恵を受けたので、今度は恩返しとして留学生を歓迎すべきである⁴⁸。李曉東はこの4つの論点を、国際関係や日中両国関係の中（日本の国益）で捉える考え方と教育者としての立場（教育や恩返し）から捉える考え方の2つの側面に帰納している。しかも、同氏はこの2つ側面が相互に交錯して、同じ教育者の主張の異なった面を成し、留学生に対しての教育は、複雑な観点が交錯する中で行われていると指摘している⁴⁹。筆者

⁴⁴ これらの意見は「文部省と清国教育問題」（『教育時論』第590号、1901年9月5日）、「第十六議会に望む」（『教育時論』第596号、1901年11月5日）、「清国留学生の監督に就て菊池文相に望む」（『教育時論』第621号、1902年7月15日）に示されているが、本文は前掲蔭山雅博「解題Ⅲ 明治日本の中国人留学生教育—その諸相—」289—290頁を参照。

⁴⁵ 「嘉納会長清国巡遊記」、『国土』、50号、1902年11月10日。

⁴⁶ 同上。

⁴⁷ 大里浩秋「東亜同文会機関誌に見る明治期日中留学交流史」、大里浩秋・孫安石編著『近現代中国人日本留学の諸相—「管理」と「交流」を中心に』、御茶の水書房、2015年、39頁。

⁴⁸ 法政速成科の講義を担当した小野塚喜平の論調よりまとめた。小野塚喜平の原文は法政大学史学史料委員会編『法政大学史資料集 第十一集』（法政大学史清国留学生法政速成科特集）、1988年、73頁。

⁴⁹ 前掲李曉東「近代中国における日本留学と日本の教育者たち—速成教育」をめぐる論争を中心にして—、34頁、38頁を参照。

は留学生教育に対しての複雑な観点という指摘に同意する一方、彼らの考え方は重要な場面においては、日本の国益を優先にした傾けがあったのではないかと考えている。

しかし、日本の教育界における清国留学生教育の在り方に対しての議論は、実際の教育現場にどれだけの影響を与えたのか、という疑問が残ると考えている。

ここまで留学生受け入れの教授法の在り方、義和団賠償金の一部を留学生教育に充てる意見及び各学校における留学生を監督する考え方などを示したが、清国留学生は「明治教育界の予想を超えたスピードで上昇し、これに伴って東京府下には、多種多様な特設教育機関が相次いで誕生する」⁵⁰ことになった。結果として、日本側の各学校は、清国政府の急速に人材を育成する要求に応じて、短期間で特定の科目を設定し、修了したら卒業証書を与える速成教育を行う流れとなった。

3. 最初の留日学生を受け入れた学校—日華学堂と成城学校

初期に留日学生を受け入れたのは、参謀本部と外務省から受け入れを要請された私立学校の成城学校と日華学堂であった。初期の留学生受け入れの特別例として、その運営と廃校までの成り行きについて触れる。

まず、成城学校の場合は、前述したように参謀本部の依頼を受けて陸軍留学生を受け入れ、予備教育を行い始めた。その際に、留学生教育に関する諸費用は参謀本部に設置されている清国学生管理委員より受領している。同校は「教育費として毎月管理委員より交付される金額は四百二十円であった。これは一組二十名として、四組の見積りに依るもので、留学生一人宛、一か月五円二十五銭の計算である。入学者が増加し、学級数が増しても、この交付金額に変更はなかった」⁵¹という。しかし、1903年3月になって、180名以上の留学生在が在学することになり、ついに経済的負担に耐え切れなかったため管理委員長宛に教育費の増額を稟請した⁵²。成城学校側は4つのクラス以上の学生を入学させる時には、クラスの数に応じ1ヶ月100円を増額することを希望したのに対して、参謀本部との間に合意を得ることはできなかった。結局1903年7月になると、参謀本部からの留学生教育の委託を解除した⁵³。その後同年の10月に成城学校は留学生教育を再開して文系の留学生のみを收容し、学生一人あたり毎月25円の学費を徴収することとし、ほかの私立学校と同じく学生に直接に学費を納めさせるようになった。

次に、外務省の監督下に置かれている日華学堂の場合は、学堂の教員、学生らの衣食医薬費及び学生一人の小遣いなどすべての費用は、学堂の責任者が外務省に出頭して必要な金額を受領し維持していた。すなわち、日華学堂の場合は、一般の私立学校のように学生から直接に授業料を徴収して学校を運営していたのではなかったが、日華学堂側はこのよ

⁵⁰前掲藤山雅博「解題Ⅲ 明治日本の中国人留学生教育—その諸相—」、290頁。

⁵¹『成城学校八十年』1965年、37頁。また、成城学校は経済的な原因で参謀本部の依頼を解除した内容については、中村義「成城学校の中国人留学生」（辛亥革命研究会編『中国近現代史論集』汲古書院、1985年、267～270頁）に詳しい。

⁵² 前掲『成城学校八十年』、37頁。

⁵³ 同上、38頁。

うな経営方法を変えようとしたのである。その動きに触れた外務省宛の報告書は下記のようなものである。

最初金五十円ヲ教師手当トシテ外務省ヨリ補助シ、更ニ五十円ヲ総管理者ノ手当トシテ支給セラルハコトハナリ、更ニ新来者アリシ為三十円ヲ増給シ合計百三十円ヲ補助セラルハ内、八十円ハ全ク教授ニ支用セリ、コレ実ニ教授時数二百十六時数ニ動シ支払フモノニシテ、一時数口ニ三十七銭トス、實際ニ於テハ不充分ナルモ、十三人ノ留学生口口口三十円ノ補助ハ又少額ト云フベカラズ、相口ニ学生若シ二十人ニ口セハ会計組織ヲ一変シ授業料ヲ徴シ特別ノ補助金ヲ要セザル方針ヲ取り得ヘシ。⁵⁴

上記のように、学堂の教員や総管理者に支払う給料などは外務省よりもらった補助金で提供しているが、支払われた金額は授業の時数で割ると十分ではなかった。そのため、もし留学生が増える場合、これまでの外務省補助という形を変更し留学生から授業料を徴収する方針に切り替えたいという旨を外務省に相談していることが分かる。

また、このような学堂の経営方針を変更する意見は、1899年11月28日の日記にも出ていて、「学堂会計整理の事を協議し、外務省より補助の増加を求めるか、他の地へ移転するか其一法を実行することと決せり。…」⁵⁵という内容であった。学堂側の関係者としては、外務省に補助金の増額を要求するか又は他の処に移転するかのいずれか一つの方法で解決しようとしている。ここで言う他の処に移転というのは、外務省の監督下から独立して自主経営することを意味している。なぜならば、1899年2月7日付の日記に「火曜 晴 堂生も次第に多数となり、室内狭溢を告る事となれり。校舎新築の必要愈切迫に來りたれば午後桜井君と共に表町高台の地所を檢分し高楠氏と新築の計画を儀す。」⁵⁶と書かれ、すでに1899年2月から、校舎新築の計画を立てているからである。その後の2月20、21日、と3月7日、24日付の日記にも新築の件が出ており、さらに数回にわたって三井銀行との交渉があり、結局銀行との協議は合意しなかったことがわかる⁵⁷。

上記の学堂側の動きをみれば、外務省から補助金を受領する形ではなく、授業料を徴収し、自主的に学校を運営することが日華学堂の関係者の望みであった。しかし、日華学堂は成城学校ほどに長続きはしなかった。日華学堂が留学生教育を終了した原因は、上記のような学堂新築の計画、学生からの授業料徴収、外務省への補助金増額の要求などの動きから考えれば、経済面の問題にあったと推察できる。

清国政府が外務省あるいは参謀本部の監督下の私立学校に官費生を送るのは、最初の段階にとどまったが、留学生を受け入れる特殊な役割を担った日華学堂と成城学校は、私立

⁵⁴ 『在本邦清国留学生関係雜纂 陸海軍之部』（請求番号3-10-5-3-1）。

⁵⁵ 柴田幹夫「日華学堂日記 1898年～1900年」新潟大学国際センター『国際センター紀要』第9号、2013年3月、73頁。『日華学堂日記』については、まずさねとう・けいしゅう「日華学堂の教育」（『中国留学生史談』、第一書房、49～101頁）にその一部が掲載された。そこには日華学堂監督であった宝閣善教の日記「行雲録」と「灯焰録」に加え、所々にさねとう本人のコメントも付されている。日記全体については近年前掲の柴田幹夫により発表されている（本論文では、主にさねとうの「日華学堂日記」を参考にし、足りない部分は柴田の「日華学堂日記」を参考にしている）。

⁵⁶ 同上柴田幹夫「日華学堂日記 1898年～1900年」、48頁。

⁵⁷ 同上、49頁、50頁、52頁。

学校として自主的に学校を経営することができなかったという理由で、自ら留学生教育の依頼を返上、或いは教育を停止したのであろう。

日華学堂とほぼ同時期に留学生を受け入れたのは嘉納治五郎が設けた亦楽書院（1896 年に 13 名の留学生を受け入れた塾から発展してきた）である。留日学生の増加に伴い、1902 年に嘉納治五郎は正式に宏文学院を創設し、本格的な留学生教育を行い始めた。その他、亦楽書院とほぼ同じ時期に創設された学校は、横浜大同学校、東亜同文会に所属している東京同文書院が挙げられる。1903 年になって、振武学校や法政速成科などが続々設けられ、私立学校は留学生を受け入れる主な学校となった。

この節で述べた内容を振り返れば、日本の私立学校が主な留学生教育機関となって速成教育を実施した原因は様々であるが、外務省と参謀本部が私立学校を留学生教育の受け皿として誘導した理由は、日本教育界の留日学生教育に対する態度、私立学校が日本政府の直接的な指導下に置かれることなく、比較的自主的な運営が可能であったという対応の柔軟さによって清国側の情勢に合わせやすかったという要因も考えなくてはならない。

第二章 中国人留学生教育を行う私・官立学校

周知のように、清末の中国人留学生を受け入れたのはほとんど私立学校である。これらの私立学校の中には、文部省の直轄学校へ無試験で入学できることが認可された宏文学院もあれば、「学商」や「学店」などと呼ばれる授業料だけを徴収して授業をやらない悪質な学校もあり⁵⁸、私立学校の教育水準、寄宿舎などの整備はバラバラで同一のレベルではなかった。そこで、本章では、日本の教育法制上に位置している留学生教育機関としての私立学校の入学規定や授業料などを検討するが、私立学校と比較する意味で官立学校にも触れる。

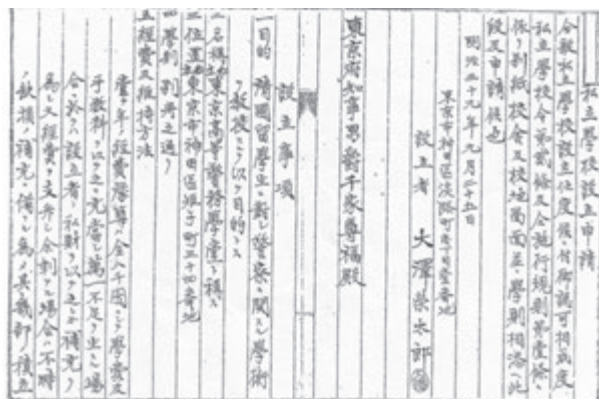
これまで留日学生教育を行った私立学校に関する研究については、一校又は二校を挙げて、その学校の設立経緯、留学生受け入れ状況、留学生教育を行った実態などについて検討した個別事例的なものが多く見られる。しかし、こうした研究を通して留日学生教育を行った私立学校の全体像がなかなか見えてこないというのは、今に残っている研究課題である。もちろん、資料上の制限によりこの研究課題を解決するのは容易なことではない。

ところで、この時期に設立された留日学生教育の私立学校は、日本の教育法制上からみれば、すべて正規の学校系統の外に位置する各種学校として位置づけられる学校であった。日本における戦前の私立学校に関する規則は、学校系統の整備の過程で変遷を重ねてきた。1899 年 8 月 3 日制定の「私立学校令」（勅令第 359 号）は、広く私立学校一般に適用される包括的監督規定である。同規定の制定により、私立の各種学校も同令の監督を受けることとなり、その設立には監督官庁（地方長官）の認可を必要とすることとなった⁵⁹。東京に位置する留日学生教育に携わる私立学校の場合は、監督官庁である東京府知事にその設立認可を提出しなければならず⁶⁰、そのための申請書類については現在東京都公文書館に所蔵されている（申請例は図 2-1 を参照）。筆者が確認した限り、留日学生のために設立された学校あるいは特設科が、東京府知事宛に提出した学校設立申請または学則変更の申請書類群は、1902 年から 1908 年までの計 28 校分が所蔵されている。これらの申請書類群は、留学生教育機関の全体像を捉える貴重な手がかりであるが、これまで十分には利用されてこなかった。従って本節では、主に東京都立公文書館所蔵の簿冊「文書類纂 学事 第一種 私立各種学校」から、専ら留日学生のために設けられた学校或いは特設科に関する部分を取り出して利用することで、当時の東京府所在の留日学生教育関連学校の運営がどのようなものであったのかを考察する。

⁵⁸ このような学校は日本教育史上にも存在しており、「営利的私立学校」と批判されている。その詳細は土方苑子編『各種学校の歴史的研究—明治東京・私立学校の原風貌』（東京大学出版会、2008年）307—308頁を参照。

⁵⁹ 『明治以降教育制度発達史』では「各種の学校令に依らず、従来明治十四年文部省発第十五に依り單純なる私立学校即ち所謂各種学校として地方長官より設立の認可を得たる学校は私立学校令制定後は、全部的に同令の支配を受けるのである」と記している（前掲『明治以降教育制度発達史』第四巻、658頁）。

⁶⁰ 「私立学校令」第一九条では別に「既設ノ私立学校ニシテ未タ設立ノ認可ヲ受ケサルモノハ本令施行ノ日ヨリ三箇月以内ニ本令ノ規定ニ依リ認可ヲ受クヘシ」とし、既存の未認可私立学校も同令に基づく認可を一様を受けることを明記している。



【図 2-1】東京高等警務学堂の申請届

本章でいう清末の留日学生教育にかかわる私立学校とは、もっぱら清国留学生を受け入れ、教育を行うことを目的として設立された学校あるいは学科（学部）の総称である。本節は基本的に、表 2-1 を参照しながら各留学生教育の学校において採用された入学制度、入学方法、入学に関する手続等について論述してその特徴を明らかにする。

第一節 各私立学校における入学規定

1. 日本側の留学生受け入れ制度及び管理上の変化

清末の留日学生教育機関における留学生の受け入れ時の諸状況について検討するに先立ち、日本側の留学生受け入れ制度及び留学生教育機関に対しての管理上の変化について整理しておく。

まず、1896 年に日本に来た 13 名の留学生や、1897 年浙江省に派遣された 4 名の文系留学生は、日本外務省の依頼を受けて、嘉納治五郎の通称嘉納塾と高楠順次郎の日華学堂で教育を受け始めた。さらに 1899 年 9 月になって、北洋大臣により派遣されて日華学堂に入学した 12 名とすでに同学堂に在学している浙江省留学生は、聴講生として帝国大学或いは第一高等学校への入学を許可された。この 2 校の文部省直轄学校において、特別入学として清国留学生を受け入れたのがきっかけとなり、文部省は翌年 7 月に外国人留学生の入学に関する初めての法令として「文部省直轄学校外国委託生ニ関スル規程」（1900 年 7 月 4 日文部省令第 11 号）を制定した⁶¹。その規程の第一、二、三条では、留学生の入学資格は日本駐在の公使或いは領事の委託に限って特別に許可されること、その委託書を添付書類として願ひ出ること、相当の学力がある者に限って許可されることが定められている。1901 年 11 月にこの規程が改められて、「文部省直轄学校外国人特別入学規程」（1901 年 11 月 11

⁶¹ 前掲『明治以降教育制度発達史』第4巻、665頁。

日文科省令第15号)が定められた⁶²。その入学資格としては、「外務省、在外公館又ハ本邦所在ノ外国公館」⁶³の紹介と紹介状の添付があることに変更された。この二つの規程はいずれも文部省直轄学校を対象としているが、多くの清国留学生を受け入れた公私立学校を文部省の監督下に置いたのは1905年になってからである。

1905年11月、文部省は第19号省令を以て、「清国人ヲ入学セシムル公私立学校ニ関スル規程」(以下「規程」と略す)を定めた⁶⁴。この規程は留日学生たちには不評で、「清国留学生取締規則」と呼ばれ、制定の背景などをめぐって留日学生は激しく反発したが、ここでは留日学生が起こした取締り規則反対運動について触れるのを略し、留学生の入学に関する条目に注目したい。具体的な条目の内容をみれば、留日学生を受け入れる公私立学校を厳しく管理すると同時に、留学生の入学資格を制限している。各学校の入学について、「規程」第1条は「公立又ハ私立ノ学校ニ於テハ清国人ノ入学ヲ許可セントスルトキハ其ノ入学願書ニ本邦所在ノ清国公館ノ紹介書ヲ添付セシムヘシ」⁶⁵と明示し、これまで各学校独自の規定に従っていた私立学校への入学が⁶⁶、以後は統一的に清国公使館の紹介書が必要とされることになったのである。

1906年11月に、中国側の学部は留学生の質を向上させるために、速成留学を廃止して、長期留学を求めることにし、日本側の留学生を受け入れている学校長を招いて協議会を開き⁶⁷、協議会のメンバーとなる19校⁶⁸を以後清国留学生教育の指定校として承認した。協議会では、入学を希望する際に公使館の紹介書が必要であることを強調したうえ、速成教育の廃止と普通科の修業年限・定員数・進学などを決め、まだ速成教育を実施している学校或いは学科はそのまま学期終了まで学業を続けさせるが、その後は速成教育を停止することを決めた。

こうして、留日学生を受け入れた私立学校側の動きは、日中両国それぞれの関連制度や留学生来日の流れなどに左右される傾向があった。ゆえに、この時期の留学生在籍校の全体像を把握するのは極めて難しいことである。とはいえ、この章の冒頭で述べた東京都公文書館所蔵の申請書類群を利用して、可能な限り多くの私立学校を取り上げ、その清国留学生の入学に関する全体的な状況をまとめることを試みたい。

2. 各私立学校の分類と認可申請年月日などについて

⁶² 同上、666頁。

⁶³ 「文部省直轄学校外国人特別入学規程」第1条、同上、666頁。

⁶⁴ 前掲『明治以降教育制度発達史』第4巻、667頁。

⁶⁵ 同上。

⁶⁶ 前章で述べた1903年に清国政府が日本側と協議して定めた「約束章程」には駐日大臣又は留学生総監督の紹介が必要であると書かれているが、実施されなかったと見られる。

⁶⁷ 「清国留学生教育協議会」の詳細については、拙稿「『清国留学生協議会』について」(『アジア文化特集・教育の歴史と現在』第30号、2008年12月)を参照されたい。

⁶⁸ その19校は早稲田大学、法政大学、中央大学、明治大学、東洋大学、宏文学院、同文書院、経緯学堂、成城学校、東京実科学学校、東京鉄道学堂、東亜鉄道学校、大成学堂、東斌学堂、高等警務学堂、警監学校、同仁医業学校、実践女学校、大阪高等予備学校である。

前述の私立 28 校について、留学生教育に関する学科等の設置目的、認可申請年月日などを項目別にまとめた表 2-1 を作成した。表 2-1 を見ながら、この 28 校の概況をまとめよう。

これらの学校は、大抵二つの状況に分けられる。一つは専ら留日学生のために設けられた学校或いは学科（部）であり、もう一つはもともと日本人学生のために設立されたが後に留日学生のために新たに特別科或いは学部を増設したのである。

【表 2-1】

通番	1	2	3	4	5	6	7
学校名	東京同文書院	弘(宏)文学院	私立東京日本語学校	私立振武学校	法政速成科	私立東洋学院(麹町区富士見町四丁目十二、十三番地明治義会中学校敷地内)	私立経緯学堂
申請年月日	1902 年 1 月 18 日	1902 年 4 月 10 日	1903 年 2 月 14 日	1903 年 8 月 24 日	1904 年 4 月 26 日	1904 年 5 月 14 日	1904 年 8 月 9 日
設置目的	本院ハ東京同文書院ト称シ東亜同文会直轄トス 第二章 目的 第二条 本院ハ清国留学生ヲ收容シ各専門学校ニ入ルヘキ予備ノ学科ヲ授クル処トス	私立弘文学院ハ清国ニ日本語及普通教育ヲ授クル処トス 本学院ハ又清国ニ専門ノ学科ヲ授ケ日本人ニ清国語ヲ授クル課程ヲ設クルコトアルベシ其規則ハ別ニ之ヲ定ム		本校ハ清国留学生ノ将来陸軍々人タラント欲スル者ノ為メニ設クルモノニシテ他日陸軍士官学校若クハ陸軍戸山学校入学ノ予備教育ヲ為スモノトス		本校ノ目的ハ邦人ニハ清韓両語ヲ主トシ傍ヲ法制経済歴史地理等ノ諸学科ヲ授ケ清韓国ノ留学生ニハ専ラ邦語ヲ併セテ普通日新ノ學術ヲ授クルアル	本学堂ハ東亜先聖ノ大道ヲ經トシ西洋凡百年ノ學術ヲ總トシ以テ親善諸國ノ子弟ノ我國ニ來遊スル者ヲ容受教育シ互ニ心志ヲ連絡シテ同文諸國ノ隆盛ヲ裨補スルコトヲ宗旨トス
入学時期	入学期ハ第一及第二学期ノ始ヲ以テ例規トス但シ院長ノ見込ニ由臨時入学ヲ許シ相当ノ学級ニ編入スルコトアルベシ	入学ハ九月一日ヨリ同十五日ノ間ニ於テ許可スルモノトス 但学院院长ノ見込ニ依リ臨時入学ヲ許可スルコトアルベシ					入学ハ每学期ノ初ニ於テスベシ
入学資格	清国人ニシテ年齢十五才以上ノ男子タルヘシ	本学院ニ入学スルヲ得ベキモノハ身体健全品行方正ニシテ清国普通ノ教育ヲ受ケタルモノトス		本校ニ入学シ得ヘキ者ハ年齢十六歳以上ニシテ本校所定ノ学科課程ヲ修ムルヲ得ヘキ素力アル者トス		邦人ハ品行端正身体健康ニシテ中学卒業ノ者及之ト同等ノ学力ヲ有スルモノ 二 外人ハ年齢満十五歳以上ノ者	本学堂普通科ニ入学シ得キモノハ年齢十四歳以上ノ清韓両国男子ニシテ本課程ヲ修習シ得キ学力ヲ有スル者トシ高等科ニ入学シ得キ者ハ本学堂普通科ヲ卒業シタルモノ又ハ同等ノ学力ヲ有スル者トス
出典（東京都立公文書館所蔵）	「明治三十五年文書類 第一種 学事 私立各種学校 第一 625 B6 1」	「明治三十五年文書類 第一種 学事 私立各種学校 第一 625 B6 1」	「明治三十六年 文書類 第一種 学事 私立各種学校 第一 625 D5 3」	「明治三十六年 文書類 第一種 学事 私立各種学校 第二 625 D5 4」	「明治三十七年 文書類 第一種 学事 私立各種学校 第二 626 C5 11」	「明治三十七年 文書類 第一種 学事 私立各種学校 第二 626 C5 11」	「明治三十七年 文書類 第一種 学事 私立各種学校 第二 626 C5 11」

32 言語と文化論集 特別号

通番	8	9	10	11	12	13
学校名	私立日清学堂	私立実践女学校	私立東京警監学校	私立大成学堂	私立済美学堂	私立東洋学院
申請年月日	1904年12月1日	1905年7月22日(学則改正)/1908年1月28日(再度学則改正)	1905年12月4日	1905年11月7日	1905年11月28日	1906年2月22日
設置目的	本学堂ハ日清学堂ト称ス 目的 第二条 本学堂ハ大清国留学生ニ連成の中等普通教育ヲナスヲ以テ目的トス		本校ハ清国留学生ノ為警察監獄ニ關スル事項ヲ教授シ実務ニ通曉セシムルヲ以テ目的トス	清国留学生ニ日本語ヲ教授スルト共ニ文部省規定ノ中学令ニ拠リ普通学ヲ教授スルヲ以テ目的トス	本学堂ハ清国留学生ニ普通科高等普通科及速成師範科ヲ授クルヲ目的トス	本院ハ清国留学生ノ男子ニ日語本院ハ清国留学生ノ男子ニ日語日文ヲ教授シ自由ニ對話シ自在ニ日本文ヲ解釈シ得ルカヲ養成シ以テ各学校ニ入学スルヲ備フ為サシムルヲ以テ目的トス
入学時期	本学堂入学ハ毎学年ハ学期ノ始トス 但臨時入学ヲ許スコトアルベシ		学生ハ毎学期ノ始ニ入学セシムベシ但シ欠員アルトキハ臨時入学ヲ許スコトアルベシ	生徒入学ノ期ハ毎学期ノ始ヨリ三十日以内トス但職員アル場合ニ限り臨時入学ヲ許スコトアルベシ		入学ハ各学期ノ初メニ之ヲ行フ 但時宜ニ依リ臨時入学セシムルコトアルベシ
入学資格	本学堂入学ハ清国公使ノ照会保証アルモノ或ハ留学生会館幹事ノ保証アルモノニシテ年齢十五歳以上本学堂所定ノ学科ヲ履修シ得ル者トス	清国留学生ハ漢文ノ素養ナル者トス 六 本教場入学ノ程度ハ漢文ノ素養アルモトス*1 入学者ノ資格左の如シ 一 中等科は年齢十五歳師範科は十七歳工芸科は十五歳以上の者 二 在学中他に係累なき者 三 在東京の日本人より保証人を出す者 四 身体健康品行方正なる者 五 公使館の紹介書ある者 三 中等科及師範科工芸師範科は生徒数四十人以上に至れば一班を開く各人数足らざれば臨機保証人と協定して特に班を開くことあるヘシ但十五人以上となるヘシ*2	本校学生タレントスル者ハ左ノ各(号)ヲ具備スルモノニ限ル 一 年齢十八歳以上ノ者 二 品行方正ナ者 三 身体壯健ナル者 四 相当ノ学力ヲ有シ本校所定ノ学科ヲ修ムルニ差支ナシト認ムル者	第十七条 第一学期(及日語専修科 変更分)ニ入学ヲ許スベキ者ハ品行方正身体健康ニシテ年齢満十二歳以上ニ達シ相当ノ学力ヲ有スル者タルベシ 第十八条 第二学期以上ニ入学ヲ許スベキ者ハ相当年齢ニ達シ前各学期ノ課程ヲ卒リタル者ト同等ノ学力ヲ有スル者タルベシ 前項入学者ノ学者ノ学力ハ前各学期ノ程度ニ於テ其各学科ニ就キ試験ニ依リテ検定ス	入学ハ清国公館ノ紹介保証アル者ニ就キ之ヲ許ス	入学資格 初等科 身体健全品行方正ナル満十五歳以上ノ男子ニシテ漢字ヲ解シ得ハ者トス 高等科 身体健全品行方正ナル満十五歳以上ノ男子ニシテ初等科修了以上ノ学力ヲ有スルモトス
出典 (東京都立公文書館所蔵)	「明治三十七年 文書類集 第一種 学事 私立各種学校 第二 626 C5 12」	*1「明治三十八年文書類集 第一種 学事 私立各種学校 第一 626 A5 8」、*2「明治四十一年分署類集 学事 第一種 学事私立学校 第一巻 東京府文庫 6 28 c6 02」	「明治三十八年文書類集 学事 626 A5 9」	「明治三十九年文書類集 第一種 学事 私立各種学校 6 27 B5 25」	「明治三十九年文書類集 第一種 学事 私立各種学校 第二 627 B5 23」	「明治三十九年文書類集 第一種 学事 私立各種学校 第二 627 B5 23」

通番	14	15	16	17	18	19
学校名	私立東亜鉄道学校	私立哲学館日清高等学部	(東亜青年会附属) 私立東亜公学	私立路館学堂	私立東京高等警務学堂	私立東京実科学校
申請年月日	1906年3月2日	1906年3月2日	1906年6月23日	1906年6月24日	1906年9月25日	1906年11月24日 学則改正
設置目的	本校ハ清国留学生ノ為メニ鉄道学校教授シ併セテ日語及普通各学ヲ授クルヲ以テ目的トス		本校ハ清国留学生ノ為メニ高等普通教育ヲ授クルヲ以テ目的トス	本学堂ハ専ラ清国留学生ノ為メニ鐵路及ヒ鐵山ニ関ルニ学科ヲ教授スルヲ以テ其目トス	本学堂ハ専ラ清国留学生ニ対シ警察ニ関スル學術ヲ教授スルヲ以テ目的トス	目的 第四条 本校ハ主トシ物理化学数学博物学農林学等ヲ教授シ理科の知識技能ヲ養成スルヲ目的トス 第五条 前条ノ目的ヲ達スルガ為メ本校ニハ高等理工農科物理化学専修科ヲ設ク又清国留学生ノ為ニ特ニ普通科師範科及理科補習科ヲ置ク 日則第四条ヲ修正シ博物学専修科ヲ加ヘタリ是レハ第四条ノ理由ニヨリ又新ニ清国留学生ヲ特設科ヲ設ケタリ
入学時期	本校ハ毎学年ノ始メニ於テ入学ヲ許可ス 但各科ニ欠員アル時ハ臨時入学ヲ許スコトアルベシ		生徒ノ入学ハ毎一年一回即学年ノ始メニ於テ之ヲ許可ス 但シ学期ノ始メニ於テ補欠員ヲ募集スルコトアルベシ	生徒ヲ入学セシムル時期ハ毎学期ノ始メトス		本校ノ入学期ハ毎学年ノ初メトス 但シ欠員アル時ハ選考ヲ経テ臨時入学ヲ許スコトアルベシ
入学資格	本校ニ入学セントスル者ハ八年齢満十五歳以上身体強壯品行方正志堅固ノ男子ニシテ清国公館ノ紹介アルヲ要ス第十八条ノ予科ニ入学セントスル者ハ相当学力アルヲ要ス 本科第一学年ニ入学セントスル者ハ左記各号ノ一ニ該当スルヲ要ス 一 本校予科ヲ修了シタル者 二 本校予科修了者ト同等以上ノ学力証明書ヲ有スル者 三 本校ノ検定ヲ経タル者 高等予科第一学年ニ入学セントスル者ハ本科第一学年ニ入学スル者ト同等資格アルヲ要ス本科第二学年及高等予科第二学年ニ入学セントスル者ハ左記各号ノ一ニ該当スルヲ要ス 一 本校本科第一学年及高等予科第一学年修了者ト同等以上ノ学力証明書ヲ有スル者 二 本校ノ検定ヲ経タル者		入学セント欲スル者ハ入学願書及卒業履歷書ニ日本所在清国公館ノ公使館又ハ学生監督ノ紹介書ヲ添付シテ本校ニ願出スベシ以上ノ条件ヲ具備セル者ハ本校ニ於テ酌定ノ上又ハ試験ヲ経テ相当級ニ編入スベシ	本学堂ニ入学セントスルモノハ清国公使ノ紹介ニ係リ品行方正身体健全シテ本学堂ノ学科ヲ学習シ得ルモルモノニ非サレバ許可ス可トス	本学堂定員ハ五百名ト定メ年齢十八歳以上ノ男子ニシテ本学堂ノ学生タルニ適スルモノカゾ有セルモノヲ入学セシム	普通科 師範科 理科補習科 三科ハ八年齢十二年以上ニシテ本科ヲ修ムルニ足ル相当ノ学力ヲ有シ品行方正ナルモノ
出典 (東京都立公文書館所蔵)	「明治三十九年文書類 第一種 学事 私立各種学校 第一 627 B5 22」	「明治三十九年文書類 第一種 学事 私立各種学校 第二 627 B5 23」	「明治三十九年文書類 第一種 学事 私立各種学校 627 B5 25」	「明治三十九年文書類 第一種 学事 私立各種学校 第三 627 B5 24」	「明治三十九年文書類 第一種 学事 私立各種学校 627 B5 25」	「明治三十九年 文書類 学事 627 B5 25」

通番	20	21	22	23	24	25	26	27	28
学校名	私立志成学校	私立東京鉄道学堂	私立成女学校	私立東京聖門学園学校	私立東京仁恵薬学校	早稲田大学清国留学生部	私立東京工科大学	私立成城学校	私立東京数学学院
申請年月日	1907年2月14日	1907年2月21日	1907年3月20日 学則改正	1907年7月8日	1907年7月25日		1907年9月10日	1907年12月13日	1908年9月24日
設置目的	本校ハ清国留学生ノ男子ニ普通学ヲ教授スルヲ以テ目的トス	本学堂ハ専ラ清国留学生ノ為メニ設立シ鉄道ノ教授ヲ以テ目的トス	本校支那女生徒ニ對シテ普通科ノ學生ニ普通及師範教育ヲ授ケルヲ以テ目的トス	本校ハ清国留学生ノ女子ニ入学スルニ必要ナル学科ヲ授ケルヲ以テ目的トス	本校ハ清国留学生ノ為メニ医学薬学ノ教育ヲ授ケルヲ以テ目的トス	早稲田大学清国留学生部ハ清国留学生ノ為メニ設立シ日本語ノ普通学及師範教育ヲ授ケルヲ以テ目的トス		本学ノ清国留学生ノ為メニ中等普通学ヲ授ケルヲ以テ目的トス修業年限ハ三箇年トス	特別科 本科者為清国留学生所設而其程度與本院全学科相同學級及開班期與四科相同
入学時期	入学ハ学年及学期ノ始メニ於テ之ヲ許可ス	入学期ハ毎学年及毎学期ノ始メトス	本學部入学ノ始メニ於テ之ヲ許可ス	入学ノ期ハ毎学年ノ始メトス		本學部ハ毎学年ノ初メニ入学ヲ許可ス			
入学資格	入学者ハ八年齢十四歳以上二十歳以下ノ男子ニシテ清文ノ兼業ヲシ清国公使館ノ紹介アル者ニ限ル	本学堂ニ入学セントスルモノハ左ノ資格ヲ有シ清国公使館ノ紹介アルモノニ限ル 予科 身体健全品行方正年齢十六歳以上ノ男子ニシテ本科ノ課程ヲ履修スルニ足ルハニキ学力アルモノトス 本科 身体健全品行方正年齢十七歳以上ノ男子ニシテ予科ヲ修了シタルモノ又ハ二十歳以上ノ学力アルモノトス	本學部に入學セんと欲するモノハ普通科は年齢十四歳以上二十歳以下師範科は二十歳以上三十歳以下トス	品行方正ニシテ左ノ資格ヲ有スル者ニシテ清国公館ノ紹介ヲ得ルモノハ保証人達書ノ上左記ノ順ニ書ニ履歷書及清国公使館ノ紹介書ヲ添付シテ本校ニ願出スベシ 但年齢十六歳以上ノ男子ニシテ清国中学堂ニ二年級以上修業セシモノ又ハ同等以上ノ学力ヲ有スル者タルハシ	凡ソ本校ニ入学セント欲スルモノハ保証人達書ノ上左記ノ順ニ書ニ履歷書及清国公使館ノ紹介書ヲ添付シテ本校ニ願出スベシ 但年齢十六歳以上ノ男子ニシテ清国中学堂ニ二年級以上修業セシモノ又ハ同等以上ノ学力ヲ有スル者タルハシ	入学セント欲スル者ハ履歷書保証人達書ノ入學書及ヒ清国公使館ノ紹介書ヲ添付シテ本校ニ願出スベシ 但年齢十六歳以上ノ男子ニシテ清国中学堂ニ二年級以上修業セシモノ又ハ同等以上ノ学力ヲ有スル者タルハシ	清国留学生ニシテ本科ニ入学セント欲スル者ノ為メニ特ニ普通科ヲ設ケ但シ普通科ノ修業年限ハ一年トス第二条 普通科ノ学科ハ日本語トシテ兼修セ必要トス但シ普通科ヲ履修スル者ハ試験ニ合格シタル者ハ予科第一学年ニ入学セシムルモノトス	学生ノ入学ハ年齢満十二年以上ニシテ品行端正身体強健ノ者ニ限リ清国公館ノ紹介保証アルモノニ限リシテ入学者ハ年齢十八歳以上ノ男子ニシテ入学ヲ望ムモノハ相当ノ試験ヲ経テ之ヲ許スコトアルベシ	特別科 本科者為清国留学生所設而其程度與本院全学科相同學級及開班期與四科相同
出典 (東京都立公文書館所蔵)	「明治四十年文書類 第一種 学事 私立学校 第一 627 D5 1」	「明治四十年文書類 第一種 学事 私立学校 第一 627 D5 1」	「明治四十年文書類 第一種 学事 私立学校 第二 627 D5 2」	「明治四十年文書類 第一種 学事 私立学校 第三 627 D5 4」	「明治四十年文書類 第一種 学事 私立学校 第三 627 D5 3」	「明治四十年文書類 第一種 学事 私立学校 第五 627 D5 5」	「明治四十年文書類 第一種 学事 私立学校 第五 627 D5 5」	「明治四十年文書類 第一種 学事 私立学校 第五 627 D5 5」	「明治四十年文書類 第一種 学事 私立学校 第五 627 D5 5」

もともと日本人の学生を教育するための学校例としては、女子留学生を収容する代表的な学校である実践女学校（通番9）が挙げられる。この学校は1899年に日本人女性のために設けられた学校で、1905年7月に学則改正を申請して「清国女子速成科」を増設した。また、東京実科学校（通番19）の場合は、「私立実科学校学則」の第4条によると、「本校ハ主トシ物理学化学数学博物学農林学等ヲ教授シ理科的知識技能ヲ養成スル」ことを目的とし、専ら清国留学生のために設立されたものではなかったことが分かるが、第5条に「前条ノ目的ヲ達スルガ為メ本校ニハ高等理工豫科理化学専修科ヲ設ク又清国留学生ノ為ニ特ニ普通科師範科及理科補習科」を置くとしている。すなわち、当該学校では日本人学生を収容する高等理科予科と理化学専修科以外に、別に清国留学生を入学させるために普通科・師範科・理科補習科を設置したのである。

これらの清末の留日学生を教育する学校の創設或いは学科の設置は、留学生の来日状況や清国側の留学政策の変化などに影響される傾向があるので、以下清国側の留学政策を参照しながら各学校の具体的な認可申請の詳細を見る。

表2-1の申請年月日を確認すれば、その時期は1902年と1903年に2校ずつ、1904年と1905年に4校ずつ、1906年に7校、1907年に8校、1908年に1校となっている。1906年と1907年は清末の留日学生の教育を目的とした私立学校の申請書類の提出が最も増えた時期である。1906年～1907年は留日学生の人数がピークを迎えた時期であるが、1906年の後半から、清国政府側は国内の中学堂卒業生あるいはそのレベルに相当する学歴を持つ者に限り留学を許可することで留学資格を制限しはじめ、さらに、1906年末から1907年にかけて速成教育の廃止を徹底することにした。1906年の前半は速成教育も最盛の時期であったため、この年に留学生教育の学校が増えたのも考えられる。1907年に申請書類を提出した学校は、1906年に申請書類を提出した学校と比べると修業年限に変化が見られる。修業年限を見れば、修業年限は、私立の予科1年と本科3年を設置している東京鉄道学堂（通番21）と私立東京同仁医薬学校（通番24）、進学準備のために普通科1年を設置している東京工科大学（通番26）のほかは、3年と決められている。これは清国側の速成教育廃止政策に日本側が答えたことによるものだろう。このような動きは、1906年11月に学則改正の申請書類を提出した東京実科学校が清国留学生のために設けた普通科と師範科をいずれも修業年限3年としたことにも見られる。すなわち、1906年8月清国側が速成教育の廃止を公表してから、日本側の学校は徐々に速成教育を避けるようになったのである。なお、1906年9月以前に申請書類を提出した学校は、予科1年と鉄道関連の業務を教授する本科3年を設定した東亜鉄道学校（通番14）と、「予科一年本科三年選科三年以内」と設定した東亜公学（通番16）の2校以外の修業年限は、1カ年、2カ年、2カ年半となっており、いずれも速成教育を中心とした留学生教育であったことがわかる。また、弘（宏）文学院の場合は学則に修業年限3カ年と書かれているが、実際は普通科であってもその修学年限は11カ

月から2年10カ月までまちまちであり⁶⁹、1906年まではほとんど速成教育を実施したのである。

なお、すでに留学生教育を実施していたいくつかの学校は、清国側の速成教育廃止に従って修業年限を3年まで延長するため、新たに学則改正の申請書類を提出している。これらの学校の中で、直ちに反応したのは東亜鉄道学校（通番14）である。1906年10月東亜鉄道学校の設立者である笠井愛次郎は、速成科を廃止するという理由で学則変更の認可願を東京府知事宛てに提出している⁷⁰。また、多くの留学生が速成科に在籍していた法政大学（通番5）は、1907年2月に清国留学生普通科設置の認可願を出しているが⁷¹、それは速成教育廃止への対応策であると考えられる。

さらに、同じく多くの留学生が在籍した経緯学堂（通番7）は1907年5月に学則改正の認可願を提出したが⁷²、その改正理由は以下のようである。

一従来章程ニハ普通科ノ修業年限ヲニカ年トシストキ清韓人教育ノ経験ニ徴スルニ短年月ニテ充分ノ効果ナキ故改正章程ニハ三カ年トセリ。

（二略）

三従来規則ニハ師範科ヲ設ケナキモ清国ノ現状ニ鑑ミ之ヲ設ケタリ師範科ノ課程最初ノニカ年は全ク普通科ト同シケレバ教育上便宜ノ為メ普通部ニ置キタリ。

四従来章程ニハ高等科及ヒ日語法学警務ニ関スル速成科ヲ規定シタルトキ其必要ナキニ付キ之ヲ省ケリ。⁷³

上記の内容をみれば、旧章程で普通科の修業年限を2年としたが、改定章程では3年に延長して、新たに設置した師範科の修業年限も同じ3年にしたとある。また、もともと修業年限1年の高等科及び速成を目的として設置した別科（日本語、法学、警務の3科）（旧章程）を無くしている。

ようするに、速成教育を廃止するという清国政府の方針に従い、各学校はそれに応じて学則改正や新たな学科設置などを行い⁷⁴、留日学生の進学に便宜を図るために予科を設置した以外、凡ての私立学校は修業年限を3年まで延長したことが分かる。

3. 入学制度及び入学時期について

前述したように、1905年の文部省「清国人ヲ入学セシムル公私立学校ニ関スル規程」と1906年11月に「清国留学生教育協議会」で協議した速成教育の廃止などを踏まえながら、各学校の入学制度及び入学時期について見ていく。表2-1によって整理すると、入学制度

⁶⁹ 宏文学院「留学生数の推移（1902年4月～1906年10月）」、前掲蔭山雅博「宏文学院における中国人留学生教育—清末期留日教育の一端」61頁を参照。

⁷⁰ 東京都公文書館所蔵「明治三十九年 文書類纂 学事 第一種 627 B5 25」。

⁷¹ 前掲法政大学史資料委員会『法政大学史資料集 第十一集』、14頁。

⁷² 東京都公文書館所蔵「明治四十年文書類纂 第一種学事私立学校第一 627 D5 1」

⁷³ 同上。

⁷⁴ 宏文学院も学科設置などを改組したのである。その詳細は蔭山雅博「宏文学院における中国人留学生教育の展開—清末期留日教育の一端（二）—」（斎藤秋男編『教育の中の民族—日本と中国』明石書店、1988年）を参照。

は正規入学と臨時入学の二種類があったことが分かる。たとえば、同文書院（通番 1）の場合は「入学期ハ第一及第二学期ノ始ヲ以テ例規トス」とし、通常は、一学期及び二学期の始めに入学生を受け入れている。一方、但し書きに「院長ノ見込ニ由臨時入学ヲ許シ相当ノ学級ニ編入スルコトアルベシ」とあり、臨時入学の方途も用意している。そのほか、通番 2、8、10、11、13、14、16、19 の 8 校の事例においても同様の制度を確認できることから、留日学生教育の学校においては、一般に正規入学の他に臨時入学もあったといえる。

各留日学生教育学校の入学制度は類似したものではあるが、入学時期については若干の相違がみられる。正規入学についてみると、東洋学院（通番 13）の場合、その入学時期は「入学ハ各学期ノ初メニ之ヲ行フ」、日清学堂（通番 8）では「本学堂入学ハ毎学年或ハ学期ノ始トス」、大成学堂（通番 11）では「生徒入学ノ期ハ毎学期ノ始ヨリ三十日以内トス」、東亜鉄道学校（通番 14）では「本校ハ毎学年ノ始メニ於テ入学ヲ許可ス」としている。正規入学の入学時期は、概ね毎学期の始めに行うもの（通番 1、7、10、11、13、23）、学年の始めに行うもの（通番 14、16、19）、毎学年あるいは毎学期の始に行うもの（通番 8、20、21）、毎学期始まってから一定期間内に行うもの（通番 2、11）との四種の形態に分けることができる。

臨時入学についてみると、同文書院（通番 1）、宏文学院（通番 2）では、院長等の判断により適宜その入学を許可するものとしているが、それ以外（通番 10、11、14、16、19）は欠員が出た場合にのみ入学を許可するとしており、院長等の判断による場合と、欠員がある場合とがある。

4. 入学資格について

次に入学資格について見ると、各学校とも年齢、健康状況、学習歴の三つの条件、あるいはそのいずれかを条件として課している。まず一般入学の年齢要件について見ると、表 2-1 通番 2、3、5、15、16、17、23、25、26、28 の計 10 校以外のすべての留学生教育機関において、入学者の年齢 12 歳から 18 歳までと規定している。12 歳を入学年齢とする学校は大成学堂（通番 11）、東京実科学校（通番 19）、成城学校（通番 27）の 3 校、14 歳を入学年齢とする学校は経緯学堂（通番 7）と志成学校（通番 20）の 2 校、15 歳を入学年齢とする学校は同文書院（通番 1）、東洋学院（通番 6）、日清学堂（通番 8）、東洋学院（通番 13）、東亜鉄道学校（通番 14）の 5 校、16 歳を入学年齢とする学校は振武学校（通番 4）、と東京鉄道学堂（通番 21）の 2 校、18 歳を入学年齢とする学校は東京警監学校（通番 10）、東京高等警務学堂（通番 18）、東京同仁医薬学校（通番 24）の 3 校である。これらの学校は入学に際しての最低年齢を示しているが、そのうち志成学校のみは「年齢十四歳以上二十五歳以下」として年齢の上限を設けている。また実践女学校（通番 9）の場合は、「中等科は年齢十五歳師範科は十七歳工芸科は十五歳以上の者」とし、成女学校（通番 22）の場合は「普通科は年齢十四歳以上二十歳以下師範科は二十歳以上三十歳以下とす」と定めて

おり、女子留学生を受け入れる 2 校では学科によって入学年齢に若干の違いがあることがわかる。

続いて健康状況等の条件について見てみよう。宏文学院（通番 2）は「本学院ニ入学スルヲ得ベキモノハ身体健全品行方正」と記し、入学生に対して「身体健全」「品行方正」であることを求めている。そのほか、東京警監学校（通番 10）、大成学堂（通番 11）、東洋学院（通番 13）、東亜鉄道学校（通番 14）、路鋳学堂（通番 17）、東京実科学学校（通番 19）、東京鉄道学堂（通番 21）、東京専門予備学院（通番 23）、成城学校（通番 27）など計 9 校も留学生の身体と品行についての条件を示している。こうした内容は清国留学生教育機関における入学条件として、一般的であったといえよう⁷⁵。

一般入学における学習歴の条件について見ると、宏文学院（通番 2）の場合は、「清国普通ノ教育ヲ受ケタルモノトス」と規定し、その証明としては「履歴書ヲ添へ」ることを求め、履歴書により、審査された。また振武学校（通番 4）の場合は、「本校所定ノ学科課程ヲ修ムルヲ得ヘキ素力アル者」であることを証するための資料として、入学願書に「来朝前後ノ履歴書」を添付するよう規定している。日清学堂（通番 8）は「本学堂所定ノ学科ヲ履修シ得ル者トス」と規定し「入学願書及履歴書」の提出を求めている。他に実践女学校（通番 9）、東京警監学校（通番 10）、路鋳学堂（通番 17）、東京実科学学校（通番 19）、東京同仁医薬学校（通番 24）等も同様の規定を設けている。各学校の条件は、細部にわたって一致しているわけではないが、希望する学科で学業に専念できる学力を求めていることは同じで、多くは書類選考のみで入学を許可していた。

こうした中で入学試験を行う学校もあった。同文書院（通番 1）の場合は「入学志願者ハ甲号ノ書式ニ依リ学業履歴書ヲ添へ本院ニ願出デ規定ノ試験ヲ受クベシ 但シ院長ノ見込ニ由リ入学試験ヲ省略スルコトアルベシ」とし、入学志望者に対する学習歴に関する規定はなく、学業履歴書を提出させた上で、所定の試験を行うとしていた。しかし「但し書き」では、院長の見込により無試験で入学することもできるように規定している。

以上、各学校の入学資格として、年齢、健康状況及び学習歴をその項目別に見てきた結果、一般入学の場合は、その入学年齢は 12 歳から 18 歳までで、15 歳以上の学校が最も多く、健康状況については多く身体健康、品行方正であることを求めている。学習歴については各学校の学科を履修する学力があることを求めた。なかには同文書院のように入学試験を行うことを基本とする学校もあったが、書類選考によって入学を許可することが多数であった。

5. 入学の諸手続きについて

次に各学校における入学に関する手続きについて見る。表 2-2（表 2-1 と同じ資料により作成）のほとんどの学校において、入学の際に、入学願書及び履歴書（或いは学力証明書）

⁷⁵ なお、陸軍軍人を育成する振武学校（表 2-2 の通番 4）では、「留学生監督委員長入学願書ヲ受領シタルトキハ身体検査ヲ為サシメ合格者ノ入学時日ヲ留学生総監督ニ通知スルモノトス」と定め、身体検査を課している。

が必要であった。これは入学の基本手続きとして、当然のことと考えられる。しかし、1905年11月の文部省第19号省令「規程」公布の前後にかなりの変化があった。ここでは、「規程」公布前と公布以後の学校に分けてみる。1905年11月以前に申請書類を提出した学校は通番の1から9まで、以後に提出した学校は通番の10から28までの各学校である。

【表 2-2】

表2-2								
通番	1	2	3	4	5	6	7	8
学校名	東京同文書院	弘(宏)文学院	私立東京日本語学校	私立振武学校	法政速成科	私立東洋学院(麹町区富士見町四丁目十二、十三番地明治義会中学校敷地内)	私立経緯学堂	私立日清学堂
入学手続きに関する書類	入学許可を得タルモノハ乙号ノ書式ニ依リ保証人ヨリ在学保証書ヲ差出スベシ但シ保証人ハ本院ノ承認ヲ得タルモノニ限ル	入学志願ノ者ハ左式願書ニ履歴書ヲ添ヘ保証人一名(日本人又ハ清国人)ノ連署ヲ以テ学院院长ニ願出ツベシ 保証人タルヲ得ベキモノハ東京市又ハ横浜市内ニ住シ清国公使館又ハ本院ニ於テ相当ト認メタル者ニ限ル		入学志望者ハ規定ノ入学願書ニ左ノ書類ヲ添ヘ清国政府ヨリ派遣セントラル留学生総監督ヲ経テ留学生監督委員長ニ願ヒ出ツベシ 一 総督、巡撫等ノ如キ責任アル清国官吏ノ保証書若クハ依頼状 二 留学生総監督ノ保証状 三、来朝前後ノ履歴書 但シ入学願書第二第三項ノ保証状書式ニ従ハ脱ク留学生監督委員長ノ入学願書ヲ受領シタルキハ身体検査ヲ為サシム合格者ノ入学時日ヲ留学生総監督ニ通知スルモノトス		入学セントスルモノハ第一号書式ノ入学願書ニ第二号書式ノ卒業履歴書及入学ヲ添ヘ申込ムヘ	入学ヲ願フ者ハ左ノ書式ニ従ヒ保証人連署ノ入学証書及履歴書ヲ本院ニ提出スベシ 保証人ハ東京市又ハ横浜市内ニ居住スルモノニシテ当該国公使館又ハ本院ノ認メテ確実ト為ス者ナルコトヲ要ス	本学堂ニ入学ハ清国公使ノ照会保証アルモノ或ハ留学生会館幹事ノ保証アルモノニシテ年齢十五歳以上本学堂所定ノ学科ヲ履修シ得ル者トス 本院ニ入学セント欲スルモノハ左ノ入学願書及履歴書ヲ差出スベシ

9	10	11	12	13	14	15	16
私立実践女学校	私立東京警監学校	私立大成学堂	私立済美学堂	私立東洋学院(神田区今川小路一丁目五番地)	私立東亜鉄道学校	私立哲学館日清高等学部	(東亜青年会附属)私立東亜公学
在東京の邦人より保証人を出す者 公使館の紹介書ある者	入学志願者ハ書式ノ入学願書及履歴書ニ清国公使館ノ紹介書ヲ添ヘ本校へ差出し其承認ヲ受クベシ 保証人ハ清国公館員、留学生監督、学生会館幹事、其他東京横浜居住ノモノニシテ本校ニ於テ相当ト認ムルモノタルヲ要ス	入学志願者ハ清国公館ノ紹介ニ拠リ入学願書及卒業履歴書ヲ差出スベシ	入学ヲ乞フ者ハ左式ノ願書ニ履歴書ヲ添ヘテ出願スベシ	入学セントスルモノハ別記様式ニ依リ入学願書ヲ差出スベシ 保証人ハ東京市内ニ居住スル丁年以上ノ戸主タルベキヲ要ス但清国公館或ハ留学生監督ノ保証書ヲ添付シタル時ハ此限りニアラズ	入学セントスル者ハ規定書式(甲号)ニ依リ入学願書ヲ提出シ其ノ許可ヲ受クベシ第十七条 入学許可ヲ得タル者ハ規定書式(乙号)ニ依リ本校ノ適当ト認ムル保人連署ノ在学証書ニ入学金ヲ添ヘ本校ニ提出スベシ		入学セント欲スル者ハ入学願書及卒業履歴書ニ日本所在清国公館(公使館又ハ学生監督)ノ紹介書ヲ添付シテ本校ニ願出スベシ以上ノ条件ヲ具備セル者ハ本校ニ於テ酌定ノ上又ハ試験ヲ経テ相当級ニ編入スベシ

17	18	19	20	21	22	23	24
私立路館学堂	私立東京高等警務学堂	私立東京実科学校	私立志成学校	私立東京鉄道学堂	私立成女学校	私立東京専門予備学院	私立東京同仁医薬学校
入学志願者ハ左ノ書類ヲ差出スベシ 一入学願書 二学業履歷書 / 保証人ハ東京市ニ住居スル成年以上ノ男子ニシテ本学堂ニ於テ保証人ヲ不適当ト認ムルトキハ之ヲ変更セシムル事アルベシ 保証人居住所ヲ転シタルキハ其都度之ヲ届出ツベシ	本学堂ニ入学セント欲スルモノハ左記ノ入学願書ニ本邦所在ノ清国公館ノ紹介書ヲ添ヘテ差出ス可シ(別紙)	入学志願者ハ願書二履歷書ヲ附シ保証人連印ノ上入学金二円ヲ添ヘ本校ニ差出スベシ其書式左ノ如シ但シ清国留学生ハ清国公館ノ紹介書ヲ添付スベシ / 保証人ハ東京市ニ住居シ丁年以上ニシテ独立ノ生計ヲ立ツルモノタルベシ 旧則第十九条ヲ修正シテ本条トス而シテ旧則ノ但書ヲ削除シタルハ清国公館ノ紹介書ヲ添付スベキ公規アルニヨル		本学堂ニ入学セント欲スルモノハ左ノ書式ニ従ヒ保証人連署ヲ以テ願書ヲ差出シ許可ヲ受クベシ(書式別紙) / 保証人ハ本学堂ニ於テ相当ト認ムル者ニ限ル / 本人又ハ保証人氏名本籍現住地ノ変更ノ場合モ亦同ジ	入学を願ふものは願書履歷書を見し保証人連印本校□□出づべしその書式左の如し / 入学を願ふものは凡て清国公使の照会□□□べし	本院ニ入学セント欲スル者ハ先ツ入学願書及履歷書ニ入学料ヲ添ヘ幹事ヘ差出スベシ	凡ソ本校ニ入学セント欲スルモノハ保証人連署ノ上左記ノ願書二履歷書及清国公使館ノ紹介書ヲ添ヘ差出スベシ

25	26	27	28
早稲田大学清国留学生部	私立東京工科学校	私立成城学校	私立東京数学学院
入学セント欲スル者ハ履歷書保証人連署ノ入学願書及ビ清国公使館ノ紹介書ヲ添ヘ入学費ト共ニ本部ニ差シ出シ許可ヲ請フベシ / 保証人ハ東京市若クハ横浜市に在住者ニシテ清国公使館又ハ本大学ノ確實ト認ムル者ニ限ル			

(1)「規程」公布前の諸学校

「規程」公布前に申請書類を提出した学校からみると、なお通番 4、9 の学校は特別の事例として後述することとし、まず通番 1、2、3、6、7、8 の学校をみると、通番 3 と 5 の学校は詳しく記していないが、通番 1、2、3、6、7、8 の学校では入学の際に清国公使館の紹介書を必要としていない。但し、通番 6 の学校以外は保証人を必要とする。保証人の資格については、学校の認める者（通番 1）、東京又は横浜に在住し清国公使館又は学校の認める者（通番 2、7）とする。なお日清学堂（通番 8）は、保証人について別に定めていないが、清国公使或いは留学生会館幹事が保証人を兼ねるように指定している。⁽⁷⁾

ここで、特別の事例について見る。振武学校（通番 4）は清国の将来の陸軍軍人を育成することを目的とするため、入学に際して他校より厳しい手続きを定めている。もう一つの特別な事例は実践女学校（通番 9）で、二回学則改正を経て申請書類を提出している。1905 年の改正学則の「清国女子速成科規定」では、女子留学生の入学に関しては、非常に簡略な内容であった。しかし、1908 年の改正学則の「外国留学生規定」では入学に関して詳しく記し、特に、入学手続きとして「三 在東京の日本人より保証人を出す者」、「五 公使

館の紹介書ある者」とし、保証人については、東京在住の「邦国人」すなわち在日清国人を保証人とし、さらに、清国公使館の紹介書を必要とするように改めている。こうした改定は1905年に文部省の公布した「規程」の内容に従って改定したものであった⁷⁶。

(2)「規程」公布以後の諸学校

通番の10から28までの学校、つまり「規程」公布以後の諸学校を見る。「規程」の第七条は、留学生を受け入れる際には、必ず清国公使館の紹介書を添付するように明記する。東京工科学学校（通番26）と東京数学院（通番28）の二つの学校は詳しく記していないが、ほかの計17校は、留学生の受け入れに際して清国公使館の紹介書を添付するよう規定している。清国公使館の紹介書は入学手続きの一つの書類としてのみならず、入学許可の前提条件として重要視されることとなった。清国公使館の紹介書以外の必要書類を見ると、通番14、17、19、21、22、24、25の学校においては、履歴書或いは在学証書のいずれかの他、保証人連署の入学願書を必要とし、保証人制度を強化している。保証人となる資格は、東京警監学校（通番10）の場合は、清国公使館員、留学生監督、学生会館幹事など、清国側留学生管理の関係者、或いは東京・横浜在住の、当校の認める者とする。また東京実科学学校（通番19）の場合は東京在住で独立して生計を営む成年以上の者とし、早稲田清国留学生部（通番25）の場合は東京又は横浜に在住し、清国公使館又は当校の認める者とする。

以上、見てきたうちで、1905年11月の文部省第19号省令「規程」の公布前後、入学手続きについて、大きく変化したのは清国公使館の紹介書の有無である。しかし、1905年10月に、法政大学などの9校（経緯学堂、早稲田大学清国留学生部、弘文学院、東斌学堂、成城学校、亜東（ママ）実業学校、大成学館、東京同文書院）はいち早く文部省の「規程」の中身を知って、「規程」の第1条の入学願書に清国公使館の紹介書を添付することについて、文部省宛に「清国公館カ紹介書ノ公附ヲ他ノ相当ノモノニ委任シ文部省カ之ヲ承認シタルトキハ該代理者ノ紹介書ハ公館ノ紹介書ト同一ノ効力」があると認めてほしい趣旨の伺書を出した⁷⁷。1906年1月17日に文部省はその旨に対して承認し、またその公使館に代わる代理者に対して「追テ御同書中相当ノモノト有之候ハ清国ヨリ派遣シタル官吏ヲ指ス」と追加説明している⁷⁸。すなわち、各省から派遣された遊歴官や監督などの紹介は公使館の紹介と同等の効力を持つことが承認されている。

さらに、1906年12月に清国駐日公使館内に監督処が設置されたと同時に清国公使館は主導して日本側の清国留学生を収容している教育機関との間で「清国留学生教育協議会」を開催し、その際に定めた「公約」（「協定」）では、「各参加学校に収容される学生は必ず清国公使館の紹介状を持つこと」を強調⁷⁹、清国公使館の紹介書を添付することを徹底した。

⁷⁶ ちなみに、留学生に関する規定の名称は「清国女子速成科規定」から「外国留学生規定」に変更された。これは、実践女学校が最初に清国政府の速成廃止とする留学生派遣政策に対応したためである。

⁷⁷ 前掲法政大学大学史資料委員会『法政大学史資料集 第十一集』223～224頁。

⁷⁸ 同上。

⁷⁹ 「学界記事」『官報』第1期。

清国公使館が日本側の留学生受け入れ校として 19 校指定して、入学条件も厳しくしたことは、留学生に対しての管理を強める狙いがあったことは言うまでもなからう。

第二節 各私立学校における諸費用

本節では、前節の続きとして清末の留日学生を受け入れた各私立学校の諸経費についてまとめる。使用する資料は、前節と同じ東京都公文書館所蔵の「文書類纂 第一種学事 私立各種学校」の申請書類群である。本節は基本的にその申請書類中の各機関の諸費用に関する事項を整理した表 2-3 を参照しながら、各留日学生教育の学校における諸費用について見ることにする。

1. 学費について

清末の留日学生教育の学校では、寄宿舎の有無によって、学費に関する規定が異なっている。表 2-3 をみると、寄宿舎を設けている学校では授業料、舎費、食事代及び雑費などを含めた学費を定め、寄宿舎のない学校では入学金、授業料及び校費などの項目別で費用を決めていることが分かる。また、寄宿舎のある学校でも寄宿舎以外からの通学を許可する場合、別に通学生の学費を定めている。以下、各学校において、入学の際に納める費用と通常の授業料、校費などの費用について見ていく。

【表 2-3】

通番	1	2	3	4	5	6	7
学校名	東京同文書院	弘(宏)文学院	私立東京 日本語学 校	私立振武学校	法政速成 科	私立東洋学院(麹町区 富士見町四丁目十二、十三番地明治義 会中学校敷地内)	私立経緯 学堂
授業料 等の諸 費用	学費ノ毎月本院ニ納ムヘキ費額 左ノ如シ 一 二円 授業料 一 円 舎費 一 一円 石油費 一 八円 食料 / 被服、夜具、書籍、文 具、日用小使、修学旅行、医薬費 等ハ凡テ学生ノ自辨トス	学生ハ寮費教育費書籍 費食費被服費薪炭油費 小遣其他ノ費用トシテ 一ヶ年金三百圓ヲ前納ス ベキモノトス但本院ノ 承諾ヲ経テ一ヶ月分宛又 ハ数ヶ月分宛ヲ前納スル コトヲ得 退学ヲ許シタル 学生ニシテ其前納セル 学費ニ残余アルトキハ之 ヲ返附スベシ		学資ハ一名ニ付年額三 百円トシ入学ノ際三ヶ月 分以上ヲ納ム学生総監督 ヲ経テ学生監理委員長 ニ前納シ爾後毎月二十 五日迄ニ当該月額二十 五円ヲ上納スルモノトス		入学科授業料ヲ定ム ルコト左ノ如シ 入学 料 金一円 授業料 金二円五十銭	学寮学生ノ 応納学費 ハ学寮費、 教育費、教 科書費、制 帽費、膳 費、薪炭灯 油費、日常 零用銀等ノ 項ヲ合シ一 年合計三 百円トシ
支弁方 法	在院中ハ毎月学費ノ全部ヲ本院 会計ニ託シ必要ニ応シテ使用ス ルモノトス / 本院ハ学生不時ノ需 要ニ備ヘンタメ各学生ニシテ毎月 若干ノ積金ヲ為サシムルコトアル ヘシ 第三十一条 在学生ハ本院 所定ノ服装ヲ為スベシ但シ特別ノ 事故アルモノハ臨時置テ許スコ トアルベシ / 学資ハ三ヶ月以上前 納セシム若シ納付期ヲ過タルニ テ月ニ至ルモ額口納金セサルモノハ 退学ヲ命ス	一ヶ年金三百圓ヲ前納ス ベキモノトス但本院ノ 承諾ヲ経テ一ヶ月分宛又 ハ数ヶ月分宛ヲ前納スル コトヲ得 退学ヲ許シタル 学生ニシテ其前納セル 学費ニ残余アルトキハ之 ヲ返附スベシ		入学ノ際三ヶ月分以上ヲ 納ム学生総監督ヲ経テ学 生監理委員長ニ前納シ 爾後毎月二十五日迄ニ 当該月額二十五円ヲ上 納スルモノトス		授業料ハ毎月五日迄 ニ其月分ヲ納付スベ シ 但シ納期後ニ入 学ノモノハ直チニ納ム ベシ	

8	9	10	11	12	13	14
私立日清 学堂	私立実践女学校	私立東京警監学堂	私立大成学堂	私立済美学堂	私立東洋学院 (神田区今川小 路一丁目五番 地)	私立東亜鉄道学校
本学堂寄 宿舍居ノ学 生ノ学資ハ 一ヶ年三百 円ト定メ月 割三ヶ月以 上ノ全員ヲ 学堂ニ前 納スベシ	(明治三十八年七月二 十二日付願 学則改正 「附則二 清国女子速 成科規定」より) 清国 女生ノ月謝ハ毎月三 円トス入学金ハ二円ト ス / (明治四十一年の 学則改正「私立実践 女学校学則 附則二」 より) 四 入学金及授 業料左ノ如シ 入学金 三円 授業料 四円	学費ハ一ヶ年金三 百円トシ授業料校費 食費被服教科書及 零用費ニ充ツ 零用 費ハ一ヶ年金三十 六円トシ毎月金三 円ヲ学生ニ交付ス / 通学生ノ学費ハ一 ヶ年金六十円トシ授 業料及校費ニ充ツ	学費ヲ定ムルコト左 ノ如シ 授業料 第 一学期 一ヶ月金三 円 第二学期以上 一ヶ月金四円入学 金及入学試験手 数料ハ徴取セズ / 改 正学則により 日本 語専修科授業料 金二円 入学金 本 科ハ無日語専修科 ハ一円トス	学資金ハ学生一名 ニ付一ヶ月金二十 五円 (一ヶ年三百 円)ト定メ三ヶ月分 以上ノ全員ヲ前納セ シム / 学生所要ノ 被服食料教科用図 尺炭油、手当金等 ハ適宜本学堂ニ於 テ支弁シヘシ但毛 布、寝具等ハ自 弁トス	初等科及ヒ高等 科共ノ学費ヲ定 ムルコト左ノ如シ 授業料 一ヶ月 金二円 入学料 金五十銭 校費 一ヶ月 金十銭	入学検定料ハ金二 円ト定ム入学 願書提出ノ際之ヲ 納付スルモノト ス 入学金ハ金五 円ト定ム在学 証明書提出ノ際 之ヲ納付スル モノトス / 授業 料ハ予科年額金 三十六円本科第 一学年及高等予 科年額金四十八 円本科第二学 年以上年額金六 十円ト定ム授 業料年額金ヲ四 分シ左ノ期日迄 ニ前納スベシ
				三ヶ月分以上ノ 全員ヲ前納セシム	入学料ハ入学 同時ニ之ヲ納ム ベシ授業料及ヒ 校費ハ毎月五日 限り前納スル モノトス但八月 分ハ納付ヲ要セ ズ	入学金ハ金五 円ト定ム在学 証明書提出ノ 際之ヲ納付ス ルモノトス / 授業料年額金 ヲ四分シ左ノ 期日迄ニ前納 スベシ

15	16	17	18	19	20	21	22
私立哲学 館日清高 等学部	(東亜青年会附屬) 私立東 亜公学	私立路館学堂	私立東京高等警務学堂	私立東京実 科学校	私立志成学 校	私立東京鉄 道学堂	私立成女 学校
	本校ノ在学学生ハ出席シ有 無ニ拘ハラズ毎月五日迄ニ 其月分ノ授業料ヲ納付スベ シ 但シ八月ハ授業料ヲ徴 取セズ 授業料ノ月額ハ予 科本科共ニ金四円選科ハ 金二円トス各学生ハ其入学 ノ始メニ於テ各科共ニ入学 金二円ヲ取ムベシ一且納付 シタル入学金及授業料ハ如 何ナル事由アルモ之ヲ返還 セズ	授業料トシテ左記ノ金額 ヲ毎月五日以内ニ納ムベ シ但シ入学ノ際は左記金 額ノ東修ヲ徴取ス 各科 一ヶ月 三円 各科 東修 一円 授業料ヲ納付シタ ルモノニハ受領証及登校 券ヲ交付シ東修ヲ納付シ タルモノニハ受領証ヲ交 付ス 登校券ハ登校ノ際 必ス携帯スル事ヲ要ス	本学堂入学者ハ入学ノ際東修 金三円ヲ納メ且ツ学費ニ ヶ月分ヲ前納スベシ / 学 費ハ左ノ区別ニ從ヒ毎月 三日迄ニ納付スベシ 一 高等研究科授業料金三 円 (通訳費共) 一 警察 高等科同 金五円 (通訳 費共) 但十六日以後入 学シタル場合ハ其月ノ 学費ヲ半減ス夏期休業 全月ニ渉リタル時ハ其 月ノ学費ヲ徴取セズ	各科授業料 ハ一ヶ年四十八円トス ノ理化学及 博物学ノ実 験ヲ自習ス ルモノハ其 実費ヲ納付 スベシ	東修ハ金二 円トシ入学 ノ際之ヲ徴 取ス / 授業 料ハ一ヶ月 金三円トシ 毎月五日限 リ納付セ ス但毎年八 月ハ授業料 ヲ徴取セズ	本学堂授業 料ヲ定ムル コト左ノ如 シ 予科 金 三円 本科 金三円五十 銭 / 本学 堂ニ入学ヲ 許可セザル モノハ入学 料金一円ヲ 納ムベシ	本部一切 ノ学費ハ 左ノ如シ 東修 金 三円 教 授費年額 金三十六 円 寄宿 費年額金 百五十六 円
	本校ノ在学学生ハ出席シ有 無ニ拘ハラズ毎月五日迄ニ 其月分ノ授業料ヲ納付スベ シ 但シ八月ハ授業料ヲ徴 取セズ	授業料トシテ左記ノ金額 ヲ毎月五日以内ニ納ムベ シ	本学堂入学者ハ入学ノ際東修 金三円ヲ納メ且ツ学費ニ ヶ月分ヲ前納スベシ / 学 費ハ左ノ区別ニ從ヒ毎月 三日迄ニ納付スベシ		授業料ハ 一ヶ月 金 三円トシ 毎月五日 限り納付 セシム但 毎年八月 ハ授業料 ヲ徴取セ ズ		

23	24	25	26	27	28
私立東京専門予備学院	私立東京同仁医業学校	早稲田大学清国留学生部	私立東京工科学学校	私立成城学校	私立東京数学学院
本院ニ入学スルニハ入学費トシテ金一円ヲ納ムルモノトス / 授業料ハ一箇月金三円トシ其月五日迄ニ三箇月分ヲ前納スヘシ	本校学費ハ学生一名ニ付毎年金三百円トシ左記ノ費用ニ充ツルモノトス 一 授業料 六十円 一 校費 十二円 一 寄宿費 百四十四円 一 被服費 三十円 一 雑費 三十四円 但本科並ニ専攻科生ハ別ニ練習材料ノ実費ヲ負担スベキモノトス其概算一学期ニ付金十円乃至三十円ヲ要ス	学生入学ノ際入学費金五円ヲ納付スベシ / 普通科学費毎年金四十八円優級師範科毎年年金六十円トシ二期ニ分納セシム但シ実験費ハ別ニ其実費ヲ徴ス	普通科学学生ハ左記ノ学費ヲ納ムルモノトス 入学金 金二円 (入学之際納入ヲ要ス) 授業料 金三円 (毎月五日マデニ納入ヲ要ス)	学資金ハ学生一名一箇月金二十五円 (一ヶ年三百円)ト定メ入学ノ際三箇月以上ノ金員ヲ清国公館ヲ経テ本校ニ先交シ爾後在学中常ニ一箇月以上ノ学資金ヲ同様先交シ置クヘシ 学校ニ於テハ其授業料、舎費、被服、食料、教科用図書及器具消耗品費、雑費、手当金、等適宜ニ支辨処理スベシ / 授業料ハ学生一名一箇月金四円五十銭トス	
授業料ハ一箇月金三円トシ其月五日迄ニ三箇月分ヲ前納スヘシ			授業料 金三円 (毎月五日マデニ納入ヲ要ス)	入学ノ際三箇月以上ノ金員ヲ清国公館ヲ経テ本校ニ先交シ爾後在学中常ニ一箇月以上ノ学資金ヲ同様先交シ置クヘシ	

2. 入学の際に納める費用について

表 2-3 の通番 1、2、3、4、5、8、12、15、19、24、27、28 の計 12 校は入学金としての費用を明確には記していないが、ほかの 16 校はすべて入学金を徴収している。入学金の金額としては、一番安い 50 銭（私立東洋学院、通番 13）から一番高い 5 円（私立東京警監学校、通番 10、私立東亜鉄道学校、通番 14、早稲田清国留学生部、通番 25）までまちまちであるが、入学金 2 円の学校が 7 校と最も多く、その次は入学金 1 円の 6 校で、他に入学金 5 円の 3 校、3 円の 2 校、50 銭の 1 校となっている。入学金 2 円と 1 円の学校が合わせて 13 校あり、当時の留学生を受け入れる学校における入学金の相場を示していると言えよう。これは、1901 年に出版された章宗祥の『日本遊学指南』（以下『遊学指南』と略す）にある私立学校の受験料（入学金）⁸⁰が 1 円から 2 円としているのとはほぼ同じである。しかし、『遊学指南』より高い入学金を徴収する学校も、5 校あることが分かった。

また、入学の際に入学金以外に、入学検定料などを納める必要のある学校も 2 校ある。その一つである東亜鉄道学校（通番 14）の場合は、「入学検定料ハ金二円ト定ム入学願書提出ノ際之ヲ納付スル」、「入学金ハ金五円ト定ム在学証明書提出ノ際之ヲ納付スルモノトス」と記している。すなわち、入学願書を提出する際に 2 円の検定料を払い、在学証明書が交

⁸⁰ 『遊学指南』では、「受験料」は「はじめ入学のときこれをおさめる」と解釈している（前掲さねとう・けいしゅう『中国人日本留学史』、178頁）。

付された時にまた入学金を追加で払うこととされ、ほかの学校より入学検定料分が増えて
いる。もう一つの東京高等警務学堂（通番 18）の場合は、「本学堂入学者ハ入学ノ際束脩金
（入学金一筆者）三円ヲ納メ且ツ学費ニヶ月分ヲ前納スベシ」とある他に、卒業試験を受
けられなかった者に対しての追試、また警察普通科を卒業してから警察高等科に入る者
に対しての試験を行う際に、3 円の手数料を徴収することとしている。

なお、学則改正を経て入学金に関する規定が若干変わった学校についても触れる。経緯
学堂（通番 7）では、1904 年の申請書類によれば学生は寄宿生と通学生に分けられ、寄
宿生の場合は月額 25 円、年額 300 円とし、通学生の場合は普通科と高等科に在籍している者
は月額 4 円、その他の学科に在籍している者には月額 5 円の学費をそれぞれ定めているが、
入学金に関しては、特に記していない。しかし、1907 年の学則改正により、「生徒ハ入学ノ
初二入学金二円」を徴収することとなった。また、実践女学校（通番 9）は清国女子速成科
の時には入学金を 2 円としていたが、1908 年の学則改正を経て「清国女子留学生部」の
名称に変更した後、入学金は 3 円とされた。さらに、私立大成学堂（通番 11）の場合は、最
初は入学金及び入学手数料を徴収しなかったが、1906 年に学則改正して日本語専修科を増
設すると、日本語専修科のみに入学金 1 円を徴収することとした。このように、学則改正
を経て新たに入学金を徴収する或いは金額を増やした背景には、それぞれの学校の経営事
情があったと考えられる。

3. 授業料などの費用について

上述のように、留学生が入学の際に払った金額に若干の違いはあるが、それでも入学金を
払うのが一般的であった。次に、入学した後に払う授業料や校費などの費用を見ると、この
節の冒頭で触れたように寄宿舎のある学校とない学校の費用についての規定は違いがある。
まず、寄宿舎のある学校から見る。表 2-3 の通番 1、2、4、8、22、24、27 の学校において
は、寄宿舎があり、授業料、舎費、食料費など込みの費用を決めていることが分かる。同文
書院（通番 1）の場合は、「第二十七条 学費ノ毎月本院ニ納ムヘキ費額左ノ如シ 一 二円
授業料 一 一円舎費 一 一円石油費 一 八円食料、第二十八条 被服、夜具、書籍、
文具、日用小使、修学旅行、医薬費等ハ凡ヲ学生ノ自辨ス」と記し、毎月授業料、舎費、
石油費及び食料費合計 12 円を納める以外、日常生活用品などの費用を自弁することとなる。
一方、その他の寄宿舎がある学校では、ほとんど授業料や寄宿代だけでなく、各種の雑費を
含んで決めている。例えば、宏文学院（通番 2）の場合は、「学生ハ寮費教育費書籍費食費被
服費薪炭油費小遣其他ノ費用トシテ一年金三百円ヲ前納スベキモノトス」と記し、月割で
25 円となる費用を前納し、学生に毎月小遣いを還付している。このような学校は他に、振武
学校（通番 4）、私立日清学堂（通番 8）、私立成女学校（通番 22）、私立東京同仁医薬学校（通
番 24）、私立成城学校（通番 27）の 5 校である。すなわち、寄宿舎のある学校においては、
授業料、舎費、食料費などを前納する以外に必要な費用は自弁する場合とすべての費用を前
納する場合の 2 種がある。

次に、表 2-3 の通番 7、10、12、20、の学校を見ると、寄宿と通学の両方を認めていることが分かる。寄宿生の費用は上述の寄宿舎制度をとる学校とほぼ同じで、年額 300 円、月額 25 円である。通学生に対しての費用について、経緯学堂（通番 7）の場合は、「普通科及高等科ニ在リテハ毎月四円トシ別科ニ在リテハ毎月五円トシ」と記して、授業料のみを規定している。学科別により授業料の金額も若干違い、年額で計算すればそれぞれ 48 円と 60 円になる。警監学校（通番 10）の場合は、「通学生ノ学費ハ一カ年金六十円トシ授業料及校費ニ充ツ」とし、授業料と校費込みで一年 60 円とする。済美学堂（12）も「通学生ノ学費ハ授業料四円、学堂費一円」とし、一年の学費は校費込みで 60 円とする。

また、寄宿舎を設けない学校の費用は、学科にかかわらず均一の金額を規定する学校、それと学科あるいは学期の違いにより金額も若干違う学校との 2 つに分けられる。授業料均一の学校は、通番 6、9、13、17、19、23、26 の計 7 校がある。例えば、実践女学校（通番 9）の場合は、中等科、師範科と工芸師範科の三科とも授業料 4 円であり、私立路鉞学堂（通番 17）の場合は「各科一カ月三円」と決めている。授業料均一の全 7 校の金額を見れば、2 円 50 銭から 3 円までで（実践女学校では学則改正で 3 円から 4 円に変更）、毎月授業料 3 円の学校は 5 校（実践女学校を含む）ある。

次に学科、学期あるいは学年の別で授業料の金額が若干異なる学校を見ると、通番 11、14、15、18、21、25、28 の 7 校がある。例えば東亜鉄道学校（通番 14）の場合は、「授業料ハ予科年額金三十六円本科第一学年及高等予科年額金四十八円本科第二学年以上年額金六十円ト定ム」と記し、予科、本科第一学年及び高等予科、本科第二学年のそれぞれの授業料は月 1 円の差が付けられ、年額 36 円から 60 円までである。また、大成学堂（通番 11）の日本語専修科と東亜公学（通番 16）の選科が、授業料 2 円である以外には、ほとんどの学校は予科から本科あるいは普通科から高等科になると授業料も 1 円程度増額し、金額は月額 3 円から 5 円までである。すなわち、こうした学校は学習内容が難しくなるにつれて、授業料も若干上がっていると考えられる。しかし、数学学院（通番 28）の場合は、「授業料普通科及本科一円二十銭高等科金一円五十銭、校費五銭」と記し、前述の学校らに比べると相当安いことが分かった。ここで注目したいのは警務学堂（通番 18）の場合で、「一、高等研究科授業料金三円（通訳費共） 一、警察高等科同 金五円（通訳費共） 一、警察普通科同 金五円（通訳費共）」と記し、通訳費込みの授業料を徴収しているのである。清国留学生向けの授業を通訳付きで行っていたため授業料をやや高めに設定しているのであろう。

以上各学校の授業料を再度見てみると、3 円以下の学校あるいは学科は計 4 つしかなく、授業料 3 円から 5 円の間の学校が最も多いことが分かった。

4. 学費の支払い方法について

表 2-3 の支払い方法を明記していない学校を除き、各学校の学費の支払い方法は概ね 2 つに分けられる。一つは 3 ヶ月分以上を前納する方法で、もう一つは毎月（毎月の 5 日までに）の分を前納する方法である。まず、3 ヶ月分以上を前納する学校は通番 1、4、10、11、12、

14、19、23、25、27 の計 10 校である。そのうち、大成学堂（通番 11）は「但事情ニ由リ毎月分納スルモ妨ナシ」と記し、実科学校（通番 19）は「一切ノ学費ハ三ヶ月分以上ヲ月ノ三日ニ前納スベシ但シ月額分納スルモノハ許可ヲ受ケルベシ」と記し、3ヶ月の授業料を一遍に払えない留学生に対しては、学校の許可があれば月ごとに分納することも可能であるとしている。次にひと月ずつ支払う学校を見ると、表 2-3 の通番 6、13、16、17、18、20、26 の計 7 校は毎月決められた期日までに支払うこととなっている。そのほか、同仁医薬学校（通番 24）は半年ずつ分納することを決めている。宏文学院（通番 2）は原則として一年 300 円を前納することになっているが、「本学院ノ承諾ヲ経テ一ヶ月分宛又ハ数ヶ月分宛ヲ前納スルコトヲ得」と但し書きがある。経緯学堂（通番 6）は「一年合計三百円トシ一年分ヲ併セテ前納スベシ但事故アル者ハ特ニ本学堂ノ許可ヲ受ケテ四期ニ分ケ三箇月ツツ前納スルコトヲ得」と記し、また改正後の学則では「学費ハ一学期分ヲ纏メテ納付スベシ但毎月分納スルモ妨ケ無シ」としている。要するに、支払い方法については基本的に三ヶ月ずつの前納とひと月ずつ支払う方法の 2 種となっているが、学生の状況などに応じて月ごとに分納することも可能とされているのである。

ここで留意すべきは陸軍予備学校としての振武学校（通番 4）の納付ルートである。振武学校は清国公使館あるいは陸軍留学生総監督が参謀本部により設置された「清国学生監理委員」に納付して、「清国学生監理委員」によって管理されている。このような管理法の背景には、振武学校が専ら清国の練兵処（のち陸軍部に改称）と各省から派遣された官費陸軍留学生を受け入れる指定校とされ、清国政府が陸軍の養成を日本の陸軍参謀本部に求めたことがあり、参謀本部もきちんと対応していることがある。

5. 医薬費、中退や学費未納の処分について

まず医薬費から見ると、病気にかかった留学生に対する医薬費については、通学生と寄宿舎生によって異なる。通学生の場合は留学生自身が医薬費を自弁するのは当然であろうが、寄宿舎生の場合は学校側の規定によって病気にかかった留学生の対処がなされている。

前述したように、寄宿舎がある学校であっても、その費用に関しては授業料や食事代などの一部を支払うのと授業料や各種雑費を含むすべてを支払う場合がある。授業料や食事代など一部しか払わない学校では、医薬費などは自弁すると決めている。前に挙げた同文書院（通番 1）がそれに当たる。また、授業料や各種雑費のすべてを支払う学校についてその医薬費などの詳細をみると、通番 2 の宏文学院の場合は、「学生疾病ニ罹リタルトキハ学生監ハ本学院囑託ノ医員ニ託シテ診察ヲ受ケシメ学院費ヲ以テ療養セシム但病状ニ依リテハ保証人ニ引キ取ランメ其後ノ費用ハ自辨タラシム」と定めている。すなわち、学生が軽い病状であれば学校の委託医師に診察してもらい、学校側は前納した各種雑費を利用して該当学生の医薬費を支払い、重い病状で他病院の治療を受ける場合、保証人あるいは本人に医療費を支払わせることにしている。経緯学堂（通番 7）、済美学堂（通番 12）、成城学校（通番 27）などもほぼ同じ対処法である。但し済美学堂（通番 12）の場合は、他病院で治療を受ける者に対しても、

日本国内を旅行する者や本国に帰省する者と同じように、手当金及び食費も日数に応じて支給すると明記している。

ここでふれておきたいのは、留学生の医薬費などについては、各学校の規定に従う以外留学生自身が官費生であるか、自費生であるかにより大きく変わってくることである。すなわち、中央政府或いは省政府から派遣された官費生は、通院・入院した時にかかった医薬費を派遣元から支給されているが、自費生は上述の各学校側の対処法に準じて自弁するのである。清国側の医薬費に関する対処法の詳細は、第2部の第3章で述べる。

次に、中途退学者への対処について。宏文学院（通番2）は「退学ヲ許シタル学生ニシテ其前納セル学費ニ残余アルトキハ之ヲ返附スベシ」と記し、学費の残余を返すことにしている。このような学校は他に通番4、7の2校がある。一方、東洋学院（通番13）は中途退学者に対して「入学料授業料納付ノ上ハ如何ナル理由アルモ返付セズ」と決めているように、すでに払った入学金授業料は返付しないとしている。このように明記している学校は通番13の東洋学院以外に、通番14、16、17、18、20、23、24、25の計8校がある。

また、授業料未納者への対処を見ると、同文書院（通番1）は「納付期ヲ過タルニヶ月ニ至ルモ猶ホ納金セサルモノハ退学ヲ命ス」と記し、二ヶ月を経ても払わない者は退学させる。早稲田清国留学生部（通番25）の場合は「費納付期限内ニ納付セザル時ハ直チニ之ヲ除籍ス」と記し、より厳しく対処している。そのほか、東洋学院（通番6）は「期日迄ニ授業料ヲ納付セサルモノハ保証人ヨリ徴収ス」とし、東京鉄道学堂（通番21）も「退学前ノ未納授業料ハ本人及保証人ヨリ追徴ス」と記している。つまり、未納の授業料を保証人から徴収することとしている。表2-3の授業料未納あるいは納期までに払えない者への対処を明記している学校は上記の4校であり、その対処法は退学、除籍及び保証人に請求するという3つの対処方法を採用している⁸¹。

また、授業料を納めた者に登校券を配布している学校もある。例えば、私立路鉱学堂（通番17）は「授業料ヲ納付シタルモノニハ受領証及登校券ヲ交付シ東修ヲ納付シタルモノニハ受領証ヲ交付ス」、「登校券ハ登校ノ際必ス携帯スル」ことを要求しており、東京鉄道学堂（通番21）も同じ方法を採用している。

6. 日本人を受け入れる学校との比較

以上、私立の留日学生教育機関において、入学金や授業料や各種雑費などの金額、支払方法、医薬費や退学者や未納者の対処法はどうだったかを見てきた。しかし、日本人を中心に教育を行っている私立学校の場合はどうだったか、私立学校1、2校を例に挙げ、留日学生教育機関と比較してみることにする。

⁸¹ 例えば、成城学校は学費未払い者を除籍する場合と退学させる場合がある。前掲中村義「成城学校と中国人留学生」、262頁を参照。

東京工科学校の場合は、1907 年 12 月に東京府知事宛てに設立願を提出し、「機械電工建築採鋳冶金ノ四教科ヲ設置シ是等実業ニ従事セントスル男子ノ為メニ必要ナル技能ヲ授クル」⁸²ことを目的とした。「私立東京工科学校学則」⁸³の第 6 章「学費」の第 29 条によれば、「入学試験料 金五十銭」「入学金 金一円」「授業料 予科金一円 本科金二円五十銭」と定め、さらに「授業料ハ毎月五日以内」に納めることとし、「既納ノ入学試験料入学金及授業料ハ事故ノ何タルヲ問ハズ返戻セス」と記している。また同校は清国留学生で「本校ニ入学セント欲スル者ノ為メニ特ニ普通科」を設けており、その普通科の学費は「入学金 金二円（入学之際納入ヲ要ス）授業料金三円（毎月五日マデニ納入ヲ要ス）」としているが、入学金と授業料は日本人が入学する各科より入学金が 1 円、授業料が 50 銭高いことが分かる。

また、東京数学院の場合は、1908 年 8 月に設立認可願を提出し、「数学ヲ専攻セントスル者及諸学校生徒ノ数学ヲ補習セントスル者ノ為メニ数学ヲ授クル」⁸⁴ことを目的としている。当校では普通科、本科、高等科及び清国留学生のための特別科を設置して、それぞれの学費について定めている。日本人学生の学費は「入学金五十銭但清、韓留學生一円」、「授業料一カ月普通科金八十銭、本科金一円、高等科金一円五十銭」、「校費金五銭毎月授業ト共ニ納付スルモノトス」⁸⁵とし、清国留学生の特別科は「入学金一円、授業料普通科及本科一円二十銭、高等科金一円五十銭、校費五銭」⁸⁶としている。清国留学生の費用は日本人の学生と比べると、入学金は 50 銭、授業料は普通科と本科それぞれが 40 銭と 20 銭高くなっているほかは同じである。

しかし、同じ時期に運営している日本人教育の私立学校と清末の留日学生教育の私立学校を現段階ですべて比較するのはほぼ不可能である。日本人を中心とした以上の二つの私立学校の学費を見た場合、同じ学校における日本人学生と留日学生の費用は若干異なり、留学生のほうがやや高くなっていることが分かったのみである。

第三節 官立学校の留学生受け入れ

1. 初期の官立学校への入学（東京第一高等学校と東京帝国大学）

最初の留学が始まった時、日華学堂に在学していた浙江省の留学生、南北洋大臣により派遣された留学生らは東京帝国大学の工科大学と第一高等学校への進学を希望した。そこで日本側の外務大臣と文部大臣の間では、前例のない入学交渉を行い、その結果、1899 年 9 月より、彼らを聴講生として東京帝国大学と第一高等学校に入学させた⁸⁷。これが官立学

⁸² 「明治四十一年文書類纂学事 第一種 学事 私立学校 第一巻 628 C6 02」。

⁸³ 同上。

⁸⁴ 「明治四十一年文書類纂 学事 第一種 私立学校 第五巻 628 C6 6」。

⁸⁵ 同上。

⁸⁶ 同上。

⁸⁷ 第一高等学校の中国人留学生教育の詳細について、二見剛史「第一高等学校における中国人留学生教育」（国立教育研究所『国立教育研究所紀要』第95集、1978年）を参照されたい。

校としての初めての清国留学生受け入れである。その際の文部省から直轄学校第一高等学校への問い合わせに関する文書を見ると、外務省の問い合わせに対して、文部省は1899年6月14日に第一高等学校（以下一高と略す）長宛てに次の文書を送っている。

清国浙江巡撫ヨリ派遣ノ留学生（以下六名姓名略）六名ハ昨年来本邦語ヲ修学シ最早邦語ヲ以テスル講義ハ解得致候様相成候ニ付、本年九月ヨリ貴校へ聴講生トシテ入学致度旨申出候趣ヲ以テ、外務省ヨリ照会ノ次第モ有之候条、可成御差許候様致度。尚ホ本件ハ外務省へ回答ノ都合モ有之候間、何分御回答相成候、此段及照会候也。⁸⁸

二日後の同月16日一高から差支無き旨の返事をもらった文部省は、同月20日外務省に「本月十日付機密送第三号ヲ以テ清国浙江巡撫ヨリ派遣セラレタル留学生錢承誌外五名第一高等学校・聴講生トシテ入学ノ件ニ付御照会之趣領承右ハ差支無之ニ付入学許可可致候条御了知相成度此段及回答候也。」⁸⁹と回答した。

こうして、浙江省の留学生らは一高の入学を許可され、9月から聴講生として同校に入った。しかし、一高の入学規則には留学生に関する項目がなかったため、所謂変則的な入学であった⁹⁰。聴講生となった留学生8名の入学後の状況に関しては、翌年3月に一高から文部省に調査報告が出された。その調査報告には、「……保証ニ関シテハ外務省ノ委嘱ニヨリ支那留学生ヲ監督セル日華学堂總監引受ケヲ為サシム。入学料授業料及図書貸付料凡テ徴収セズ。入寮生ニ対シ寄宿料ヲ徴収セズ。……」⁹¹と書かれている。

すなわち、一高に入学しても8人の留学生を引き続き監督しているのは日華学堂であり、一高から留学生本人に直接学費を徴収しないで日華学堂を通すという特別な扱い方をしている。

その特別な扱い方というのは、日華学堂（日華学堂は清国が送った留学資金を預けてある外務省から受け取る）を経由して寄宿舎代以外の食事代などを清算することで、このような動きは『日華学堂日記』で確認できる。例えば、1899年11月2日付の日記に「午後宝閣堂監、高等学校に出頭。寄宿料ノ支払ヒヲナス。」⁹²と書かれ、また12月28日付の日記に「此日高等学校より来状。依て寄宿料を払はしむ。」⁹³と記されている。

しかし、同じ時期に東京帝国大学の工科大学などに入学している学生に対しては、入学金、授業料を徴収している。これは1899年9月の複数の『日華学堂日記』に書かれている内容で分かる。そのうちの15日付の日記には「此日外務省に学生の入学金、月謝等の臨時費請求書を呈出」、18日には「種々協議ノ末、来年四月ニ至ル学堂維持費ノ予算案ヲ認メ外務省ニ送ル。此日外務省ヨリ大学生十名ノ入学料並ニ授業料四ヶ月分ヲ請取ル。」⁹⁴と書か

⁸⁸ 第一高等学校『第一高等学校六十年史』1939年、481頁。

⁸⁹ 前掲『在本邦清国留学生関係雑纂』（陸海軍之外ノ部）所収。

⁹⁰ 巖平「官立高等教育機関における留学生教育の成立と展開：第三高等学校を事例として」、『京大学文学書館研究紀要』第7号、2009年、3頁。

⁹¹ 『第一高等学校六十年史』483頁。

⁹² 前掲柴田幹夫「『日華学堂日記』1898年～1900年」、71頁。

⁹³ 同上、75頁。

⁹⁴ 同上、68頁。

れ、22 日付の日記には「此日法科大学ヨリ張煜全撰科入学ヲ許可ス旨通ジ来ル。午後大学会計係ニ趣キ学生九名ノ入学金ヲ収納シ」⁹⁵と書かれている。日華学堂はまず、帝国大学に入る学生らの入学金と授業料を臨時費として外務省に請求書を出して、三日後に 10 名の留学生の入学金と 4 ヶ月分の授業を受け取って、帝国大学側に支払ったのである。

では、なぜ一高は入学金、授業料、寄宿舎代を徴収していないのに、帝国大学は入学金と授業料を徴収しているか。その原因は史料上の制限があり不明である。ただ、一高の場合は清国留学生教育の状況を文部省に報告する際に、追伸で「外国人ノ入学ハ常ニ之レアルベキコトヲ予想セサルヲ以テ随テ之ニ応スルノ内規等ノ設ケ無之別記」と書いており、清国留学生を受け入れるのに決まった規則ではないとしているのである。また、一高は 1900 年から 1907 年に学部と文部省の間に結んだ「特約五校」が実行されるまで、「留学生ノ学資ハ元来彼国政府又ハ各省ノ官費ナリ随テ当校ニテハ彼レ等留学生個人ノ学資ニツキ何等関与シタルコトナシ」⁹⁶とし、外務省、駐日公使館又は各省の監督を通して学校側に学資が支払われていることが分かる⁹⁷。

ここで一高に入学している留学生をめぐる経費支出の詳細を京師大学堂の留学生を例としてみると、1904 年 1 月～12 月間に京師大学堂の留学生に関する報告には、収入項目として京師大学堂からの送金で、各種給料、雑費、学生費（内、食料 学生三十一人各月十圓 被服費 学生三十一人各月三圓 雑費 学生三十一人各月十圓）とある⁹⁸。清国側は京師大学堂の留学生に毎年一人紋銀 400 両（日幣の約 488 円に相当）を、二回を分けて、外務省を経由して一高に支払っている⁹⁹。

一高で留日学生を聴講生として受け入れた後の 1900 年 7 月、文部省は初めて省令第 11 号を以て「文部省直轄学校外国委託生ニ関スル規程」（以下「委託生ニ関スル規程」と称す）を定めた。また翌年には「文部省直轄学校外国人特別入学規定」（以下「外国人特別入学規程」と称す）に改正した。そこで入学金や授業料などについては、「委託生ニ関スル規程」第 5 条「外国委託生ニシテ入学検定料及授業料ヲ徴収セサルコトヲ得」から「入学シタル外国人ニハ入学試験料、入学科及授業料ヲ徴収セサルコトヲ得」に変えて、「入学科」一項が増えた。その後「特約五校」以外の文部省直轄学校は、留学生受け入れを決定する際に、「外国人特別入学規程」に準じるのである。

2. 官立学校の入試手続きなど

上述のように、留日学生来日初期の段階で、文部省直轄学校の入学は、外務省や駐日公使などの紹介により、聴講生の形で許可された。その後、留日学生の在籍学校は私立学校

⁹⁵ 同上、68頁。

⁹⁶ 前掲『第一高等学校六十年史』478頁。

⁹⁷ 経費の送金記録については、外務省外交史料館所蔵『在本邦支那留学生関係雑纂（留学生費之部）』（3-10-5-3-5）で確認できる。

⁹⁸ 「明治三十七年一月至同年十二月 清国京師大学堂留学生ニ関スル第一年報告書抄録」前掲『第一高等学校六十年史』493頁。

⁹⁹ 前掲『在本邦支那留学生関係雑纂（留学生費之部）』所収。

が圧倒的に多く、官立学校がわずかである。しかし、清国政府は留学生の質を向上させるため、1906 年 12 月からは官立学校に合格した自費生に官費を与えるようになり、そして、さらに文部省直轄学校の留日学生収容人数を拡大するため、駐日公使兼監督処総監督楊枢は学部からの委託を受け、清国が 1907 年 8 月に毎年一定人数の留学生を文部省の直轄学校に送り、補助費を提供する所謂「特約五校」の協定を結ぶことになった。しかし、官立学校の自費生に官費を支給することで、各省の留学生経費が増大し、かつ特約五校の実施に伴い、経費の負担はますます大きくなった。そのため、留学経費の不足から、学部は 1909 年 1 月（光緒三十四年十二月十二日）に、各省の官費生定員数を決めさせ、定員の枠内で官立学校の農、工、格致、医学の 4 科に合格した自費生にのみ官費を支援することになった¹⁰⁰。

こういう状況で、特約五校以外の官立学校では留学生の入学のために特別措置をとらなくなり、日本人の学生と同じような入試制度による入学が実施された。しかし、前節で述べた私立学校の入学と比べると、官立学校への入学が手続き上においては、何か必要であったのか。特約五校と農、工、格致、医学の学校に限るが、官立学校への入学を希望する受験生への監督処からの通知内容を見ると、次の 5 点を伝えている。

一、入学願書・学業履歴書の形式については、本処（監督処一引用者）が各学校の規則に記されている書式を複写し、記入用として準備するが、もし修正する箇所があれば、必ず学校側に相談すること。

一、普通科の卒業証明書については、卒業した学校側に所定書式があれば、本処がすでに複写したものを事前に持って行き記入し、学校側に所定書式がなければ学生自ら出身校に行って学校専用の用紙を受け取って利用し、元の出身校がすでに廃校している場合は本処より証明書を発行する。

一、学科成績表及び健康診断証明書は専用の用紙があるので、それを利用すること。

一、各学校が求める写真はみな脱帽・半身で写った手札形で、裏面に姓名、出身地、生年月日（旧暦と西暦の両方）を記入し、且つ志望学校と学科を記入し、印鑑を押す。この規定に合致しなければ、本処は絶対に受理しない（学生が記入した入学願書を監督処に提出し、監督処から各学校側に提出されるということ一引用者）。

一、学校の多くは本年より入学手数料を徴収することになり、表（表 2-4—引用者）に示している学校或いは旧則のままでまだ増額していない学校は、金額を増やす場合臨時に通知し納めること。¹⁰¹

『官報』（第 36 期）による表 2-4 にまとめた官立学校は特約五校のほか、農、工、格致、医学の 4 科に限定されて官費を支給されている対象校である。官費を支給する対象校の 26 校（表 2-4）では、一高を除き、入学願書、卒業証明書、学業成績（履歴）表、写真のすべてを提出する必要があった。そのうち東北帝国大学農科大学などの 8 校は「身体検査証」

¹⁰⁰ 呂順長『清末中日教育文化交流の研究』商務印書館、2012年、162頁。

¹⁰¹ 「学界記事」『官報』第36期。

又は「体格検査証」と呼ばれている健康診断書も必要としていた。また、東京高等工業学校は入学希望者全員に配色写生図の提出を要求し、さらに同校の工業図案科の希望者には配色写生図 2 枚と自画草花鳥類写生図 1 枚の提出を要求している。なお、蚕業講習所、水産講習所、第一高等学校、広島高等師範学校、東京高等師範学校の 5 校は入学検定料を記していないが、上記の監督処の通知内容によれば、事実上に徴収しているかもしれない。なお、他の 21 校は入学検定料を徴収していることがわかる。金額としては、大阪高等工業学校、大阪府立高等医学校、東京高等商業学校、東京高等工業学校の 4 校は 5 円で、ほかには 12 校は 3 円、5 校は 2 円である。各種手続き書類は受験生各自が記入したものを、監督処から各学校に送付されたものである。

【表 2-4】官立学校の入学手続き及び受験料—『官報』第 36 期による）

校名	入学手続きの書類	受験料
東京帝国大学農科大学	入学願書、学業履歴書、卒業証明書、写真、	2円
東北帝国大学農科大学	入学願書、学業履歴書、卒業証明書、写真、体格検査証	3円
盛岡高等農林学校	入学願書 履歴書、写真、卒業証明書、	2円
鹿児島高等農林学校	入学願書 履歴書、写真、卒業証明書	3円
蚕業講習所	入学願書、履歴書、身体検査証明、写真	
水産講習所	入学願書、履歴書、体格検査書、写真、卒業証明書	
東京高等工業学校	入学願書、履歴書、写真、配色写生図、学科成績表、身体検査証、如報工業図案科者須用配色写生図二枚、自画草花鳥類写生図各一枚	5円
大阪高等工業学校	入学願書、履歴書、写真、卒業証明書	5円
京都高等工芸学校	入学願書、履歴書、写真、卒業証明書、身体検査書	2円
名古屋高等工業学校	入学願書、履歴書、卒業証明書、写真	3円
熊本高等工業学校	入学願書、学業履歴書、身体検査証、写真	3円
仙台高等工業学校	入学願書、履歴書、卒業証明書、写真	3円
東京高等商業学校	入学願書、履歴書、卒業証明書、写真	5円
山口高等商業学校	入学願書、履歴書、卒業証明書、写真	2円
長崎高等商業学校	入学願書、履歴書、卒業証明書、身体検査証、成績表、写真	2円
神戸高等商業学校	入学願書、履歴書、学業成績証明書、写真	3円
千葉医学専門学校	入学願書、履歴書、卒業証明書、写真	3円
仙台医学専門学校	入学願書、履歴書、卒業証明書、写真	3円
岡山医学専門学校	入学願書、学業履歴書、卒業証明書、写真	3円
金沢医学専門学校	入学願書、履歴書、卒業証明書、写真	3円
長崎医学専門学校	入学願書、履歴書、卒業証明書、写真	3円
大阪府立高等医学校	入学願書、履歴書、卒業証明書、写真	5円
京都府立医学専門学校	入学願書、学業履歴書、卒業証明書、写真	3円
東京高等師範学校	入学願書、履歴書、身体検査証、学業成績書、写真、	
広島高等師範学校	入学願書、履歴書、写真、学業成績書	
第一高等学校	入学願書、写真	

また、監督処は上記の文部省直轄学校から知らされた入試情報を『官報』の「監督処公布」で公表している。学校の入学希望者はそれぞれ監督処の公布を見て、各種書類を用意

したが、書類は監督処により各学校側に提出されるので、監督処が掲載した締め切り日は各学校の締め切りではなく、監督処への書類提出の最終日を意味している。例えば、宣統元年12月（1909年1月）の「監督処公布」によれば¹⁰²、東京高等師範学校では本年の入学試験を3月中旬に行う予定で、監督処への申し込みは2月20日を締め切りとしている。また、盛岡高等農林学校への受験申込みの締め切りは2月25日であり、入学試験の日時は「明治四十三年三月二十一日より四日間で本校及び東京高等商業学校内に試験施行」とし、本校の他東京高等商業学校にも受験会場が設けられている。

しかし、官費を与える「特約五校」以外の文部省直轄学校の中には、毎年留学生を受け入れるのではなく、日本人学生の入試が終わった後に留学生の受け入れを判断する学校も存在していた。例えば、『官報』（第38期）の「監督処公布」には仙台高等工業学校の入試情報が記されており、同校では1910年の入学試験は3月下旬に行うが、「外国人特別入学規程」の第三条「帝国大学総長若ハ学校長ニ於テ前条ノ出願ヲ受ケタルトキハ相当ノ学力アリト認メタル者ニ限り之ヲ許可スヘシ但シ学校ノ設備上差支アル場合ハ此ノ限ニアラス」に基づいて、留学生の入学人数は学校の本科生入学が決まるまで確定できないので、監督処側としては仙台高等工業学校に入学する者がいれば、昨年の基準で手続きを準備する旨を公布している¹⁰³。仙台高等工業学校と同じ状況にあるのは、名古屋高等工業学校である。また、農商務省管轄下の水産講習所は設備が完成するまで留学生を受け入れることが困難であるとして、1910年度の留学生を受け入れないことを決めている¹⁰⁴。

なお、農、工、格致、医学以外を扱う文部省直轄学校で、官費支給の対象外である東京美術学校と東京外国語学校の入学手続きに対しては、入学希望者が少ないため、監督処は随時紹介状を配り、学生自ら入学願書を提出するよう変更したことがわかる¹⁰⁵。

以上のように、1907年以前官立学校の在籍率がわずかに3・4%であった状況から、特約五校の締結と官立学校に合格する自費生に官費を与える制度によって、官立学校を志望する留学生が増加し、官立学校への入学も増えた。しかし、自国の学生を優先的に収容して、事前に決められることなくその状況によって留学生の入学を判断する官立学校もあった。東京或いは東京の近辺に位置した官立学校への入学競争が激しいため、地方にある官立学校を選ぶ留学生にとっては、仕方がなく監督処の入試情報の知らせを待つしかなかったであろう。

各学校の入試手続きからみれば、本章の第一節に述べた私立学校が比較的簡便な書類のみが必要であったのに比べると、各学校によって決められた正式な書類が必要となっており、その書類も全て監督処を経由して各学校に送付されている。

3. 官立学校の留学費用について—特約五校を例に

¹⁰² 「学界記事」、『官報』第38期。

¹⁰³ 「学界記事」、『官報』第38期。

¹⁰⁴ 「学界記事」、『官報』第44期。

¹⁰⁵ 「学界記事」、『官報』第37期。

1 で述べたように委託教育を行う一高以外の官立学校に入学するには、「外国人特別入学規程」に定められているように、入学検定料、入学金及び授業料を納付しなければならなかった。2 では官費を与える対象校の入学検定料について触れてきた。しかし官立学校の授業料については、史料上の制約もありすべての学校の金額を知るのは難しい。そこで「特約五校」にしばって、清国側から毎年五校に支払われた補助金と五校に入学した官費生に支給された費用について見ることにする。

1907 年 8 月に学部と文部省の間で結ばれた「特約五校」の協定では、毎年決まった人数の留学生を 5 つの直轄学校に送り、留学生を受け入れるための設備費と建設費を清国政府が提供すると決めている。

ここで補助金が支給される学校の収容人数と清国側が支払う補助金、別途学費の有無の順に記すと、以下の表 2-5 のようになる。

【表 2-5】特約五校の受け入れ人数及び補助金額

東京高等師範学校、	25 人、	毎年 1980 円	無し
第一高等学校、	65 人、	毎年 8768 円	無し
東京高等工業学校	40 人、	毎年 8000 円	別途授業料、一人 50 円
山口高等商業学校	25 人、	毎年 7000 円(臨時費 2000 円込み)、但し二年目から臨時費なし。	無し
千葉医学専門学校	10 人		授業料のみ

以上の経費は第 1 年目に限ったものであり、2 年目から 2 倍になり、4 年目になると 4 倍となっており、そこには食事代や被服費、各種雑費などは含まれていない。なお、千葉医学専門学校は受け入れ人数が 10 人以下であれば、補助金は不要で、授業料のみを徴収している。

この協定は 1908 年から実施され、15 年間続いた。学部は 15 年の間に、新入生を第一高等学校は毎年 65 人、東京高等師範学校、東京高等工業、山口高等商業、千葉専門医学校の 4 校は毎年計 100 人受け入れるという規模で計画を立てた。この計画が完了するまでの所要の経費及び分担法の詳細は、学部から清国政府への奏文に書かれているが¹⁰⁶、要約すれば次のようである。

5 校に支払う補助費を留学生の人数分で平均すれば、一人当たり毎年約 190 円となる。「管理章程」の規定で官立学校の官費生であれば、別途毎年支給される 450 円を加え、五校官費生一人当たりにかかる費用は一年につき約 650 円となる。この基準で毎年増加した人数分も加算して、且つ第一高等学校の卒業者が大学に進学する費用を合わせると、第 8 年目と第 15 年目における費用が最も多くなる。平均で毎年補助費 18 万円、学費 42 万円の計 60 万円が必要である。すべての費用は留学生数の多少により、学部と 23 省を大省と小省に分けたところで分担する。一年目は大省 5000 円、小省 3000 円で、二年目から費用が逐次増

¹⁰⁶ 「学部為籌商日本官立各高等学校毎年収容中国学生名額擬由各省分任經費奏折」、『官報』第 12 期。

えていき、15年目は最多で大省の支払う金額が3万2千円余り、小省の支払う金額が2万1000円余りとなるが、その後は徐々に減っていき、最終年に大省の支払う金額は2300円余り、小省は1500円余りとなった。凡ての留学生が卒業するまで、清国政府が支払う経費の総額（補助費と官費生の費用）は凡そ135万1405円。五校在籍の留学生が卒業するまで、一人当たりかかった費用は凡そ3000円であった¹⁰⁷。

次に、『経費報銷冊』を利用して、1908年～1910年の間の、五校の合格人数と補助金以外の雑費や医薬費などの支出をみしてみる。

1908年1月～6月（光緒33年12月～34年5月）分の記録を収めた『経費報銷冊』には、高等師範学校30名、第一高等学校60名及び山口商業学校25名の学生に対して、1908年5、6月分の学費を支払った記録があるが、高等工業と千葉医専のものはなかった。1908年7月～12月の（光緒34年6月～34年11月）分の『経費報銷冊』には、高等師範30名、一高50名、東京高等工業58名、山口高等商業25名、千葉医専10名計173名の学費を支払った記録が残っている。そのうち東京高等工業の58名と千葉医専の10名学生には1908年9月に学費を支払っており、そこから両学校では1908年9月から新学期が始まったことがわかる。1908年～1910年の三年間で、五校に進学した留学生の人数は1908年173名、1909年330名と1910年468名となり¹⁰⁸、計画書記載の1908年165名、1909年330名及び1910年495名の数と比べると、若干異なっていることが分かる。

また、1908年7月～12月の（光緒34年6月～34年11月）分の『経費報銷冊』の五校経費の支出欄には、官費生に支払った学費、官費生の医薬費、各学校の補助費と授業料以外に、一高に支払った電燈架の設置費や寄宿舎の雑費などもある。特に1908年7月から1910年12月までの（光緒34年6月～宣統2年11月）分の『経費報銷冊』を確認すれば、3年間で五校の留学生の医薬費に使ったお金は約3万2300円であり、平均で1年当たり1万円以上であることが分かる。官費生の医薬費の出費が五校経費の予算外であり、1年で1万円かかることは決して少ない金額とは言えない。

1908年から実施された五校特約の支出については、『経費報銷冊』で1910年までの分しか確認できないが、単に医薬費の支出からみれば、清国政府が出した五校特約の経費は予算より上回る可能性がある。

なお、その後の五校特約の変化については、1911年6月に山口商業学校が留学生の退学事件により¹⁰⁹、1913年に中国側に五校特約から外され、四校特約になった¹¹⁰。また、特約の解約については、1920年中華民国の教育部が、清末に日本側と結んだ特約が有効期限切

¹⁰⁷ 同上。

¹⁰⁸ 筆者が『経費報銷冊』（光緒三十三年十二月～宣統二年十一月）より確認した数字である。

¹⁰⁹ 山口商業学校の退学事件については、小島淑男『留日学生の辛亥革命』（青木書店、1989年）76－79頁を参照されたい。

¹¹⁰ しかし、1918年に教育部は東京高等工業学校を希望する官費生10名を福岡明治専門学校に送ると各省に通知して、明治専門学校を「五校特約」の該当校として機能させたという指摘もある。その詳細は陳昊「明治専門学校における中国人留学生受け入れの開始と創立者安川一郎」（『九州教育学会研究紀要』第38巻、2002年）を参照。

れの 1923 年になったら直ちに終了すると決め、各省に通告した¹¹¹。参考として教育部の原文の一部をここで引用する。

……民国二年より、山口高等商業学校には特別な出来事で学生を送るのを停止した。残りの四校は特約の通りに学生を送り続けている。……調べたところ、この特約の有効年限は民国十一年で、そろそろ有効期限が切れる時期を迎えている。有効期限になったら、すぐ解約し補助金を送るのも停止する。解約の理由は以下のものである。

一、各省には官費生の定員を設けている日本留学は、特約の関係で毎年の官費生の空き枠を四校の新入生に優先的に補充し、四校以外の官立高等学校・大学などに合格した自費生は成績が優秀にもかかわらず、官費を補充される機会がないため、実際には公平性が欠如している。……

二、(清国の学部が作った一引用者) 規則に、特約の学校に合格すれば直ちに官費を支給する決まりがあるため、国内の多くの学生は日本に渡って特約の学校を受験する希望を持っている。しかし四校の定員に限られており、合格しなかった自費生のうち、少数は自費での留学に耐えられるが、残りの自費生は進退兩難又は名前だけ私立学校に在籍しているのも少なくない。留日学生の学風が悪くなったのは、種々の困難な状況による。特約を解除すると、留日学生の学風が少しでもよくなるだろう。

三、「四校特約」が結ばれたのは清国の光緒帝の時期であり、その時は教育レベルが低かったため、指定された学校は高等専門学校に限られた。現在、すでに公布された外国への留学生派遣規程によれば、派遣される学生は最低でも国内の専門高等学校の本科を卒業した者であり、外国で専門分野を深く研究することが期待されている。留日学生は特約の関係で、外国への留学派遣規程の通りに派遣されることできない。解約後、日本留学も欧米留学と同じように処理する。

「特約五校」が解除されてからまもなくの 1924 年より、日本外務省は「対支文化事業」の一環として中国人留学生に学費補給を実施することになった。

小結

本章では東京都公文書館所蔵の資料を利用して、清国留学生教育の学校における留学生の入学資格や入学手続きなどを見てきたが、あくまでも制度上の内容に止まった。また、表 2 にまとめた学校名のうち私立東京日本語学校、東京専門予備学院、私立日清学堂、私立東洋学院などは、設立申請を確認できたが、東京府からの清国留学生在籍人数を取り調べる通牒に応じた文部省の調査報告(1905 年 9 月と 1911 年 2 月の二回調査)では¹¹²、それらの学校名は見当たらない。このような学校は、留学生が入学しなかったか或いは在学者が少なかったため、長く続けられなかったと推測するほかない。特に、通番 3 の私立東京日本語学校(1903 年)と通番 23 の私立東京専門予備学院(1907 年)の設立者は同一人物であり、その設立者である成田文太夫の履歴を見れば、「(明治)三十四年八月以来清国留

¹¹¹ 「教育部：關於解除留日五校特約的通知」、前掲陳学恂・田正平『中国近代教育史資料匯編 留学教育』346-347頁。

¹¹² 「明治三十八年文書類纂 第一種学事 私立各種学校 第一 626 A8」と「明治四十三年文書類纂 学事 629 D2 13」によるものである。

学生ノ為メニ日本語普通学科ヲ教授ス」と書かれ¹¹³、1901 年から清国留学生に日本語を教えていることが分かる。またそれは本人設立の私立東京日本語学校で教えたことを指していると考えられる。さらに 1903 に設立申請をした日本語学校では速成科を設けたことと、1907 年に設立申請をした専門予備学院は修学年限を 3 年としたことから見れば、両校の設立者である成田は清国側の留学政策に沿って、速成教育から高等学校又は専門学校に進学するための予備教育に移行した留学生教育を再スタートしようとしたものの、続けられなかったと推量できる。

本章で取り上げた各私立学校は清国留学生教育のために、日本側の教育法制上の「私立学校令」に従って各種の申請書類を提出して東京府知事の認可を受けている。しかし、その申請書類の資料以外に、各学校独自の記録などを加えないとそれぞれの学校の実態は把握できないのであり、校名がよく知られている東京高等警務学堂、東京警監学校、東京鉄道学堂などについては、充分検討が進められていない。今後学校側の資料の発掘に努める必要がある。

また、私立の留日学生教育の学校の学費について見てきた。周知のように清国が派遣した留学生は大別すれば、官費生と自費生に区分される¹¹⁴。官費生の場合は日本での勉学の費用が保障されているので、自費生よりは学費を気にする必要がない。しかし、自費生の場合は、どこの学校に入るのかによって学費の金額に影響があると考えられる。従って、自費生は自身の経済状況を考えたうえで、入学金や授業料などをやや安く設定している学校への入学を希望する可能性があると言える。

他方、受け入れる学校について言えば、入学者数の多さは学校の運営に関わる大事な部分である。そもそも日本人のために設けた私立学校では、学生数が定員に満たない場合は清国留学生を受け入れて定員数を充填する可能性があるだろう。例えば、私立東京数学院の場合、「現在生徒数調」には、「普通科第一学期 15 名 高等科第一学期 20 名 受験科 40 名」と計 75 名の生徒がいた。ところが同校は認可願を提出する際に生徒定員を 200 人と決め、そのうち特別科（清国留学生のために設置した）は 80 人とした¹¹⁵。一方、一定人数を超える場合、授業料の金額を調整して安くする私立学校も存在した。例えば、法政速成科の場合は、授業料について、「本科（速成科を指す―筆者）学生八十人未満ナルトキ 一箇月金六円 八十人以上ナルトキ 一箇月金三円」としている¹¹⁶。実際は法政速成科の入学者数は最初から 273 人（1904 年第一期生だけ）と 80 人を超えたため、授業料も 3 円になったのである。

¹¹³ 「明治四十年文書類纂 第一種 学事 私立学校第三巻 627 D5 4」。

¹¹⁴ そのほか、公費生や「津貼生」などがあるが、人数は官費生と自費生のほうが圧倒的に多い。公費生については第六章で取り上げる。

¹¹⁵ 「明治四十一年 文書類纂 学事 第一種 私立学校第五巻 628 C 6」。

¹¹⁶ 「法政速成科規則」、前掲法政大学大学史資料委員会『法政大学史資料集 第十一集』、3頁。

第Ⅰ部では、清国政府の留日学生派遣を巡る背景及び政策的な内容を整理し、日本側の受け入れ態勢などを検討したうえで、日本の留学生受け入れの私立学校と官立学校におけるそれぞれの入学手続きに関する書類、入学金を含む諸費用などを述べてきた。その留学生の教育を実施している私立学校には、授業中に中国語の通訳付の原因で、徴収する授業料もやや高く設定しており、留学生者数の多少により、授業料も少し変化がある学校も存在している。官立学校の場合は、殆どの学校が入学金と別で受験料を徴収しており、「特約五校」の千葉医学専門学校のみ受け入れる人数（毎年10人）が少ないため、人数分の授業料を払うだけで、別に補助金がいらなかったことが分かる。なお、官立学校の中に、自国の学生を優先に入学させ、定員の枠を満たさなければ、留学生の受け入れを決める学校も存在している。

しかし、第1部で述べた内容は、清国政府の留学生の派遣・管理を含む政策であっても、各学校の入学と諸費用などの規定であっても、あくまでも制度上のものに留まった。事実上、清国政府は自身の統治を維持するために留日学生を派遣したが、在日留学生に活発な革命活動を行われ、倒された。一方、日本側の各学校では、常に変化している清国政府の留学政策と来日した留学生の流れに適應しているため、留学生受け入れの点において、官立学校より私立学校のほうが対応の柔軟性を持つのである。

第Ⅱ部 清国政府の留学生派遣と留学経費の問題—主に『官報』にみえる各省の事例

第Ⅱ部では、中国人留学生を送り出す清国政府すなわち学部と各省が、いかに留学経費を捻出したのか、学校に支払った以外の費用をどこに使ったのか、留日学生のために費やした支払いの総額がいくらだったのか、などの問題に加えて、これまで注目されていなかった公費生の待遇などについて詳しく触れる。

第三章 湖北省の留日学生派遣と留学経費

清末の留学経費は、全て派遣母体である中央政府の各部署や各省がそれぞれ工面しているため、中央政府の各部署或いは各省の留日学生派遣の開始から清国が終焉を迎える時期までの留学について系統的に考察する必要がある。そこで、本章では、清末の留日学生の派遣において代表的な省の一つであった湖北省を選んで、考察の対象とする。

清末湖北省の留日学生についてはこれまで多くの研究成果が発表されている。それらの先行研究を見るならば、さねとう・けいしゅうと黄福慶は日本側の参謀本部が張之洞に対して日本留学を働きかけた時の事情を論じており¹¹⁷、余子侠・喬金霞は張之洞が湖広総督を任された時期から民国時代までの湖北省の留学政策の変遷をまとめた¹¹⁸ほか、湖北省の留日生により創刊された雑誌、日本への陸軍留学生の派遣及びその影響などに関するもの¹¹⁹、などが挙げられている。ところで、以上の先行研究のいずれも、留学経費の観点から湖北省の留日学生を取り上げて論述しておらず、そういう視点から検討する必要があると考えている。

周知のように、張之洞が湖広総督に就任してから書いた『勸学篇』は1898年3月に出版され、その「游学」篇では、日本への留学生派遣の利点を5つ挙げている。そのうちの「道が近くて、費用を節約できる」という点は、清末の中央政府から各省政府まで財政難の状況下、好都合であり、のちに多くの留日学生を派遣できた大きな要因である。張之洞は三度（1889年-1894年、1896年-1902年、1904年-1907年）湖広総督を務め、一度湖北巡撫を兼任し、湖北省の留日学生の派遣に決定的な権利を持つ人物でありながら、中央政府にも影響力を与えた官僚の一人である。日本への留学が「道が近くて、費用を節約できる」と提唱した張之洞は、湖北省において留日学生を派遣する際に、如何に留学経費を調達したのか、その留学経費を一体何処に使ったのか、日本への留学生派遣の経費を本当に省けたのか、など所謂留学経費の観点から湖北省の留日学生を検討する余地が残っている。

また、清末になると、地方督撫（総督・巡撫を指す）は中央政府の命令に従わずに納めた税金を一部残して各自の勢力を強めようとしているが、中央政府はなるべく地方督撫の

¹¹⁷ 前掲さねとう・けいしゅう『中国人日本留学史』、前掲黄福慶『清末留日学生』。

¹¹⁸ 余子侠・喬金霞「近代湖北留学教育政策的演変」（『徐州師範大学学报』（哲学社会科学版）、第36巻第3期、2010年5月）。

¹¹⁹ 黄国華「清末第一個以省区命名的留日学生刊物『湖北学生界』」（『歴史教学』1980年第4期）。

権力を制限しようとし、中央と地方の矛盾が露呈している。このような状況の中で、地方督撫は必要の人材を確保するために、留学経費を捻出し多くの留日学生を派遣したのである。従って、清末の留日学生の派遣における代表的な省として湖北省を取り上げ、主に留学経費の視点から検討する意義が十分にある。

そこで、本章では湖北省の留日学生を取り上げ 1898 年に留学派遣が開始されてから、辛亥革命勃発直後の時期までの留学に関わる経費について詳しく触れることにする。

本章の前半で使用する資料は、主に張之洞が書き遺した留学に関する公文書¹²⁰、当時発刊された雑誌及び日本外務省外交史料館の史料などで、後半では主に監督処が発行した『官報』及び附録である『経費報銷冊』を使用することにする。

第一節 最初の留学生派遣及び留学経費の調達

湖北省全体の留日学生を検討するにあたって、湖北省から最初の留学生が派遣される経過及びその経費調達について整理する必要がある。

湖北省は湖広総督である張之洞の主導の下、比較的に早い時期に日本への留学生派遣を始めた省のひとつであった¹²¹。1897 年 11 月末、陸軍参謀次長川上操六は日本参謀本部の神尾光臣を湖北省の武昌まで派遣した。その目的は陸軍留学生を日本へ送るよう湖広総督張之洞に勧誘することであった。しかし、神尾はその武昌への旅では直接張之洞に面会できず、江漢関道と知府錢恂を通じて参謀本部の意見を伝えるに留まった。1898 年初、陸軍参謀本部は再び宇都宮太郎を武昌に派遣した。宇都宮は直接に張之洞と面会して、積極的に陸軍留学生を日本へ送るよう勧めた¹²²。参謀本部の積極的な働きかけにより、張之洞はついに日本へ留学生を派遣することを決定し、陸軍留学生を派遣するために事前に準備を進めるために、同年 2 月（光緒二十四年正月）に姚錫光などを、宇都宮と同行させて日本に向けて出発させている¹²³。

姚錫光は日本に到着してから、日本の各種学校を現地視察するほかに、陸軍留学生の派遣計画を積極的に進めることを促す活動を展開した。姚が 1898 年 3 月 22 日（光緒二十四年三月初一）に張之洞に送った電文の内容から、派遣計画の準備を進める様子が見てとれる¹²⁴。

¹²⁰ これらの公文書は、苑書義、孫華峰、李秉新主編『張之洞全集』（河北出版社、1998年）に収められている。なお、本論文で使用する『張之洞全集』はすべて河北出版社の版本である。

¹²¹ 最も早くに派遣したのは浙江省である。1898年4月に8名の文武留学生を日本へ派遣したが、8名のうち4名は湘鄂籍の浙江省武備学堂の学生で、湖広総督張之洞の派遣ではなかった。その詳細は呂順長掲『清末中日教育文化交流の研究』190頁～193頁を参照。その後、浙江省に続いて、江蘇省、湖北省等も続々と留日学生を派遣している。

¹²² 胡鈞 重編『張文襄公年譜』巻3、台湾商務印書館、1978年、147頁。

¹²³ 「札委姚錫光等前往日本遊歷詳考各種學校章程」〔光緒二十四年正月十八日〕（1898年2月8日）、この派遣には候補直隸州知州姚錫光のほかには張彪、吳殿英、黎元洪及び通訳瞿世瑛がいる。『張之洞全集』、3559頁。日本外務省外交史料館にも関連文書として当時の上海総領事代理小田切万寿之助が 1898 年（明治 31）2 月 28 日に小村外務次官に送った秘密文書を所蔵している。「本邦制度視察ノ為メ湖広総督張之洞ヨリ姚錫光派遣ノ件」、『外国官民本邦及鮮満視察雜件（清国ノ部）』第 1 巻第 3。

¹²⁴ 「姚令等來電」〔光緒二十四年三月初一戊刻到〕（1898年3月22日）、『張之洞全集』、7524頁。

この電文によれば、今回の計画での派遣人数は 100 名あまりで、便宜上、派遣は 2 回に分けて行われ、一人毎年およそ 400 円の費用が必要である。「最も速い者は三年で習得する」という修学年限で計算すれば、100 名、合計 12 万円が必要となる。また、姚錫光は「20 人を派遣し教導団に入らせ、下級士官及び兵士のリーダーを養成する」という意見を出しているが、この 20 名の学生には 1 人あたり年 300 円が必要である。「最も速い者は 1 年半で習得する」という文面より計算すると、20 名合わせて 9000 円が必要ということになる。「委員費は別途必要である」（委員費は、学生の付き添いで訪日した人員の費用にあたる）という言葉から、委員費は計算に含んでいない。派遣した二種類の学生に必要な学費の総額は 12 万 9000 円となり、毎年約 4 万 3000 円はかかる。この金額は当時の 0.8 両が 1 円であったことと比べても、決して少ない金額ではない。

また、張之洞が武備学生の留学経費を調達している様子について、中国大陆から日本海軍に情報の提供をしていた日本人宗方小太郎は、1898 年 9 月 19 日の海軍宛て第一回報告にこのように記述している。

湖広総督張之洞は曩きに日本参謀本部と密約し、文武学生百名を日本に派遣し学習せしむる計画にて、現に湖北より五十名、湖南より五十名を召募せんとし、武備学堂提調姚錫光を湖南に派し、同地の学生を選抜せしめ、姚錫光は已に六十余名の候補者を得て帰来せり。然れども、現在張之洞は其経費の出処に苦み、未だ速に派遣せしむる運に至らずと云ふ。¹²⁵

上述のように、100 人余りの留学経費を用意するのは非常に困難なことで、張之洞が困っている様子を窺うことができる。

しかし、張之洞が一遍に 100 人の留学生を派遣するつもりがあるからには、当初から多額の留学経費を集める準備がなかったわけではない。ただ、日本側が学費を提供すると誤解し、多くの留学経費を準備しなくても多数を派遣できるとして 100 人派遣の計画を立てたのである。留学経費の負担問題について、1898 年 3 月の『湘報』には以下の記載がある。

宇都宮（宮太郎一引用者、以下同じ）は香帥（張之洞の名は香濤であり、総督は「帥」と尊んで“香帥”と呼んだ）に学生を日本へ派遣し工芸、武備を学ばせることを勧めた。国内で学堂を設立するより費用が安くて効果をあげるのも早い。……毎年 1 人あたり約 180 円を提供すれば、残りの食事代、書籍代、筆、墨などの全ては日本側の学堂より供給する。現在、候補知果姚錫光を日本に派遣したのは、先に日本で段取りを整え、学習規則を取決めてもらう。夏秋の時期から留学生を募集して選考を行う。¹²⁶

記事に書かれているように、「残りの食事代、書籍代、筆、墨などの全ては日本側の学堂より」供給され、湖北省は「毎年一人あたり約 180 円」のみ経費を提供すれば済むと考えている。

¹²⁵ 神谷正男編『宗方小太郎文書—近代中国秘録—』原書房、1975 年、45～46 頁。

¹²⁶ 『湘報』第十号、光緒二十四年二月二十五日（1898 年 3 月 17 日）。清国政府の重臣張之洞が日本側から学費を提供すると誤解した原因については、1898 年 5 月駐清公使矢野文雄がかつて李鴻章に毎年 200 人を日本に派遣することを提起し、費用は日本側が提供する所謂「留日学生派遣の提案」（以下、「提案」とする）が手掛かりとなる。矢野の「提案」一部始終については、前掲川崎真美「駐日公使矢野文雄の提案とそのゆくえ—清末における留日学生派遣の契機—」（大里浩秋・孫安石編著『留学生派遣から見た近代日中関係史』お茶の水書房、2009 年）を参照されたい。また、矢野の「提案」の具体的な時期について、今後さらに検証する必要がある。

ここから分かるように、一人当たり年 180 円の費用であれば、100 人の留学経費を調達するのに、一人当たり年 400 円よりもずっと負担が軽く、容易なことである。

日本側が費用を提供するという点については、別の文書にも確認できる。張之洞が荊州將軍に送った電文の中に「学生を日本に派遣し、遊学させることについて、初めは日本が経費を立て替えると聞いていたので、多くの学生を派遣しようと考えていた。しかし、再度の確認によって、鄂省が各自で経費を準備することが確実であるため、多額の経費を調達することは困難となり、荊州边防（荊州边防は湖北省荊州境界の駐屯軍隊と指す）から 5 人だけ陸軍学生を選出し派遣するほかなかった。」¹²⁷と述べている。湖北省からすべての経費を調達することは困難であるため、「荊州边防」の派遣人数は 5 人まで削減されたのである。

上述のように、100 人の留学経費の調達は困難で、最終的には 20 人を選出し、先行して派遣することになった。宗方小太郎は、1899 年 1 月 7 日の第九回報告の中で当時の状況を下記のように述べている。

今春湖広総督張之洞と日本参謀本部との間に談合せし湖北留学生の件は、其後荏苒日移し未だ派遣するに至らざりしが、此頃漸く二十名を選抜して本七日招商局汽船江裕号にて出発、上海に向はしむ。内十名は湖北武備学堂生徒にして、九名は両湖書院生徒、外一名は張之洞の長孫なり。¹²⁸

ここに書かれているように、100 人の派遣計画はすでに 1 年を経過するも実現に至っていない状況から、ついに張之洞の孫張厚琨や湖北武備学堂、両湖書院の学生を含む 20 名のみを派遣することが決められたのである¹²⁹。彼らは候補知州鄭国華の引率で、招商局の汽船江裕号に乗船し、まず上海に向かっている。

上海に到着した後、湖北省の留学生らは「候補知県鄭国華の引率で当月（1 月—引用者）十四日に薩摩丸に乗船、出航し、神戸に」¹³⁰上陸する。また、神戸から列車に乗って東京へ向かい、張之洞の孫が学習院に進んだほか、その他の学生は 1 月 20 日に成城学校に入学した。彼らは湖北省が正式に派遣した留日学生である。

はたしてこの 20 名の留学経費はどのように調達されたのか、その調達過程について見る。1898 年 9 月、張之洞は塩道（食塩の管制と検査を担当する官職）、糧道（督糧道とも称す、省の食料に係する業務を携わる官職）及び牙厘局（税金の収入と支出を管理する部署）宛てに送った公文書で、この 3 箇所から 110 人（なぜ 110 人か、不明である）の留日学生の経費を支出する予定であると書いている¹³¹。公文書には、学生を派遣するにあたって必要な経常費（年間にかかる固定的な費用）と臨時費（固定でない臨時の支出に対応する費用）について触れている。経常費とは、毎年学校側に支払う学費や食事費等、年間交際費（監督や委員が留学生のために日本側の関

¹²⁷「致荊州將軍」〔光緒二十四年八月二十一日〕（1898 年 10 月 6 日）、『張之洞全集』、7660 頁。

¹²⁸神谷正男編『宗方小太郎文書—近代中国秘録—』1975 年、原書房、53—54 頁。

¹²⁹湖北省の留日学生派遣の統計では、1898 年に 20 人派遣したとしているが、実際に派遣を決めたのは 1898 年の後半で、出発したのは 1899 年 1 月 7 日である。

¹³⁰外務省外交史料館「湖北江蘇派遣学生出発期日及江蘇学生姓名人員弁て学資金送付之件」（明治 32 年 1 月 19 日第 12 号）、『明治三十一年六月在本邦支那留學生留學費之部』

¹³¹「札糧道、糧道、牙厘局拔解学生赴日本游学各経費」〔光緒二十四年八月十一日〕（1898 年 9 月 26 日）、『張之洞全集』、3662 頁。

係者と付き合うときに使う費用)、家賃や各種雑費など、監督や委員の費用のことをいう。金額は毎年 100 名の学生の学費「日本円で 3 万 3000 円、銀元で 26000 両」(日本円と銀元の為替相場はおおよそ 1.3 対 1 である)、毎年滞在中の交際費「約銀 1200 両」で、残りは実費で支給する監督や委員の費用である。臨時費については「汽船、列車、荷物の輸送、旅行中の食事等の往來のための旅費が約銀 5500 元必要である。日本に到着してから半年の間に、日本の生活にまだ不慣れの学生に中華料理を準備するのに、半年で銀 5000 元あまりが必要となる。」と書かれている。

このような多額の留学経費を調達するために張之洞は、未使用の糧道の公費に加え、武昌、漢陽、黃州、荊州四府の通判(官職名)、安同知府及び糧庫大使の官職を廃止しその公費などを集め、留学生の出国費用に充ててを計画した。さらに糧道の輸出補助金から銀 3600 両、糧道衙門書吏及び各雑役を半数に減らして確保された銀 1100 両、糧道衙門の事務手当を削減した 950 両、巡撫衙門の公費銀 10800 両、また牙厘局が上納する巡撫衙門の公費銀 4000 両及び牙厘局が支払う巡撫衙門の小使、雑用等の給料食費等 2100 両など集約し、最終的に銀 30500 両を調達できるという見込みとなったが¹³²、実際に上記の方法の実行には至らなかった。それは「湖北巡撫が再度設けられることにより、現在糧道等の官職はそのまま維持され、公費も本来のとおり支出する。留学生の経費は別の方法を考えて調達すべき」¹³³とされたことに原因がある。湖北巡撫が再度設けられたため、塩道と牙厘局が支払う巡撫への公費の上納は欠かすことができず、元どおりの公費の支出が必要だったのである。結局、張之洞はこの方法による資金調達の計画が達成できず、ほかの方法を考えざるを得なくなったことで、100 人の派遣は一時行き詰まったのである。

張之洞は経費の出所が無いため、湖南・湖北で計 100 名(事実上、湖南は賛同しなかった)を選び派遣する最初の計画を変更し、50 人に減少させた。その後、さらに巡撫の職を回復することで、巡撫に使う公費はその他の事業に転用できないと判明したため、先に自身の孫を含む 20 人のみ派遣することを決めたのである¹³⁴。

この 20 名の学生にかかる費用には、「毎年日本の学堂に対し支払う学費、食費等の日本円 6000 円が必要であり、合計約銀 4000 両あまり」¹³⁵の学費、「往來のための旅費、及び汽船、列車、荷物などの運搬、移動中の食費等、約銀 1000 両あまり」¹³⁶の旅費、「こちらで準備する学生の中国の食事半年分、約銀 1000 元あまり」¹³⁷などのほかに「監督を派遣し、毎月支給すべき給料及び家賃雑費等」¹³⁸などを監督の請求により実費で支給することにした。

¹³² 「札塩道、糧道、牙厘局抜解学生赴日本游学各経費」〔光緒二十四年八月十一日〕(1898年9月26日)『張之洞全集』、3662頁。

¹³³ 「札北善後局抜解遊学日本経費」〔光緒二十四年十一月十四日〕(1898年12月26日)『張之洞全集』、3724頁。

¹³⁴ 胡鈞 重編『張文襄公年譜 卷三』台湾商務印書館、1978年、153頁。

¹³⁵ 「札北善後局抜解遊学日本経費」〔光緒二十四年十一月十四日〕(1898年12月26日)『張之洞全集』、3724頁。

¹³⁶ 同上。

¹³⁷ 同上。

¹³⁸ 同上。

このように、1898 年初期に日本参謀本部の働きかけで 100 人の陸軍学生派遣計画を立てたが、まずは 20 人だけを派遣することとなった¹³⁹。なぜ 100 人の陸軍学生を派遣することが、この段階で実現できなかったかは、上述した張之洞の経費調達のプロセス及び宗方小太郎の記述等を通して、経費調達は困難であったことが間違いなく主な原因になったと言える。

第二節 留学経費の各種支出—官費生と監督・委員の場合

先述した張之洞の経費調達に関する公文書では、經常費と臨時費について述べているが、ここでは実際に陸軍官費生を受け入れた成城学校を例にして各学生の具体的な支出を見てみる。

寄宿舎制度を実施している成城学校では、留学生の学費等の費用は学校側が一括して管理していた。管理方法は以下の通りである。

まず中国公使館から、毎月一人当たり二五円が学校にわたされる。「其内金参円ヲ学生各自ニ付与シテ雜費ニ充テシメ金貳円ヲ以テ教育費学用図書器具費食医薬費（入院費ハ此限ニ非ス）及制服服外套靴襦袴袴下等ニ至ルマテ学校ニ於テ一切ノ処分ヲ為スコト」。¹⁴⁰

第一節で触れたように官費生は一人毎年 300 円が支給される。その費用全額は駐日公使館により学校に支払われた後、毎月 2 円の学費を差し引き、毎月 3 円の小遣いを官費生に渡す以外は、医薬品を含むそのほかの各種支出を学校が代理で管理していた。なお、入院費は学校に支払われる金額の中に含まれず、「想定外の経費」として、湖北省の留学生監督や委員によって実費が支給された。

陸軍留学生以外の官費生もほぼ学校の寄宿舎に入るため、毎月の費用支出の方法は、基本的に成城学校と変わらない。この点については、すでに第二章で触れている。

次に臨時費の支出の仕方について見てみる。この臨時費は、主に留学生が日本へ行く準備の際に支払う費用であり、「旅費及び汽船、列車、荷物の運搬、渡航中の食費」の他に、湖北省が官費生に支給した「整装費」（出国前の荷物などの準備代）、「安家費」（毎月国内の家族に支給される費用）などが含まれている。たとえば、1902 年に湖北省が師範科と警察科を学ぶ官費生を派遣した際に、師範科を学ぶ 30 名の官費生には「一人あたり整装費銀 20 円、安家費銀 30 円が支給」され¹⁴¹、警察科を学ぶ 20 名の官費生には「一人あたり整装費銀 20 円」¹⁴²が支給されている。この「安家費」が出發間際に支給された一回分の経費額だったのか、通年の経費額であったかは明らかでない。当時の雑誌に「湖北省は西洋と日本に赴く官費生 1 人あたりに毎月安家費を支給し

¹³⁹湖北省とほぼ同時期に南北洋大臣が 20 人を派遣した。注 126 で触れた駐清公使矢野の「提案」は中国が自ら留学経費を調達することで終わりを告げた。この事情について、張之洞は湖北善後局に送った文書（『札北善後局抜解遊学日本経費』『張之洞全集』、3724 頁）の中で 1898 年 12 月 8 日の總理衙門の電報について触れている。電報の内容は、「日本の矢野公使が「本国の電報を受けて軍備学堂はすでに適切に配備した、南北洋、湖北三所から陸軍学生を派遣するよう」と言い、数十名を選んで派遣することを望み、付き添う委員が随行させ、経費は本省より用意する。」ということであった。

¹⁴⁰前掲中村義「成城学校と中国人留学生」、262 頁。

¹⁴¹「札委双寿帯同両湖書院学生及護軍勇前赴日本学習師範、警察各学（附單）」〔光緒二十八年五月初一日〕（1902 年 6 月 6 日）、『張之洞全集』、4194 頁。

¹⁴² 同上。

ている。これは心にかけている意を示すものである」¹⁴³という記述があり、官費生に安家費を支給するのは湖北省では一般的なことであったといえる。そのほかに 1904 年に湖北省が日本へ派遣した警察科を学ぶ官費生の安家費について、次のような記載がある。

贍養家費は毎月銀 50 円又は銀 30 円と決めているが、この度、警察科を学ぶ 30 人の派遣が決まって、もともと贍養家費が銀 50 円だった者は銀 25 円に、銀 30 円だった者は銀 15 円に減額しようとした。これにより官費生のなかに動揺が起こり、みんな留学する気をなくした。¹⁴⁴

ここでいう「贍養家費」は前述の「安家費」と同じ性格の扶養手当にあたるもので（以下「安家費」と統一する）、この費用は毎月支給されており、在籍学校の修学年限で加算していくと小さな出費とはいえないものであった。出発及び帰国の際に支給される旅費などの一時的な支出と比べて、扶養手当は国内の家族へ支給される固定経費であるといえる。さらに、記事に書かれている警察留学生在が、扶養手当の金額が減額されたことに不満がある様子から、安家費を支給するのは、留学生募集を容易とし、海外で落ち着いて勉強させるための手段の一つであったことが窺える。しかし、1909 年になって、湖北省の財政難で、安家費の支給は取りやめられた。これまでの先行研究では、管見の限り安家費に触れられていないが、安家費は湖北省だけが官費生に支給していた特別の手当であったかなどについて、今後さらに検討する必要がある。

以上で述べた経常費と臨時費は、全て官費生のために支出する経費である。毎月支給される学費を除いて、日本へ行く前の整装費、安家費及び出発した後の各渡航費、食費等がある。しかし、実際これら以外にも、最初の官費生派遣では、任命された委員が留学生を引率して日本に赴き、また派遣された監督が日本に駐在して湖北省の留学生を管理しており、そのための経費を支出しなければならなかった。

留学生監督は常に日本に駐在し、留学生の世話をした。委員は学生の来日時の付き添い或いは留学生に関係する事件を処理するために特別に派遣されるもので、日本に常駐してはいなかった。時には監督と委員が同時に日本に居ることがあり、時には一人で委員と監督を兼任することもあり、実際、二者の間に厳密な留学生管理の責任の区分がなされていなかった。ここで委員と監督に必要な費用にふれる前に、湖北の委員及び歴任の留学監督について整理する（表 3-1 を参照）。

【表 3-1】湖北省の歴代監督及び委員（1898 年～1906 年）

年別（年）	委員	監督
1898	候補知県鄭国華	候補道張斯栴
1899	未詳	知府銭恂
1900	未詳	知府銭恂
1901	未詳	監督廃止、銭恂が「湖北交渉委員」に任命された。
1902	知府双壽	候補知府卞緯昌
1903、3 月～9 月	未詳	查双綏
1903、9 月～1904、3 月	未詳	查双綏→李宝巽

¹⁴³ 『教育雑誌』〔商務印書館〕第 7 期、宣統二年七月初十日（1910 年 8 月 14 日）。

¹⁴⁴ 『時報』第 110 号、光緒三十年八月二十日（1904 年 9 月 29 日）。

1904	未詳	道台李宝巽
1905	知府双壽	李宝巽
1906	未詳	李宝巽→道台喜源

(表 3-1 は『張之洞全集』と『清国留学生学生会館報告』(第 3、4、5 回)に基づいて筆者が整理したものである。なお、表の 1903 年 3 月～9 月と 1903 年 9 月～1904 年 3 月という表示は『清国留学生学生会館報告』の第 3 回と第 4 回の統計期間によるものであり、そのままにした。)

1899 年 1 月初旬に、候補知県の鄭国華は湖北委員として 20 名の留学生に付き添って来日した。留学生らが日本に到着した後、張之洞は候補道台の張斯恂を監督として留学生を管理させ、候補知県鄭国華は任務を終えて帰国させることにした¹⁴⁵。その後、張斯恂が道台に就任するため帰国し、同年知府銭恂が監督に任命された。しかし、1901 年になって張之洞は、留学生が入学した後、学校に彼らの管理を任せて重大なことがあれば駐日大臣に任せるという方針をとり湖北留学生監督という職を撤廃し、またちょうど新政を実施し始める時期であり、日本の各事業を参考にする必要があるため銭恂を湖北交渉委員に任命し、日本と湖北の間を行き来させることを決めた¹⁴⁶。1902 年武昌知府双寿は師範科と警察科を学ぶ留学生を引率して来日し、湖北委員の身分でしばらく日本に滞在して湖北留学生の世話役を務めた。しかし、同年 10 月、駐日大臣の蔡鈞は南北洋大臣から派遣された監督が日本に駐在しているので、湖北省も専任の監督を派遣すべきであると湖北省に要請した。それに対して、張之洞はすでに日本にいた候補知府の卞緯昌を湖北留学生監督に任命することとした。その後、湖北留学生監督は何度も更迭されるが、1903 年は查双綏、1904 年からは道台の李宝巽が監督を務め、李が 1906 年 5 月に病気のため退任すると、後任として道台喜源が選ばれた。1906 年 12 月に監督処が設立されると、監督処の総監督によって全国の留日学生が統一的に管理されるようになった。同時に、各省から派遣された留学生監督は、それぞれの留学経費を清算し、帰国したわけである。しかし、湖北省の場合、監督処が発行した『官報』とその附録『経費報銷冊』から、「湖北監督王孝繩」¹⁴⁷及び「随同管理游学生委員楊楫」¹⁴⁸という記述が見受けられ、しばらく監督らが存在したようである。また「湖北委員」とも呼ばれた王孝繩が張之洞によって派遣されたが、日本滞在時期(1907 年 9 月頃)は、ちょうど湖北路鉞学堂を廃校する時期と重なっており、湖北路鉞学堂の後片付けをするために来日している。王孝繩は

145 「札委銭恂充游学日本学生監督及飭張斯恂回鄂当差」〔光緒二十五年二月十一日〕(1899 年 3 月 22 日)、『張之洞全集』、3777 頁。

146 「札委銭恂充湖北交渉委員並飭善後局遵照辦理」〔光緒二十七年十月十三日〕(1901 年 11 月 23 日)、『張之洞全集』、4152-4153 頁。

147 王孝繩(1873-1912)は福建省閩県(現福州)生まれ。字は彦武、号は司直である。王仁堪の子。湖広総督の書記官、湖北崇陽県知県、湖北候補知府、候補道員、川粵漢鉄道の提調などを歴任した。

148 楊楫は字祖江、号石漁、『鴻山楊氏宗譜』の編集者である。清末において「知府の身分で湖北省に派遣され任用を待つ。湖広総督張之洞に自分の幕府に招かれ、外国との往来書類を処理する任を任された。まもなく、日本の東京へ派遣され留日学生の監督の役を任命され、家族と共に赴任、日本に 3 年滞在し、度々、留日学生に手当を支給することを斡旋し、留日学生を学業に集中させることに努めた。夫人の病気が治らないために監督を辞任し、夫人の棺と共に帰国した。」楊愷齡作「楊楫(石漁公)伝」(『祠堂博覧』2007 秋之巻、総 14 期)。

在日中に日本の鉄道庁と交渉して、湖北省の鉄道卒業生が鉄道庁で実習することを実現させた¹⁴⁹。候補知府の楊楫は王孝繩の後に来日し、『官報』などの資料上では一貫して「湖北委員」という名称とされており（おそらく、監督処ができたあと、各省の監督を設けない規則に従うため、便宜上湖北委員としたのだろう）、日本に3年間滞在しているので、事実上の湖北留学生監督であったと言える。

留学生派遣の全時期を見渡せば、湖北省は1901年から1902年の短時間の間に監督を設置しなかったほかは、常時監督を派遣して留学生を管理していたといえる。張之洞に監督として任命された者は、すべて候補知府か候補道台の身分を持っていた。また、委員も同じ候補知府の身分で張之洞に各種の任務を任せられて日本に来ていた。例えば、前に述べたように1902年に湖北委員として留学生に付き添い来日した双寿は、1905年に再び張之洞により日本に派遣されている。1905年の来日は留学生らが日本文部省の所謂「清国留学生取締規則」に反対してストライキを起こして一斉に帰国する事件が起きている頃で、彼はその対応のために派遣されたといえる。しかし、湖北留学生監督や委員が日本で留学生への経費などを管理する形式については、不明である。

また、表3-1にまとめているこれらの湖北委員と監督の費用は、史料上の制限ですべてを明らかにすることができない。以下には、限られている資料を利用し、二名の委員或いは監督の例を挙げ、彼らの待遇を明らかにすることを通して、ほかの監督の状況も推測したい。その例の一つは、1902年に師範と警察の留学生を日本に連れてきた武昌知府の双寿である。湖北省から双寿に支給された費用は、「月給と夫馬費（小使・馬車を雇う費用—引用者）200円、さらに日本人通訳一名を同行させる」¹⁵⁰とあるように、通訳代も一つの出費となっている。当該文書で通訳の費用が明確には記されていないが、1898年姚錫光が日本視察のため派遣された時に、宇都宮に頼んで2名の通訳を雇い、1人毎月150円（そのほかに住居を提供）を支払っていることから¹⁵¹、日本人の通訳費用は月150円ほどであると推量される。このように通訳代まで含んで考えると、双寿一人に支払われた費用は毎月350円となる。また、双寿は毎月の給与のほかに実費で支給される在日公費も受け取っている。前にふれた双寿の後に監督として選ばれた在日候補知府卞緯昌は、毎月の給与が140円で、公費と雑費は実費で支給されていた。

もう一人の例としては、監督処の設立後に張之洞に派遣され湖北留学生の世話をしていた候補知府楊楫がいる。楊楫の明確な派遣時期は不詳であるが、『官報』の第10期（1907年10月）に湖北監督王守繩の名前があり、次の第11期（1907年11月）では「湖北派委随同管理游学生委員」楊楫の名前が登場しているので、1907年11月前後に来日したと推測できる。当初、楊楫は毎月500円の公費を受け取っていたが、『官報』第26期以後、毎月の公費は600円に増額され、『官報』第42期（1910年5月）では帰国旅費600円が支給されている。楊楫が毎月受け取った

¹⁴⁹ 光緒三十三年十二月初八日（1908年1月11日）の『中外日報』では、「留日学界伝聞」という題目で王孝繩が22名の鉄道生を鉄道庁で実習させる交渉をしていることについて報道している。

¹⁵⁰ 「札委双寿帯同両湖書院学生及護軍營勇前赴日本學習師範、警察各學（附單）」〔光緒二十八年五月初一日〕（1902年6月6日）、『張之洞全集』、4205頁。

¹⁵¹ 「姚令、張游擊來電」〔光緒二十四年二月十七日亥刻着〕（1898年3月9日）、『張之洞全集』、7524頁。

600 円の公費の中には、個人の給料と在日公費などが含まれていると考えられる。

委員双寿は毎月 200 円の給料（夫馬費を含む）で、監督の卞緯昌は毎月 140 円の給料と、両者はさらに在日公費も実費で別途支給されていたが、楊楫は毎月公費を含む 600 円を受け取っていた。この三者の待遇から見れば、湖北留学生監督或いは委員の給料は毎月 140 円以上で、公費を含む場合、600 円が上限となっているといえる。なお、監督処が設立された後、各省がそれぞれ派遣した監督に支払った経費額は、監督処の経費として支弁されることになったが、湖北省から毎月監督処に納められた経費額は 350 円であり¹⁵²、監督処設立直前の湖北留学生監督の給料は月 350 円であったと推察できる。

第三節 監督処設立前の留学経費の管理及び留日学生人数の変化

最初に派遣された 20 名の留学生の経費は、結局張之洞が善後局（特別なことを処理し、総督の臨時支出に対応する官署）に命じて日本に送金することになった¹⁵³。その後、引き続き日本に送られた留学経費の出所がどうなっているかを見ることにする。

第一節で 100 人の陸軍留学生の派遣は経費の問題により実現しなかったと言及したが、この計画が出されてからおよそ 1 年半経った 1899 年 10 月に、張之洞は 80 名の学生を選んで、陸軍の兵法、武器の製造、陸軍測量、工芸製革などの軍事関連の各科を学ばせるために日本に送った。この 80 名の留学生の学費は、「各省の通例のどおり」¹⁵⁴一人あたり毎年銀 300 円で、先に 3 ヶ月分の学費銀 4000 両を準備し、それに加えて旅費、宿舍費、食費等の雑費が銀 4000 両、計銀 8000 両が必要だった。この 80 名の経費は、善後局から支給される被服費を除き、その他の費用は「塩道により淮塩加餉練兵雑款から引き抜」かれる¹⁵⁵とされた。外務省の史料によれば、来日した留学生は合計 81 名で、うち 78 名が官費生、3 名が自費留学生で、この 81 名の留学生は二組に分けられ、一組の 46 名は銭恂が引率し神戸丸号に乗船して 10 月 21 日に出発、もう一組の 35 名は山城丸に乗船して 10 月 28 日に出発した¹⁵⁶。銭恂は監督として引率して来日し、これら 80 名の 3 ヶ月の留学費用を持参した。

1900 年になると、二回に渡って派遣された計 98 名の官費生の経費出所に変化が起きる¹⁵⁷。すなわちこれらの経費はもはや張之洞一人によって統一的に調達されるものではなくなっていた。

¹⁵² 「学部奏設管理留学生監督処折」、『官報』第 1 期。

¹⁵³ 「札北善後局匯寄本年下半年遊学日本経費」〔光緒二十五年五月十七日〕（1899 年 6 月 24 日）、『張之洞全集』、3830 頁。

¹⁵⁴ 「札北塩法道等派員、兵、匠赴日本各学堂、當分門肄習（附單）」〔光緒二十五年九月初七日〕（1899 年 10 月 11 日）、『張之洞全集』、3883 頁。

¹⁵⁵ 同上。

¹⁵⁶ 「湖広総督張之洞派遣留学生出発ノ件」、外務省外交史料館所蔵『在本邦清国留学生関係雜纂（陸軍外之部）』、（3-10-5-3-2）。

¹⁵⁷ この時期の湖北省の留日学生人数は、張之洞に派遣された 98 名の以外に 4 名存在した。張之洞が善後局へ送った文書では、日本で体操を習った 4 人がすでに帰国したことに触れている。この 4 人の具体的な状況はわからないが、今後検証する必要がある。「札北善後局等發遊学日本各員応需半年学費（附單）」〔光緒二十六年三月初一日〕（1900 年 3 月 31 日）、『張之洞全集』、3985 頁を参照。

具体的な状況については、表 3-2 で示しているように留学生の派遣部門により留学経費の支給部署も違っていることがわかる。各兵舎の将校は計 29 名で、一人あたり毎月 35 円、合計 1 万 2180 円が善後局から支払われたが、両湖書院と經心書院からは計 26 名が派遣され、一人あたり毎月 25 円にプラス毎月 2 円の雑費で、合計 8424 円が支払われた。武備学堂からは 13 名で、そのうち張之洞の孫に毎月 50 円、その他の 12 名に一人あたり毎月 25 円、それに加えて 13 名に毎月 2 円の雑費、計 4512 円が支払われた。護軍營銃砲場からは 30 名が派遣され、一人あたり毎月 25 円と雑費 2 円、計 9720 円が「銃砲局」から支払われた。98 名の官費生の費用は 1 年で合計 3 万 4386 円となる。派遣を決めた際は張之洞により統一的に留学資金が調達されたが、その後は日本滞在にかかる費用は各派遣部署が分担するようになった。各派遣部署が経費を負担してからは、各派遣部署がバラバラに送金するのは煩わしく、管理に不便が生じたことから、1900 年より善後局が各派遣部署から半年ごとに費用を受け取り（或は善後局が先に立て替えて、後に各部署に請求する）、日本円の為替にして日本へ送金することを決めた¹⁵⁸。しかし、1900 年上半期の学費についてはちょうどこの時期に湖北に帰っていた監督銭恂により日本に持参されたのである。

【表 3-2】1900 年の官費生 98 名の経費表

派遣元	学科	人数（名）	月額（円）	年額（円）	合計（円）	経費の出所
「各営武官」 共 29 名	歩騎砲工隊	3	35	1260	12180	善後局
	歩兵隊	14	35	5880		
	騎兵隊	3	35	1269		
	野砲兵隊	6	35	2520		
	工兵隊	3	35	1260		
両湖書院 經 心書院 26 名	成城学校陸 軍	9	25	2700	8424	両湖書院
	成城学校陸 軍測量	5	25	1500		
	農工商各 4 名	12	25	3600		
			一人あたり 毎月小遣い 2 円	642		
武備学堂 13 名	学習院	1	50	600	4512	武備学堂
	成城学校陸 軍	12	25	3600		
			一人あたり 毎月小遣い	312		

¹⁵⁸ 「札北善後局等発游学日本各員応需半年学費（附單）」〔光緒二十六年三月初一日〕（1900年3月31日）、『張之洞全集』、3985頁。

			2 円			
「護軍營」と 「銃炮場」の 「工兵工目」 30 名	炮兵、工科	20	25	6000	9720	銃炮局
	制革	10	25	3000		
			一人当たり 毎月小遣い 2 円	720		
共 98 名					34386	

(表 3-2 は、筆者が『張之洞全集』(3985～3987 頁)により整理し作成したものである。)

以上、留学生に支給する費用の出所及び送金方法について見てきた。監督銭恂又は委員の場合には「監督のすべての給料及び委員の給料、家賃、雑費等は、毎月凡そ五・六百円が必要で、善後局が支給すべき」¹⁵⁹とされており、これらの費用は、留学生の費用と同様に善後局から送金されるか、或いは監督が帰国時或は委員が訪日の際に直接持っていったのであろう。

表 3-2 にある学習院に派遣された毎月 50 円の留学生は、張之洞の孫の張厚琨である。ここで張之洞の孫の張厚琨の留学待遇について補足したい。日本の華族の学校である学習院で勉強した張厚琨の費用は月 50 円で、表 3-2 に示した各部署の留学生の中で最も多い。金銭面の優遇だけではなく、清国の重臣である張之洞の孫としては、学習院院長近衛篤磨等からも重視され相当な便宜を与えられたという¹⁶⁰。張之洞の孫を通して、ほかの王公大臣の子孫の留学状況も推量できるであろう。しかし、特別な待遇を受けていることで、同期の留学生から不満の声が上がるのは避けられなかったのであろう。張之洞は、1900 年秋に「非難を避ける」ために孫に帰国させた¹⁶¹。その「非難を避ける」というのは、孫が特別な待遇を受けることについてやはり文句を言われていたのだらう。

その後送金の記録が確認できるのは、1904 年に李宝巽が湖北省留学生監督に任命されてからである。1904 年 6 月に張之洞は李監督宛てに、「上海の匯豊銀行より銀 1 万両を為替にして日本円 13082 円を送ったので、横浜の匯豊銀行にて全額を直接引き出せる。」¹⁶²という電文を送った。また、翌年 3 月に上海の三井銀行より為替で 5 万円を送った¹⁶³。同年末 12 月 1 日に同監督に電文で、匯豊銀行から再び 7 万円を送ったことを通知している¹⁶⁴。匯豊銀行や三井銀行などを利用

¹⁵⁹ 同上。

¹⁶⁰張厚琨は、「貴族院議長官舎に住し、一人の従僕を具し、食事万端を扱はしめ、又学習院よりは特に一人の教師を同住せしめ、完全の教育」を施された（さねとう・けいしゅう『中国日本留学史談』第一書房、1981 年、87 頁）。

¹⁶¹原文は「今月（光緒二十七年十一月、1901 年 12 月一筆者）、孫厚琨がこの世を去った。琨は日本に留学して学習院で学んでいたが、去年の秋に非難を避けるために帰国させられた。本年 8 月には日本へ赴き軍事演習を参観しに行ったが、日本から帰って武昌に着いてから、馬に乗って文昌門に入ったところ、馬が驚いたことで落とされてしまった……」、前掲胡鈞重編『張文襄公年譜卷四』、189 頁。

¹⁶²「致東京中国使館駐湖北游学生監督李道台」〔光緒三十年五月十二日〕(1904 年 6 月 25 日)、『張之洞全集』、9164 頁。

¹⁶³「致東京李監督宝巽轉交湖北衆学生」〔光緒三十一年二月二十八日〕(1905 年 4 月 2 日)、『張之洞全集』、9304 頁。

¹⁶⁴「致東京湖北学生監督李道台」〔光緒三十一年十一月初五日〕(1905 年 12 月 1 日)、『張之洞全集』、9434 頁。

して日本円の為替にして送金しており、日本に駐在している湖北監督が銀行で受け取っている。しかし、その経費の出所については記されていない。

ところで、1905年12月に送金された7万円について、李監督はすぐに帰国準備をしている留学生に対する旅費としてその金額を使っている。なぜこのような状況となったのかと言えば、同時期に起きていた「清国留学生取締規則」の反対運動と密接な関係がある。1905年12月5日前後に各省の中国人留学生およそ8000人が一斉にストライキを起こして帰国の準備を進めていた。張之洞は、12月8日（光緒31年11月12日）付の李監督宛ての電文に、湖北省の留学生に対し「絶対に問題を起こすな、游学の大局の妨げになる」¹⁶⁵と訓戒を下しているが、実際に湖北省の留学生は他省の学生と同様にストライキを起こし、次々に帰国の途についている。湖北省の留学生らに帰国の旅費や毎月の小遣いを配ったのは、12月1日の電文にある為替で送られてきたばかりの資金であり、その責任者は李監督であった。李監督はこの7万円を使い切っただけでなく、さらに不足が生じたため、湖北省に再度送金を要求した。しかし、李監督が無断で大金を支払ったことで張之洞は激怒し、その様子は、12月21日に張之洞から李監督に送った電文より窺うことができる。長文になるが、以下に引用する。

留日学生が揃って退学することについて、すでに本省の留学生らを諭し、軽率な行動をとることのないよう電文で伝えた。その後すぐに学務処梁長官より、省内の各学堂の堂長・教員、留学生の家族は、各留学生に電報を送り、引き続き登校し他人に惑われるなど言い聞かせた。本省の監督が留日学生に勧告して訓戒を厳守させるべきだ。しかし（監督からの一引用者）届いた電文には、「留学生らの帰国の旅費を調達してほしい。一人あたり40円、合計約5万円が必要で、加えて卒業者もいるので、7万円は必要である。」などの言葉を記されていた。実に驚いた。今まさに日本文部省が制定した規則を審査して、詳しく議論しようとしている。さらに電文が届き、監督によれば「一時的に留学生らが休暇を取って帰国することを許可し、それぞれに二、三ヶ月の学費と小遣いを支給し、今、資金がなくなったため、また電信送金を願いたい」とのことである。ますます驚いた。このような行動は留学の大局に影響を与えるが、支給額が数万円に及び、指示を待たずに監督が勝手に許可し、勝手に分配する道理があるのだろうか。このように理不尽で愚かなことをし、まったく予想外である。……すでに帰国した者に対して、以後永遠に游学の申請を禁じ、まだ帰国していない者に対しては、監督は各学生に、学費を返却しろと伝え、楊欽差が日本文部省と協議して解決法を見出すまで静かに待ち、決して勝手に帰国してはならないことを速やかに伝えるように。¹⁶⁶

李監督が指示を待たず勝手に本省の留学生に帰国の旅費などを渡すと決定したことは、張之洞にとって予想外だった。送った7万円の大金を瞬時に支給してしまっていたので、このような状況に、張之洞は緊急に対応せざるを得なくなった。しかし、清国留学生取締規則反対事件が終焉した後、湖北省の留学生らに対して、「すでに帰国した者に対して、これから永遠に游学することを禁ずる罰則を課し、まだ帰国していない者に対して、迅速に

¹⁶⁵ 「致東京李監督宝巽転交湖北衆学生」〔光緒三十一年十一月十二日（1905年12月8日）、『張之洞全集』、9436頁。

¹⁶⁶ 「致東京李監督」〔光緒三十一年十一月二十五日（1905年12月21日）、『張之洞全集』、9442頁。

学費を払い戻し」させる処罰が実際に下ったのかについては、今後詳しく検討する必要がある。

ようするに、湖北省の場合は、1905 年末に留日学生が揃って帰国した騒動の真っ最中に、当時の李監督が独断で帰国の準備をしている留学生の求めに応じ、旅費等の費用を支給したことにより、張之洞からの 7 万円の送金は瞬時に無くなるという問題が生じたのである。このような問題は、取締騒動に関する研究では触れられてこなかったトラブルの一つである。特に張之洞の意に逆らった李監督の対応は興味深く、他省の監督の帰国騒動の留学生への対応と比較し吟味する必要がある。

ここまで、湖北省の留学経費の出所、一人の官費生にかかる費用、監督や委員の費用などを見てきた。また、監督処成立前に、湖北省の官費生の滞在経費を湖北留学監督が管理したことが分かった。もし監督処成立前の湖北省官費生の人数を知ることができれば、この時期の湖北省の留学経費を計算することが可能であろう。しかし、統計資料により官費生と自費生を分類して記入しているものもあれば、官・自費生を区別しないものもあり、その計算は難しい。表 3-3 は、1906 年まで湖北省の留日学生の人数の統計であるが、官費生の人数が判明できない年もある。

【表 3-3】1898 年～1906 年の湖北省の留日学生人数統計

年別（年）	官費（名）	自費（名）	総人数（名）	備考
1898	20		20	派遣人数。
1899	78	3	81	同上
1900	98		98	日本滞在留学生人数。
1901	36	11	47	未詳
1902	81	18	99	日本滞在留学生人数、官費 81 名の内、客籍官費生 11 名、湖北籍の他省官費 2 名。
1903、3 月～9 月	60	65	125	日本滞在留学生人数。
1903、9 月～1904、3 月	175	143	318	日本滞在留学生人数。
1904	230	184	443	日本滞在留学生人数、443 名の内、公費生 17 名、女子留学生 12 名。
1905	未詳	未詳	約 1250	日本滞在留学生人数。
1906	未詳	未詳	1366	日本滞在留学生人数。

（表 3-3 は、筆者が『湖北省志・教育』、『清国留学生会館報告』（第二、三、四、五回）、日本外務省外交史料館所蔵『在本邦清国留学生関係雑纂』（陸海軍之部）等の資料により整理し作成したものである。表の 1903 年 3 月～9 月と 1903 年 9 月～1904 年 3 月については表 3-1 と同様である。なお、1905 年の人数については、今後更に検証する必要がある。）

表 3-3 に示しているように、1898 年は（日本到着は 1899 年 1 月）20 名、1899 年は 81 名だが、この 2 年で官費生は合計 98 名が派遣され、1899 年には湖北省の留日学生の中に自費生が存在していることが分かる。1900 年には新たな官費生は派遣されておらず、在日官費生の人数は横ばいの 98 名のままである。留日学生の在籍数は不明であるが、1901 年には新たに 36 名の官費生と 11 名の自費生が派遣された。その後、留日学生は増加し、1904 年になると官費生が 230 名で、自費生が 184 名に上り、公費生と女子留学生も現れている。この時点で、湖北省の官費生はまだ自費生よりやや多い。1905 年に科举制度が廃止された後、多くの知識人は留学を功名と地位を獲得するための一手段とみなし、次々と来日し、1905 年から 1906 年の間に、全国からの留日学生的人数がピークになった。筆者は 1905 年の湖北留日学生的人数の詳細な記載は見つけられなかったが、1905 年に出版された各種新聞雑誌に留日学生の派遣に関する記載が集中していることから¹⁶⁷、日本への留学が激増したことがわかり、また上述の湖北監督が一人あたり 40 円の帰国の旅費で計 5 万円を湖北省に請求したという数字から推算してみれば、1905 年末に湖北省の留日学生が凡そ 1250 名いたことになる。さらに、1906 年の統計によれば湖北省の留日学生が 1360 名あまりとなり、湖北省は清末の留日学生派遣数が最も多い省であったことがわかる。この年の統計では官費生と自費生を分類していないが、自費生的人数は官費生的人数を大きく上回り、多数を占めていたにちがいない。もちろん、湖北省も清末の留日学生全体の流れと同じで、初期は官費生が主で、のちに自費生が増加し、次第に留日学生の大多数を占めるようになった。

第二節ですでに官費生一人にかかった費用として、湖北省から経常費としての学費年 300 円又は 400 円のほかに、支度費、旅費、食費、安家費などの雑費が支払われたことについて述べた。支度費 20 円、旅費 100 円、安家費毎月 30 円、毎年の学費 300 円という基準で（半年の中華食事費は除外して）、毎年湖北省からは官費生一人あたり 780 円ほど支給している。また表 3-3 にある年別の官費生的人数を基準に、一年ずつで計算して合計してみれば、1898 年から 1904 年まで費やした費用は約 60 万 6000 円である。実際、これは湖北省の留日学生派遣について 1898 年から 1904 年までに要したの最低金額を示したに止まる¹⁶⁸。しかし、1905 年と 1906 年の官費生的人数を把握できないため、この 2 年間にかけた留学経費も計算するのは困難である。なお、1906 年末から監督処が統一管理するようになったので、『官報』と『経費報銷冊』を利用すれば留学経費の詳細を明確にすることができるが、これらの内容については後述する。

第四節 監督処管理下における費用支給の種類及び人数の変化

¹⁶⁷ 『時報』第 303 号〔光緒三十一年三月十一日〕（1905 年 4 月 15 日）、〔直隸〕『教育雑誌』第 6 期〔光緒三十一年四月初一日〕（1905 年 5 月 4 日）及び〔直隸〕『教育雑誌』第 8 期〔光緒三十一年五月十五日〕（1905 年 6 月 17 日）、1904 年の『東方雑誌』第 12 期〔光緒三十年十二月二十五日〕（1905 年 1 月 30 日）及び 1905 年の『東方雑誌』第 1、2、8、11（計 4 つの湖北省留日派遣についての情報）、12 期等。

¹⁶⁸ 帰国の旅費、医薬費などについては加算していない。

本節以降は、監督処設立後の監督処の管理下における湖北省の留日経費予算、留学生の種類、日本にある湖北路鉦学堂の経費及び官費生の医療費など、先行研究では触れていない湖北留日学生の経費について述べる。時期は、1906 年 12 月から 1911 年 1 月の辛亥革命が勃発する直前までを扱う。使用する主な資料は、監督処が発行した『官報』とその附録『経費報銷冊』である。

まず、この節では、湖北省から支給された費用の種類と留日学生人数の変化を見ることにする。一般に、中国人日本留学史の研究分野において、清末の留日学生は官費生、公費生、自費生に分けられている。実際は、筆者は『官報』を一通り見た限り、ほかの呼び方表現される留学生がいることに気付いた。例えば、「津貼生」や「半費生」などである。以下、『官報』に現れた湖北省の留日学生の呼び方を整理し、湖北省から費用を支給された学生の種類を明らかにする。

毎月湖北省から費用を受け取る留学生は、『官報』によると、官費生（鉄道官費生と区別するため、以下一般官費生と称す）、「津貼生」（上述の「半費生」は「津貼生」の一種）、鉄道官費生（『官報』では「鄂路生」書かれているが、本稿では鉄道官費生とする）と公費生がいたことが確認できる。また『官報』には、自費生が火災に遭ったか死亡した際に手当や棺の運送費が支給された記録もあるが、自費生については監督処の主な管理対象とされてはおらず、正確な統計データがないため、今後の研究課題にしたい。なお、公費生は、特別な学生として、湖北省管轄下の各州や県の地方公費で派遣されたため、湖北省の財政支出に含まれていない。さらに、公費生を派遣したのは湖北省の各州や県だけでなく、ほかの省の州や県の場合もあるが、官費生と比べると人数が少なく且つ概念があいまいであるため、これまで研究者には重視されてこなかった。本研究では、公費生について第 6 章で詳しく述べることにし、ここでは省略する。以下、官費生、「津貼生」、鉄道官費生に関して、それぞれの待遇、その違い及び人数の変化に触れることにする。

ここで簡単に説明しておく、一般官費生は、湖北省から派遣された一般的な官費生であり、「津貼生」は、学費の一部を補助された自費生であり、鉄道官費生は、湖北省が鉄道事業に関する専門知識を持つ人材を育成するために派遣した特定の官費生である。

続いて、官費生と「津貼生」の待遇について。第一節で触れたように、最初に派遣された官費生の費用は一人毎年 300 円又は 400 円であったが、1906 年 12 月に学部が「管理章程」を頒布してからは、各省の官費生の学費の金額が統一された。「管理章程」に基づき、官費生自身の在籍学校の違いによって支給される学費も若干異なっている。官費生の学費の金額は以下のである。

- 一（甲）大学本科学生 毎月四十一円 毎年五百円 （乙）官立学校学生 毎月三十七円 毎年四百五十円
（丙）私立学校学生 毎月三十三円 毎年四百円 （丁）士官卒業学生 毎月五十円 毎年六百円 （戊）聯隊振武測量学生 毎月三十五円 毎年四百二十円

- 二 官立高等学校卒業後官立大学に進学した学生は、学費の支給を除き、実験や旅行等の費用も支給される。このような費用は、臨時的な支出として金額を予測できないため、経費予算表には組み込まれ

ていない。

三 各官費生の年額には、毎月受け取った金額を除き、余りがある。（甲）年額四百円で毎月三十三円を受け取る者は、年末に四円預金が残る（乙）年額四百五十円で毎月三十七円を受け取る者は、年末に六円預金が残る（丙）年額五百円で毎月四十一円を受け取る者は、年末八円預金が残る。¹⁶⁹

官費生は、毎月監督処でその費用を受け取ったが、12回の支給を経てもなお余りが出ており、その残金は最終的に官費生に支給されたという¹⁷⁰。

それに対して「津貼生」の場合は「管理章程」に規定されておらず、一定の基準は見当らず、湖北省が津貼生に補助した金額は統一されていない。毎月20円（年間240円）や毎月18.5円（年間250円、半費生と称される記録もある）の津貼生が存在し、毎月9.6円、また毎月8円の津貼生もいる¹⁷¹。『官報』第1期の「各省官費学生学費予算表」では、直隸省、山東省、江蘇省、浙江省に各一名ずつ津貼生がおり、湖北省からはもっとも多くの36名の津貼生が確認できる。また、その後の『官報』では、安徽省、四川省、山西省、湖南省、貴州省、奉天省などに津貼生がいたことが確認できるが、その給付額はまちまちで、毎月20円、毎月17.5円、あるいは毎月25円などである。実際、どのような状況で津貼生が生まれたのか、ここで奉天省出身の高崇の例を挙げてみる。彼は1905年に自費で来日し警監学校を卒業した後早稲田大学に入っており、卒業を迎える前の年（1909）に経済が困窮な状況に陥り、毎月25円の援助をもらった。奉天省の例によって上述した複数の省の津貼生も同じ状況で生まれたのではないかと考えられる¹⁷²。すなわち、津貼生はもともと自費生で、留学中に経済的に困窮した場合、出身省からある程度の経済的な援助があつてその呼び方が使われたと推量できる。このような経済的な援助は、各省が自費生の状況により判断して給付金額を決めたため、一定の基準はなかったであろう。

次に、鉄道官費生についてだが、湖北省は盧漢（北京盧溝橋—漢口）、粵漢（広州—漢口）、川漢（成都—漢口）の三本の鉄道路線が交差する地域として、鉄道に関する人材の需要が多いという理由から、張之洞は鉄道に関連する専門知識を学ばせるため、1905年に40名の鉄道留学生を日本に派遣し¹⁷³、さらには日本に湖北路鉱学堂を設置までした。鉄道官費生の待遇について触れるならば、毎月33円、年額396円が支給され¹⁷⁴、それ以外に医療費等も支払われており、待遇は一般の官費生と大差なかった。

上述のように、鉄道官費生と一般官費生の待遇には大差ないが、津貼生を比べると、受け取る金額で明らかな差がある他に、医療費、試験費、旅行費及び帰国時の旅費等もまったく異なる。官費生は、管理章程の規定により、入院した際に医療費が実費で支給され、在籍学校や学科の違いによって実験費や旅行費まで与えられたが、津貼生にはこのような

¹⁶⁹ 「各省官費学生学費予算表」附録、『官報』第1期。

¹⁷⁰ 『経費報銷冊』（光緒三十三年九月～光緒三十三年十一月）に、残金を全て官費生に給付した記録がある。

¹⁷¹ 「戊申年各省学生学費予算表説明書」、『官報』第12期。

¹⁷² 『官報』第37期の「奉天学司咨給高崇津貼月二十五円他人不得援以為例文」を参照。

¹⁷³ 『時報』第303号、光緒三十一年三月十一日（1905年4月15日）。

¹⁷⁴ 『経費報銷冊』[光緒三十二年十一月-光緒三十三年八月]（1906年12月-1907年9月）。

待遇はなかった。しかも、官費生は卒業後帰国の時に 100～150 円の旅費が支給されたが、津貼生の帰国旅費は 30～40 円までしか支払われなかった¹⁷⁵。

湖北省から出された留学経費が各種の留学生数と関わっているため、続いては、湖北省の一般官費生、津貼生、鉄道官費生のそれぞれの人数を見ておく。表 3-4 は 1907 年 1 月から 1910 年 12 月までの湖北省一般官費生、津貼生及び鉄道官費生の人数統計である。

【表 3-4】『官報』から整理した湖北省の留日学生人数

年別	官費	津貼	鉄道	合計	【官報】期号
光緒32年12月(1906)	446	36		482	1
	官立学校24				
	私立学校315				
	陸軍学生107				
光緒33年5月(1907)	426	32		458	6
	官立学校25				
	私立学校294				
	陸軍学生107				
光緒33年11月(1907)	262	34	40、鉄道庁頭 班人数22	358	12
光緒34年11月(1908)	207	15	39	261	24
宣統元年3月(1909)	213	15	35	263	29
宣統元年9月(1909)	159	6	35	200	35
宣統2年4月(1910)	160	8	35	203	42
宣統2年11月(1910)	114	2	21	137	49

表 3-4 に示しているように、監督処成立後初の統計では、湖北省の一般官費生は計 446 名で、そのうち、官立学校に在籍しているのが 24 名、私立学校に在籍しているのが 315 名、陸軍学生（陸軍予備学校と陸軍士官学校へ派遣された軍事留学生と指す、以下は陸軍留学生を称す）が 107 名であり、津貼生はわずか 36 名である。しかも、一般官費生は官立学校の在籍人数がわずか 24 名で、私立学校の在籍人数が 315 名で 90%以上を占めている。陸軍留学生の場合は、監督処が成立したところは陸軍以外の留学生と同様に統計されていたが、1908 年 7 月になると、各省の統計から分離され、清朝政府の陸軍部から派遣された総監督李士鋭により統一管理されるようになった¹⁷⁶。よって、各省の留学生人数の統計にも変化が見える。表 3-4 の最初の 2 回の統計では陸軍留学生の人数は 107 名であるが、1908 年以後、陸軍留学生の統計がなくなった。1907 年 12 月からは鉄道官費生 40 名及び日本鉄道庁実習生 22 名の統計が登場する。ちなみに 1907 年 1 月に統計された各省の留日官費生の人数を見れば、湖北省は 446 名で最も多い。

¹⁷⁵ 『経費報銷冊』[光緒三十三年九月-光緒三十三年十二月]（1907年10月-1908年1月）。

¹⁷⁶ 「陸軍部咨送留東学費章程文」、『官報』第 19 期。

表 3-4 全体を見ると、一般官費生に限らず、津貼生と鉄道官費生も年を追うごとに人数が減っている。ただし 1909 年は前年 207 名の統計より多くなり 213 名となった。このわずかな変化は、自費生が官立学校に合格して官費生になった人数が、卒業して帰国する官費生数より多かったからではないかと考えられる。そして、1910 年 12 月になると一般官費生は 114 名に激減した。官費生が減少した原因としては、以下の 3 点が考えられる。(1) 官費生が卒業帰国した後、学部は新たな官費生を派遣せず、官立学校及び「特約五校」〔1907 年に日本の文部省との間で結んだ文部省直轄の五つ学校に留学生を送る協定を指す〕の合格者以外に、官費を補充しないように各省に通達した。湖北省は学部の命令に従い、卒業生により官費生の定員の空きができて、4 名ごとに 1 名補充するという比率で官費生を減らし、最終的には官費生の人数を 50 名にまで制限した。(2) (1) のような政策の他に、この時期に湖北省の近代化教育の改革が功を奏して普通中等教育が普及し、普通学を学ぶための留学の需要が無くなった。(3) 高等専門知識を持つ人材を育成するために、五校の官費生は各省の官費生定員の枠外とされていた。以上の 3 点が官費生の減少の原因といえる。

実際、上述した以外にも湖北省から経費を支給されている留学生が存在し、所謂「畿輔公費生」である。ここで、湖北省の出身ではないが湖北省から留学経費を提供している「畿輔公費生」について補足したい。「畿輔公費生」は畿輔地区〔一般に都の周辺地区を指すが、清国の時代は北京に一番近い直隸省の管轄に属している〕出身で、湖北省から学費を支給されている一種の特別な留学生であると言える。「畿輔公費生」が生まれた背景には、原籍が直隸省南皮（現在の河北省沧州市南皮県）である張之洞が深く関わっている。張之洞は少年時代に南皮に里帰りをして、そこで科挙の試験を受け功名を得たため、故郷の人々から恩恵を受けたと思っていた。従って、湖広総督となった張之洞は、1904 年に直隸省南皮の学生 200 名を招き、湖北省の文武学堂に送って教育を受けさせ、また、その中から学生を選んで陸軍留学生として日本に派遣して、そのすべての費用を張之洞が調達したのである¹⁷⁷。張之洞は、このような形で故郷の人材を育成することを通じて故郷に恩返しをした。これが畿輔公費生の由来である。資料で確認する限り、一番多い時に畿輔公費生は 36 名おり¹⁷⁸、その後少しずつ減少していった。畿輔公費生は、毎月 32 円が支給され、年額 384 円となり、金額から見ると私立学校の官費生 400 円よりも 16 円少ないが、医療費や書籍費などが別途で支給されたため、その待遇は官費生とほぼ変わっていない。

しかし、湖北省の留日学生の中には、湖北省の出身ではない畿輔公費生に対して留学費用が支払われることに、なんらかの批判があったかもしれない。今、これに関連する資料を見つけることはできていないが、張之洞は湖北省出身の留学生になんらかの不満を言われることを予想していたようで、自ら二回にわたって畿輔公費生の学費に充てるよう寄付をした時に、ほかの留学生に誤解されないように、湖北省の李監督に畿輔公費生の経費出

¹⁷⁷ 『南洋官報』第 158 冊、光緒 30 年 11 月、（1904 年 12 月）。

¹⁷⁸ 『経費報銷冊』第 1 冊。

所を説明してもらうよう論している¹⁷⁹。張之洞の心配する様子から見れば、湖北省の留学生の中に不満の聲が上がっても不思議ではないだろう。

なお、張之洞が面倒を見た畿輔公費生の留学経費については、張之洞の没後（1909年に死去）に少し変化があった。1910年7月～1910年12月の『経費報銷冊』には、畿輔公費の経費収支に収入がなくなり、15名分の学費及び5名分の卒業旅行費等を払った後（この時、5名が帰国したあと、畿輔公費生は10名になった）、3,539円5角5分の赤字が出たとの記録がある。同じ『経費報銷冊』には、一般官費生と鉄路官費生の経費収支欄に送金の記録があることから、畿輔公費生も湖北省官費生と同様に湖北提学使から送金されるはずだが、提学使から送られたのは湖北省官費生の分のみであった。このようなことから、湖北省は死去したことによって張之洞の寄付がなくなったという理由で畿輔公費生の経費を支払わなくなったことも考えられる。湖北省の財政状況は後述するが、もし本省の留学経費を捻出するのが困難であったとすれば、畿輔公費生の経費を無くし、本省の留学生を優先的に考えるのは当たり前のことであろう。

第五節 鉄道官費生—湖北路鉦学堂及びその他

前節では、鉄道官費生は鉄道の専門人材を育成するために派遣された特定官費生の一種であり、張之洞により1905年に40名が日本へ派遣されたと述べた。実際、湖北省の鉄道留学生は湖北路鉦学堂と密接な関係がある。本節では、鉄道留学生を受け入れた日本の鉄道学校を紹介したうえで、湖北路鉦学堂の成立経緯について整理することにする。

清末に全国に鉄道敷設を展開することに伴い、鉄道事業に関連する専門的な人材の需要が高まった。各省は続々と鉄道留学生を日本に派遣した。日本において鉄道留学生を受け入れた学校は主に東京にある岩倉鉄道学校、東亜鉄道学校、東京路鉦学堂（のちの湖北路鉦学堂）及び東京鉄道学堂である。実際、この4つの鉄道学校は何らかの関連性を持っていた。まず岩倉鉄道学校は工学博士笠井愛次郎により1897年に創設された学校で、1903年に岩倉鉄道学校という名前に変更された。表3-5（1903年～1907年の4年間に4つの鉄路学校の留学生人数統計）に示しているように、1903年からすでに中国人の留学生がこの学校で勉強しており、1907年になると留学生数は153名に上った。その後、笠井愛次郎は東亜鉄道学校を設立し（正式に設立申請書類を提出したのは1906年である）、同校に1904年には31名の留学生が在籍した。この東亜鉄道学校に在籍した人数は、一時は218名に上った。もともと岩倉鉄道学校の幹事である榊原浩逸は、東京路鉦学堂を創設して、1905年に張之洞により派遣された40名の鉄道留学生を受け入れている。この学校が正式に設立申請書類を提出したのは、1906年6月のことである。東京路鉦学堂の創設者である榊原浩逸は、同学堂を湖北路鉦学堂に改称した後、自費の鉄道留学生を収容するため東京鉄道学堂を設

¹⁷⁹この件について、張之洞より送られた「致東京李監督、喜道台源」（〔光緒三十二年四月十一日〕（1906年5月4日）、『張之洞全集』、9488頁）の文書で確認できる。

立した。正式に申請書類を出したのは1907年2月のことであり、留学生の最大人数は105名に上った。この4つの学校は、岩倉鉄道学校のみ日本人の学生と留学生を同時に収容し、ほかの3校は専ら中国人留学生のために創られた。この4つの学校に1903年から1907年まで在籍した留学生の人数は、表3-5の通りである。清末の鉄道留学生に関しては、先行研究で日本に留学した技術者の一部として扱われているが¹⁸⁰、本稿では、概説としての触れるに止める。

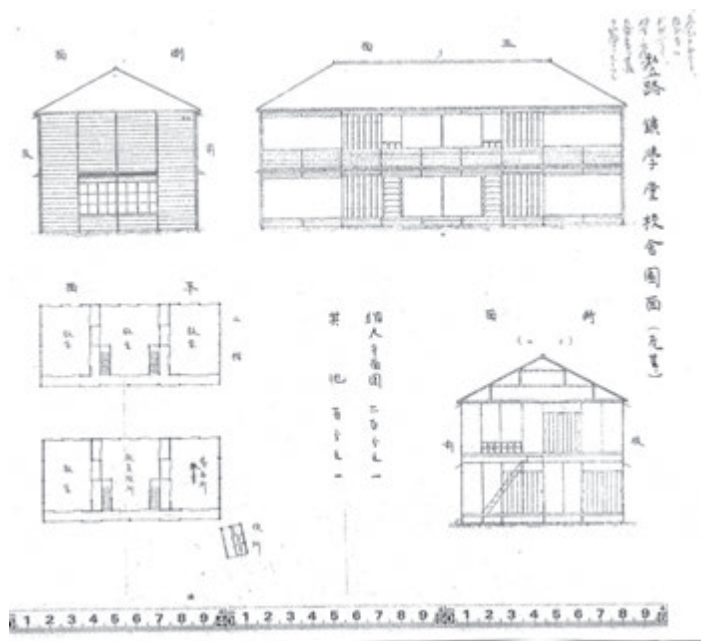
【表3-5】1903年～1907年における4つの鉄道学校の留学生人数統計

年別	岩倉鉄道学校 (人数)	東亜鉄道学校 (人数)	東京路鉱学堂 (人数)	東京鉄道学堂 (人数)	出典
1903	1				『清国留学生会館報告』第四次
1904	11	31(四川29、 湖北1、広州)			『清国留学生会館報告』第五次
1905	未詳	未詳	未詳		
1906	35	111	97	74	『学部官報』第1期
1907年1月		218		105	「東京私立各学校中国学生統計表」(『官報』 第1期)
1907年12月	153	165		64	二見剛史・佐藤尚子「中国人日本留学史関係統 計」(国立教育研究所『国立教育研究所紀 要』、第94集、1978年3月)。

次に湖北路鉱学堂の前身といえる東京路鉱学堂(以下、申請書類に従って私立路鉱学堂と称す)の概況を述べておく。第I部の第二章で述べたように、日本で私立学校を設立するには、1899年に日本文部省に頒布された「私立学校令」および同令の「施行規則」に準じて、設立者がその学校の所在地の地方長官に設立申請を提出しなければならなかった。私立学校が提出した申請書類は各私立学校の情報を知る貴重な資料であるため、東京路鉱学堂の設立申請書類を利用して当該学校の状況を見てみる¹⁸¹。

¹⁸⁰ 徐蘇斌「戦前期日本に留学した中国人技術者に関する研究」(井波律子・井上章一編『表現における越境と混淆：国際日本文化研究センター共同研究報告』国際日本文化研究センター、2005年)で触れた。なお、1930年代以降の中国人鉄道留日学生についての研究は、宗村高満『鉄道講習所・警察講習所留学生の研究—中国籍学生を中心に—』(博士論文、2010年)などが挙げられる。

¹⁸¹ 東京都公文書館所蔵「明治三十九年 文書類纂 第一種学事 私立各種学校」(627 B5 24、25)



【図3-1—私立路鋌学堂校舍平面図】（東京都公文書館所蔵『明治三十九年文書類纂学事第一種 私立各種学校 627 B5 24』）

この学堂の正式な名称は「私立路鋌学堂」（図3-1は私立路鋌学堂校舍の平面図）であり、位置は「東京市神田区三崎町1丁目11番地」¹⁸²で、設立は「清国留学生ノ為ヲ鉄路及ヒ鋌山ニ関スル学科ヲ教授スルヲ以テ其」¹⁸³目的とし、学生の定員数は「鉄路科二百名鋌山科百名」としていたが、「鋌山科ハ当分之ヲ置カス」とされており、鉄路科の¹⁸⁴200名とされた。学科の設定と修業年限は「本学堂ニハ鉄路科鋌山科ヲ置キ鉄路科ハ更ニ分チテ業務科及建設科ノ二トス」と「各科修業年限ハ鉄路科鋌山科各一カ年半トス」¹⁸⁵とした。この私立路鋌学堂は、同時期の多くの私立学校と同じように、速成教育を行っていた。図3-2は湖北省の鉄道留学生の張良才の卒業証書である¹⁸⁶。よく見れば、卒業時期は1906年12月28日であることが分かる。私立路鋌学堂の修業年限を1年半で計算してみれば、張良才が授業を受け始めたのは1905年6月からである。ここから、張良才が張之洞によって派遣された湖北省の第1回目の鉄道官費生と推察できよう。さらに路鋌学堂が1905年6月にはすでに開校していたこともわかる。

¹⁸² 同上。

¹⁸³ 同上。

¹⁸⁴ 同上。

¹⁸⁵ 同上。

¹⁸⁶ その後、張良才という名前の学生はほかの鉄道学校を卒業し鉄道院にて実習したことが『経費報銷冊』により確認できる。



(図 3-2 は湖北荊楚網から転載されたものである。<http://www.hb.chinanews.com/news/2010/0707/56912.html>

検索日：2014 年 1 月)

しかし、張之洞は何故この鉄道学校を湖北省の経営にしたのか、それは鉄道顧問として張之洞に雇われた日本人の原口要に何らかの関係があると推測できる。

1905 年 9 月に粵漢・川漢鐵路総局が成立する直前に、張之洞は監督李宝巽と駐日大臣楊枢それぞれに、鉄道地形を探查する優秀な日本人鉄道技師を探してほしいという旨の電文を送った¹⁸⁷。今回の鉄道技師の雇用に対して、張之洞は極めて慎重で駐日大臣楊枢に「鉄道技師としての仕事だけに専念し、ほかの人事分配、土地の選択、鉄道の管理、列車の開通、鉱山の採掘などに一切干渉させないよう、相手に打ち明けること」¹⁸⁸と言い聞かせた。張之洞の慎重な様子から、日本に干渉されることなく、自力で鉄道を敷設する意欲が見られた。その後、張之洞から駐日大臣及び湖北監督の間の数回の電文のやり取りを経て、1906 年 2 月に湖北監督李宝巽への電文で「日本鉄道協会副会長原口要を鉄道探查の顧問として採用するつもりで、月給 1 千円、支度費旅費及び付き添い助手一名のヶ月分の給料を前払いとする。ただし雇用期限を暫定的に一年とし、期限前に引き続き雇うかどうかを決める」¹⁸⁹と述べ、ようやく日本人鉄道顧問が決まったようである。しかし、雇用契約書にサインするまでに何度もその内容を修正して、最後に「将来、鉄道を敷設し始める時に、別の鉄道技師を雇うことにし、当該技師との関係を切る」、「敷設に関するすべての人事や原材料の買いつけ等には干渉しないこと」¹⁹⁰という内容を定めた。この契約書から、すでに東北で鉄道敷設の権益を獲得した日本の干渉を断固、阻止したい張之洞の意図が見える。ちなみに、原口要は湖北省で一年を過ごし、その契約は延長されなかった。

原口要と契約を結んだ 1906 年 3 月に、張之洞が監督李宝巽に送った電文に、「路鉱学堂

¹⁸⁷ 「致東京湖北学生監督李道台」[光緒三十一年八月初二日](1905年8月31日)、『張之洞全集』、9366 頁。「致東京楊欽差」[光緒三十一年八月十六日](1905年9月14日)、『張之洞全集』、9381 頁。

¹⁸⁸ 同上。

¹⁸⁹ 「致東京李監督」[光緒三十二年正月初八日](1906年2月1日)、『張之洞全集』、9455 頁。

¹⁹⁰ 「致東京李監督」[光緒三十二年二月初五日](1906年2月27日)、『張之洞全集』、9464 頁。

は湖北省が運営することを決め、湖北鐵路学堂に変更し、すべての経費は湖北省から出す」¹⁹¹と書かれている。原口要を雇うことが決定された後、東京路鉱学堂を湖北路鉱学堂に変更することも決められたのは、原口要になんらかの関係があると言えよう。

原口要の履歴から見ると、私立路鉱学堂の設立者である榊原浩逸と繋がりがある。原口要は工学博士として、日本鉄道会社と通信省に務めたあと、1897 年より台湾鉄道顧問、大阪鉄道顧問を経て、1905 年に再び通信省の鉄道顧問に着任した。日本鉄道界に深く関わった人物であり、1906 年 3 月から 1907 年 6 月まで張之洞に雇用されている¹⁹²。そして、私立路鉱学堂の設立者榊原浩逸は 1884 年から 1893 年までずっと日本鉄道会社に勤務し¹⁹³、原口要も 1884 年より日本鉄道会社に入って鉄道敷設を担当していた。原口は、榊原と同じ日本鉄道会社に勤務しており、元同僚という間柄であったことから、榊原が創設した私立路鉱学堂を湖北省の経営に変更したことに多少尽力したのではないかと推量できよう。



【図 3-3】（東京都公文書館所蔵『文書類纂学事 第一種 私立各種学校 627 B5 25』）

1906 年 5 月、張之洞は候補知府廖正華を「湖北路鉱学堂」（図 3-3 は私立路鉱学堂の改称届）の「提調」（各種事務を処理する責任者と指す）に任命し、学生の選考や学堂の経費の収支などを管理させ、「湖北駐東鐵路学堂簡章」（以下「簡章」とす）¹⁹⁴を定めた。

この「簡章」によれば、本学堂は「専ら湖北省の鐵路官費生を育成するため、湖北鐵路学堂に改称し、鐵路に関連する知識や技術を教授」し、定員数は「湖北省官費生が 60 名、他省の学生が 20 名、合わせて 80 名（すでに在籍している湖北官費生は 60 名内に加算する

¹⁹¹ 「致東京李監督」〔光緒三十二年二月二十一日（1906年3月5日）、『張之洞全集』、9470頁。]

¹⁹² 黎仁凱著『張之洞幕府』、中国広播電視出版社、2005年、150頁。但し、原口要の来華時間は1906年1月となっているが、1906年3月が妥当であると筆者は思う。

¹⁹³ 同注17。

¹⁹⁴ 「札廖正華辦駐東鐵路学堂（簡章）」〔光緒三十二年閏四月初六日（1906年5月28日）、『張之洞全集』5 16-518頁。]

一引用者)」として、官費生は 60 名に満たない場合に、すでに学堂に在学している湖北省の自費生から選抜するとした。経費の管理法は、張之洞に派遣された「提調」により、学費を学堂の会計員に交付し、参観費や旅費などを別途支給するとし、学堂側の必要な標本や器械などを購入する。湖北省の官費生に毎月 5 円の小遣いを支給しているが、ほかの省の学生には、学費を半額にただけで湖北省の官費生と同じ待遇を与えないことにした。学堂の管理について、「湖北铁路学堂に改称するからには、学堂のすべては本省の提調により主持」し、それ以外に「湖北省出身で日本滞在の長い程明超、黄恭謙 2 人を路鉱学堂の庶務員に任命し、提調と一緒に教科に関連することを相談し、学生の出欠状況を随時調べ、提調」に従うこととした。修業年限はもとの 1 年半と 3 年の二種を一律 3 年に変更した。さらに湖北省の官費生は卒業後 6 年間、他省の卒業生は 3 年間湖北省に任用されることを義務付けた。

しかし、湖北路鉱学堂は長く続かず、翌年 9 月に閉校した¹⁹⁵。日本鉄道界に深く関わっていた原口要は引き続き雇用されることはなく、1907 年 6 月に湖北省との雇用契約終了を以て湖北省から離れたが¹⁹⁶、彼が離れた後に同学堂も閉校している。閉校の原因に原口が関係あるかどうかは不明である。しかし、ここで留意すべきは学堂の元創設者である榊原浩逸が路鉱学堂の校長を務めながら、もう一つの鉄道学校東京鉄道学堂を設立したことである。1907 年 2 月に榊原浩逸が東京知事に東京鉄道学堂の設立申請を出した。その理由としては湖北路鉱学堂が「専ら官費留学生」を受け入れる機関であったのに対し、東京鉄道学堂は「自費留学生」のための学校としていた¹⁹⁷。ここで言う自費留学生は 2 種存在すると考えられる。一つは、湖北省に選ばれなかったもとの路鉱学堂自費生で、もう一つは新しく鉄道留学を希望する自費生である。新設の学堂の定員は、「各学科 200 名」とし¹⁹⁸、もとの私立路鉱学堂の定員と同じである。東京鉄道学堂と私立路鉱学堂の両校の維持方法はどちらも学生の学費収入に頼っており¹⁹⁹、学校の経営上、学生数が最も重要視された。しかし、湖北路鉱学堂は改称後、学生の定員数を 80 名とし、実際の在籍者数は湖北省の官費生 78 名と他省の同学学生 21 名で、合わせて 99 名であったが²⁰⁰、もとの定員の 200 名に比べると約 100 名少なくなり、学費の収入が半分に減ることとなった。このように学費収入が減ったことは、湖北路鉱学堂を維持することができなくなった原因の一つではないかと推測される。

195 『経費報銷冊』[光緒三十二年十一月-光緒三十三年八月] (1906年12月-1907年9月)に校長や教習に給与を支給するのは、1907年9月までで、同学堂は1907年9月に閉校したと言える。

196 1909年、学部は京師大学堂の設計者として日本人を招聘する際に、原口要を推薦している羅振玉に「原口要はかつて日本通信省の次官を務め、心が深い、我々に学堂を建設することができるのか？！もし承諾したとすれば、必ず何か隠している目的があるに違いない。絶対だめだ。湖北省はすでに辞退した、彼と絡むな。」と回答した。原文は『清档案 学部』525、19-1、実業119に所収。本文は徐蘇斌『中国建築教育の原点：清末京師大学堂与明治期の日本—中日建築文化関係史之研究』（張復合編集『中国近代建築研究与保護（一）：1998中国近代建築国際研討会論文集』清華大学出版社、1999年）を参照。

197 東京都立公文書館所蔵『明治四十年文書類纂 第一種 学事 私立学校 第一』（627-D5-1）。

198 同上。

199 両校の「維持ノ方法」については、注181及び注197の資料を参照されたい。

200 『経費報銷冊』[光緒三十二年十一月-光緒三十三年八月]の湖北省铁路官費生の学費支出の人数による。

また、湖北路鉞学堂の実際の経済収支状況は、『経費報銷冊』（1906.12-1907.9）に残っている1907年3月から9月までの収支記録によれば、官費生の学費・医薬費、鉄道庁実習生の書籍購入代、帰国留学生の旅費などの官費生に支給すべき支出の以外には、学堂の器械購入代145円、毎月支給する学堂校長・教習・幹事の給料及び学堂雑費を合わせておよそ700円、張之洞に派遣された廖提調の給料や在日活動の手当などを含む5ヶ月分3,000円、庶務員4人の毎月一人あたり20円の交通代などがあったと確認できる。5ヶ月間の総支出は20,616円8角5分5厘に上った。湖北路鉞学堂の閉校後、在校生は東亜鉄道学校と岩倉鉄道学校に振り分けられた²⁰¹。鉄道官費生の経費の収支は、依然として湖北省のほかの官費生と分けて記入されているが、路鉞学堂をめぐる経費の収支は無くなっている。支出欄には、おもに41名の鉄道生の学費、医療費、鉄道庁実習費、亡くなった官費生の棺運送費用などがある²⁰²。

湖北路鉞学堂の時期と閉校後の湖北鉄道官費生の支出を比べてみると、学堂の経営を維持するために各種の支出が必要であったので、単に経費面からみれば、官費生を派遣して日本の鉄道学校で学ばせるより、日本で湖北路鉞学堂を経営することが得策であったとはいえない。

湖北省の鉄道留学生は、鉄道学校を卒業してから日本の帝国鉄道庁で実習することになった。その実習生らについては、すでに孫安石の論文で実習の内容などを論述しているが²⁰³、ここで実習生の人数変化や費用及び二期生の実習経緯などについて補足する。表3-4から1907年11月には鉄道庁の実習生22名が存在した。この22名は、張之洞に派遣された王孝縵が日本の帝国鉄道庁（のちの鉄道院）との交渉に成功して²⁰⁴、鉄道庁に送った鉄道実務の実習生である²⁰⁵。上述した湖北路鉞学堂が閉校した際には官費生が78名で、岩倉と東亜の両鉄道学校に振り分けられた41名と帰国した者を除き、鉄道庁で実習した一回生が22名である。鉄道庁の一回生に続き、岩倉鉄道と東亜鉄道の湖北省の卒業生の数名も鉄道庁（すでに鉄道院に改称された）の実習生になった²⁰⁶。鉄道留学生を派遣して、卒業後鉄道関連の実務を実習させ、彼らを帰国後湖北省の鉄道建設に従事させることが張之洞の鉄道人材の育成構想であったと言える。

しかし、鉄道庁で実習した一回生の20名（もともと22名であったが卒業までには20名

²⁰¹ 「湖北学司咨解铁路学费文」、『官報』第19期。

²⁰² 『経費報銷冊』[光緒三十三年九月-光緒三十三年十二月]（1907年10-1908年1月）。

²⁰³ 孫安石「戦前中国人留学生の「実習」と「見学」」（前掲大里浩秋・孫安石編著『留学生派遣から見た近代日中関係史』）、鉄道生の実習の詳細を参照されたい。

²⁰⁴ 日本鉄道庁との交渉について、『中外日報』[光緒33年12月の初8日]（1908年1月11日）には次の記事がある。「鉄道留学生の22名は、すでに王孝縵と日本帝国鉄道庁の交渉により、各部署にて実習させることになった。当該実習生らは日本鉄道員に褒められるそうだ。貨物の運送、切符の検査、車掌や管理などの細かい作業まで、みんな自ら動いている。鉄道の作業と管理に関するすべてを実行できた。これは留学界ではまれのこと、我が国の後日の鉄道事業にいいことで、祝賀すべきである。」

²⁰⁵ 「致通信大臣男爵後藤新平請照湖北学生辦法送各省学生入帝国鉄道庁函」、『官報』第22期。

²⁰⁶ 『経費報銷冊』[光緒三十四年十二月-宣統元年四月]（1909年1月-1909年5月）に、鉄道庁の二回生張良才、趙雲龍、陳青州、顔寅亮4人の学費を鉄道庁に交付する記録がある。しかし、次の『経費報銷冊』[宣統元年五月-宣統元年十一月]の記録によれば、二回生4人のうち顔寅亮という者が帰国したとされている。

なった。その原因は不明である）が 1910 年 10 月に卒業した後、東亜鉄道学校の湖北省卒業生の中に一年間鉄道院での実習を希望した者がいたが、湖北省側はその全員を実習させたわけではなかった。この時期の湖北省は「湖北省の教育費の不足が深刻で、現在学部は命令に応じ 30 万銀兩を出したことで、ますます困窮に陥り、すべての留学経費を出すのが困難で、留学を続けることを許可しかねない。」²⁰⁷といった理由で、成績がもっとも優秀な黄伝経、許成材、常春元、李彭年と汪華陸の 5 人しか選ばれなかった²⁰⁸。実習生のために日本鉄道庁に支払う費用は一回生 20 名で 1 年およそ 1 万円であった。

湖北省の鉄道建設に従事させるために、張之洞が鉄道官費生を派遣し、そして経費の支出拡大のリスクを考えずに日本で湖北路鉱学堂を経営までした一方、1910 年には、湖北省の財政難によって鉄道院での 1 年間の実習を望む留学生全員の希望には応えられない状況となった。湖北省の経費を使って日本で鉄道学校を経営するのは、清末の日本留学の歴史においても異例のことである。

第六節 湖北省の留学経費予算、医療費問題及び経費総支出

留学生全体を管理するようになってから、監督処は、各省の留学経費の予算を出して各学期前に各省に通知している。最初の予算表は一年間の費用だったが、後に 1 年分の費用を 2 回に分け半年分の予算とされた。官費生の人数の増減、新しい費用等は予算表にも反映されている。表 3-6 と表 3-7 は筆者が「戊申年各省上学期学費金額表」²⁰⁹（1908 年上学期）と「己酉年上学期湖北官費生学費予算表」²¹⁰（1909 年上学期）に基づいて、金額の種類別、人数、金額及び合計の項目別に湖北省の予算を整理したものである。

【表 3-6】1907 年 12 月湖北省の留学経費予算表

年額別	人数	合計額（年額）	臨時費（官費生の年額の 1割相当）	監督処経費	合計
450円	35	15750円	計14939円	毎月340円、 年4080円	171250.6 円（年）
400円	227	90080円			
420円（陸軍）	102	42840円			
津貼生（官費生の学費の4割相当）	2	307.2円			
津貼生（官費生の学費の3割相当）	22	25344円			

【表 3-7】1908 年 12 月湖北省の留学経費予算表

年額別	人数	合計額（半年額）	臨時費（官費生の年額の1割相当）	「参議費」	監督処経費	楊守根公費	合計
450円	40	9000円	計4240円	二人の分計 240円	毎月340円、 半年分2040 円	毎月500円、 半年分3000 円	52786.4 円（半年 分）
400円	167	33400円					
津貼生（官費生の学費の4割相当）	1	60円					
津貼生（官費生の学費の3割相当）	14	806.4円					

207 「咨湖広総督擬定鉄道生実習年限文」、『官報』第 47 期。

208 同上。しかし、5 人の名前には変化があり、李国驥が常春元に代わり、黄伝経はすでに帰国し鉄道院には行かなかった。さらに『経費報銷冊』（宣統2年6月—宣統2年11月）では、名前が許成材、魏武英、汪華陸、李国驥の4名になっている。

209 『官報』第12期。

210 『官報』第24期。

表 3-6 と表 3-7 で示している費用及び 2 つの表の違いから、湖北省が支払う各種費用及び監督処管理上の変化が見られる。表 3-6 には第三節で触れた年額 450 円、400 円の官費生、陸軍、津貼生以外に、「1 割の臨時費」と監督処の経費が見られる。この「1 割の臨時費」は「管理章程」で定められていないが、医薬費や各種臨時の支出などを補充するために、官費生の学費年額 1 割分を余分に請求されている経費である。このような経費は官立学校に在籍している官費生の実験費や旅行費、自費生が病気で帰国する際の旅費や死亡時の棺の運送費などに使われている。監督処の経費は、各省に請求している監督処の事務費とされ、湖北省の場合、毎月 340 円である。各省が支払う監督処経費の基準は「各省の留学生監督を一律に撤回し、各自監督に支給していた費用をその金額のままで監督処に送り、監督処の事務費とする。このようにすれば、各省の経費が増減なしで済み、各省に対する方法を統一できるようになる。」²¹¹と書かれているように、各省の元監督に支払われていた費用と同額とした。表 3-7 は表 3-6 に比べてみると、陸軍留学生の費用が無くなっている。それは前述したように 1908 年 7 月から陸軍留学生の管理がすでに陸軍総監督に移管され、監督処も関与しなくなったためである。また表 3-7 は 2 名の留学生の参議費と楊楫の公費が加えられている。2 名の留学生の参議費については、その 2 名が陳英才と陳栄鏡であることは確認できるが²¹²、その詳細は不明である。楊楫の公費は、張之洞に派遣された「随同管理游学生委員」（湖北省の監督に相当）に対して支給された費用であり、毎月 500 円（のちに 600 円まで増加した）とされている。

なお、両表の最大の違いといえば、表 3-6 に示しているのが一年分の予算であるのに対し、表 3-7 は半年分の予算となっている点である。この変化の裏には、監督処は管理上の利便さから、当初は前年度の支出を基準として各省に 1 年分の予算を提出して、各省に前もって送金することを望んでいたが、1 年分の留学経費を早めに送金する省は殆どなかったため、半年ごとに予算を出すようになったという事情がある。

また、『経費報銷冊』から湖北省の留学経費の収支状況を確認すれば、預金があるときも不足がある時も、基本的に監督処の予算表どおりに支払っていることが分かる。光緒 34 年 12 月（1909 年 1 月）から宣統 2 年 5 月（1910 年 6 月）までの 3 冊『経費報銷冊』だけに、各省の収支決算の最後に監督処会計科のコメントが付されており、それによって当該省の経費の収支状況を説明している。光緒 34 年 12 月（1909 年 1 月）～宣統元年 4 月（1909 年 5 月）の間の『経費報銷冊』にある湖北省に関する会計科のコメントを例に見ていく。詳細は以下の通りである。

会計科によれば、前年度の湖北省の経費の金額に 700 円の繰越金を加えて、本年度前期の経費予算として湖北省に送った後、湖北省は予算通りに支払ったが、収支を決算して 5100 円余りの赤字が出た。赤字となった原因の一つ目は新しく補充した官費生袁永金を含む 8 名分の授業料 2100 円が予算外だったた

²¹¹ 「学部奏設管理游学生監督処折」『官報』第 1 期。

²¹² 「巳酉年上学期湖北官費生学費予算表」の後に参議費を支給した 2 名の氏名がある（『官報』第 24 期）。

めである。原因の二つ目は楊守楨が休暇を取るため後期の公費 2400 円を前借りしたためである。原因の三つ目は医薬費の支出が学費の 10 分の 1 となり、臨時費の予算を越えたためである。そのほかの臨時支出が予想外の出来事によって積み重なった結果、このような赤字が出た。また、陳英才が受け取る参議費はすでに予算表に記入しているが、後期の参議費 120 円を前払いした。前払いした方法は前例を参考にして楊守楨が代理して受領した。故に合わせて報告声明する。²¹³

上記のコメントに書かれているように、湖北省は前年度に預金があったにも関わらず赤字に転落した理由は、新たに補充した官費生の経費や湖北委員楊楨が前借りした公費などの予想外の出費であるが、医薬費にも留意すべきである。この年度は医薬費が学費の 10% を占めているが、ほかの 2 冊の『経費報銷冊』に書かれた会計科のコメントを見れば、医薬費はそれぞれ学費の 15% と 13% を占めていることが分かる²¹⁴。いずれも湖北省の医薬費は支出として少額とは言えない。

以上は監督処管理下において、湖北省の留学経費の予算と実際の支出の状況を見てきた。しかし、上述した留学経費が赤字に転落した原因の中で、医薬費は予想外の支出ではなく、予算を超えてしまっただけである。ちなみに送金の遅れや赤字の場合、監督処は日本の銀行に借金するなどのやり繰りをして学費を立て替えている。

1908 年 1 月学部が全国の留学経費を決算する際に、「その内、官費生の医療費の一項の支出だけで十万円以上に上った」²¹⁵とされており、実際、湖北省だけが官費生の医療費の支出が多かったわけではない。各省も医療費の支出が多いため、監督処は官費生の入院通院の日数、医薬代などを統計することを重視した。筆者は各時期の『経費報銷冊』に基づき、年度別に湖北省の医療費の支出、その他の支出及び学費支出を整理し一覧表(表 3-8)を作成し、医療費が総支出に占める割合と臨時支出に占める割合を計算してみた。

以下の表 3-8 は、1906 年 12 月から 1910 年 12 月までの 4 年間の湖北省(鉄路官費生と畿輔公費生を含まず)の経費支出の統計である。

【表 3-8】1906 年 12 月-1910 年 12 月湖北省(鉄路官費生と畿輔公費生を除外)経費支出統計(単位:円角分厘)

年度別	総支出	学費支出	医薬費支出	その他の支出
1906年12月-1907年9月	135544.431	101713.900	7545.600	26284.931
1907年10月-1907年12月	33296.110	28779.920	928.630	3587.560
1908年1月-1908年6月	101909.207	78513.310	8779.035	14616.862
1908年7月-1908年12月	60313.355	46467.460	3583.150	10262.745
1909年1月-1909年5月	60552.120	45797.330	4390.730	10364.060
1909年6月-1909年12月	58225.985	35725.770	5353.255	17146.960
1910年1月-1910年6月	47163.439	35797.600	4579.349	6786.490
1910年7月-1910年12月	40396.430	27124.690	4091.950	9179.790
合計	537401.077	399919.980	39251.699	98229.398

²¹³ 『経費報銷冊』[光緒三十四年十二月-宣統元年四月](1909年1月-1909年5月)、句読点は筆者が加えたものである。

²¹⁴ 『経費報銷冊』[宣統元年五月-宣統元年十一月](1909年6月-1909年12月)及び『経費報銷冊』[宣統元年十二月-宣統二年五月](1910年1月-1910年6月)。

²¹⁵ 『中外日報』(光緒三十四年正月十二日)1908年2月13日。

【図 3-4】
医薬費、学費、その他の支出比例図



4 年間の湖北省の一般官費生の学費の支出は、およそ 40 万円で、その他の支出（帰国旅費、修学旅行費、実験費、自費生死亡の棺運送費等各支出）はおよそ 9 万 8,200 円で、医療費はおよそ 3 万 9,300 円で、各種の支出の合計はおよそ 53 万 7,400 円である。各項支出が合計の金額に占める割合は、図 3-4 で表示している。いうまでもなく学費の支出が最も多く、総金額の 75%を占め、そのほか臨時支出は 18%、医療費は 7%を占めていることが分かる。医療費を臨時費として計算してみれば、臨時費の全部の 30%以上を占めている。当然、湖北省だけが医薬費の臨時費に占める割合が多いわけではなかった。その他の省でも医薬費は「各省の臨時費において最も多い出費」²¹⁶となっている。

医薬費の支出は病気にかかった官費生の人数と関わっている。毎月湖北省の病気にかかった官費生的人数は、『官報』の毎期に掲載されている各省の官費生入院医薬費一覧表により確認できる。表 3-9 は筆者が各期の『官報』より湖北省の通院・入院者数を整理したものである。表 3-9 によれば、1908 年 8 月の通院・入院者数が最も多い 118 名で、一番少ないのは 1907 年 4 月の 6 名である。統計人数を合計して、平均値を出すと、毎月 49 名の官費生が通院・入院していることになる。監督処の調査によれば、「各省の留学生のうち、病気にかかった者は湖北省の学生が最も多い」²¹⁷という。病気にかかった官費生的人数が多く、そのため支払った医薬費も多くなり、湖北省の留学経費の負担はますます重くなっていった。

【表 3-9】
1907 年～1910 年間の湖北省留日学生の入通院人数の統計

年月	官報期号	人数 (人)	年月	官報期号	人数 (人)	年月	官報期号	人数 (人)	年月	官報期号	人数 (人)
1907年1月	1期	24、2人 死亡	1908年6月	18期	22	1909年5月	29期	59	1910年4月	40期	45
1907年2月	2期	12	1908年7月	19期	18	1909年6月	30期	67	1910年5月	41期	53
1907年4月	4期	6	1908年8月	20期	21	1909年7月	31期	83	1910年6月	42期	67
1907年10月	10期	57	1909年9月	21期	37	1909年8月	32期	63	1910年7月	43期	72
1907年11月	11期	64	1908年10月	22期	118（数 回通院者 を含む）	1909年9月	33期	86	1910年8月	44期	64
1907年12月	12期	38、1人 死亡	1908年11月	23期	60	1909年10月	34期	56	1910年9月	45期	62
1908年1月	13期	41	1908年12月	24期	63	1909年11月	35期	58	1910年10月	46期	37
1908年2月	14期	37	1909年1月	25期	56	1909年12月	36期	46	1910年11月	47期	31
1908年3月	15期	37	1909年2月	26期	46	1910年1月	37期	61	1910年12月	48期	32
1908年4月	16期	50	1909年3月	27期	50	1910年2月	38期	57	1911年1月	49期	29
1908年5月	17期	29	1909年4月	28期	44	1910年3月	39期	49	1911年2月	50期	39

216 「陽暦八月分送病院学生及医薬費明細表」、『官報』第22期。

217 「咨湖北提学使為以薛鴻充当官医碍難照行文」、『官報』第13期。

病気にかかった人数の多さは、医薬費が膨大になった重要なポイントであるが、その他、監督処側の医薬費に対する管理にも問題があると言わざるを得ない。

監督処の統一管理の前に、湖北留学生監督喜源は上海から来日している漢方医である薛鴻を湖北省の指定医者として、病気になった湖北省の官費生をみてもらっていた。湖北省は、毎月この医者に給料 40 円と食事代や交通費など 30 円を支給している以外に、学生を診察させる時に「診察は 1 円、往診は 3 円」²¹⁸とし、すべての薬代は「指定医者の印章及び各薬局の記号」²¹⁹があれば、そのまま支給するとしていた。湖北省のように医者を指定して診察してもらうことは不正がなくなるわけではないが、監督処の医薬費などの管理に比べると、わかりやすい。

それに対して、監督処は管理を統一してから、入院しなければならない官費生を、指定の病院に入院させ、医薬費を監督処が指定した事務員に清算させた²²⁰。しかし、指定された病院で診察をするのは、「日本で言う脳病肺病などはその範囲が広いので、適切に診察しにくい。各病院側は官費により治療することを知り、簡単に拒むことをしないため、入院して治療する者が日々増加する。」²²¹という傾向があるとされている。湖北省の場合には、「二・三ヶ月入院するないし六・七ヶ月入院するのは、本当に無駄である、……」²²²と留学生が無駄に入院する状況まであった。監督処の医薬費の管理に対して当時の清国側の新聞には、指定の監督処の課員が医薬費を清算することで、課員が職務上の便宜を利用して、過剰に計算した医薬費などを着服したという記事まで載っていた²²³。

上述のように、監督処の医薬費に対する管理が混乱している様子が窺える。各省の医薬費の支出が膨大になったため、1910 年 12 月に学部が『管理章程』を改正する際に、官費生の入院に関する項目を削除し、「学費は校内の書籍費と実験費、及び校外の食住衣服旅行医薬などの費用をすべて含む、他は別途支給なし。」²²⁴という内容に変更した。医薬費に関する管理法を変更する前に、医療費を節約するために、湖北省の留学生は以前のように指定された薛鴻医師に診察してもらうという意見を出したが、『管理章程』に準すべきという理由で監督処から拒否された²²⁵。

以上、医薬費に関しての統計を見てきたが、医薬費の支出は決して少額とは言えない。医薬費増大の原因は、その時期の健康や衛生状況がよくないためであるが、官費生に医薬費まで支給する派遣側の思いやりがあったにもかかわらず、医薬費の管理方法が完備され

²¹⁸同上。

²¹⁹ 同上。

²²⁰ 「致各医院遣派公使館員調查患病学生函」、『官報』第1期。なお監督処に指定された8つの病院は同仁医院、順天堂、杏雲堂、医科大学附属病院（東京大学）、青山脳病院、耳鼻咽喉病院、胃腸病院、日原淋巴病院である。しかし、その後の『官報』の記録に依れば、その8つの病院以外の病院名も見られた。

²²¹ 前掲『経費報銷冊』[光緒三十三年九月～光緒三十三年十一月]（1907年10月～1907年12月）。

²²² 同上。

²²³ 『中国報』宣統二年正月十七日（1910年2月26日）。

²²⁴ 前掲陳学恂・田正平主編『中国近代教育史資料匯編 留学教育』398頁。

²²⁵ 前掲『経費報銷冊』[光緒三十三年九月～光緒三十三年十一月]（1907年10月～1907年12月）。

ていなかったのと、医薬費に関わった監督処課員の不正行為などにある。

上記の表 3-8 の統計は、湖北省の一般官費生に限られていたものである。次に鉄道官費生と畿輔公費生の医薬費を含む湖北省の一般官費生、鉄道官費生、畿輔公費生及び特約五校の経費支出の総額を計算してみる。その統計をまとめたのは表 3-10 となる。

表 3-10 で示しているのは、監督処が管理してから 4 年間の湖北省総支出の一覧である。合計欄で表示した数字は、4 年間の湖北省の留学経費の総額で、約 62 万円である。前述した 1898 年～1904 年の間に使った約 60 万円の留学経費を加えて、10 年間（1905 と 1906 年の分を除く）に湖北省は、計約 120 万円の留学経費を支払った。

【表 3-10】1906 年 12 月—1910 年 12 月における湖北省の支出の統計（単位：円角分）

	総支出								合計
年度	1906年12月-1907年9月	1907年10月-1907年12月	1908年1月-1908年6月	1908年7月-1908年12月	1909年1月-1909年5月	1909年6月-1909年12月	1910年1月-1910年6月	1910年7月-1910年12月	
一般官費生	13554.431	33296.110	101909.207	60313.355	60552.120	58225.985	47163.439	40396.430	415411.077
鉄道官費生	20616.850	9692.270	12670.720	14967.830	14293.390	13450.100	14274.095	12658.417	112643.672
畿輔公費生	6137.770	2135.040	5786.744	5841.240	4154.020	3730.015	3131.051	3061.058	33976.938
五校補助金		5850.000		11700.000		17550.000		23400.000	58500.000
合計	40309.051	50973.420	120366.671	92842.425	78999.530	92956.100	64568.585	79515.905	620531.687

では、巨額の留学費用を支出した湖北省は、どのような財政状況にあったのか。1908 年の湖北省の財政収支を例にして見てみる。1908 年省の収入は約 1654 万 5,000 両、支出は 1852 万 1,000 両で、収入を大きく上回っており、197 万 6,000 両の赤字を計上していた。²²⁶すでに財政が悪化して財政赤字に陥っていた。教育経費を管理する学務公所の支出を見ると、1909 年の学務公所の行政経費は 121 万 2,800 両で、その内留学経費は 46 万 6,400 両（欧米の留学経費込み）で、学務所の行政経費の約 40%を占めており、学務公所の支出が予算を 30 万両超えていたのである²²⁷。このような財政難の状況の下、湖北省は留学費用の経費削減措置を講じ始めた。たとえば留学経費の調達難で、湖北省の提学使司は 1909 年と 1910 年に相次いで日本留学と欧州留学の「安家費」を停止した。この件について当時の新聞記事によれば、湖北省は欧米留学と日本留学の官費生にこれまで毎月安家費を給付していたが、省内の教育経費が不足しているため、まず日本留学の官費生の安家費を停止し、その後欧米留学と日本留学の官費生に区別をつけずに、1910 年 8 月からは欧米留学の官費生の安家費も停止することになった²²⁸。

しかし、湖北省の財政状況は改善することなくますます悪化し、1911 年 2 月に、総督と提学使の協議で、留日の官費生全員を引き揚げ、20 万両余りの経費を節約するという提案

²²⁶蘇雲峯『張之洞与湖北教育改革』（台湾中央研究院近代史研究所專刊（35）、1976年）201頁を参照。

²²⁷ 同上。

²²⁸ 〔商務印書館〕『教育雑誌』第七期、宣統二年七月初十日（1910年8月14日）。

まで出された²²⁹。

ここで、前述の畿輔公費生について補足する。1910年7月からも湖北省の官費生と鉄道官費生に湖北省からの送金が続けられたが、畿輔公費生に対する送金が無くなったことは、上述のような財政状況及び官費生に対する処遇からみれば、湖北省が本省以外の留学生の費用を停止したのも当然のことと言えよう。

その後、1911年10月湖北省の武昌起義の勃発がきっかけで辛亥革命が起こる。湖北省を含む各省の官・自費生は駐日公使館に押し寄せ、帰国の旅費を支給するよう要求し、混乱の状態に陥った。なお、1912年3月に三井物産の山本条太郎と日清汽船の白岩竜平が組織した「支那留学生同情会」は、苦しい境遇に陥った留日学生を援助しており、そのうち湖北省の留学生30人が援助を申請した²³⁰。辛亥革命後の湖北省の留学生状況の考察については、今後の課題にしたい。

小結

湖北省の留日学生の派遣は、主に張之洞が湖広総督を務めている間に行われた。張之洞の主導下で、留日学生派遣の経費調達から始まり、鉄道留学生を含む各種官費生の派遣及び路鉅学堂の経営など、官費生の人数（一時400名以上）が最も多い省となるまで拡大した。清末の中央政府から各省にいたるまでの財政難のなか、なぜ張之洞が多くの官費生を派遣できたのか。それについて蘇雲峯は、張之洞が施政の重点をどこにおいたかに関係があると指摘している²³¹。即ち、張之洞は湖北省の軍事、教育、鉄道などの各種人材を求め、海外への留学生派遣を重要視した際に、総督としての権力を駆使し、湖北省内の財政収入から留学経費を調達できたのである。

湖北省の留日学生の待遇については、一人当たり一年間に当時の貨幣300銀両や日本円400円程度の学費を支給された以外に、出発前の準備代（整装費）や安家費なども与えられている。日本へ渡る費用、日本にいる時の学費及び国内の家族に毎月支給した安家費などを含んで、湖北省は実際、一人の官費生に年780円ぐらい支払っており、この金額は、各種の日本留学案内や留学生が書いた日本留学勧誘書に書かれている年300円よりはるかに上回り、予想より多くの出費が出たと言える。

また、湖北省は留学生の国内家族に毎月安家費30円を支払っている。この安家費は、張之洞が最初留学生を集めるために出した条件と見られ、1909年までの10年間続けて支払われたのである。陸軍留学生に安家費を出しているのは普通であるが、一般の文系留学生にも同じ待遇を与えたのは、現段階で湖北省しか確認できなかった。

²²⁹ 「湖北左右支絀之学務」『時報』宣統三年二月二十四日（1911年3月24日）。

²³⁰ 1912年3月三井物産の山本条太郎と日清汽船の白岩竜平が組織した「支那留学生同情会」は、苦しい境遇に陥った留日学生を援助しており、そのうち湖北省の留学生30人が援助を申請した。外務省外交史料館所蔵『清国革命動乱ノ際本邦有志者ニ於テ支那留学生同情会組織並同会事業状況関係雑纂』を参照。

²³¹ 前掲蘇雲峯『張之洞与湖北教育改革』188頁。

張之洞は鉄道人材を育成するために、鉄道官費生を派遣しただけでなく、もともと日本人が経営している私立路鉉学堂を湖北省経営に変更し、専ら湖北省の鉄道人材を養成する学校とした。しかし、1906年5月に湖北省に移管してから翌年の9月までわずか1年4ヶ月で廃校となった。単に経営面から言えば、日本の鉄道学校に入学させるより出費が多かったと言える。

張之洞が湖北省を離れ亡くなった後、湖北省の財政はますます困難な状況に陥ったため、留学経費の削減や官費生の引き揚げなどの策が出された。日本への留学は費用を節約できるという張之洞の提案から始まったが、安家費や医薬費などのさまざまな支出で留学経費が膨大になり、湖北省の財政では賄われない結果を取めた。

他方で、第1部で触れたように、清国政府の官僚の一員としての張之洞は、日本への留学生派遣の開始と拡大を推し進め、清国政府の統治者を守る立場に立って、「約束章程」などを定め留日学生を厳しく規制しようとした。しかし、自身の根拠地の湖北省においては、積極的に留日学生の派遣を実行し、監督や委員を派遣して本省の留学生を管理することにも努めた。張之洞は湖北省の人材育成において戦略性を持っていたように見えるが、その先の効率性については見通しが足りない面があったと指摘できる。

また、これまでの先行研究で詳細に触れられなかった官費生の医薬費は1906年12月から1910年12月まで4年間、全体支出の支出7%を占めていることが分かった。この比率は決して少額とは言えないであろう。医薬費の拡大の原因は、当時の留学生の健康状況があまりよくなかったほかに、医薬費の精算を担当する監督処のスタッフが費用を余分に計上するなどの不正行為、また、監督処の医薬費管理などにも問題があった。なお、医薬費の拡大は湖北省の問題だけでなく、他省も同じ問題を抱えていた。

全体に他省と比べると、1907年1月の統計で湖北省の官費生数は446名（107名の陸軍留学生を含む）で全国のトップであり、その446名の官費生に支給した経費が全国で最も多いのは当然である。張之洞は湖北省の教育経費を捻出するため、清国中央政府に支払うべき庚子賠款（義和団賠償金）の分担額の支出を保留している。さらに練兵処が1904年に「選派陸軍学生分班游学章程」を定め、陸軍留学生の派遣に対して全て官費を使って練兵処により行うことにしたが、張之洞は陸軍人材を練兵処に取られる恐れがあると考え、湖北省から多くの陸軍留学生まで派遣した。即ち、張之洞は湖北省の軍事、教育、鉄道などの各種人材を求め、海外への留学生派遣を重要視した際に、地方督撫としての権力を駆使し、湖北省内の財政収入から留学経費を調達できたのである。また、「以官为本」（官府を中心にする）という中国伝統的な思想の持ち主である張之洞は、官費を利用することで官費生をその統治体系下に帰順させることができると考え、多くの官費生を派遣したと推測できる。

本章では、主に『官報』とその附録『経費報銷冊』に基づいて湖北省の留日学生及びその経費を帳面上で明らかにした。その帳面の裏には、派遣側が官費を使って如何に留学生を網羅しようとしたか、ということと、派遣された側が如何なる手段で自身の立身出世の

ための経済的な支援を得たのか、といったような、相互的な様々な思惑が隠れている。また、医薬費が拡大した裏には、病気にかかった留学生の一人一人の病状や生活実態などの切実な一面も存在している。このような帳面上にとどまらない留日学生の身体状況や生活実態などを、今後ほかの史料に合わせて検討する必要がある。

第四章 直隸省の留日学生と留学経費

前章では張之洞の影響力が強い湖北省の留日学生と留学経費を取り上げて論述したが、本章では、袁世凱の影響力が強い直隸省の留日学生と留学経費を取り上げて検討する。

清末直隸省の留日学生については近年、多くの先行研究が発表されている。たとえば、江沛「留日学生、東遼官紳と直隸省的近代化過程（1900～1928年）」（李喜所主編『留学生与中外文化』、南開大学出版社、2005年）、劉宏「中国近代教育改革中的日本影響一以直隸省師範、軍事学堂為例」（『河北大学学报』（哲学社会科学版）、2004年第2期、総第116期）、樊国福『留日学生与直隸省教育近代化』（2012年、博士論文）などは優れた研究成果として大いに参考にすべきである。しかし、これらの研究の多くは直隸省出身の留日学生が帰国した後、直隸省の教育、法律制度、軍事などの近代化にどのような影響を与えたのかについて分析を加えるにとどまっており、当時の直隸省の留学経費についてはあまり触れていない。

そこで、本章では上述の先行研究の研究成果を含む多くの先行研究を参考にしつつ、直隸省の留日学生の具体的な人数や彼らが在籍した学校の記録などについて紹介した後、直隸省出身、または、北洋大臣（天津に駐在、直隸総督兼任）の予算枠の中で実施された留学経費の実態についてさらなる分析・検証を試みたい。本章で主に使う資料は、序章で紹介した『官報』と『経費報銷冊』の以外に、日華学堂の関係者による『日華学堂日記』、また『袁世凱奏議』や各種の新聞・雑誌などである。

第一節 最初に派遣された留日学生について

1898年8月に清国政府が日本へ留学生を派遣する政策を正式に定めた直後、湖広総督、南洋大臣、北洋大臣（天津に駐在、直隸総督兼任）などは、それぞれ20名の留学生を日本に派遣した。

北洋大臣裕禄は1899年3月に20名の留学生を日本に派遣している²³²。彼らの来日については東亜同文会の機関誌『東亜時論』が「天津通信」の中で紹介しており²³³、この20名の学生の派遣元内訳は、天津武備学堂8名、北洋水師学堂6名、北洋大学堂（現在の天津大学の前身）一等学堂学生3名、北洋大学堂二等学堂3名であった。

日本に到着した後、天津武備学堂の学生8名は順調に陸軍予備の成城学校に入学したが²³⁴、その他の12名は後述のように希望した学校の入学を拒否されたことで、しばらくの間日華学堂に在籍しながら勉学を続けた。12名の学生の出身省や年齢などについてまとめた表4-1を参照すると、彼らは19歳～23歳までの年齢層で、北洋大臣による派遣ではあったもの

²³² 派遣経緯について、第一章の注24を参照。

²³³ 前掲大里浩秋「東亜同文会機関誌に見る明治期日中留学交流史」7頁を参照。

²³⁴ 彼らは1900年7月に成城学校を卒業し、陸軍士官学校に進学した。「各省年度別卒業生一覧」（前掲中村義「成城学校と中国人留学生」278頁）と『清国留学生会館報告』（第1回）を参照。

の、その出身省が直隸省であったものは4名だけで、その他は広東省3名、江蘇省2名、安徽と浙江、福建省がそれぞれ1名であった²³⁵。

12名の学生が入学した日華学堂は、日本の外務省が当時の東京帝国大学の教員を務めた高田順次郎を堂長として任じ、専ら中国人留学生に日本の大学に進学する前の予備教育を行う組織として1898年7月に設立された。記録によれば、北洋大臣が派遣した12名は、すでに学んでいた浙江省求是書院の学生4名、そして南洋公学の学生6名の次に日華学堂に入学したとされる。その12名の学生が日華学堂に入学した後の状況は、日華学堂の関係者が書いた『日華学堂日記』と外務省外交史料館所蔵の関係資料によって確認できる²³⁶。以下の彼らの動きに関する内容は両資料に基づいて整理したものである。

表4-1で示しているように、日華学堂に入学していた黎科、張煜全、王建祖、張奎、金邦平、周祖培の6名は、北洋大学堂の学生で、安慶瀾、蔡成煜、高淑琦、鄭葆丞、沈琨、張瑛緒の6名は北洋水師学堂の学生である。特に北洋水師学堂の6名は、当初日本の海軍兵学校への入学を希望したが、海軍兵学校は日本人の海軍将校育成のための学校であり、外国人の入学を許可するには海軍省内での議論が必要であるという理由で拒否された²³⁷。仕方がなく、その6名はひとまず日華学堂に入って、日本語の授業を受けながら、二番目の選択肢として、帝国大学工科大学の造船科或いは商船学校に入って航海技術を学ぶことを検討したが、このような希望は実現できなかった。海軍への留学を希望する学生（以下、海軍留学生と称す）が商船学校への入学許可を得られたのは1905年のことで、実際に入学できたのは1906年になってからである。その詳細はのちに触れる。

【表4-1】北洋大臣の派遣で日華学堂に入った留学生（1899年）

出身省	氏名	出身学堂	年齢（入学時）	希望学科
広東省広州府	黎科	北洋大学堂頭等学堂	22	土木工学
広東省広州府	張煜全	北洋大学堂頭等学堂	20	政治科
広東省広州府	王建祖	北洋大学堂頭等学堂	21	専門学校
江蘇省蘇州府上海	張奎	北洋大学二堂学堂	21	応用化学
安徽省徽州府	金邦平	北洋大学二堂学堂	19	農学
江蘇省蘇州府	周祖培	北洋大学二堂学堂	19	専門学校
直隸省天津	安慶瀾	北洋水師学堂	20	造兵工学
浙江省杭州府	高淑琦	北洋水師学堂	21	機工工学
直隸省天津	蔡成煜	北洋水師学堂	20	応用化学
福建省閩県	鄭葆丞	北洋水師学堂	19	土木工学
直隸省天津	沈琨	北洋水師学堂	23	機工工学

²³⁵ 北洋学堂は、天津、上海、香港などから学生を募集したため、天津以外の出身も含まれている。「盛宣懷請奏設立本校章程稟」（1895年9月19日）、『北洋大学—天津大学校史資料選編』天津大学出版社、1991年4頁を参照。

²³⁶ 外務省外交史料館の資料は「在本邦清国留学生関係雑纂陸海軍外之部」（3-10-5-3-2）所収。

²³⁷ 同上。

直隸省天津	張煥緒	北洋水師学堂	2 3	機工工学
-------	-----	--------	-----	------

(本表は『日華学堂日記』1899年4月2日付の学生名簿を参照して作成したものである。なお、希望学科の用語は資料のままであるが、「専門学校」は東京専門学校(のちの早稲田大学)、政治科は東京帝国大学の法科大学(法学部)、農学は東京帝国大学の農科大学(農学部)を指し、ほかは当時の東京帝国大学の工科大学(現在東大工学部)の学科名を指す。)

なお、12名は日華学堂に入学してまもなく、浙江省や南洋大臣にから派遣された留学生と一緒に帝国大学などへの進学希望を出した。彼らが希望した学科は表4-1を参照すれば分かるように「土木工学」、「政治科」、「専門学校」(東京専門学校)、「造兵工学」、「機工工学」などである。彼らの進学をめぐり、日華学堂、日本の外務省と文部省の間にやり取りがあるが、その一部始終は現存の往復書簡(外務省外交史料館所蔵)により窺うことができる。1899年4月に外務大臣青木周蔵が文部大臣樺山資紀に宛てた公信によれば、黎科の他、張煥全、王建祖、張奎、金邦平、周祖培の5名は政治、理学、化学、農科などを勉強するために来日したので、東京帝国大学の講義を聴講したく、4月から入学することを許可してほしい、と記している。この公信に対して、樺山文相は青木外務大臣に4月12日付で、これら6名の学生が聴講生として入学することを許可する旨を伝え、各自が所属を希望する学部申請書を提出することを指示し、翌日には外務省の政務局長内田康哉がこの結果を日華学堂校長の高楠順次郎に伝えている。

ところが、日華学堂側は、「清国留学生黎科外5名帝国大学講義傍聴差許サン御義二付答申」を外務省に出して、4月から入学するのは日本語の学習に多くの影響を与えるので、聴講を延期したいとして具体的に5つの理由を挙げている。

- (1) 日本語の勉強が始まったばかりで、彼らはむしろ語学に集中する必要があること。
- (2) 学期はすでに始まっており、聴講に利するところが少ないこと。
- (3) 農科の場合、遠隔地への移動が想定されることから時期がすでに遅れていること。
- (4) 日華学堂の学期の途中に大学の聴講をすることは学堂の授業規定などにも無理を来すこと。

- (5) 夏季休業まで実際の聴講期間はあと2か月しかないので、聴講の利益が少ないこと。

以上の5つ理由を挙げ、同年の後期から学生の聴講を認めてほしいというのが日華学堂の意見であった。この結果、黎科を含む12名は1899年9月から東京帝国大学の傍聴生として聴講することが許可されたが、その12名の中、王建祖と周祖培の2名が東京専門学校(のちの早稲田大学)に、張煥全が帝大法科大学の選科に、金邦平が帝大農科大学に(のち東京専門学校に転学)、残りの8名が帝大工科大学に入学している。

以上、この12名が日華学堂に入学し、その後帝国大学などに傍聴生として入学した経緯を見てきた。しかし、来日一年後の1900年、12名の内、黎科、張煥全、安慶瀾、蔡成煜、鄭葆丞の5名は夏休みの前後に帰国してしまった。そして黎科、蔡成煜、鄭葆丞、安慶瀾の4名は、同年8月に唐才常の自立会運動に参加し、途中で逮捕され、殺害されることと

なった²³⁸。残った張煜全については、1901 年北洋大学堂がアメリカに派遣する留学生を選抜した時の名簿にその名前がみえる²³⁹。

ここまで、北洋大臣に派遣された 20 名のうち 12 名の来日後の状況を明らかにした。ところで、彼らは、北洋大学堂や北洋水師学堂に在学中にそのまま選ばれて日本へ留学することに対して何らかの不安を感じることはなかったのだろうか。この点については、日華学堂の監督宝蘭善教が書いた「清国留学生の現状及未来」²⁴⁰という一文のなかで、彼らの心境の一部を窺うことができる。即ち、北洋水師学堂のある学生の言葉として、「北洋水師学堂にいれば、今年（1899 年）7 月に卒業し、そのまま 8 月には航海の実習に参加できる。ところが、日本に留学しており、卒業時期があとに延期となるばかりか、その未来は予見することもできない」という内容で、将来に対して不安を感じていたことが分かる。また、表 4-1 で示した彼らの年齢は 19 歳～23 歳の間で、多感な青年期であったからこそ、戊戌变法に失敗して日本に亡命した維新派の一人である唐才常の活動に積極的に影響されたのではないだろうか²⁴¹。

ここで、清末の海軍留学生について、先行研究を参考にして補足したい²⁴²。前述した 1899 年北洋水師学堂の 6 人が海軍兵学校の入学を拒否された後、しばらくの間、清の海軍留学生が日本の海軍への留学は実現できなかった。1904 年 12 月になると、張之洞は漢口領事の永滝久吉を経由して海軍留学生の受け入れについて日本の海軍省と交渉し始め、1905 年に海軍の予備校である商船学校に 70 名の海軍留学生を送ることを許可された。この受け入れ人数については、1905 年 7 月 13 日付の海軍大臣山本権兵衛から外務大臣小村寿太郎宛ての公文には「五十名ノ卒業生ヲ出スモノトシ中途退学等ヲ見込ミ先以テ七十名ヲ入学セシムルコト但シ二回以降ノ人員ハ授業開始後ノ情況ニ依リ決定スルコト」²⁴³と書かれている。袁世凱と日本の海軍側の間で直接やり取りをしたことを示す公文書は見つからなかったが、当時の雑誌によれば、海軍留学生の受け入れ情報を受けた袁世凱は、海軍省が見当をつけた卒業が期待できる人数の 50 名をすべて北洋から送るよう、海軍省側に頼んだという²⁴⁴。同年の 11 月 1 日付の海軍大臣から外務大臣への公文に「明治三十八年七月十三日付官房第二一四号ノ四回答中掲記学生数ハ…支那全体ヨリ派遣スヘキ学生数ニ有之侯但シ第一回学

²³⁸ 唐才常の弟である唐才質が編集した『唐才常年譜』には、黎科、鄭葆丞、蔡成煜三人が天津北洋書院出身の優秀な留日学生で、殺害されたことが書かれている。熊治祁編『湖南人物年譜5』（湖南人民出版社、2013年）を参照。

²³⁹ 張煜全はイエール大学法学院を卒業し、清華大学の校長を務めた経歴がある。章開沅、余子侠編『中国人留学生史』（上）（社会科学文献出版社、2013年、1月）112頁を参照。なお、前掲さねとう・けいしゅう『中国留学生史談』47頁には、張煜全が帝国大学を卒業してからアメリカに留学したと書かれているが、北洋大臣に派遣された留日学生の同期は1902年に卒業帰国しており、彼が1901年にアメリカ留学を派遣されたことから、1899年に帰国して日本に戻ってこなかった可能性があると推測できる。

²⁴⁰ 前掲さねとう・けいしゅう『中国留学生史談』87-90頁。

²⁴¹ 『日華学堂日記』には、唐才常が日華学堂の宿舎に泊まる記録が残っている。

²⁴² 海軍留学生の受け入れについて、前掲黄福慶『清末留日学生』、と前掲大里浩秋「東亜同文会機関誌に見る明治期日中留学交流史」などが言及している。

²⁴³ 外務省外交史料館所蔵「在本邦清国留学生関係雑纂」（海軍学生之部）（3-10-5-3-3）。

²⁴⁴ 『教育雑誌』〔直隸〕第11期、1905年8月。

生授業開始後ノ実況ニ依リテハ幾分張総督ノ希望ニ叶フ様取計シ得ル」²⁴⁵と書かれている点から、張之洞の希望を後回しにして、袁世凱の要望に応えようとしたのではないかと考えられる。海軍省側が袁世凱との関係を重視しようとしている裏に、1904年の日露戦争の際に、袁世凱が戦場となった東北地区で日本に有利な行動を取り、日本の勝利に導いたと言われているからである²⁴⁶。

ところで、1906年に商船学校に入学した²⁴⁷一回目の海軍留学生の70名のうち、15名はもともと成城学校の在学者で、残り55名は練兵処によって国内の各省から選ぶことにした。結果として、直隸・山東（北洋大臣の管轄内）両省の出身者は計26名、そのほか江寧・江蘇・江西・安徽計14名、浙江・福建両省各5名、湖南・湖北（湖広総督の管轄内）両省からの出身者も各5名に止まった²⁴⁸。練兵処は全国の新軍を訓練する目的で袁世凱を中心に組織されており、練兵処会弁大臣を兼任している袁世凱の意図を表しているのは明らかである。

当初は商船学校で2年間の予備教育を経たのち海軍の諸学校で実習することになっていたが²⁴⁹、1907年になると、商船学校の講義内容はすでに国内で学んだものと同じであるという理由を以て帰国又は退学した者が出てきた²⁵⁰。結局70名のうち33名しか残っていなかったため、駐日大臣と日本海軍省の協議によって、すでに日本に留学していて新たに海軍への留学を希望する官・自費生の中から補充することとなった。1908年6月に商船学校に合格した61名の中には、直隸省出身はわずか1名で、湖北省出身は16名であり、官費生より自費生が多いことが分かる²⁵¹。さらに、第二期生の中に湖北省出身が多かったのは、上述した日本海軍省は第二期以降張之洞の要望に応じ、湖北省出身の海軍留学生を多く受け入れようと考えたことのためではないかと思われる。

なお、商船学校に在籍している海軍官費留学生は毎月27円を支給された。この額は、陸軍留学生に支給された33円より少ない。ただし医薬費については、直隸省は1年目に直隸省の海軍留学生に1人年額100円を支給したが²⁵²、陸軍留学生の使った医薬費が平均で1人毎年43円余りであったことから、2年目以降は1人毎年50円と監督処が決めた額に従うようになった²⁵³。

²⁴⁵前掲外務省外交史料館所蔵「在本邦清国留学生関係雑纂」（海軍学生之部）。

²⁴⁶前掲外務省外交史料館所蔵「各国内政関係雑纂」（支那ノ部）（1-6-1-4_2_2_006）を参照。

²⁴⁷「在本邦清国留学生関係雑纂」陸海軍外之部（3-10-5-3-3）。

²⁴⁸『教育雑誌』〔直隸〕第22期、1906年1月。

²⁴⁹商船学校と海軍砲術学校の受け入れの詳細は馮青「日清戦後の清国海軍の再建と日本の役割」（『軍事史学』第42巻第2号、2006年9月）を参照。

²⁵⁰元青、王建明「近代中国海軍留日教育及其影响」（『徐州師範大学学报』（哲学社会科学版）、第32巻第1期、2006年1月）を参照。

²⁵¹「商船学校考取航海科学生三十六名」と「商船学校考取機関科学生一覧表」により確認した（『官報』第18期）。

²⁵²「北洋海防支応局咨為帰還墊發海軍第一年医薬費文」『官報』第13期。

²⁵³「陸軍部咨行海軍学生每人毎年准給医費50年」『官報』第4期。

第二節 留日学生派遣の概況―遊歴官紳を含む

前節で述べた直隸省による最初の留学生の状況を見れば、北洋大臣が中央政府の日本への留学生派遣の命令を受け派遣したことが分かるが、その後まもなく、直隸省は袁世凱が総督を務める時代（1901年～1907年）に入った。1901年より実施された中央政府の「新政」に応じ、袁世凱は直隸省において各種改革を行い始め、留日学生の派遣もその一環として積極的に実施した。その結果、1903年には直隸省の留日学生が77名に上った。その人数は同年の江蘇省、浙江省、湖南省、湖北省、広東省の次に多い数である。その後も増加する一方で、1904年には168名、1906年には454名に達した。袁世凱は留日学生を派遣すると同時に、多くの遊歴官紳（視察のために海外へ派遣された地方官吏と郷紳のこと）を派遣し日本が取り組んでいる各種事業を視察させた。この節では、袁世凱が総督を務めた時代の直隸省の留日学生派遣の概況と遊歴官紳について言及する。

直隸省の留日学生の具体的な状況、彼らが学んだ科目、日本での進学先などについては資料の制約があり、その詳細を明らかにすることはできない。しかし、当時の新聞、雑誌の記事や『官報』などの記述を丁寧に突き合わせれば、ある程度全体の状況を窺うことは可能であるので、分かる限りで以下にまとめることにする

1901年に袁世凱が直隸総督に任命され、その翌年に、武備学堂の学生55名が成城学校に派遣されている。これは直隸省の最も大規模な陸軍留学生の派遣といえる。1903年には、23名の速成師範の留学生を派遣して宏文学院に入学させ、彼らは1904年7月に卒業した²⁵⁴。

1904年以降は、直隸省から派遣された留日学生の人数が増えると同時に、勉強する学科も多様化した。たとえば、知県30名と地方郷紳、挙人などの地方の有力者20名を選んで、法政を学ばせるために日本へ派遣するようになった²⁵⁵。「天津官銀号」（1902年に創立された省レベルの官立金融機関）と直隸工芸局（1903年に袁世凱の幕僚の一人である周学熙の建言によって創立された実業管理機関）より計24名を、銀行業務に関する商業などの知識を学ばせるため日本へ派遣した²⁵⁶。そのうち商業知識を学ぶ留学生は長期留学をしており、1908年の『官報』（第24期）より彼らの氏名などを確認できる。また、1904年第7期の『東方雑誌』には、直隸学校司が速成師範と実業を学ばせるために各20名の留学生派遣を計画していると記され²⁵⁷、第9期の『東方雑誌』にその詳細が掲載されて²⁵⁸、農学、高等師範科、速成師範科・法政科などを学ぶ官・自費生が一度に計72名も日本に送り出されたことが分かる。

²⁵⁴ 講道館所蔵「宏文学院関係書類」。

²⁵⁵ 『時報』第110号、光緒三十年八月二十日（1904年9月29日）。

²⁵⁶ 『時報』第116号、光緒三十年八月二十六日（1904年10月5日）と『東方雑誌』第9期、光緒三十年九月二十五日（1904年11月2日）により、確認できる。『東方雑誌』第9期に載っている24人の氏名は、鄭聯鵬、李志敏、石錫祐、王治昌、齊鼎恒、齊鼎頤、魏潤浦、李成林、劉恩延、謝宝清、戴沂、李応全、金壽康、王道昌、陳松岩、楊紹宗、劉光笏、張永桂、金天録、馮天来、張景煒、陳宗蕃、林澍、陳榮恪である。

²⁵⁷ 『東方雑誌』第7期、光緒三十年七月二十五日（1904年9月4日）。

²⁵⁸ 『東方雑誌』第9期、光緒三十年九月二十五日（1904年11月2日）。

1905 年になると、天津軍医学堂から 4 名の学生を選んで日本に派遣した以外に、宏文学院が特設した「理化専修科」には専ら直隸省の留學生が進学した。1905 年—1906 年の間に直隸省の留日學生は増大し、400 名以上に上った。1906 年の直隸省の留日學生は 454 名であり、留日學生数が最も多かった時期に当ると言える。この時期の留日學生は、自費生が多数を占めているのはいうまでもないが。

以上の直隸省による留日學生派遣の状況からみれば、いずれも直隸省で新設された各部署や新式學校に適切な人材を補充するために送られていて、袁世凱の「新政」改革の意欲を示していると言えるであろう。一方、官立學校に合格した自費生に官費を与える學部の規定が実施される前の 1907 年の統計データによれば、直隸省の官費生は 102 名で官費生の人数が最も多い湖北省の 407 名の 4 分の 1 に止まっている。自費生の数を正確に知ることができないために留學生総数は把握できないものの、『官報』によれば、直隸省の官費生は 1907 年に 102 名、1908 年に 77 名、1910 年に 47 名まで減少したことが分かる。

ここで遊歴官紳に触れるならば、直隸省から日本へ派遣された遊歴官紳の人数は全国で最も多い²⁵⁹。これは清末期の直隸省における大きな特徴とも言える。本章は直隸省の留日學生を中心に述べるが、直隸省の各種近代化の改革を担い、州や県の自治を実現させた遊歴官紳の存在にも注目し、所謂留学のもう一つの形としての遊歴官紳の派遣について言及したい。ただし、直隸省の遊歴官紳に関してはすでに数人の研究者が詳細に論じているので²⁶⁰、ここでは、先行研究では触れることが少ない経費の視点から遊歴官紳の派遣について補充する。

直隸省の遊歴官紳の派遣は早い段階から始まったが、計画的に行われるようになったのは、袁世凱が直隸總督になってからである。1902 年に、袁世凱は日本の農務を考察するために北洋農務局の総辦黃璟を日本に派遣した²⁶¹。続いて 1903 年と 1904 年には、袁世凱は農務局、工芸局、銀元局、官報局などの官紳と天津知府及び「學校司督辦」嚴修と「參議」丁惟魯を日本に派遣し、各専門事業を視察させた。さらに、1905 年に袁世凱は遊歴官紳の派遣を義務化して、同年 7 月 20 日「遣派官紳出洋游歴弁法片」を上奏することで、日本への遊歴官紳派遣が一気に増加した。

その派遣方法については、地方官と州・県の郷紳の 2 種類が書かれている。地方官の遊歴については「新しい知府県令などに、着任する前に手当を支給し、3 ヶ月間日本へ行政・司法などの役所及び各學校を視察・遊歴」²⁶²させるとし、各州や県の郷紳の場合は「各州や県などに、品行端正・學問優秀な紳士を推薦させ、日本へ 4 ヶ月間遊歴させるよう通達する、遊歴経費は地方の教育費から出すか別途用意する、州・県ごとに 1 人以上を派遣」す

²⁵⁹ 熊達雲『近代中国官民の日本視察』成文堂、1998 年、100 頁。

²⁶⁰ 汪婉「直隸省の教育改革と官紳の日本游歴」（『史学雑誌』第 3 号、1997 年）、熊達雲『近代中国官民の日本視察』（成文堂、1998 年）、前掲孫雪梅『清末民初中国人的日本観：以直隸省為中心』、前掲黃東蘭『近代中国の地方自治と明治日本』などが挙げられる。

²⁶¹ 「省城設立農務局片」、天津圖書館・天津社会科学院歴史研究所編『袁世凱奏議』（中）、（天津古籍出版社、1987 年）577 頁。

²⁶² 前掲『袁世凱奏議』（下）、1161—1162 頁。

としている²⁶³。即ち、遊歴経費の出所は、地方官の場合は、国家官吏としてその手当を政府の官費で支給し、郷紳の場合は所在州や県にある地域の新式な教育を起すための経費の一部を利用するか、郷紳は地域のエリートとして自ら資金を調達できる権限があるため、おそらく各自で用意した可能性が高い。そして、遊歴官紳の派遣の多くは、直隸省の財政を利用して官費の留学生を派遣すれば「費用が多くなり、卒業するまで時間がかかる、しばらくの間、広い範囲では普及できない」²⁶⁴とし、遊歴官紳の派遣は費用が安くて短期間で直隸省全州県に行き渡るという点を強調している。

こうして袁世凱の指示を受け、直隸省は続々と遊歴官紳を派遣した。1905 年は 6 月に 40 名、7 月に 72 名、8 月に 50 名余り、9 月に 50 名余りと四回に分けて計 200 名以上に上った。1906 年は 27 名、1907 年は 99 名派遣され、そのうち地方自治を考察した官紳は 86 名であった²⁶⁵。

1907 年の直隸省から派遣された官紳については、『官報』（第 10 期）の「九月分監督処公布」に「……直隸省から第一回と第二回の二度にわたって「自治紳」81 名（実際に自治班の講習を受けたのは 77 名である—引用者、以下同じ）を派遣し、日本の地方自治を考察させたいとの問い合わせがきた。本処（監督処）は法政大学校長梅謙次郎に相談し、当該校内に自治講習班を特設することとし、講習期間は三ヶ月である……」²⁶⁶と記載されている。この 77 人は自治講習班で 3 ヶ月の講習を受けた後²⁶⁷、東京府内の官庁・役所及び千葉、静岡、茨城、埼玉、栃木 5 県の現地考察を経て、帰国の途に立った²⁶⁸。

ここで、遊歴官紳の 1 人あたりに毎月いくらかったのかを、1907 年に直隸省から派遣された地方自治を考察した官紳の費用を例にして触れてみたい。

この 77 名の費用は表 4-2 で示しているように、1907 年 10 月から 1908 年 1 月までの 4 ヶ月間に 1 人当たり毎月 40 円を支給された以外に、1 人当たり 40 円の医薬費（毎月 10 円）、帰国の旅費 50 円に加え、通訳代 250 円（1 人 50 円を 5 人分）、電報代 39 円 3 角 6 分を合わせて、計 1 万 9539 円 3 角 6 分である。この 77 名の「自治紳」の学費 1 人当たり毎月 40 円から、遊歴官紳は 1 人の官費生が毎月受け取るおよそ 33 円より少し多く支給されていたことがわかる。しかし、官紳の遊歴経費は政府からの手当、各州や県の公費、郷紳の自弁からなっており、すべての経費を政府が調達する必要はなかった。また、「遊歴」という形で日本側の学校の受け入れ状況と関係なく随時に来日でき、官費で留学生を派遣するより効率的な面を持っている。実際に 1905 年～1907 年の 3 年間だけで直隸省から派遣された遊歴官紳は 376 名で、125 ある州県の全てにおよんでいた。

【表 4-2】1907 年に派遣された 77 名の「自治紳」の支出

²⁶³ 同上。

²⁶⁴ 同上。

²⁶⁵ 前掲江沛「留日学生、東遊官紳と直隸省の近代化過程（一九〇〇～一九二八年）」446頁。

²⁶⁶ 『官報』第10期。

²⁶⁷ 自治班の講習科目については、前掲黄東蘭『近代中国の地方自治と明治日本』199頁を参照。

²⁶⁸ 「咨直隸提学使自治紳呂邦憲等事竣回国並將学費及川資等項開單備案文」、『官報』第13期。

年月	学費(毎月40円で 77人分)	その他の費用
1907年10月	3080円	医薬費3080円、帰国 旅費3850円、電報代 39円3角6分、考察の 際、5人通訳代250円
1907年11月	3080円	
1907年12月	3080円	
1908年1月	3080円	
合計	19539円3角6分	

(出典：『官報』第13期)

第三節 高等留日師範生—広島と東京の両高等師範学校

前節で触れたように、袁世凱は中央政府の「新政」下、直隸省の各種派遣に適應する人材を育成するため多くの留日学生を派遣したが、その中で、新式の学校に必要とされる科目を担当する教員と学校の経営を担う教育管理の人材を急いで育成するため、速成師範、速成法政、速成教育学及び管理学などを学ばせるために派遣された留学生が最も多かった。これら速成留学を終えた帰国者が各地の初等教育の教員に就任して、直隸省内での初級学校教育が徐々に普及されるに伴い、国内の師範学堂で師範教員に充てる人材の育成に切り替える時期を迎えて、1907年以降、直隸省は日本の高等師範学校への留学生派遣に動き出した。この節では、こうした高等師範学校への派遣の動きをまとめる。

この時期、学部は、五校特約の補助金を確保するために、すでに各省に官費生の派遣を控えるように命じていたが、直隸省は高等師範学校への官費生を派遣した。それは袁世凱の教育改革の教育改革と教育政策に関連している。

袁世凱は直隸総督に着任した後、教育面においても、全省の旧式の書院を新式の学堂に改編したり、新たに小学堂を設立したりしており、さらに、1902年には直隸省の保定に学校司を設置し、全省の教育に関連する業務を管理させたほか、日本から渡辺龍聖を招聘し教育関連業務の顧問に任命した。同年8月8日には直隸省に師範学堂を設立することを中央政府に上奏すると同時に、「直隸師範学堂暫行章程」を発表し²⁶⁹、さらに1906年には天津に「北洋師範学堂」を設置した²⁷⁰。直隸師範学堂と北洋師範学堂の両学堂とも、自国の師範学堂の教員に充てる人材が足りないため、設立当初は日本人教習を雇い、教育学、物理、化学、博物学などこれまで実施されなかった科目を担当させている。直隸師範学堂の外国人数員の中には日本人教習が16名²⁷¹、北洋師範学堂には外国人教習19名の中、日本人教習が8名を占めていた²⁷²。日本外務省の統計によれば、1909年に清国各省で雇った日本人549名（二つ以上の学校を兼任する教習は17名）の中、直隸省は最も多い120名（二つ以上の

²⁶⁹ 前掲『袁世凱奏議』、581頁。

²⁷⁰ 「直隸袁奏為設立北洋師範学堂為広教育折」、朱有猷主編『中国近代学制史料』第2輯（華東師範大学出版社、1983年）369頁。

²⁷¹ 汪向荣著・竹内実訳『清国お雇い日本人』、朝日新聞、1991年、91頁。

²⁷² 経志江『近代中国における教員養成研究』、学文社、2004年、57頁。

学校を兼任する教習は13名)で²⁷³、およそ20%を占めている。このように、直隸省の師範学堂の教育だけでなく教育事業全般において外国人教習に頼り、特に日本人教習を多く雇っている状況だった。そのため、師範学堂の教員を養成し、自国人にその任につかせるという計画を実現させるために、直隸省では日本の高等師範学校に留学生を派遣しよう考えたのである。

1907年に、直隸省学務処(学校司を改称したもので、後に提学使司に改称された)は、学務顧問を担当した日本人の渡辺龍聖と学堂の監督羅正鈞に相談して、直隸師範学堂の優級学堂に在籍していた4年生の学生を広島高等師範学校(以下広島高師と略す)に留学させることを決めたが、すぐに実現することはできなかった。この時の留学生派遣が実現できなかった事情を『官報』第21期の「直隸総督咨送学習師範生五名文」に詳しく書かれているため、ここに引用する。

直隸師範学堂から10名の学生を選んで広島高等師範学校に派遣し、高等師範教育を担当する教員を補充するための計画は去年(1907年—引用者、以下同じ)夏ごろに立てられたが、その後当該学校からの返事によれば、特別なクラスを設ける必要がありかつ要する経費が予算と大いに差があるだけでなく、選抜された10名は日本語も十分に精通しておらず、直接講義を聞くことが難しいというもので、その派遣は停止することになった。昨年、(直隸総督は)直隸師範学堂の計画と同時に、北洋大学堂(1895年に盛宣懷により創設される。1900年に八国連合軍に校舎を兵営として占用され、一時的に廃校したが、1903年に袁世凱により再開した)の学堂監督と教務提調などに相談し、同学堂の師範班に広島高師への留学を望む希望者がいれば、いつも勉強している英語以外に、一年間の日本語の勉強を加えさせ、卒業後に優秀な学生を選んで派遣することとした。

この記述から派遣人数、経費、学生の日本語レベルなどの原因で直隸師範学堂の学生10名を広島高師に派遣する計画は、実現できなかったことが分かる。しかし、翌年の1908年7月に、帰国中の渡辺龍聖は、直隸省学務処に「中国の留学生の理系の学生2名と文系の学生2、3名を受け入れるので、一人に年日本円400円の予算で、7月下旬に学生を選抜し日本に派遣してほしい」という広島高師の留学生受け入れの意向を伝えた。その結果、9月に直隸省は北洋大学堂の師範学生5名を選抜し、広島高師に派遣することを決めた。そのうちの1人が病気を理由に辞退し、その代わりに「普通科学館」(北洋大学堂の学科の一つ)を卒業した人が選ばれた。この5名は、師範学堂の教員を担当する人材を養成するために派遣されたこともあり、修学年限、履修科目、学費などが明確に決められている。「派赴日本広島高等師範学校規定弁法大綱」²⁷⁴(図4-1、以下、「派遣弁法」と略す)によれば、広島高師への派遣の理由は「服装が素朴、風習が古風で質朴、校則と校訓が善良」であり、履修科目と言えば、文系は「倫理、教育、地理、歴史を主な学科」と、理系は「物理、化学、数学、博物学(生物、動物、植物、鉱物、地質)を主な学科」とする。修学年限はい

²⁷³ 1909年『清国官庁雇聘本邦人一覧表』。本研究は前掲汪向荣・竹内実等訳『清国お雇い日本人』、126頁を参照。

²⁷⁴ 「直隸総督咨送学習師範生五名文」『官報』(第21期)

ずれも「三年以上」としている。また、学費は1人当たり年400円で「毎月学校から学生に雑費として1人当たり10円を支払い、その他の経費は学校の運営に充てること」とし、医薬費は「毎季ごとに1人当たり10円を上限として」支給することとした。1人当たり年400円の学費は学部の「管理章程」に規定している私立学校に在籍している官費生と同じである。ただ3ヶ月で10円の医薬費は、監督処が指定した病院で診察をし、監督処が後に精算し、上限額を設けなかったという東京にいる官費生の医薬費の支払い方法と異なっている。さらに、官費生の費用は、監督処ではなく広島高師によって管理され、かつ東京高等師範学校（以下、東京高師と略す）より少なかった。



【図4-1】(出典:『官報』第21期)

この時期、留学生は東京に集中していて、東京で革命団体を組織し、革命活動を行う動きが活発であり、数年前の1905年に、東京では文部省の清国留学生を取り締まることに反対する同盟休学の事件が発生していた。清国政府が留学生の革命活動を恐れていることを考えれば、直隸省が広島高師を留学先として選定した理由も大いにうなずける。「東京は浮薄で騒がしいのに反し、広島は静かで堅実である。東京を避けて広島を選ぶには、何の問題も起こさないのみならず、学業の成就や経費の節約にも有益である」²⁷⁵という発想は少なくとも多くの清国政府の官僚が共有していた考え方であったといえよう。

275 「学台廬：詳擬選派日本広島留学高等師範辦法並批」、『北洋公牘類纂』巻10、学務1、台北文海出版社、1966年、721-722頁。

以上、直隸省が広島高師に師範留学生を派遣した経緯と広島高師を選定した理由を明らかにした。さらに、1910年から1937年の間に広島高師を卒業したおよそ100名の内訳を見ると、直隸省（後に河北省に改称）出身の留学生は36名で²⁷⁶、全体の約40%を占めていることがわかる。

また1910年には、北洋大学堂の師範班に続き、直隸師範学堂が師範学堂の教員を養成するため留学生を派遣した。直隸師範学堂は、優級師範学堂と初級師範学堂に改編された後、優級師範学堂で設置した日本語専修科を卒業し、ほかの学科の程度も中学卒業に相当するレベルの優秀な学生7名を選んで²⁷⁷、広島高師と東京高師に進学させる目的で日本に送ったのである。1910年9月25日に日本へ出発した7名の学生の出身、氏名、来日時の年齢は表4-3のとおりである。

【表4-3】1910年「直隸優級師範学堂」から選抜された7名の留学生（『官報』第46期による作成）

出身地	氏名	来日年齢（歳）
直隸省趙州	陳文翰	22
直隸省保定府蠡県	徐廷瑾	21
浙江省金華府義烏県	余仁	21
安徽省婺源県	汪守珏	23
直隸省保定府清範県	王維着	23
直隸省冀州衡水県	張庭芝	17
直隸省冀州南宮県	張永樸	22

直隸省はこの7名の学生に対して、彼らが正式に高等師範学校に合格する前に、2年間に優級師範学堂から1人当たり毎年銀280両、旅費30銀元を支給し、高等師範への進学を優先させ、合格しなかった場合は他の大学予科と各高等学校に進学させること、もし合格した場合は文・理両科しか選択させず、文系は哲学、史学、英文の3科、理系は数学、理論物理学、実験物理学、化学、動物学、植物学などを指定し、将来卒業後には中国国内でそれぞれの科目を担当させることまで決めていた²⁷⁸。残念ながら、彼らが来日した後まもなく辛亥革命が起きたため、その後の状況は不明である。

時間が前後がするが、1906年にも北洋師範学堂も教員を養成するために、もともと日本人教習の通訳として勤めた6人を日本へ派遣しているのでここで触れておきたい。この6人のうちの5人は、北京東文学堂と天津東文学堂より選ばれた優秀な学生で、直隸省学務処に附設された「翻訳儲才所」で訓練を受けてから通訳を担当し、残りの一人は日本留学経験者であった。それぞれの通訳科目は表4-4に示した。直隸省は、3年間の通訳業務を終

²⁷⁶ 「広島高師省別中国人留学生人数1910年～1937年」、前掲経志江『近代中国における教員養成研究』82頁を参照。

²⁷⁷ 最初閻宝森が選ばれたが諸事のため日本に渡らず、代わりに直隸冀州衡水県出身の張庭芝（17歳）が来日した。「直隸学司咨呈送張庭芝到東游学頂補閻宝森遺欠文」（『官報』第46期）を参照。

²⁷⁸ 「直隸学司咨查陳文翰等七人択習科目備案文」（『官報』第48期）を参照。

えた彼らにそれぞれ担当する科目のより深い知識を身に付けさせ、将来的に師範学堂の教員とするために、日本に派遣したのである。

【表 4-4】1906 年北洋師範学堂から派遣された 6 名の内訳（『官報』第 40 期より作成）

氏名	来日年齢	出身地	出身学校	通訳科目	通訳期間
呉清林	23	直隸河間府阜城県	天津翻訳儲才所	数学、理科	光緒 32 年 10 月～宣統元年 11 月 (1906 年 11 月～1909 年 12 月)
馬冠標	23	北京正藍旗漢軍	天津翻訳儲才所	歴史、地理	光緒 32 年 10 月～宣統元年 11 月 (1906 年 11 月～1909 年 12 月)
韓定生	24	直隸保定府高陽県	天津翻訳儲才所	文学、教育	光緒 32 年 10 月～宣統元年 11 月 (1906 年 11 月～1909 年 12 月)
焦瑩	25	直隸宣化府懷安県	天津翻訳儲才所	博物学	光緒 33 年 7 月～宣統元年 11 月 (1907 年 8 月～1909 年 12 月)
何俊年	24	福建省閩県	天津翻訳儲才所	博物学、実験	光緒 33 年 3 月～宣統元年 11 月 (1907 年 4 月～1909 年 12 月)
郝廉増	28	直隸省順天府三河県	留日師範生	理学、化学	光緒 33 年 11 月～宣統元年 11 月 (1907 年 12 月～1909 年 12 月)

この 6 人は来日してまず東京高師の「予科工科」で 1 年間学び、その後、東京高師の 3 年間の本科に入って、卒業までには 4 年かかるという見通しで派遣された。留学費用は北洋師範学堂の経常予算から出すことが決められた²⁷⁹。

以上見てきたうち、直隸師範学堂と北洋師範学堂から東京高師に派遣された学生らの詳細は不明であるが、広島高師に留学した劉玉峰は数学と物理を学び、1914 年に卒業した後北京師範大学の教員として活躍した。李建勛は理化学を学び、1915 年に卒業し直隸省の視学を務めた後、1917 年に今度はアメリカに留学し、1921 年に北京高等師範学校（現在北京師範大学）の校長に就任したことがわかっている²⁸⁰。

第四節 官費生の経費支出—1906 年 12 月～1910 年 12 月

直隸省では、1905 年までは留学生の派遣を主にしていたが、1905 年からは遊歴官紳の派遣が圧倒的に多くなった。前述したように遊歴官紳を多く派遣できた理由の一つは、直隸省の財政支出をあまり利用せず、各州や県の公費或いは郷紳の自弁によったことにある。しかし、官費生の場合は、直隸省内の財政から調達することが多く、かつその経費出所の詳細は資料上の制約でほとんど不明である。そこで、直隸省の官費生の留学経費及びその支出状況を窺うには、『官報』またその附録としての『経費報銷冊』に頼るしかない。この

²⁷⁹ 「直隸總督咨送呉清林等六員入高等師範文」(『官報』第 40 期)を参照。

²⁸⁰ 興亜院政務編『日本留学支那人要録』1942 年を参照。

節では、その資料によって 1906 年 12 月以後の直隸省官費生の留学経費の実態をみることにする。

まず、『官報』に記載されている直隸省の経費情況に触れる。『官報』第 1 期から第 23 期までに載っている留学経費の予算と支出に関連する記載は、直隸省内の派遣元ごとに分けられておらず、省全体の費用と人数のみが挙げられているが、第 24 期から派遣元別の官費生の人数、金額が記載されるようになった。このような記載の変化は、直隸省の留学経費は、従来、学務公所によって一括で送金されて、その後各派遣元から学務公所に返済するという方法を採用したが、学務公所に立て替えの資金がなくなったため、それぞれの派遣元より監督処に直接送金するよう変更されたことを反映していると考えられる²⁸¹。ちなみに、直隸省の官費生の派遣元は、提学司、藩司（藩司は布政司とも呼ばれ、省の行政機関である）、官銀号及び医学官費生（海軍軍医余綱を指す）に分けられている。

ところで、派遣元による留学経費の支給は、派遣元の財政状況によりほかの部署に代わる場合もあった。例えば、1904 年に天津官銀号より派遣された 23 名の官費生の留学経費は、天津官銀号の利益が不足しているため、1904 年（光緒 30 年 6 月）から 1907 年（光緒 33 年 2 月）まで学務公所により立て替えられていた部分の資金を、1907 年に袁世凱の命令で支応局（各省督撫が特殊の用途で設置した正式でない財務機構）から返済することとし、さらに以降はこの部分の資金を支応局が支払うようになった²⁸²。この天津官銀号の留学生の例を見ると、総督が自らの権限で派遣した留学生の留学経費に関しては、他から出費させるよう斡旋する決定権を持っていたことが窺える。

【表 4-5】（1907 年－1910 年）直隸省の官費生の人数及び在籍校別・派遣元別の統計

年別	人数(人)	『官報』期号	在籍校別	派遣単位
1907年1月	99	第1期	官立学校30(うち 官立大学1)	
			私立学校66	
			その他(陸軍2、津貼生1)	
1907年6月	102	第6期	官立学校38(官立大学1)	
			私立学校60	
			その他(陸軍2、津貼生1)	
1908年12月	77	第24期		提学司67(津貼1)
1909年4月	76	第29期		官銀号8
				藩司1、医学官費1
				提学司66(津貼1)
1909年10月	66	第35期		官銀号8
				藩司1、医学官費1
				提学司51(津貼1)
1910年5月	69	第42期		官銀号14
				医学官費1
				提学司54(津貼1)
1910年12月	47	第49期		官銀号14
				医学1
				提学司47(津貼1)

（本表は『官報』の第 1、6 期の在籍学校別と第 24 期以降の派遣元別の統計に基づき作成した。）

さて、留学経費の支出額の変化は当然にも官費生の人数の変化を反映することから、以下、監督処管理下の直隸省の官費生の人数の変化をみていく。表 4-5 で示しているように 1907 年に直隸省の官費生はおよそ 100 名で、そのうち官立学校に在籍していた学生は 1 月

281 「直隸總督咨解学費文」『官報』第19期を参照。

282 同上。

の30名から6月の38名に増加し、同時期の全国各省のトップの数であり、それに続くのが学部の36名、広東省の26名である²⁸³。官費生の官立学校への在籍率を見ても、直隸省の官費生全体のおよそ37%を占めて全国のトップ(広東省はおよそ32%、学部はおよそ30%)である²⁸⁴。しかし、1908年からは派遣留学生の数は全体的に縮小する傾向に入り、1910年12月には47名とほぼ半減し、官銀号、藩司、医学官費の学生が続々帰国し、提学司が派遣した官費生のみとなっている。

次に、これらの官費生に支給した留学経費の収支状況を具体的に見ていく。表4-6は『経費報銷冊』に記された1906年12月～1910年12月までの直隸省の留学経費の収入、支出及び収支差額をまとめたものである。

表4-6で示しているように、1906年12月から1907年12月までの1年間については直隸省の留学経費の収支が一括して記入されており、その収支状況をみれば、直隸省からの送金は計約4万8,000円があり、学費、医薬費及びそのほかの支出を合わせて、8,000円弱の赤字が出たことがわかる。1908年1月からについては提学司、藩司、商業、医学の項目別で記載されているので、つぎにそれぞれの収支状況を見る。

その内訳を比較することができる。提学司に派遣された官費生が最も多いため、提学司からの送金とその支出の数字が最も大きい。提学司の次に20名前後の留学生を派遣していた天津官銀号の割合が大きかった。

提学使の場合、1908年1月から同年の6月までの間に、約4万円の送金があり、そのお金で前年度の赤字(上述の8,000円)を返済し、学費などの全ての支出を支払い、約2,600円の余剰が出たと記されている。以降の「提学司」という欄の収支を見れば、時期どおりに送金が続けられているが、すべてが赤字であることがわかる。『経費報銷冊』の統計が終わる1910年12月には、提学司には留学経費の約1万5,000円の借金が残っていた。

その他の派遣単位の収支は、「直隸商業」(1904年に天津官銀号により派遣された官費生の経費出資元)という項目の状況をみれば、1910年6月までずっと余剰が出て、同年の12月になって、初めて約1,700円の赤字を計上しており、直隸医学(海軍軍医余網一人分)は直隸商業と同じ状況で、1910年になって初めて約130円の赤字が出た。直隸藩司の場合は、派遣された官費生がすべて卒業し1910年12月にはおよそ4,000円の赤字を計上されていた。そして、1910年12月の時点では直隸省の各派遣元の赤字を合わせておよそ2万円の金額となっている。

以上の直隸省全体の留学経費の収支状況を見ると、官費生の人数が減少しつつある状況にも関わらず、提学司の留学経費の収支はずっと赤字だったことが分かる。赤字が続いた主な原因は時の直隸省の財政状況の悪化で、それは、経費の捻出が困難だったことや官費生らの学費以外の臨時支出が多かったことなどによると推量される。そこで、官費生らの学費以外の支出がどこにあったのかを見る。

²⁸³ その人数は「附各省官費生学費予算表」による(『官報』第6期)。

²⁸⁴ 筆者が同上「附各省官費生学費予算表」によって計算した数字である。

【表 4-6】1906 年 12 月～1910 年 12 月直隸省の留学経費収支状況

年月	各派遣部署	総収入	総支出	収支差額
1906 年 12 月～ 1907 年 9 月		18250.89	28272.62	不足 10012.728
1907 年 10 月～ 1907 年 12 月		30000	27912.748	不足 7925.576
1908 年 1 月～ 1908 年 6 月	提学司	40579	30027.101	余り 2626.301
	直隸陸軍(支 応局)	1001	422	
	直隸商業(官 銀号)	10440	6252.89	余り 4291.11
	直隸医学	900	500	余り 400
	直隸藩司	0	2980.53	不足 2980.53
1908 年 7 月～ 1908 年 12 月	提学司	15000	20894.92	不足 3268.62
	直隸商業	6406	5576.45	余り 5576.45
	直隸医学	400	201.13	余り 598.87
	直隸藩司	0	443.05	不足 3423.58
1909 年 1 月～ 1909 年 5 月	提学司	16002.3	17278.125	不足 4544.445
	直隸商業	0	3619.11	余り 5576.45
	直隸医学	繰越金 598.87 貯 金利息 2.94	202.95	
	直隸藩司	170.07	300.43	不足 3553.94
1909 年 6 月～ 1909 年 12 月	提学司	19300	15877.87	不足 1122.31
	直隸商業	3740	4157.98	余り 1539.36
	直隸医学	527.01	557.3	余り 368.57
	直隸藩司	0	289.25	不足 3843.19
1910 年	提学司	14043	14725.23	不足

1 月～				1804.545
1910 年	直隸商業	3364.28	3382.26	余り 1521.38
6 月	直隸医学	224.94	350	
	直隸藩司	0	145.06	不足 3988.25
1910 年	提学司	1122.315	14742.07	不足 15424.300
7 月～	直隸商業	0	3298.73	不足 1746.62
1910 年	直隸医学	0	376.82	不足 128.84
12 月	直隸藩司	0	0	不足 4059.03

（本表は筆者が『経費報銷冊』により作成し、収入差額は次年度に繰越として、加算されている。）

表 4-7 は 1906 年 12 月から 1910 年 12 月までの直隸省の留学経費のうち、学費、医薬費、その他の支出及び総支出をまとめたものである。1906 年 12 月から 1910 年 12 月の 4 年間にわたり、直隸省の留学経費は、学費が 15 万円、医薬費が 1 万 3,000 円、その他の支出が 3 万 5,000 円となり、総支出は約 20 万円となった。それぞれの支出を円グラフで表したのが図 4-2 である。この図から学費の支出が全体のおよそ 76%を占め、その他の支出がおよそ 17%、医薬費がおよそ 7%を占めていたことがわかる。直隸省の医薬費の比率は前章で述べた湖北省の医薬費の比率 7%と同じであり、留学経費の一つの支出としての医薬費は、決して少ないとは言えない。前章で取り上げた医薬費の問題は直隸省も同じように存在していると推測できる。

【表 4-7】1906 年 12 月～1910 年 12 月直隸省の学費、医薬費、その他の支出及び総支出

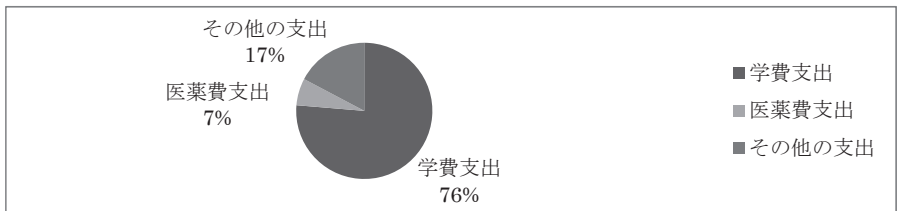
単位：円角分厘

年月	各派遣部署	総支出	学費支出	医薬費支出	その他の支出
1906 年 12 月 ～1907 年 9 月		28272. 620	14498. 000	1595. 060	12179. 560
1907 年 10 月 ～1907 年 12 月		27912. 748	26828. 922	227. 000	856. 826
1908 年 1 月 ～1908 年 6 月	提学司	30027. 110	24537. 000	1648. 345	3841. 765
	直隸陸軍(支 応局)	422. 000	420. 000		2. 000
	直隸藩司	2980. 530	866. 670	133. 860	1980. 000
	直隸商業	6252. 890	5025. 000	847. 890	380. 000
	直隸医学	500. 000	200. 000		300. 000
1908 年 7 月 ～1908 年 12 月	提学司	20894. 920	17277. 810	1413. 370	2203. 740
	直隸藩司	443. 050	300. 000		143. 050

月	直隸商業	5576.450	4133.330	46.470	1396.650
	直隸医学	201.130	200.000		1.130
1909年1月 ～1909年5月	提学司	17278.125	14001.330	1610.735	1666.060
	直隸商業	3619.110	3289.000	323.130	6.980
	直隸藩司	300.430	200.000		100.430
	直隸医学	202.950	200.000	2.950	0.000
1909年6月 ～1909年12月	提学司	15877.870	10820.620	1604.700	3452.550
	直隸商業(官銀号)	4157.980	3220.340	534.510	403.130
	直隸藩司	289.250	33.000		256.250
	直隸医学	557.300	200.000	57.300	300.000
1910年1月 ～1910年6月	提学司	14725.230	12012.330	1064.340	1648.560
	直隸商業(官銀号)	3382.260	3025.000	357.260	0.000
	直隸医学	350.000	200.000		150.000
	直隸藩司	145.060			145.060
1910年7月 ～1910年12月	提学司	14742.070	10245.650	1236.460	3259.960
	直隸商業	3298.730	2912.050	236.230	150.450
	直隸医学	376.820	200.000	26.820	150.000
	直隸藩司	70.780			70.780
合計		202857.413	154846.052	12966.430	35044.931

(出典：『経費報銷冊』光緒33年11月～宣統2年11月分)

【図4-2 医薬費、学費、その他の支出比例図】



第五節 自費生から官費生への変更

以上の節では直隸省の留学生派遣状況、官費生の留学経費の収支状況などを見てきたが、この節では、省側は官立学校に合格した自費生に官費を支給する学部制度にどう対応し

たのか、自費生はどのような形で官費を申請してそれがどのような結果になったのかなど、自費生から官費生への変更の諸相を見ていく。

留日学生の派遣当初は、官費生が主なものであったが、中央政府と各省が財政難から自費留学を推進したことで1905年に科举制度の廃止に伴い、各省の自費生は官費生を遥かに上回り、留日学生の主流となった。しかし、自費生の一部は官費生への変更も可能であった。それは1906年12月に制定された学部「管理章程」によれば、日本の官立高等学校または専門学校、官立大学に合格した自費生は、監督処総監督から自費生の出身省の督撫に報告して官費を受給することができるとうたわれているからである。

しかし、学部のこの規定に対する各省の反応は複雑で、これまでの留学経費の負担をさらに増やすことは望ましくないため、官費への編入に必ずしも賛成するわけではなかった。このような思惑の違いは、監督処が各省に官立学校に進学した自費生の名簿を提出させる際の、各省の反応から窺うことができる。

まず、直隸省の場合、直隸総督袁世凱は、監督処の問い合わせに対して、次のように答えている²⁸⁵。即ち、直隸省の留日学生監督丁惟魯が在任の際には、直隸省からは計62名の官費生がいた。この62名を基準に年間の留学経費の予算を作っており、官費生の空き枠が出た時に、学業・品行とも優秀で、家庭が恵まれずに且つ卒業が近い者に優先して官費を与えることにしてきた。今回、官費生に変更すべき9名は7名の自費生と2名の公費生（各州や県により、地方公費で派遣された者を指す、公費生の詳細は第6章で詳述する）である。今後官立学校に進学する学生がさらに増加することを考えれば、留学経費はますます緊迫することが予想される。したがって、今回新たに官費生になった9名を加え、合計71名を直隸省の官費生の定員とし、これから官立学校に合格した者への対応として、「学業と品行とも優秀で、家庭が恵まれずに且つ卒業が近い」者を優先的に補充するという方法に従いたい、というものであった。

袁世凱の対応から、官立学校に進学した自費生をすべて官費生に変更する学部の方針には沿わず、留学経費の支出が際限なく拡大することを避けるため、直隸省の官費生人数を定員以内に収めたいという意図が見られる。また直隸省は、学部の方針が決まる前には、自費生が官立学校に合格するかどうかを問わず、官費の枠があれば「学業と品行とも優秀で、家庭が恵まれずに且つ卒業が近い」者に官費を与えるという独自の基準を設けていたことが分かる。

財政が緊迫した状況下において、監督処より自費生を官費生に変更する人数が通知されたことに対して、意見を出したのは直隸省だけではなかった。たとえば浙江省の場合、浙江巡撫は、1907年に全省の財務難から師範官費生の学費を半分しか支払うことができなかったし、官費生に変更した自費生に対してはその官費の支給を年度末の徴税が終わるまで

285 「直隸総督咨明自費生准照改給官費及以後各縁由文」、『官報』第4期。

延ばしてほしいなどと述べている²⁸⁶。自費生から官費生に変更するも、その分の支出に直ちに対応できるかどうかは、各省のその時の財政状況に極めて密接な関係があったのである。

直隸省や浙江省とは異なる対応を見せたのは湖南省である。湖南省巡撫は、海・陸軍留学生を除き 273 名の官費生がいることに対して、その経緯が不明な官費生も存在していたため、監督処に湖南省の官費生の人数と在籍学校の調査を徹底することを求めた。その調査を徹底するまでに、湖南省からは従来の 1 人当たり年額 400 円の基準で支給し、官費の枠に欠員が出た場合は学部の規定の通りに対応するとしているものの、湖南省の財力が不足しており且つ水害などに遭ったことで官費を乱用することはできないと強調している²⁸⁷。ここからわかるように、湖南省は留学生数を把握できておらず、監督処が徹底した調査を終えるまでは、学部が規定していた官立高等学校在籍の官費生に 450 円、官立大学在籍の官費生に 500 円という金額ではなく、従来と同じく一律 400 円の支給を継続するとした意見である。

日本への留学が始まった頃から、各省の留学生派遣は各省の財政で賄うという留学政策を清国政府は実施してきたが、官立学校に合格した自費生に官費を与えるとする学部の「管理章程」の規定は、各省の留学派遣の実情を無視するもので、各省の留学経費の負担を増加させるものになったと言える。『官報』によって確認できる事例は直隸、浙江、湖南の 3 省に留まるが、財政が緊迫した状況の中で留学生を派遣した各省の対応は、恐らく留学経費を拡大したくない直隸省の意見に近いのではないかと考えられる。

実際、上述の 3 省は留学経費の不足を憂慮し学部の規定に意見を申し出たものの、『官報』を通覧してみれば、官立学校に合格した自費生には全員官費が支給されたことが分かる。その後学部は「管理章程」を改正し、官立の医学、農学、工学、物理学の 4 学科に限って官費を支給するという方針を打ち出したため、自費生の官立学校への進学が難しくなり、官費の支出が縮小したかに見えるが、1908 年から実施された「特約五校」への補助金の支払いが始まり、留学経費は各省の財政負担になり続けた。

しかし、自費生を官費生に変えられる制度を学部が打ち出す前に、直隸省からは自費生に官費を与えた例があるので、そのことに言及する。そのそれぞれの申請状況をみると、中央大学の唐肯は、学部の「管理章程」が發布される前に直隸省の留日監督丁惟魯から空席になっている「客籍官費」の許可を得ていたと主張し、結局直隸省の「客籍官費生」になった²⁸⁸。また、法政大学の沈秉誠は叔父である奉天新民知府の沈金鑑を通して袁世凱の許可を得て直隸省の官費を受けることを約束されたあと、直隸候補知県の黄樹成が病気に

²⁸⁶ 「浙江巡撫咨復専門高等学生改補官費一節暫從緩議文」、『官報』第5期。

²⁸⁷ 「湖南巡撫咨查学生姓名及在何校並聲明嗣後過官費欠出任關無濫用文」、『官報』第1期。

²⁸⁸ 「咨直隸提学使請以焦桐遺額補唐肯文」『官報』第11期。この文書から、焦桐は北洋客籍官費生で1906年7月速成留学を卒業し帰国したが、直後に北洋造幣局より日本への視察に派遣され、最終的に1907年7月に帰国したことが分かる。しかし、『官報』の第26期には、焦桐（江蘇省出身）は山東省官費生の名簿に記されている。この焦桐の例からみれば、官費生に対する管理が混乱している状況にあることが窺える。なお、客籍官費生とは資料上の言い方で、本研究では出身省以外の省の官費をもらっている官費生の総称として使用した。

より辞退した官費を支給された²⁸⁹。他にも、私立慈恵医院医学専門学校で海軍軍医を目指していた余綱は、祖籍が福建省でのちに浙江省温州に移るが、1906年に前直隸省の留日監督丁惟魯の斡旋で直隸省官費の資格を与えられている²⁹⁰。余綱は直隸省から官費を援助されただけでなく、解剖学の医学書を張鑒とともに翻訳して直隸省から半年300円の翻訳料まで援助されている²⁹¹。1905年に袁世凱は軍医学堂、馬医学堂を創設したばかりで、北洋大臣が他省の余綱を官費の枠で採用し翻訳代まで与えたのは、海軍軍医の人材が必要であったからだと考えられる。

これらの例は所謂客籍官費生に関することで、官立学校に合格した自費生に官費を与えるとする学部制度が実施される前のことであり、人間的関係で処理される傾向が見られる。『官報』第38期の「通咨各部省迭送官費生姓名籍貫年歳学科年級表」によれば、直隸省の官費生計68名の中に他省の出身者、即ち客籍官費生が10名いることが分かる。この10名の出身省は、江蘇省4名、山西、河南、山東、江西、福建、浙江省各1名である。但し、清末の客籍官費生は直隸省だけでなく他の省にも存在しており、例えば湖北省の状況については、不正に湖北省の官費を獲得して留学している者の出身省と人数の内訳は、江蘇5名、直隸4名、安徽・広東各2名、河南、四川、江西、浙江各1名、湖南17名、合計34名であるとする記録がある²⁹²。

湖北省にある他省の官費生の状況を見れば、上述の直隸省と同じく「客籍官費生」になる状況の複雑さを理解する助けになるだろう。1909年10月に成立した湖北省諮議局が12月3日に湖広総督に提出した「規定東西洋留学経費案」には、「請厘留学官費之冒濫」の理由が書かれている。その理由を要約すると、次の通りである²⁹³。すなわち、湖北省の留学官費の詐称や濫用には本省の出身者と他省の出身者の場合がある。本省の出身者の場合はすでに卒業し帰国したのに官費の支給が未だに停止されていないもので、ほかの省の場合は日本への留学者が最も多く、概ね以下の3種に分けられる。

一、不正に湖北省の官費を獲得してまだ留学している者である。その出身省と人数の内訳は江蘇5名、直隸4名、安徽、広東各2名、河南、四川、江西、浙江各1名、湖南17名、合計34名である。

²⁸⁹ 「咨直隸總督請以黃樹成遺額移補沈秉誠文」『官報』第11期。

²⁹⁰ 「兩江總督咨為福建學生余繼敏安徽學生張鑒准各該省督撫咨稱碍難補給官費文」『官報』第38期。

²⁹¹ 「致東三省總督為前詢問余綱張鑒訳費函」（『官報』第12期）。なお、この資料によれば、余綱と張鑒（余綱と同じ学校に在学し、出身省である浙江省の官費を申請して却下された）は一緒に解剖学の医業書を翻訳していることがわかる。張鑒（1890 - 1977）は、1911年に慈恵医院医科大学を卒業して帰国し、江西医学専門学校、河北大学医学院等で解剖学、組織学、胚胎学の授業を担当、その後アメリカへ留学し、1949年以後、協和医学院の教授になった。中国の解剖学の基礎を築いた一人である。周棉主編『中国留學生大辭典』（南京大学出版社、1999年、212頁）を参照。

²⁹² 1909年10月に成立した湖北省諮議局が12月3日に湖広総督に提出した「規定東西洋留学経費案」（吳劍傑主編『湖北諮議局文獻資料匯編』武漢大学出版社、1991年、481～482頁）。

²⁹³ 同上、吳劍傑主編『湖北諮議局文獻資料匯編』481～482頁。

二、湖北省の官費をもらっているが留学していない者である。たとえば、王麟閣という者は直隸省出身で、3年間受領している湖北省の官費を以て国内で療養しており、日本にいない。

三、不正に湖北省の官費を受領してすでに卒業した者である。このような者の人数は統計できない。

湖北省の「客籍官費生」の例から、湖北省における官費生に対する管理上の混乱に便乗して官費を入手した者がいることが推測できる。自費生の立場からみれば、彼らがあらゆる方法を考えて政府の官費を獲得する目的は、より安定的に留学生を送りたいということにある。彼らが留学を終え、官費を支給してくれた省で義務を尽くすかどうかを考えるのは、自分の現状より後回しになることであろう。

留学生個人と政府の関係について、川島真は、「中央政府や地方の各級衙門から派遣されていた官費学生は、その派遣母体からみれば、その発展戦略や人事政策に密接に関わる存在であったのである。無論、どこからファンドを得ようとも、留学生自身にとっては、そのスポンサーに帰属しているというよりも、それを利用しているという意識が強いであろうから、逆に個人にとっては中央政府や地方衙門こそが、個人の人生計画を実現していく上で利用可能なツールとして意識され、そうした意味で両者が密接に関わる存在となったということでもある」²⁹⁴と指摘しているが、直隸省と湖北省の客籍官費生の事例においても全く同様のことが指摘できる。

小結

以上、直隸省の留日学生派遣とその経費についての検討を通して、とりあえず次のようにまとめておきたい。

最初に派遣された20名の留日学生の状況から、直隸省は必ずしも日本政府の留学生受け入れの状況を把握していたわけではなく、中央政府の命令に応じて行動したに過ぎないと思える。日本に来てから希望の学校に入れないと初めて知った留学生らは、異国で自分の前途に対しての悩みや不安を漏らした。これは初期留学の段階における現象であって、のちに積極的に日本留学の道を選んだ留学生の状況とは異なるであろう。また、海軍留学生の受け入れを拒否された後しばらくの間は日本海軍への留学はなかったが、張之洞が日本の海軍省と交渉した結果、1906年になってようやく第一回海軍留学生が商船学校に入学することができた。しかし、実際の受け入れ人数の配分について、日本の海軍省は北洋から派遣するという袁世凱の要望を優先し、張之洞の要望を後回しにした。日本海軍省の動きは日露戦争の際に日本に協力した袁世凱に対するお返しだったと考えられる。

都の北京に近くて、政治的に優位な位置にある直隸省を治める袁世凱は、総督に着任し

²⁹⁴ 川島真「清末における留学生「監督」行政」、前掲大里浩秋・孫安石編『中国人日本留学史研究の現段階』、55頁。

てまもなく、直隸省を全国の模範にするとの思いで、各種の改革に着手し始めると同時に、その改革を実行できる人材を育成するために、各種の学生を日本に派遣した。速成と長期の留学の両方に配慮しており、そこには一定の計画性があったと言える。袁世凱は多額の経費を使って広い範囲で留日学生を派遣するのは困難な状態だと判断して、全省の 125 ある州・県ごとに 1 人以上の官吏や郷紳を日本に派遣することにした。多くの官吏・郷紳を派遣できた理由の一つは、その遊歴経費を州や県の公費或いは郷紳の自弁に頼ったことにある。袁世凱は、日本遊歴を終えた地方官又は郷紳がその経験を生かして州や県の自治に力を入れることを期待したのである。

人材育成を急ぐために各種の速成留学生を派遣した段階を経て、直隸省内の初等教育の普及に伴い、1907 年からは師範学堂の教員養成が急務となった。直隸省は広島高師と東京高師の両校へ留学生を送った。特に東京から離れた広島高師へ留学生を送ったのは、東京より費用が安かっただけでなく、東京で革命活動を行っている留学生らに影響されないようにという配慮によるものであり、その配慮は民国になっても続いた。広島高師を出た直隸省出身の留学生は、日中戦争が勃発して大量に帰国する 1937 年に至るまで他の省より多かった。一方、東京高師へ送ろうとして派遣した留学生の中にはもともと日本人教習の通訳を担当していた者が数人いた。彼らに高等師範の専門知識を学ばせ、日本人教習の代わりに直接講義を担当させるのが直隸省の狙いであった。しかし、東京高師に留学させようとした留学生らが来日してまもなく辛亥革命が勃発して、その後どうなったかは資料からは確認できなかった。今後の課題としたい。

監督処成立前における直隸省の官費生の留学経費については、資料上の制約でほとんどわかっていないが、成立後については、『官報』とその附録『経費報銷冊』を利用することで、官費生の留学経費の収支は送金より支出のほうが多く、赤字になる時が多かったことがわかった。それは直隸省の財政状況を反映しているのではないかと推測される。また、各種支出の比率から見ると、学費以外の支出は 24% を占め、その中で医薬費の支出が少なくなかった。

1906 年 12 月に学部「管理章程」が頒布されるまでは、各省がその派遣人数や経費の調達などを自主的に行っていたが、その後、学部が各省の実情を無視して官立学校に合格した自費生に官費を支給する制度を実施したことに、直隸省を含むいくつかの省から不満の声が上がった。一方、直隸省は官立学校の自費生に官費を与える学部の制度が導入される前には、在籍の学校が官・私立を問わず卒業間近で経済の困難な自費生に官費を支給している。また、直隸省は人材確保のために直隸省以外の自費生にも官費を支給している。この客籍官費生は、直隸省以外の省にも存在しており、特に湖北省にはこの種の官費生が少なくなかった。なぜ客籍官費生ができたかについては、他省における状況を含めもっと調べる必要がある。

本章では、当時の雑誌や『官報』などを利用して、留学経費の視点から直隸省の留日学生派遣の実態について検討を加えた。いうまでもなく、直隸省の留学生派遣やその経費の

調達などについても、総督としての袁世凱が決定的な権力を持っており、その権力を利用して留学生を派遣することで北洋勢力の強化を図ったと考えられるのであるが、袁世凱に関する各種文書が十分には探せなかったために、検討できないところが少なからずあった。また、医薬費の拡大が財政負担になって問題になったことは事実として確認できたが、その医薬費が使われたとされる留学生の病状や生活の実態にまでは調べが及ばなかった。これらについても今後の課題にしたい。

第五章 奉天省を中心にした東北三省の留日学生

湖北省や直隸省を比べると、奉天を中心とした東北三省の留日学生の人数は少なく、かつ日本へ渡る時期も遅かった。1905年に科举制度が廃止されたことで、多くの知識人たちは、日本留学を出世の道として、中央から各省まで大勢の留学生在日本にやってきた。奉天の留日学生も増加し、統計によれば1907年には225名に上った(官費生と自費生を含んでいるが、女子留学生は含んでいない数)²⁹⁵。また、1907年の5月に奉天省は初めての官費女子留学生を実践女学校に送り出したが、同時期に吉林省出身の留学生も相次いで来日した。清末の東北三省の留日学生については、多くの先行研究で触れられてはいるものの、詳しく論じているものは少ない²⁹⁶。

そこで、本章では、おもに『官報』と『経費報銷冊』に関連する記録及びその他の補充資料を利用して、東北三省から派遣した留日学生の状況及び彼らに対する管理状況を明らかにする。東北三省の留日学生の中では奉天省の人数が最も多いため、奉天省を中心にし、吉林・黒竜江両省の留日学生については限られた資料に基づいて分かる限りの状況を明らかにしていく。

なお、1907年に盛京將軍を廃止し奉天・吉林・黒竜江三省が設置される以前の嘉慶時期には、「留都曰く盛京、其北曰く吉林、又北曰く黒竜江、此れ東三省と為す」という言い方があり、奉天(清国政府の都を北京に移転したあと、留都盛京に奉天府を設置し、奉天と言い始めた)、吉林と黒竜江という名称は広く使用されていた。本章では東北三省が設置された1907年より前の東北三省留日学生に触れる場合は、史料に記載されている地名に従い、そのまま使用する。

第一節 奉天留日学生の概況及び陸軍官費留学生の派遣

1898年に浙江省、湖北省等から留学生在が派遣され始め、1902年になると江蘇(175名)、浙江(154名)、湖南(130名)、直隸(77名)等の省から多くの留学生在が派遣されたが、奉天出身の留学生は2名しか確認することができなかった²⁹⁷。その後、自費留学の提唱及び科举制度の廃止に伴い、奉天省からの留日学生は江浙兩湖などから省の人数ほどには達していなかったが、以前より増えていた。

日露戦争後の1905年5月に、東北三省の管理を強めるため、奉天省出身の趙爾巽が清国政府によって盛京將軍に任命された。彼は着任してまもなく、奉天で各種事業の改革に着手したが、教育改革もその一つであった。そして、教育改革を進めるため、農工商總局の

²⁹⁵筆者が「奉天省留学日本官自費学生調査表」から、計算した数字である(『学部官報』第37期、光緒33年9月21日、1907年10月27日)。

²⁹⁶前掲さねとう・けいしゅう『中国人日本留学史』増補版、劉振生『「満州国」日本留学史研究』(吉林大学出版社、2004年)などが挙げられる。

²⁹⁷清国留学生会館『清国留学生会館報告』(第二次)。

熊希齡を教育視察の目的で日本に派遣し、1906年3年に奉天から約70名の官費生を宏文学院の速成師範科に送り出した²⁹⁸。さらに1907年5月には初めて女子留学生23人を派遣し実践女学校に入学させた²⁹⁹。同年10月『学部官報』の「京外学務報告」に記載されている奉天省海外留学生の調査の中には、留日学生計225名、そのうち官費生は139名（陸軍53名を含む）、自費生は86名とされている³⁰⁰。1908年は（『官報』第24期による）、奉天省の官費生が57名（うち37名が女子留学生）まで減少しており、1910年には（『官報』第49期による）官費生が32名（うち20名が女子留学生）しかいなかった。第三章で触れた内容の繰り返しになるが、奉天省の陸軍官費生も、1908年7月からは陸軍総監督により統一管理されるようになり、『官報』に記録されなくなった。『官報』の統計では、225名の1907年が最も奉天省の留日学生の多い年であった。

1907年10月『学部官報』の「京外学務報告」に奉天省の海外留学生に関する調査表が載っている³⁰¹。奉天省の場合、欧米留学生9名以外は、すべて日本留学生である。官費・自費・陸軍の留日学生調査表では、留学生の氏名、出身地、年齢、在籍学校（学科）、来日年月、卒業年月（見込み）という項目別に整理されている。この調査表を参照すれば、奉天省の留日学生の年齢層、進学先の学校、専攻学科は何かが多いか、また日本にきた時期や出身地の分布などを読み取れる。そこで、『学部官報』記載の奉天省の留日学生の統計（附録表5-1）を利用して、奉天省の派遣が最も多い時期の留日学生の概況を見ることにする。

留日学生の年齢層は20才～29才までの二十代が最も多く、計170名、その次は30才～39才までの三十代が36名、20才未満が10名で、最年少は15才であり、最年長は40才（1名）である。陸軍留学生はすべて20才～29才の間で、陸軍留学生に対しては厳しく年齢や健康状態などの条件が課されていたのが分かる。

陸軍留学生が留学する前の官職或いは学歴は、奉天の学堂出身が16名で（奉天中学堂7名、奉天師範学堂1名、その他は省学堂）、北洋学堂1名（湖北籍）、候補巡検2名、候補知県2名、候補知府1名、「附貢生分省府知府」2名（湖北籍）、「例貢生府経職銜」1名、「県丞銜監生」1名、「候補驍騎校」1名であり、その他は監生、貢生、童生等の科举制度下の知識人114名であった。しかし、自費生の学歴欄の多くは空欄で学歴は不明である。

来日の年月（不明者は除外）は、1904年4名、1905年12名、1906年168名、1907年18名で、人数が極立って多いのは1906年である。

²⁹⁸前掲劉振生『「満州国」日本留学史研究』、8頁を参照。

²⁹⁹実践女子学園八十年史編纂委員会『実践女子学園80年史』出版社、1981年。

³⁰⁰『学部官報』第37期。監督処の管理は各省の官費生を主としており、『官報』の官費生の人数は確認できた。しかし、1907年8月に学部と日本文部省が「特約五校」の計画を締結し、その実施後、各省は官費生派遣を停止したため、12月（光緒33年11月に最後の一名官費生が来日した）以降の同年の奉天からの官費留学生については確認できなかった。

³⁰¹『学部官報』第6期（1906年11月16日）に福建省、第9期（1906年12月16日）に陝西省、第26期（1907年7月10日）に貴州省、第31期（1907年8月29日）に河南省、第44期（1907年11月26日）に広西省の留日学生調査表を載せている。しかし、以上の省を選んだ理由とその調査を行った背景は不明である。

在籍学校・学科は、速成科が最も多く、88名（内訳は速成師範67名、速成法政21名）で、次に陸軍学校の在籍者が59名（内訳は東斌学堂7名、振武学校52名）、警監学校と高等警務学堂はそれぞれ28名と12名であった。残りは普通科8名、政治経済科3名、予科2名、専門体育2名、法科と法律1名ずつ、師範科1名・湖北路鉅学堂1名である。

官費・自費の費用別は、速成師範科は全員官費生で、陸軍学校は59名のうち53名が官費生で、6名が自費であり、速成法政科の21名は全員自費で、警監学校は28名のうち23名が官費で5名が自費であり、警務学堂の12名は1名の自費生を除き全員官費生である。速成師範科と陸軍学校の官費生が最も多いことから、奉天省からは教育改革に資する人材の養成と陸軍の人材の育成を目的として計画的に派遣されたと言える。一方、自費生の在籍学校や学科は官費生より幅広く、自らの意志で選択した結果だと言えるかもしれない。

留学生の出身地については、筆者が『学部官報』の調査表を参考にして奉天省の州県ごとに表5-2にまとめた。下表5-2に基づいて、奉天省の留日学生原籍の分布地域を見ると、その人数順に、開原県18名、承德県15名³⁰²、遼陽州12名、昌図府と鉄嶺県各9名、奉化県8名、広寧県7名、新民府6名、錦県と海城県各5名、蓋平県と金州庁各4名、寛甸県・興京庁と懷徳県各3名、海竜府・安東県・義州・複州・綏中県・鎮安県・遼中県各2名、東平県・岫岩県・西豊県・柳河県・遼遠州・懷仁県・興仁県・錦州府各1名である。開原県18名のうち16名は自費生で、承德県の15名のうち11名は陸軍留学生であった。この他、八旗駐屯地の留日学生も存在している。そのうち八旗漢軍は22名で、八旗満州は31名である。これらの八旗駐屯地の留日学生は、統計資料によると奉天省に属している。また、奉天省の留日学生の統計表にある浙江省、湖南省、江蘇省、湖北省、四川省の出身者は、奉天省の官費を支給されているため記載されている。ほかには山西省出身の自費生が1名、出身地不明が3名いる。

【表5-2】奉天官・自費生の出身州県の統計

出身府/州/県	官費(名)	自費(名)	陸軍(名)	総人数
開原県	1	16(開原府1)	1	18
承德県	2	2	11	15
遼陽州	4	2	8	12
鉄嶺県	2		7	9
昌図府	1		8	9
奉化県	2	6		8
広寧県	3	2	2	7
新民府	5(宗室1)	1	1	6
錦県	3	1	1	5

302 承德県は康熙帝の時期に設置されたが、1911年に廃止され、奉天府の管轄となった。現在の遼寧省政府の所在地にあたる。

海城県	3	2		5
金州庁	2	1	1	4
蓋平県	2	2		4
盛京漢軍鑲藍旗		4		4
満洲正白旗		3	1	4
寛甸県	2	1		3
興京庁	2		1	3
懷徳県	2	1		3
漢軍正黄旗		2	1	3
漢軍正白旗	1	2		3
満洲鑲藍旗	1	2		3
遼中県			2	2
鎮安県	2			2
復州	2			2
岫岩県/州	2			2
海龍府	1	1		2
安東県	2			2
義州	1	1		2
綏中県	2			2
満洲鑲紅旗	1	1		2
漢軍正藍旗	1		1	2
満洲正藍旗		2		2
盛京満洲鑲黄旗	1		1	2
漢軍鑲藍旗	1	2		2
漢軍鑲黄旗	1	1	1	2
満洲鑲白旗		1	1	2
開原県駐満洲鑲黄旗		2		2
満洲鑲黄旗			2	2
柳河県	2			2
西豊県	1			1

寧遠州	1			1
懷仁県	1			1
興仁県			1	1
錦州府	1			1
東平県	1			1
内務府正黄旗	1			1
内務府正白旗	1			1
内務府鑲黄旗	1			1
漢軍鑲白旗	1			1
遼陽正藍旗	1			1
漢軍戸部鑲黄旗	1			1
盛京漢軍鑲白旗		1		1
漢軍正紅旗		1		1
漢軍鑲紅旗		1		1
開原県駐防蒙古正白旗		1		1
開原県駐滿洲鑲藍旗		1		1
湖南省	9		2	11
湖北省	2		1	3
浙江省	1			1
江蘇省	1			1
四川省			1	1
山西省		1		1
不詳		3		3

以上、『学部官報』の調査表を利用して、人数が最も多い時期の奉天省の留日学生の概況を見てきた。なお、その奉天省留日陸軍留学生の調査表の備考欄（附録表 5-1）には、先に奉天省から練兵処（1906 年陸軍部に改称）に送られ、練兵処から振武学校に送られた者 7 名と奉天省から振武学校に直接派遣された 45 名の陸軍留学生の学費などが記されている。第三章と第四章では、湖北省と直隸省の陸軍官費生の人数に触れたが、練兵処が制定した陸軍官費生の派遣政策と経費分担方法などには言及しなかった。そこで、その派遣政策と経費分担方法を補足しながら、奉天省の陸軍官費生の経費分配に触れていく。

周知のように、最初各省から派遣された陸軍留日学生は、当初は成城学校に送られたが、1902 年駐日大臣蔡鈞が自費陸軍留学生の成城学校入学を拒否したことがきっかけで、その後陸軍留学生は一律官費で、1903 年に設立された振武学校に送られるようになった。1904 年に練兵処が頒布した「選派陸軍学生分班游学章程」（以下「陸軍游学章程」）の第 11 条には「陸軍に関する知識を学ばせることは、専ら国家の軍事を強めるためであり、政府により派遣すべし。政府の許可なしで勝手に軍事留学を禁ずべし。現在、日本にいる自費の陸軍留学生の中に、意志が強く学業が勤勉で且つ修学年限を満たしていない者がいれば、駐日大臣及び留学生総監督により随時に練兵処に報告し、彼らに旅費を給付し、官費生に変える。陸軍人材の育成を期待すべし。本章程を施行してから、自費で陸軍留学することを一律に禁止する」³⁰³と書かれている。同「陸軍游学章程」の第 8 条によれば、各省から決められた人数の陸軍留学生を練兵処へ送り（奉天は毎年 4 名）、その学費と旅費などの費用は練兵処と出身省が半分ずつ負担し、各省から送られたお金を陸軍留学の専用資金として、毎年 7 月（旧暦）前に練兵処に納付し、また陸軍留学生の学費などを駐日大臣から各学校及び各学生に支給するとした。また、専ら中国人の陸軍留学生を受け入れる陸軍予備校である振武学校に対して、「細かい支出があれば、駐日大臣によって報告がなされれば練兵処が」³⁰⁴提供することとし、振武学校の教習に「中国より手当を補助」³⁰⁵すべきとした。

以上は、中央政府の練兵処における陸軍人材養成のために定められた陸軍留学生派遣に関する規定であるが、それは各省督撫が握っている軍事権を弱め、軍事権を中央に集中させる目的もあった。しかし、各省側は各自の陸軍人材を確保するために、別に陸軍留学生を派遣している。例えば、張之洞は湖北省の陸軍人材を確保するため、「陸軍游学章程」が通達される前に、先立って陸軍留学生を日本に派遣しようとした³⁰⁶。実際、1907 年の時点で湖北省の陸軍留学生は 107 名存在した。

奉天省も例外ではない。1907 年の統計で奉天省が派遣した陸軍留学生は 45 名である。この 45 名の経費は第三章で触れた陸軍留学生の基準に照らして「一人毎年四百二十円」が支給され、一割の臨時費を加えて、年間「合計二万七千九百九十円」³⁰⁷が必要とされた。また、奉天から先に陸軍部（練兵処から改称された）に送られた陸軍留学生は 7 名である。その 7 名うちの 6 名の費用は、その半分以上を奉天省が負担して「一人毎年百五十銀両で、六名で九百銀両」³⁰⁸であった。もう 1 名の臧式儀は奉天出身であるが、費用はすべて陸軍部が負担した³⁰⁹。

303 前掲陳学恂・田正平主編『中国近代教育史資料匯編 留学教育』25頁。

304 同上、26頁。

305 同上。

306 『東方雜誌』第7期、光緒三十年七月二十五日（1904年9月4日）

307 「奉天省留学日本陸軍官費生調査表」（『学部官報』第37期）参照。

308 同上。

309 同上。

奉天省の陸軍留學生の例を通じて、各省からの陸軍留學生の経費については二種類の支払い方法があることが分かった。実際に各省側から陸軍留學生に使われた経費の詳細については、今後検討したい。

第二節 奉天省の速成師範生と女子留學生

次に、主に『官報』を利用して奉天省の官費速成師範生と官費女子留學生の状況を詳しく見ていく。奉天省が初めて大規模に速成師範生を送ったのは1906年4月のことである。しかし、この時期に学部はすでに留学資格を制限し始め、速成留学であれば、中学程度の学歴に加え漢文に優れた年齢25歳以上の者に限られていた³¹⁰。さらに同年の8月には各省に対して速成留學生の派遣を全面的に停止するよう通達があった³¹¹。ここでは、奉天の速成師範留學生らが速成師範を卒業した後注目する。

奉天省の教育改革を促進するために派遣された速成師範生は、原則として速成終了後、すぐに帰国し、奉天省の教育支援をすべきとされたが、これらの速成師範生は1907年9月に卒業した後、すべてが帰国したわけではなく、日本に残って長期留学を希望する者もいた³¹²。長期留学に変更した速成師範生は、どのような学科を希望したのか、学部と奉天省の許可を得ることができたのか、特に官費が支給され続けたのか、それらの状況について見ることにする。これらの速成師範生をめぐって、奉天省と監督処の間でのやりとりが見られたのは『官報』の第5期からである。盛京將軍から監督処宛ての文書には、「速成師範生趙祖培等の二十三名は卒業した後、各専門学科に進む希望を持っている。それはより深い知識を習得するためであり、希望通りに許可すべきである……必要な学費は、彼らが本年陽曆九月に速成師範科を卒業し、どここの学校に入るのかを決めてから、提学司から規定通りに送金し続けることとする。……」³¹³と書かれている。奉天省側は23名の長期留学を許可し、学費も引き続き支給することにした。その23名の志望科目は次の表の通りである。

【表5-3】長期留学の希望者及び希望科目

姓名	志望科目
趙祖培	東京高等師範○
崔毓琦	東京高等師範
仇玉斑	専門法律科
藍繼先	官立高等学校○
汪毓鍾	専門法律科○
馬春芳	東京高等師範○

³¹⁰ 「通行各省選送游学限制辦法電」、光緒三十二年二月十九日（1906年3月13日）、前掲陳学恂・田正平主編『中国近代教育史資料匯編 留学教育』、72頁。

³¹¹ 「通行各省限制游学並推广各項学堂電」、光緒三十二年六月十九日（1906年8月7日）、同前掲陳学恂・田正平主編『中国近代教育史資料匯編 留学教育』、73頁。

³¹² 『官報』第10期。

³¹³ 「盛京將軍咨復准速成師範卒業後改学長期請轉飭知照文」、『官報』第5期。

才作霖	官立高等学校○
蘇晋亨	東京高等師範○
馬庶蕃	専門師範
孫煥章	法制経済科
孫鴻謙	東京高等師範
王楨	東京高等師範
趙雲章	高等師範理科○
劉德堃	東京高等師範○
張紹逄	専門理化○
原宗翰	官立高等学校○
熙鈞	官立高等学校○
王日宣	専門師範
張履中	専門理化○
張照垣	東京高等師範
劉述堯	東京高等師範
趙鍾祺	専門師範文科
張兆新	東京高等師範○

(本表は『官報』第7期により作成したものである。)

表 5-3 に示しているように、引き続き師範科に進みたい者は最も多い 14 名で、そのうち 11 名が東京高等師範学校（以下東京高師と省略す）への入学を希望している。その他、4 名が官立高等学校への入学を希望し、速成師範科を出て、師範科以外の科目を希望する者も 5 名いる。しかし、この 23 名はその後再び志望を変更し、結局日本に残ったのは表に「○」をつけた 13 名となった。それ以外に、新たに長期留学を希望した張任先、宋鳳緯、夏清和、李士林、孫其昌、張炳南 6 名を加えて、結果としては 19 名が日本に留まった。

速成師範生は短期間での速成師範の修了を期待されたため、同時期の多くの速成科と同様に通訳者を介して教育に関連する知識を教授されていた³¹⁴。日本語と短期間で習得した専門知識のレベルがまだ低いため、彼らが東京高師に進学することを希望したことはよく理解でき、奉天省がこれを許可することも難しくはなかった。しかし、長期留学を望んだ者のうち師範科以外の学科を希望した者については、学部はその滞在延長を拒否した。学部は「……これらの学生はみんな速成師範科を出て高等師範に進学するのが適切である。師範科以外の科目を学ぶなら、速成科で学んだ師範課程がほぼ無駄となるし、ほかの科目に進むために必要な基礎知識が不足する心配」があり、「ちょうど奉天省の師範人材が不足し

314 前掲さねとう・けいしゅう『中国人日本留学史』、83頁。なお、『経費報銷冊』では奉天省の支出欄に速成師範生の翻訳代が確認できる。

ている時期にあたり、彼らが速成師範科を卒業した後、高等師範に合格した者以外」³¹⁵はすべて帰国させて奉天省の教員とする命令を出した。学部の命令を受け、長期留学を希望した者のうち高等師範に進学することを前提とした19名は、臨時に宏文学院の奉天予備班(以下は宏文予備班と略す)に入った。

しかし、宏文予備班で短期の補習を受けた後、馬春芳、熙鈞、孫其昌、劉德堃の4名しか東京高師の予科に合格しなかった³¹⁶。そこで残りの学生は東洋大学や早稲田大学師範科に入学しようとしたが、許可されなかったので³¹⁷、上述の直接帰国した42名以外にも、宏文予備班の19名のうち短期補習を経て東京高師予科に合格した4名と汪毓鍾、才作霖2名を除く、12名は帰国せざるを得なかった³¹⁸。汪毓鍾と才作霖の二人は東京高師の予科に合格しなかったが、翌年再び受験するつもりで日本に残留した。この二人に対して、奉天省は官費を支給し続けて、もし東京高師に合格しなければ、支払った官費を返済してもらおうという対策を採った³¹⁹。



【図5-1】(出典:『官報』第10期)

なお、19名が入った宏文予備班の成立経緯や補習科目及び必要な経費等に触れると、まず、宏文予備班が設けられた経緯については、『官報』第10期の「学界記事」で確認できる。速成師範生は東京高師に進学するため、1年間予科に入らなくてはならないが、予科は

315 「学部咨行奉省留日学生趙祖培等卒業後能考入高等者不計外其余应另回国分任義務文」『官報』第8・9合期。

316 そのうち、馬春芳と孫其昌はもともと優等生として宏文学院速成師範班でそれぞれ文科と理科の首席として卒業した。「九月分宏文学院速成師範班卒業成績表 一文科生 二理科生」『官報』第10期)を参照。

317 「咨奉天提学為速成卒業生能入高師予備班者只四人惟才作霖等仍愿留東補習蘇晋亨等六名請改校与原案不符趙祖培已假帰国」(『官報』第16期)と「奉天提学使咨復不能入高師者請飭一律回国文」(『官報』第17期)を参照。

318 帰国した42名の名簿は「奉天行省督撫咨查学司經理各生学費并請扣除假旋各生学費文」で確認できる(『官報』第19期)。

319 「奉天学司咨汪毓鍾仍給官費留學文」『官報』第20期。

毎年4月はじまりであり、彼らが速成師範科を卒業した1907年9月からしばらくは入学できる学校がなかった。そのため、駐日大臣が宏文学院長嘉納治五郎と相談して新しい補習班「宏文予備班」を設けることが決められた。補習期間は1907年11月から翌1908年3月までの5ヶ月とされた。この宏文予備班のために、駐日公使館と宏文学院は契約を結んでおり、その契約書(図5-1)から宏文予備班の詳細を知ることができる。

契約書によれば、宏文予備班の補習科目は日本語・英語・数学の3科で、「毎週日本語日文十八時間、英語英文十二時間、数学六時間」と、日本語の授業が中心とされた。19名は宏文学院の寄宿舎に入らなければならず、寄宿代は「一人毎月十三円五十銭」であった。また、学生数の増減を問わずに清国側は「毎月百二十円」の教育費を払わなければならなかった。なお、契約書には定員については明確に書かれていないが、奉天省の19名以外に11名まで受け入れることができるとしている³²⁰。

『経費報銷冊』にある奉天省支出に関する記述では、「この特設班は定員三十名だが、現在、蘇晋亨等十九名しかおらず、残りの十一名の授業料まで毎月支払っている」³²¹と書かれ、定員は30名とされている。残りの11名の授業料については、奉天省の留学経費の支出から一人毎月4円で、5カ月分(旧暦十一月から三月まで)の220円を支出している³²²。

ちなみに、速成師範科を卒業した後、直接帰国した42人の活躍については、資料上の制限で全員を追跡することはできないが、奉天省では提学使張鶴齡の主導の下、教育改革の計画を着実に進めて、各州や県で勸学所(地方の教育行政機関)が設置されたが、その勸学所の総董を務めた8人が速成師範生であった。その8人は承德県勸学処の総董蘇咸亨、海城県勸学処の総董張文藻、復州勸学処の総董宮玉章、新民府勸学処の総董董啓元、彰武県勸学処の総董張照垣、盤山県勸学処の総董孟憲彭、柳河県の勸学処総董孫鴻謙、庄河県の勸学処総董孫煥章である³²³。

2. 奉天の官費女子留学生

清末の女子日本留学の始まりは男子より遅かった。最初的女子留学生の多くが父兄に連れられて来日し、政府から正式に派遣された官費生は殆どいなかった³²⁴。その後、清国政府が女子教育を重視し、全国各地で女子学堂が設立されると、女子留学生の派遣が始まった。1905年に湖南省から派遣された20名の最初官費女子留学生が、実践女学校の師範科に入学した。奉天省については、1906年奉天の農工商局総辦熊希齡が日本の教育制度を視察した際に、実践女学校の校長下田歌子と締結して、毎年15名の女学生を送り実践女学校の教育を受けさせることに決め、翌年の5月には奉天省の女子師範学堂の23名学生が実

³²⁰ 『官報』第10期。

³²¹ 『経費報銷冊』(光緒33年9月-光緒33年11月1907年8月-1907年12月)。

³²² 同上及び『経費報銷冊』(光緒33年12月-光緒34年5月、1908年1月-1908年6月)を参照。

³²³ 蔭山雅博「清末奉天省の教育近代化過程-初等教育の普及過程を中心として-」、学習院大学『調査研究報告』第40期、1993年6月、88頁。

³²⁴ 前掲さねとう・けいしゅう『中国人日本留学生史』くろしお出版、1970年、76頁。

践女学校に留学することになった³²⁵。奉天省の女子留学生の派遣は女子留学生界で大きなニュースとなり、各種の新聞や雑誌などで報道された³²⁶。最初に報道したのは直隸省の『教育雑誌』であり、その内容は下記の通りである。

奉天提学使は、女子師範学生二十五名を選抜して日本の実践女学校に派遣しようとしており、今月中に出発予定とされる。名前は下記のように、周秀貞、馮淑韵、韓淑姁、崔可言、曾淑琛、馬淑桓、陳昆玉、陶淑鳳、徐錦屏、徐秀英、楊啓東、韓淑玉、耿桂英、陶素貞、李錦錦、張琚、蕭延蘊、陶淑仙、束静涵、郭華、郭珊、饒儀先、憑攝英である。なお、日本にいる自費留学生を官費生に変更し、その6名の名前は鐘肇子、韓淑瑶、富伯貞、楊莊、黄国巽、黄暉である。³²⁷

以上の記事では25名と書いてあるが、実際名前を数えてみると、日本滞在中の6名を除き23名しかない。この23名の原籍は奉天（満州八旗を含む）の他に、浙江省、湖南省、江蘇省等である。日本滞在していた元自費生から官費生に変更された韓淑瑶と富伯貞は奉天の承德県人である³²⁸。楊莊、黄国巽と黄暉3人は湖南省出身で、1905年に官費留学生として派遣され実践女学校の師範科に在籍した³²⁹。しかし、楊莊はすでに帰国しており、奉天省の官費を受けた記録はなかった。もう1人の鐘肇子については不明である。

しかし、『経費報銷冊』（1906年12月～1907年9月）の奉天省の支出項目によれば、1907年4月又は5月から奉天省の官費が支給された女子留学生は計34名で、上述の23名と自費生6名のほかに湖南省籍3名、安徽省籍1名、江蘇省籍2名が増えたことが分かる。奉天省からは、新たな女子官費生を派遣していなかったが、奉天省管轄の女子官費生の人数は最も多い時で37名もいた。増えた女子官費生は、もとは他省の自費生で奉天の官費を申請し許可された者である。

どのような状況がそろえば奉天省の官費を申請できるのか、以下はその具体的な事例である。

事例一、湖南省の胡呉双、胡懿瓊、許壁、張李坤載4名の女学生が連名で、監督処を通じて盛京將軍に奉天省の官費を申請している。彼女たちは1年の速成師範を卒業した後、帰国しなかった。胡呉双は、叔父の胡元倓³³⁰の援助でその後1年間の学費を支払ったが、翌

325 前掲実践女子学園八十年史編纂委員会『実践女子学園八十年史』109頁。

326 [直隸]『教育雑誌』第3期（光緒33年3月1日、1907年4月13日）、『寰球中国学生報』第5・6期合併号（光緒33年5月、1907年6月）、『四川学報』第6期（光緒33年6月、1907年7月）、『東方雑誌』第7期（光緒33年7月25日、1907年9月2日）などが挙げられる。但し、具体的な人数は異なっている。『四川学報』では21人が奉天女子師範学堂の監督肇静如の引率で来日したと記されており、『東方雑誌』の記事でも21人となっている。

327 同上[直隸]『教育雑誌』第3期。なお、憑攝英は浙江杭州人で、1907年3月末に女子美術学校に入学している。「私立女子美術学校中国留学生名単（1903-1948年）」（周一川『近代中国女性日本留学史』社会科学文献出版社、2007年、137頁）を参照。すなわち、日本にいた自費生を官費生に変更した6人以外にも、日本にいた留学生が含まれている。

328 「1907-11年奉天省派遣女子日本留学生一覧」（前掲劉振生『「満州国」日本留学史研究』12頁）を参照。

329 『北洋官報』第787冊、光緒31年9月初10日（1905年10月8日）。

330 胡元倓は1902年に派遣された留日学生の一人で、1903年に宏文学院の速成師範科を卒業後に帰国して長沙で明德学堂を創設し、1911年に留学生総監督を務めた人物である。周川主編『中国近現代高等教育人物辞典』、福建教育出版社、2012年、442頁。

年の学費の支払いに困った時に奉天の女子留学生の派遣を聞いたという。そして、「帥憲」（盛京將軍趙爾巽を指す、趙爾巽は1903年4月から1904年6月にかけて湖南巡撫を担任した）が女子留学生の選抜に際して、省境を越えて、江蘇省浙江省安徽省湖北省等の女子留学生にまでその範囲を広げているほか、自身の湖南省の同期生である楊莊、黃輝、黃國巽等も奉天の官費生の名簿に入っているのと、ちょうどこの時期湖南省は教育経費困窮の危機に陥り、女子留学生まで面倒を見ていないなどと窮状を詳しく訴えた³³¹。これを受け、4名の女性は奉天省の官費を支給されることとなり³³²、1907年4月から1人毎年450円を卒業するまで支給された。

事例二、江蘇常州府陽湖県出身の唐盤は、白馬会油絵科（明治後期に設立された洋画団体）で油絵を学んでいたが、卒業までの残すところ1年となったときに経済難から奉天省の官費を申請した。奉天省が官費を支給した理由は、唐が卒業後、奉天省で義務を果たすのに同意したと奉天省の留学生の中に油絵を学ぶ者がいなかったためである。このとき官費生とされた方法は、先に監督処で名前を登録することから始まり、奉天省の女子官費生の卒業後に同省の女子自費生の事前登録がなければ、そのまま官費を与えられるというものだった³³³。唐盤の名前は、奉天省学費予算表に見え、卒業生富伯貞の官費と入れ替えられている³³⁴。

事例三、奉天省の自費女学生が官費を申請した例。奉天省の女学生は来日した游歴員及び同省の官費留学生を通じて申請した。海城県の陳月貞は、翰林院游歴員の憑紹唐などを通じて申請し、監督処が確かめた後に官費が支給された³³⁵。また、奉天省鑲白旗満州人王葆芬は、陸軍官費生6人の連名を通じて官費を申請した³³⁶。自費の女学生馬玉瑛も陸軍官費生が代わりに官費を申請した³³⁷。自費の女学生の官費申請については、まず監督処に登録し、奉天省の女子官費生の空きが出ると、登録の順番に補充するという方法がとられた。

しかし、1909年に学部が奉天省に官費生定員を決める要求をすると、奉天省は37名の女子官費生を奉天省の官費生定員の枠外に指定した³³⁸。その理由は、奉天省と実践女学校の間に契約を結んだ際に、奉天省の女子官費生23名のみでは一つのクラスの定員に満たないた

331 「盛京將軍咨解女学生胡吳双等四名六個月学費共九百元活支経費九十元」、『官報』第5期。

332 胡吳双、胡懿瓊と張李坤載の3人は1907年4月から奉天省の官費を支給され、許璧は1907年9月より与えられた。『経費報銷冊』（光緒32年11月-光緒33年11月、1906年12-1907年12月）より確認できる。

333 「奉天学司咨女生唐警請於自費本籍輪中提前頂補文」、『官報』第38期。

334 『官報』第42期。

335 「咨奉天提学使為女生陳月貞張執充補鍾肇子郭華遺額文」、『官報』第13期。

336 「奉天学司咨請女生王葆芬存記遇缺挨補官費文」、『官報』第35期。

337 「奉天学司咨請女生馬玉瑛挨補官費文」、『官報』第34期。

338 「学部咨明奉天吉林山西認定官費定額文」、『官報』第31期。学部は各省に官費生の定員を決めることを命じ、これから卒業の官費生が出てその枠が空いても、決められた定員数を越える場合は官費生を補充しないようになった。奉天省の官費生の定員は37名に限定されたが、当時の女子官費生37名は枠外とされた。

め、特別な経費支弁法が定められていたためである³³⁹。その特別経費の支弁法とは、女子留学生一人当たりの小遣い年 36 円と食費、寄宿費、服装費などの年 200 円 50 銭を除き、学校の教職員の給料と施設費に充てる公費として、さらに一人当たり年 63 円 50 銭を奉天側が負担しなければならないというものだった³⁴⁰。従って、奉天省は、実践女学校に決められた定員数を満たすために、実践女学校に在籍している他省の奉天官費を申請した自費女子留学生にも奉天省の官費を与えたのである。

表 5-3 は奉天省が官費を支給した女子官費生の統計表である。この統計表の原籍をみれば、原籍不明と奉天省出身の 20 名以外に、湖南省 9 名、浙江省と江蘇省 5 名ずつ、直隸省 2 名、安徽省 1 名の合計 22 名の他省の女子留学生に奉天省の女子官費が与えられている。1907 年 5 月に奉天省の女子官費生が来日してから、奉天省は相次いで自費女学生に官費を支給し、その人数は 46 名に上った。その後、官費生が補充されたのは、卒業或いは途中帰国した者が生じた場合に限られた。

奉天省の女子官費生の中では湖南省出身が最も多い。その原因は、前に触れた盛京將軍趙爾巽がかつて湖南巡撫を担当したことが関係する他に、湖南省の女子留学生の多くは「官吏の家の女兒」³⁴¹であり、一般の家庭出身の女子留学生よりも特別に扱われる場合が多かったからであろう。

【表 5-4】奉天省の官費女子学生の統計

姓名	年齢(歳)	出身地	来日年月	在籍学校	科目	備考
周秀貞	29	鉄岭盛京漢軍鑲白旗	1907 年 5 月	実践女学校	師範科	1910 年 4 月卒業
憑淑鈞	17	承德盛京漢軍鑲藍旗	同上	同上	同上	同上
韓淑志	18	承德県	同上	同上	同上	同上
崔可言	17	承德県	同上	同上	同上	同上
曾淑琛	不詳	盛京漢軍正白旗	同上	同上	同上	同上
馬淑恒	18	盛京滿洲鑲藍旗	同上	同上	同上	同上
陳昆玉	29	承德県	同上	同上	同上	在日病死
陶淑鳳	18	盛京滿洲正藍旗	同上	同上	同上	同上
徐錦屏	26	開原県	同上	同上	同上	同上
徐秀榮	28	承德県	同上	同上	工芸科	
楊啓東	21	開原県	同上	同上	師範科	同上
韓淑玉	16	承德県	同上	同上	同上	同上
耿桂英	21	承德県	同上	同上	工芸科	

339 実践女子学園一〇〇年史編纂委員会『実践女子学園一〇〇年史』実践女子学園、2001年、132～133頁。

340 同上。

341 『北洋官報』第 787 冊、光緒三十一年九月初十日（1905 年 10 月 8 日）。

陶淑貞	25	盛京滿洲正白旗	同上	同上	同上	
李錫錦	17	浙江会稽	同上	同上	師範科	
張琨	25	浙江錢塘	同上	同上	研究科	1910 年帰国
蕭延蘊	21	湖南長沙	同上	同上	不詳	
陶淑仙	20	浙江会稽	同上	同上	工芸科	1909 年 8 月卒業
束静涵	20	江蘇丹陽	同上	同上	同上	
郭華				同上		1907 年帰国
郭珊	24	浙江山陰		同上	工芸科	1910 年 4 月卒業
胡懿瓊	19	湖南湘潭	1905 年 9 月	同上	工芸科	1907 年 4 月より奉省官費を受領
饒儀先	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	1908 年退学
馮樞英	27	浙江杭州府仁和	1907 年 3 月	日本女子美術学校	西洋絵科	1907 年 4 月より奉省官費を受領
韓淑瑤	22	奉天承德県	自費来日	奎文女子学校	研究科	1907 年 4 月より官費を受領、1909 年 11 月退学
富伯貞	30	奉天承德県	自費来日	東洋女芸学校	造花摘細工科	1907 年 4 月より奉省官費を受領、1910 年 2 月卒業帰国
陳月貞	不詳	海城県	自費来日	実践女学校のち日本音楽院		1908 年 1 月總筆子の官費を補わ れた。
黃国巽	21	湖南長沙	1905 年 7 月	実践女学校	工芸科	1907 年 4 月より官費を受領、のち 日本女子大学教育科
黃暉	20	湖南長沙	1905 年 7 月	実践女学校	工芸科	1907 年 4 月より官費を受領、のち 日本女子大学英文科
許璧	18	湖南善化	1905 年 7 月	実践女学校	師範科	1907 年 9 月より官費を受領、のち 東京女子音楽学校
饒肇子	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	1907 年 4 月より官費を受領、1907 年 12 月卒業帰国
吳汝震	32	安徽桐城	1906 年 5 月	女学校	工芸科	1907 年 5 月より官費を受領、1910 年 4 月卒業
張執	不詳	湖南善化	不詳	実践女学校	工芸科	1908 年 1 月郭華の官費を補充さ れた。
陸嵩雲	23	直隸天津	1907 年 10 月 来日	実践女学校	織物本科	1909 年 3 月饒儀先の官費を補充 され、1910 年帰国
張李坤載	不詳	湖南	不詳	不詳	不詳	1907 年 4 月より奉省の官費を受 領、1909 年帰国
朱徽	27	江蘇宝山	1907 年 10 月 入学	実践女学校	中学科	1907 年 5 月より奉省の官費を受 領

趙顯玖	26	江蘇太和	1907年10月 入学	同上	同上	不詳
蔣麗雲	30	鉄岭満洲正藍旗	不詳	同上	工芸科	1907年6月官費を受領
田応弼	不詳	湖南鳳凰	1906年5月	実践女学校	補修科	1908年1月より奉省の官費を受領
胡吳双	不詳	湖南湘潭	1905年7月	実践女学校		1907年4月より奉省の官費を受領
徐夏煊	27	江蘇銅山	不詳	東京女塾	選科	1909年張李坤載の官費を補充され、1910年4月卒業
唐磐	不詳	江蘇常州府陽湖県	不詳	白馬会油画科		1910年富伯貞の官費を補充された。
王葆芬	不詳	承德県	1909年3月		工芸科	1910年韓淑瑤の官費を補充された。
馬玉瑛	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	1910年陶淑仙の官費を補充された。
陳从志	不詳	承德県	不詳	不詳	不詳	1910年陳昆玉の官費を補充された。
劉鏞	不詳	直隶天津府	不詳	女子美術学校	不詳	1910年奉省の官費を補充された。

（本表は、筆者が「1905年～11年奉天省派遣女子日本留学生一覧」（劉振生『満州国 日本留学史研究』吉林人民出版社、2004年）、「私立女子美術学校中国留学生名単（1903年～1948年）」及び附録二（周一川『近代中国女性日本留学史』社会科学文献出版社、2007年）、『官報』等の資料によって整理、作成した。

清末の男子自費留学生在官費生に昇格する資格は、学部『管理章程』に明確に定められている。すなわち、すべての官立学校に合格すれば官費を与えられる段階から、さらに農、工、格致、医学 4 科だけの官立学校に限定され、それにプラスして「特約五校」の合格者である。しかし、自費の女子留学生に対しては、明確な規定はない。当時の日本官立女学校は東京女子師範学校、奈良女子師範学校及び蚕桑講習所の 3 校のみで、女子留学生を受け入れたのは殆どが私立学校であった。故に奉天省が女子留学生に官費を与えるには、官立学校在籍が条件に課されることなく、私立学校生でも許可された。

しかし、1910年6月になって、学部は女子留学生にも制限をかけ始め、自費生から官費生に変更するのは、東京高等女子師範、奈良女子師範、蚕桑講習所 3 校の在籍生に限定された³⁴²。奉天省の場合は、学部の制限が下される前の 1910年4月にちょうど奉天から派遣された女子官費生 15 名が卒業して帰国し、新たな女子官費生を補充しなかった。

342 周一川『近代中国女性日本留学史』、社会科学文献出版社、2007年、90頁。

奉天省は、実践女学校と契約を結んだ時に決められた費用を支払った以外に、女子留学生の「漢文教習」³⁴³に毎月 20 円の手当と女子留学生寮の世話係に毎月 20 円の手当を出している。また、実践女学校が増築した「松柏寮」の建築費の半分为奉天省が負担している。さらに前述したように、実践女学校との間に結んだ契約により、奉天から派遣された女子官費生の人数ではクラスの定員を満たしていないため、途中で退学する学生がいても、その学生の学費を本来卒業する（1910 年 4 月卒業）までの分を奉天省が支払い続けることが決められていた。例えば、郭華など 3 人が途中で帰国したが、奉天省は契約どおりに、この 3 人分の学費を 1910 年 4 月まで支払った³⁴⁴。このように、奉天省は女子留学生を育成するために、相当な経費を費やしていたことが分かる。

第三節 吉林・黒竜江両省の留日学生の概況及び東北三省の「特約五校」補助費

1. 吉林・黒竜江省の留日学生の概況

1907 年に清国政府は東北地域に奉天省、吉林省、黒竜江省の 3 省を設置した。各種の史料に、吉林省と黒竜江省の留日学生の記載は殆んどなく、両省の留日学生は奉天省よりはるかに少なかった。

先行研究によれば、1905 年～1908 年の間に吉林は速成の師範・法律・警監を学ぶ 25 名の留学生を派遣している³⁴⁵。また、1906 年の『東方雑誌』には、吉林の留学生派遣について「吉林將軍達馨によって選ばれた二十名の学生は、日本へ留学し、師範と警察を学ぶことが多いそうだ」³⁴⁶という記事を載せている。これらの学生の詳細は不明であるが、『官報』（第 6 期）から当時吉林省出身の官費生が 6 名いたことが分かる。この 6 名の名前は王樹生、孫文敷、張松齡、柳乙青、李振蕃、榮陞である。この 6 人に対して、吉林省は一人当たり半年 200 円（年額 400 円）の学費の他に医薬費などの臨時費を加えて、半年に一度 6 人分計 1,320 円を支払っている。第 6 期以降の『官報』を確認すれば、吉林の官費生の人数は 6 名又は 7 名で推移しており、大きな変化は無かった。第 49 期の『官報』（1910 年 12 月）になると、新たに官費生の楊大齡と金鼎勲が増え、榮陞が卒業したという変化が見られた。吉林省の官費生の情報は『官報』に以上のようにわずかながらあったが、黒竜江省に関してはほとんどない。『大公報』（1906 年 2 月 27 日）に 1906 年 2 月黒竜江省から 20 名

343 実践女学校は「漢文朗読」という授業を開講し、その授業を担当するのは奉天省の自費生宗奇である。前掲『実践女子学園八十年史』99-100 頁と『経費報銷冊』を参照。

344 『経費報銷冊』（光緒 34 年 12 月～宣統元年 4 月、1909 年 1 月—1909 年 5 月）には、奉天省の経費支出について「女子留学生の郭華等が退学したあと、奉天省は、ほかの女子学生に彼女らの分の官費を補充することを決めた。しかし、補充された学生が 3 人とも実践女学校の学生ではなかったため、契約の通りに、退学後からから明治 43 年 4 月までの 3 名の学費の合計 300 円余りを納付することを要求された。監督処は要求された金額を奉天省の支出項目に記入している。合わせて報告する」と書かれている。

345 前掲劉振生『満州国』日本留学史研究』14 頁。

346 前掲『東方雑誌』第 7 期。

の留学生を日本に派遣した記事が載っているが、『官報』には「特約五校」の補助費の情報以外に、一切表われていない。

なお、監督処成立後、各省派遣の監督はすべて撤退させられて、各省から監督に支給された経費はそのまま監督処に送られ、監督処の事務公費に充てることが決められた。『官報』では奉天省から毎月 150 円の監督処経費が支払われていることが確認できるが、吉林と黒竜江の両省から支払われたという記述はない。吉林・黒竜江両省はもともと留学監督を派遣しておらず、留日学生が殆どいなかったためではないかと考えられる。

2. 東北三省の「特約五校」補助費について

1907 年 8 月に駐日大臣楊枢と日本文部省の交渉によって両国の間に「五校特約」が締結された。最初に監督処の文牘課長の林鵬翔が起草した「游学計画」には、毎年派遣人数や経費の分担方法等について詳しく書かれているが、各省が留学生人数に関係なく均一の費用を分担する方法に対しては、「大省は派遣する留学生が多いのに、留学生の少ない辺鄙な新疆陝甘と同じ経費しか分担しないのは不公平である」³⁴⁷と反対の声が上がったため、学部は、各省の留日学生の人数を基準に「大省」と「小省」に分け、大省と小省に三対二の比例で五校の留学経費を分担させる方法に変更した。東北三省の奉天は「大省」で、吉林と黒竜江省は「小省」となる。大省としての奉天省の第一年目の経費は 5,850 円で、小省の吉・黒両省は 3,900 円であったが、その後、いずれも支払う金額は年ごとに増加していった³⁴⁸。この経費の負担方法に対して、各省はそれぞれ意見を持っているが、奉天省は第一年目の補助金として 1,755 円のみ支払い、経費の 3 割負担しか認めないという明確な態度を示した³⁴⁹。

吉林・黒竜江省については明確な意見が書かれている文書は見られなかったが、実際に支払った状況から両省の態度を窺うことができる。1908 年（光緒 34 年 11 月）には両省とも第一年目の補助金を支払わなかった。吉林省は 1909 年 5 月に第一年目の補助金として 780 円を支払ったが、これは決められた金額 3900 円の 20% しか占めていない。また、二年目の補助金については、1909 年 8 月 23 日付で、吉林は春夏季の補助金の 20% の 780 円を支払い、同年の 12 月 6 日付で秋冬期の補助費 780 円を支払った。

第二年目も決められた経費の 20% しか払わなかった。この支払い状況から吉林省は規定された金額の二割しか認めないという態度をとったことが窺える。一方、黒竜江省は 1909 年 12 月までに補助金を払った記録は無かった。1910 年 1 月以降、第一年目の補助金 3900 円を支払った記録が確認でき、1910 年 7 月～12 月（宣統 2 年 6 月～11 月）の間に第二年目の補助費 4,000 円と第三年目の補助費 5,000 円を支払っているが、それらは規定金額の半分あるいは 40% 程度でしかない。このように、吉林省と黒竜江省は奉天のように明確な態

³⁴⁷ 「游学計画」、『官報』第 8-9 期合併号。

³⁴⁸ 「学部為籌商日本官立各高等学校毎年收容中国学生名額擬由各省分任經費奏折」、『官報』第 12 期。

³⁴⁹ 「咨呈学部為各省認籌五校經費文電有与定章不合者請飭各省照章辦理文」、『官報』第 18 期。

度は示さなくても、支払いを少なめにする或いは遅く支払う形で、補助金の分担法に不満を示しているのである。

ところで、奉天省は1909年1月～1909年5月（光緒34年12月～宣統元年4月）に一年目の不足分を補充し、二年目と三年目の補助金の全額を支払うことで、態度を変えた。吉林省も1910年になってから三年目の補助金の全額を払っている。しかし、両省の態度の変化がどこから来たかは不明である。

【表5-5】東北三省の五校特約補助金の支払い状況（1908年～1910年）

奉天	吉林	黒竜江省	支払比率	『経費報銷冊』
第一年補助費 1750 円	無	無		光緒33年12月～光緒34年5月
無	無	無	第一年目奉天 30%。	光緒34年6月～光緒34年11月
第一年補助費 4095 円	第一年補助費 780 円	無	第一年目吉林 20%。	光緒34年12月～宣統元年4月
第二年通年補助費 11700 円	第二年春夏2割補助費 780 円（7月初8付）、第二年秋冬季補助費 780 円（10月24日）	無	第二年目奉天全額、吉林 20%。	宣統元年5月～宣統元年11月
無	第三年補助費 11700 円	補助費 3900 円	第二年目黒竜江 50%、	宣統元年12月～宣統2年5月
第三年補助費 17550 円	無	第二年補助費 4000 円、第三年補助費 5000 円	第三年目奉天全額、黒竜江 40%。	宣統2年6月～宣統2年11月

清末における各省の「特約五校」の経費の支払状況について呂順長は、「五校補助金の未払い率は大省 37%、小省 53%であり、留学生の人数が少ない小省は、大省に比べて特約五校の補助金を負担する方法に対する態度がより消極的であり、ある程度の抵抗ともいえる」³⁵⁰という結論を出した。本節では東三省から支払った詳細な金額と支払う時期について明らかにしたのと同時に、東三省が特約五校の経費分担法に対して少額の支払いとするなど抵抗を示したことも読み取れた。

350 前掲呂順長『清末中日教育文化交流之研究』159 頁。

なお、学部が制定した五校補助金の分担法は、各省が負担した費用を以て五校に合格したそれぞれの省の留学生を育成して、帰国後優先的に任用するために設定されたものであった。しかし、東三省出身の留学生が五校に合格したのはわずかであり、『官報』によれば、1908年から1910年にかけて特約五校に合格した人数は奉天省4名、吉林省2名、黒竜江省0人である。ここで、奉天省と同じ「大省」として扱われた他省の合格者数を見てみよう。1909年度だけで五校に合格した人数がベスト5位を占める省を例にしてみれば、順に広東省17名、浙江省16名、湖南省12名、福建省11名、直隸省9名である（湖北省6名）³⁵¹。東三省三年間の合格者数の合計が6名しかないことから考えてみれば、東三省が支払った補助金は東三省の人材を育成したのではなく、五校に合格した人数が多い省の人材育成に使われたことと同然である。このような状況から、東三省が五校経費の分担方法に対する不満を漏らしたのは当然であろう。さらに、学部が制定した五校補助金の分担法は合理性を欠いていたとも指摘できるのではないか。

小結

この章では、奉天省の留日学生の概況、速成師範科の留学生の行方、奉天の女子官費生及び他省の女子自費生が奉天の官費を申請する諸状況などを詳らかにし、吉林省と黒竜江省を含む東三省の「特約五校」の補助金の送金状況についても明らかにできた。前二章の湖北省と直隸省と比べると、次のような特徴があると言える。

東北地域に位置した奉天省は清国政府の封疆政策実施のため、経済・教育・文化等の面において他の多くの省に遅れをとり、留日学生の派遣も湖北省と直隸省より遅かった。奉天省の留学生の来日は1906年がピークとなった。1906年に派遣された速成師範科の留学生は速成師範を卒業した後、全員帰国したわけではなく、19名が日本に残る長期留学を希望した。長期留学を希望した19人は、駐日大臣と宏文学院が交渉して設けた宏文学院奉天補習班に入って東京高師の予科に入学するために5ヶ月の補習を受けたが、4人しか合格できなかった。このような奉天の速成師範科の留日学生の状況は、ほかの省の速成留学生の状況をある程度反映しているかもしれない。すなわち、速成修了後、直ちに帰国しなかった留学生が多数存在したが、彼らの学力ではすぐにほかの高等学校に入学することは難しかった。また、官費生は官費を受給し続けられるかどうかという問題にも直面した。他方、派遣元からみれば、奉天省のように、速成留学として派遣したものの、長期留学を希望するという留学生の計画外の行動に対して、引き続き経費支出を続けざるを得なかった。すなわち、派遣側として、予想外の支出も増えたのである。

奉天から派遣した官費女子留学生について。奉天省は実践女学校との間に結んだ契約に従って、寮の建築費、決められた定員数分の学費を卒業まで支払い続け、女子学生の漢文

351 「1909年「五校」入学考試人数及合格人数統計」、同上呂順長『清末中日教育文化交流之研究』156-157頁を参照。

教習と寮の世話係の手当を支給し、女学生一人につき毎年 450 円の学費を含む多くの経費を支出した。このような形で国内の女子人材の育成をはかっているのは、本来の留学という意味よりは「委託教育」に近いものであり、このような人材育成が所期の目的通りに成果を収めたかどうかという疑問が残る。一方、ほかの省の女子留学生在が奉天の官費を申請する事例をまとめたが、直隸省の客籍官費の申請と同じで、「人為」的なコネを使う傾向が強いと言える。なお、湖南省の胡呉双などが 1905 年に同省に一年の速成師範の官費生として派遣されるが、1907 年に奉天の官費を申請していることから、これらの女子留学生在は速成師範を修了した後、帰国せずに留学を継続したものの、湖南省からは官費を打ち切られたのであろう。また、男子留学生在の速成官費生も、速成修了後に帰国せずに日本に残る道を選んだ場合は、官費が停止される状況に置かれたのではないかと推量できる。

1909 年の湖北省と直隸省の「特約五校」の合格人数は各 6 名と 9 名であるに対して、1908 年から 1910 年間の東三省の「特約五校」の合格人数は計 6 名（奉天省 4 名、吉林 2 名）しかない。「各省が五校の経費を分担して、卒業生にそれぞれの省で義務を尽くさせる」³⁵²という学部発想は明らかに東北三省には適用されないことが分かる。「大省」に判定された奉天省は、留学生人数が湖北省や直隸省よりはるかに少ないにもかかわらず、湖北省と直隸省と同じ経費を負担しているが、任用できる人材はわずかであった。「小省」の吉林省と黒竜江両省はせめて 1910 年まで五校の合格者数が 2 名と 0 名で、特に黒竜江省の場合、補助金を支払うだけで終わったのである。「五校特約」の補助金の分担と任用できる人材には不均衡があり、学部の「游学計画」には不合理な部分があったと言える。

附録（表 5 - 1）『学部官報』に載せられた奉天省の官費生、陸軍留学生及び自費生の調査表

官費生氏名	出身地	身分	年齢（歳）	在籍学校・学科	来日年月	卒業年月（見込み）
呂佐周	広寧県	附生	二十七	宏文学院師範科	光緒三十二年三月 (1906 年 4 月)	光緒三十三年七月（1907 年 8 月）卒業
傅作霖	蓋平県	童生	二十八	同前	同前	同前
張嗣良	鉄嶺県	附生	三十一	同前	同前	同前
楊顯青	東平県	童生	二十五	同前	同前	同前
馬春芳	海竜府	童生	二十四	同前	同前	同前
趙祖培	錦 県	附生	二十七	同前	同前	同前
王香山	安東県	童生	四十二	同前	同前	同前
崔毓琦	蓋平県	童生	二十三	同前	同前	同前
仇玉珽	岫岩県	附生	二十九	同前	同前	同前
馬庶蕃	昌図府	附生	二十五	同前	同前	同前
藍維先	寛甸県	童生	二十七	同前	同前	同前

352 「学部為籌商日本官立各高等学校毎年収容中国学生名額擬由各省分任経費奏折」、『官報』第12期。

孫煥章	岫岩州	附生	三 十	同前	同前	同前
馬春芳	義 州	附生	三十五	同前	同前	同前
王兆文	漢軍正白旗	附生	三十一	同前	同前	同前
蘇咸亨	承德県	準巡檢	二十八	同前	同前	同前
趙翰青	綏中県	童生	二十五	同前	同前	同前
張兆新	西豊県	童生	二十五	同前	同前	同前
趙亨萃	複 州	附生	三十二	同前	同前	同前
孫鴻謙	柳河県	廩生	三十二	同前	同前	同前
汪毓鍾	内務府正黄旗	童生	二十五	同前	同前	同前
吳学毓	興京庁	廩生	三十四	同前	同前	同前
藩振邦	金州庁	監生	二十九	同前	同前	同前
才作霖	錦 県	省学堂肄業生	二十二	同前	同前	同前
夏清和	漢軍鑲白旗	省学堂肄業生	二十五	同前	同前	同前
鳳 緯	内務府正白旗	省学堂肄業生	二十五	同前	同前	同前
啓 元	内務府鑲黄旗	附生	三十六	同前	同前	同前
蘇晋亨	遼陽州	省学堂卒業生	二十五	同前	同前	同前
王桂芬	安東県	童生	三 十	同前	同前	同前
李士林	承德県	省学堂卒業生	二十七	同前	同前	同前
劉德堃	寧遠州	童生	二十七	同前	同前	同前
徐駿声	金州庁	附生	二十四	同前	同前	同前
王作霖	錦 県	附生	二十五	同前	同前	同前
張任先	海城県	附生	三十一	同前	同前	同前
趙雲章	綏中県	附生	三十一	同前	同前	同前
石節山	開原県	附生	三十四	同前	同前	同前
孟憲彭	広寧県	廩生	三十七	同前	同前	同前
誠 格	満洲鑲藍旗	附生	二十七	同前	同前	同前
宮玉章	複 州	監生	二十六	同前	同前	同前
孫其章	遼陽州	附生	二十一	同前	同前	同前
椿 林	満洲鑲赤旗	附生	二十九	同前	同前	同前
邱藍田	漢軍正藍旗	童生	二十九	同前	同前	同前
趙鍾祺	懷徳県	優附	二 十	同前	同前	同前
李廷榮	懷仁県	附生	三十二	同前	同前	同前
張照垣	漢軍鑲藍旗	童生	二十九	同前	同前	同前
王日宣	新民府	附生	三 十	同前	同前	同前

劉述堯	柳河県	附生	二十九	同前	同前	同前
原宗翰	寛甸県	童生	二十七	同前	同前	同前
劉錫齡	漢軍正藍旗	童生	二十七	同前	同前	同前
石之璋	鉄岭県	附生	二十六	同前	同前	同前
熙 鈞	漢軍鑲黄旗	省学堂肄业生	二十三	同前	同前	同前
張紹逵	広寧県	附生	二十八	同前	同前	同前
張履中	懷徳県	童生	二十七	同前	同前	同前
王藍香	興京庁	童生	三十	同前	同前	同前
張文藻	海城県	歳貢生	三十七	同前	同前	同前
李心曾	海城県	附貢生	三十一	同前	同前	同前
傅良弼	遼陽州	附生	二十五	同前	同前	同前
昱 藻	遼陽正藍旗	附生省学堂卒業	二十九	同前	同前	同前
張炳南	遼陽州	前省学堂学生	二十五	同前	同前	同前
崔玉潛	漢軍戸部鑲黄旗	同	二十四	同前	同前	同前
李秉恕	奉化県	童生	三十	同前	同前	同前
王 楨	奉化県	前省学堂学生	二十二	同前	同前	同前
德林布	盛京滿洲鎮黄旗	候補驍騎校	二十二	同前	同前	光緒三十五年帰国
周毓岐	新民府	附生	二十七	同前	同前	六年後に？卒業
王作新	鎮安県			同前	同前	同前
劉章瑞	新民府	童生	三十三	同前	同前	同前
黄耀鳳	同	附生	二十七	同前	同前	同前
紀万齡	鎮安県	童生	二十六	同前	同前	同前
饒鳳琚	湖北恩施県	附貢生分省知府	二十五	法政大学法政班	光緒三十二年十一月	卒業後進学
饒鳳璋	同上	附貢生分省知府	二十三	法政大学法政班	同前	同上
金保康	浙江仁和县	附生	二十六	早稲田大学政治 経済科	光緒二十九年來日、 光緒三十三年官費を 受給	卒業後帰国
楊 度	湖南湘潭県	举人	二十九	同上	光緒三十一年來日、 光緒三十三年官費を 受給	卒業後帰国を決める
徐仏蘇	湖南長沙県	举人	二十六	現日本語を補 習、法政大学専 門科への進学予 定	光緒三十二年官費を 受給	三年後卒業見込み

張 野	湖南善化县	監生	三十	銀行専門科	光緒三十一年九月来日、光緒三十三年官費を受給	5年後に卒業予定
劉 説	湖南茶陵州	附生	二十七	法政大学政治部	光緒三十二年七月来日、光緒三十三年官費を受給	卒業後進学予定
周 覽	湖南善化县	湖南高等学堂学生	十八	宏文学院普通科	光緒三十一年八月来日、光緒三十三年官費を受給	卒業後高等学校へ、同校卒業後に大学法科へ進学、約九年後に卒業。
李調麻	湖南長沙県	附生	二十八	法政大学政治部	光緒三十二年来日、光緒三十三年官費を受給	卒業後進学、帰国時期未定。
張声煥	湖南瀏陽県	師範学堂学生	二十四	宏文学院普通科	光緒三十一年十月来日、光緒三十三年官費を受給	帝国大学工科へ進学予定、卒業まで約8年かかる。
韓輯瑞	新民府	附生	二十九	警監学校本科	光緒三十二年三月	三十四年卒業
宗室尊三	新民府宗室		二十五	警監学校警察本科	光緒三十二年三月	同上
宗室錫福	同上		二十三	同上	光緒三十二年三月	同上
宗室嘉善	同上		二十四	同上	光緒三十二年三月	同上
鐘 毓	盛京满洲正赤旗	知府用分省補用同知直隶州	三十一	警監学校本科	光緒三十一年九月	卒業後研究科へ進学。
李作新	錦州府		二十五	高等警務	光緒三十二年正月	光緒三十五年帰国予定
周宏平	湖南湘鄉県		十七	独逸中学校	光緒三十三年三月官費を受給	未定
袁 汰	湖南仁和県		二十八	東京体育会	光緒三十二年正月	光緒三十五年帰国予定
張懷琦	江蘇陽湖県		二十五	明治大学法科	光緒三十三年六月官費を受給	三年後卒業見込み
		師範速成	六十一	人	毎年かかる経費	1人あたり毎年四百円、1人当たり年額四百円の割に相当する臨時費四十円、八十六名合計日本円三万七千八百円。
	習	法政	科五			
		政治経済	三			

備考（ママ）	習	警		六	人		
				科			
	銀行		一				
	習	中学		一	人		
		体育		一			
普通		八					
		予科					

陸軍官費生姓名	出身地	身分	年齢（歳）	在籍学校・学科	来日年月	卒業見込み
崇 恭	盛京満洲鑲黄	文童	二十三	振武学校陸軍普通科卒業入聯隊	光緒三十年七月練兵処派遣	未定
韓麟春	承德県	監生	二十三	同上	同上	同
陳嘉樂	同上	監生	二十二	同上	光緒三十一年九月練兵処送り	同
陳興亜	遼陽州	例貢生府経職銜	三十	同上	同上	同
姚受唐	同上	附生	二十四	同上	同上	同
楊裕三	湖南兗州府	廩生	二十六	振武学校陸軍普通科	光緒三十二年十二月陸軍部送り	同
臧式儀	鉄嶺県	童生	二十三	同上	光緒三十二年十二月陸軍部により派遣、本省の官費ではない。	同
宗室熙治	正黄旗	前省学堂学生	二十四	同上	光緒三十二年正月	同
景雲	盛京漢軍正藍旗	監生	二十四	同上	光緒三十二年正月	同
于文萃	遼陽州	童生	二十四	同上	同上	同
宗室吉興	正白旗	前省学堂学生	二十七	同上	同上	同
施承凱	遼陽州	童生	二十三	同上	同上	同
王静寿	複州	童生	二十四	同上	同上	同上
張煥相	盛京漢軍鑲黄旗	監生	二十六	同上	同上	同上
彭士彬	鉄嶺県	童生	二十五	同上	同上	同上
澤 溥	盛京漢軍正黄旗	前省学堂学生	二十五	同上	同上	同上
王静修	承德県	同上	二十六	同上	同上	同

						上
趙家棟	広寧県	童生	二十一	同上	同上	同上
王文華	鉄嶺県	童生	二十五	同上	同上	同上
邢士廉	承德県	童生	二十三	同上	同上	同上
遷舜生	遼陽州	童生	二十二	同上	同上	同上
林震青	鉄嶺県	附生	二十五	同上	同上	同上
盛 業	盛京漢軍正藍旗	童生	二十六	同上	同上	同上
丁澄複	興京庁	童生	二十九	同上	同上	同上
孫広庭	鉄嶺県	附生	二十二	同上	同上	同上
和 順	盛京満洲鑲白旗	童生	二十六	同上	同上	同上
于 珍	鉄嶺県	同	二十二	同上	同上	同上
德 樞	盛京満洲正白旗	同	二十一	同上	同上	同上
廉 都	盛京満洲鑲黄旗	同	二十七	同上	同上	同上
高尚志	承德県	同	二十八	同上	同上	同上
高鍾青	盛京漢軍鑲白旗	同	二十五	同上	同上	同上
蘇振中	承德県	同	二 十	同上	同上	同上
劉潜橋	興仁県	同	二十五	同上	同上	同上
応振複	承德県	同	二十二	同上	同上	同上

王培元	遼陽州	奉天中学堂学生	二十八	同上	同上	同上
王大中	同上	同	二十一	同上	同上	同上
毛鍾成	承德県	同	二十三	同上	同上	同上
王興文	遼陽州	同	二十四	同上	同上	同上
李盛唐	承德県	同	二十三	同上	同上	同上
楊玉亭	金州厅	同	二十一	同上	同上	同上
張鑑衡	開原県	同	二十七	同上	同上	同上
陳荆玉	承德県	前省学堂学生	二十七	同上	同上	同上
王鳳鳴	同上	同	二十三	同上	同上	同上
王国翰	鉄嶺県	童生	二十	同上	同上	同上
延年	盛京满洲饒黄旗	附生	二十四	同上	同上	同上
劉 楷	錦県	監生	二十七	同上	同上	同上
孫学淵	四川新寧県	県丞衙監生	二十五	同上	同上	同上
耿翼翹	湖北鄖陽県	北洋大学堂学生	二十	同上	光緒三十一年	同上
王之藩	遼中県	童生	二十一	同上	光緒三十二年正月	同上
高 鏡	新民府	童生	二十三	東城学校隨軍普通科	同上	同上
毛遇鳳	遼中県	童生	二十五		同上	同上
王之棟	広寧県	童生	二十五		光緒三十二年六月	同

						上
黄湛恩	湖南湘郷県		二十四		光緒三十三年三月官費生へ変更	三年
備考	習	陸軍	科	五	人	
		陸軍普通		四十八		
毎年かかる経費		陸軍部（前練兵処）より陸軍学生七名を派遣、そのうち六名の学費の半分は出身省奉天が負担する。一人毎年銀一百五十兩、六名計銀九百兩。				
		本省奉天の陸軍学生は四十五名、一人毎年学費日本円四百二十円、四十五名計日本円一万八千九百円、プラス一割の臨時費で計日本円一千八百九十円、合計日本円二万零七百九十円。				
		官費生に変更した一名は、毎年日本円四百円、プラス一割の臨時費四十円、計日本円四百四十円。				
		以上、計銀九百兩、日本円計二万一千二百三十円。				
自費生姓名	出身地	出身	年齢(歳)	在籍学校・学科	来日年月	
鐘景棠	盛京漢軍鑲藍旗	文生	二十六	警監学校本科	光緒三十年	
鐘景栻	同	童生	十八	同上	同上	
鐘景楷	同	童生	二十一	専門体育科	光緒三十二年	
何厚謨	山西靈石県	候選県丞	二十三	明治大学法科	光緒三十一年	
籬霞華	広寧県	文童	二十三	警監学校本科	光緒三十二年三月	
高 崇	開原県	文童	二十六	同上	光緒三十一年十月	
韓岡如	金州漢軍正黄旗	文童	二十二	早稲田大学政治経済科	同上	
王連科	盛京漢軍正赤旗	候選県丞	二十五	法政大学速成科卒業	光緒三十一年	
全 朴	開原県駐防蒙古正白旗	候選巡檢	二十九	警監学校		
世 珍	開原県駐防満洲鑲黄旗	監生	二十六	警監学校本科	光緒三十一年十月	
段宝田	海城県	文童	三十六	早稲田師範専科	同上	
趙冠備	昌図府	附生	二十四	警監学校本科	光緒三十二年二月	
郭衛村	昌図府	文童	二十三	早稲田大学政治経済科	光緒三十二年十月	
霍作雲	海竜府	省学堂肄业生	二十三	明治大学普通科		
孫尚武	奉化県	文童	二十一	東斌学校陸軍普通科		
丁鑑修	蓋平県	師範学堂学生	二十二	早稲田政治経済科	光緒三十一年十一月黒竜江省の官費生になった	
忠 駟	盛京漢軍鑲白旗		二十二	警監学校	光緒三十一年九月来日、三十三年九月卒業後、留学継続	
錫 祥	満洲正白旗人		二十三	高等警察	光緒三十二年来日光緒三十四年卒業見込み	
侯方伯	開原県		二十三	同上	光緒三十三年二月来日、光緒三十四年卒業見込み	

啓 元	満洲正藍旗		二十五	同上	光緒三十二年三月来日、光緒三十三年卒業
寧宗武	漢軍鑲藍旗		二十二	高等警務	光緒三十二年九月来日、光緒三十四年卒業見込み
金 鐸	満洲鑲赤旗		三 十	同上	光緒三十二年十月来日、光緒三十四年卒業見込み
劉雲程	開原県		二十七	同上	同上
陳寿桐	満洲正白旗		二十三	同上	光緒三十二年十二月来日、光緒三十四年卒業見込み
馬広霖	錦県		二十三	同上	光緒三十二年三月来日、光緒三十四年卒業見込み
王夢齡	奉化県		二十七	警監学校	光緒三十三年三月来日、光緒三十四年卒業見込み
趙作棟	奉化県		十 九	同上	光緒三十三年三月来日、光緒三十四年卒業見込み
張立中	奉化県		二十二	同上	光緒三十三年二月来日、光緒三十四年卒業見込み
趙鼎裔	奉化県		二 十	同上	光緒三十三年三月来日、光緒三十四年卒業見込み
蕭露華	奉化県		二十三	同上	光緒三十二年三月来日、光緒三十四年卒業見込み
陳紹良	開原県		三十六	同上	光緒三十三年正月来日、光緒三十四年卒業見込み
康永和	寛甸県		二十二	同上	光緒三十二年三月来日、光緒三十四年卒業見込み
趙国璣	開原県		三十三	同上	光緒三十三年正月来日、光緒三十四年卒業見込み
岳奮武	開原県		二十一	同上	光緒三十三年正月来日、光緒三十四年卒業見込み
劉作函	昌図府		二十四	同上	光緒三十二年十月来日、光緒三十四年卒業見込み
劉春甲	昌図府		二十三	同上	光緒三十二年十一月来日、光緒三十四年卒業見込み
陳嘉謨	同		二十六	同上	光緒三十二年七月来日、光緒三十四年卒業見込み
楊大賓	開原府		二十四	同上	光緒三十二年正月来日、光緒三十四年卒業見

					込み
裕 倫	満洲正白旗		三十二	同上	光緒三十二年十月来日、光緒三十四年卒業見込み
呉新民	懷徳府		二十八	高等警察学校	光緒三十二年十月来日、光緒三十四年卒業見込み
延 榮	漢軍正白旗		三十九	法政大学速成科	光緒三十二年十月来日、光緒三十四年卒業見込み
李鍾濂	海城県		二十六	同上	光緒三十二年六月来日、光緒三十四年卒業見込み
支 錦	漢軍鑲黄旗		二十五	法政大学法律科	光緒三十二年二月来日、光緒三十四年卒業見込み
卞 勇	遼陽州		二十八	法政大学速成科	光緒三十二年六月来日、光緒三十四年卒業見込み
杜志棟	昌図府		二十六	法政大学速成科	光緒三十二年十月来日、光緒三十四年卒業見込み
劉興甲	昌図府		二十九	同上	光緒三十二年七月来日、光緒三十四年卒業見込み
苑岡先	同上		二十六	同上	光緒三十二年十一月来日、光緒三十四年卒業見込み
榮 貴	開原県		二 十	法政大学普通科	光緒三十三年二月来日、光緒三十八年卒業見込み
李恵人	漢軍鑲赤旗		二十四	法政大学速成科	光緒三十二年六月来日、光緒三十四年卒業見込み
王良弼	漢軍正黄旗		三 十	同上	光緒三十二年八月来日、光緒三十四年卒業見込み
閻丹銘	漢軍鑲藍旗		三十三	同上	光緒三十二年六月来日、光緒三十四年卒業見込み
溫其玉	承德県		三十三	同上	光緒三十二年八月来日、光緒三十四年卒業見込み
劉承弼	開原県		二十一	法政大学普通科	光緒三十二年三月来日、光緒三十八年卒業見込み
繆激呉	漢軍正白旗		十 八	法政速成科	光緒三十二年十月来日、光緒三十四年卒業見込み
楊立程	遼陽州		二十二	法政大学普通科	光緒三十三年二月来日、光緒三十四年卒業見込み

嚴東漢	昌図府		三 十	法政大学速成科	光緒三十二年七月来日、光緒三十四年卒業見込み
允 元	広寧県		三十五	同上	光緒三十二年九月来日、光緒三十四年卒業見込み
張維垣	新民府		二 十	宏文学院普通科	光緒三十三年二月来日
李繼緒	蓋平県		二十七	早稲田大学予科	光緒三十二年七月来日、光緒三十五年卒業見込み
陳鴻猷	開原県		二十四	東斌学校陸軍普通科	光緒三十三年二月来日、光緒三十五年卒業見込み
胡文英	開原県		二十一	同上	光緒三十三年二月来日、光緒三十五年卒業見込み
陳鴻謀	開原県		十 八	同上	光緒三十三年二月来日、光緒三十五年卒業見込み
魯鴻良	同上		十 八	同上	同上
王佐臣	同上		十 九	同上	同上
鐘景桐	漢軍鑲藍旗		二 十	専門体育学	光緒三十二年十一月来日、光緒三十三年卒業
卜占元	義州		二十二	湖北鉄道学校	光緒三十二年六月来日、光緒三十六年卒業見込み
宗 奇	満洲正藍旗		三十六	早稲田大学予科	光緒三十二年十月来日
孫守万	開原県		三十二	高等警務	光緒三十二年十月来日、光緒三十三年卒業
烏林布	開原県駐防満洲鑲黄旗		二 十	法政大学速成科	光緒三十二年十月来日、光緒三十四年見込み
蔣士藩	開原県		二十五	同上	光緒三十三年来日、光緒三十四年卒業見込み
張文善	承德県		十 九	同上	光緒三十二年九月来日、光緒三十四年卒業見込み
何述賢	金州庁		二 十	同上	光緒三十三年三月来日、光緒三十五年卒業見込み
鐘 毓	満洲鑲白旗		三十五	同上	光緒三十二年九月来日、光緒三十四年卒業見込み
桂之蔭	満洲鑲藍旗		二十四	同上	光緒三十二年十月来日、光緒三十四年卒業見込み
穆芝蔭	満洲鑲藍旗		十 五	法政大学普通科	光緒三十三年二月来日、光緒三十八年見込み
瑞 珍	開原県駐防満洲鑲藍旗		三十六	法政大学速成科	光緒三十二年九月来日、光緒三十四年卒業見込み
蔣鴻存			二十七	高等警務	光緒三十二年来日、光緒三十四年卒業見込み
劉藻青			二十一	明治大学普通科	光緒三十二年九月来日

李衡山			二十一	同上	光緒三十二年九月來日
錢方遼	江蘇塩湖県		二十一	警監学校	光緒三十二年四月來日
備考	習	警監 警務	科	三十四	人
		法政速成	科	二十五	人
	習	政治経済		三	
		法		三	
	習	体育	科	二	人
		鉄道		一	
		師範令		一	
		師範速成		一	
		普通		十	
		予科			
		東斌陸軍普通		六	

第六章 清国政府の財政難と公費生の派遣—留学経費を中心に

清末の留学生関連文書あるいは史料において、日本に留学した中国人留学生は官費生、公費生、私費生の三つに分類され記されている³⁵³。これまでの先行研究には、官費生をめぐる留学政策の制定、派遣経緯、入学状況などを検討したものが多く見られるが、「公費生」を取り上げて論述しているものは皆無と言っても過言ではない。なぜ、公費生が上げられないのか。その原因は三つあると考えられる。一つは現代的な意味では、官費は「政府から出る費用。私費に対して、広く公費」³⁵⁴とされ、公費は「国または公共団体の費用。おおよけの費用」³⁵⁵と解釈され、公費生と官費生は同じように扱われるからであろう。もう一つは官費生に比べると、公費生の存在は大勢の留学生の中で少数であり、特別に扱わなくても、清末の留日学生の全体的な流れを把握できると考えられたからであろう。さらに、公費生に関する史料は少なく、公費生を取り上げることが容易ではないという状況がある。

しかし、当時の史料でわざわざ公費生と官費生を区別して記載しているのは、官・公費生の本質が異なることを示している。そのため、官費生と分けて公費生について考える必要があろう。また、公費生の人数を見ると（表 6-1）、1901 年に浙江省の 1 名、1902 年には湖南省と浙江省から 2 名、1903 年は湖南省、江蘇省などから新たに 8 名が来日している。1904 年になると、四川省だけで 88 名の公費生が来日し、ほかに湖北省、湖南省、直隸省から数名来ている。しかし、日本留学がピークを迎えた 1905 年～1906 年については、公費生に関する統計資料が見当たらないため、確実な人数は把握できない。但し、『官報』の記録によれば、山西省 78 名と江西省 93 名の公費生が、1906 年に来日したことが分かる。また、先行研究では確認されてこなかった雲南、貴州、河南などの省の公費生に関する情報についても『官報』から確認でき、公費生は辺境の新疆、東北三省以外のほとんどの省から派遣されており、清末の日本留学の全期間を通して存在したと言える。

【表 6-1】1901 年—1904 年の各省公費生の統計

³⁵³ 游学生監督処発行の『官報』の記録によれば、その他に半費生、津貼生等の存在が確認できる。なお、支出元の違いによって自国の海外留学生を分類したのは、中国より日本のほうが先であった。近代の日本人海外留学生は官費、藩費、私費の三種に分けられている（桑兵『近代の日本人中国留学生』前掲大里浩秋・孫安石編著『留学生派遣から見た近代日中関係史』4 頁）。

³⁵⁴ 『大辞林』。また、『広辞苑』も「官費」は政府から支出する費用とほぼ同じ解釈をしている。

³⁵⁵ 同右。『広辞苑』の「公費」は、国家または公共団体の費用としている。

省別年別	1901年	1902年	1903年	1904年
浙江省	1名	2名	4名	7名
湖南省		2名	8名	25名
湖北省				12名
直隸省			4名	
江蘇省			4名	
安徽省				2名
四川省				88名

(本表は『清国留学生会館報告』第二、三、四、五回により作成)

では、清末の留日学生の中から公費生を取り上げて研究する意義はどこにあるのか。まず清末において派遣された公費生のほとんどは各省の下にある各州や県の出身者で、その地域の財政によって賄われており、清末の各省留学生の一種の派遣の形態をなしている。これまで必ずしも明確になっていたわけではない清末各省の留学生派遣の実情を考察する上で、公費生を一つのテーマとして留学生史研究に位置付けることは重要であろう。また、州や県による公費生については留学経費の点から考えても、官費生とは、本質的な違いがある。日本での留学生活において相対的に安定した生活を送れた官費生と対照して、公費生の留学生活の状況が如何なるものであったのかを検討することで、清末の留日学生全体の生活状況を、より一層鮮明にすることができるであろう。

そこで、本章では、日本にいる留学生が同郷青年へ送った留学勧誘の文章、清末の留学生に関する新聞や雑誌の記事、『官報』や『経費報銷冊』などの資料を使って、清末の各省から派遣された公費生の状況を明らかにしたい。

なお、いくつかの名称について予めことわっておきたい。一は、本章における「公費生」は、一般の民間資本で創られた企業などから派遣された留学生ではなく、各州や県の資金で送られた者のみを指している。二は、本章の「地方」とはすべて各省の下にある各州や県を指している。三は、官費生と公費生という区分は、すべて史料の記述に従うものである。

第一節 各省における公費留学の背景

公費生を検討する前に、各省における留日学生派遣の資金準備について触れておきたい。周知のように、日清戦争以降、清国政府は軍事費が拡大し、列強には巨額の賠償金を支払わなければならない、それと同時に、1901年からは新政の実施により各種改革事業の支出が増加して、ますます財政的に困難な状況に陥った。教育改革を全国的に展開するための費用は不足していた。そのため、清国政府は新式の学校教育制度を導入するため中央政府、

省政府、各州や県に、それぞれ高等学堂、中等学堂、初等学堂の教育経費を分担させる意向を示したのである³⁵⁶。

1903年、張之洞と袁世凱は、世界各国の各級学堂はすべてが政府の財政負担ではなく、我が国も高等教育は政府の責任で、普通教育は地域の士族と紳士が責任をもつべきであると主張した³⁵⁷。また、初等教育普及の準備にあたって、各州や県は「現地籌款」の原則を実施して必要な経費を調達した³⁵⁸。このような教育財政の分担の中、日本への留学生派遣をめぐって、同じく中央と地方の役割分担を主張する議論が登場したのはむしろ自然な流れであるともいえる。

1898年に中央政府が官費生を中心にした日本留学派遣政策を定めた際に、留学経費については、ただ「学生の費用は当該官署から駐日公使におくり、随時支発する」と記述するのみで³⁵⁹、具体的な財源には触れていなかった。ところが、清国政府は1901年、新式の学堂を創設するにあたって、近代的な教育人材を育成することを急ぎ、そのため、日本への留学生派遣を重視し、留学を奨励する政策を打ち出した。その留学奨励政策には留学経費について、政府の資金に限られているため、自費留学を希望する者がいれば各省が奨励すべきであるという旨の通達を各省に送ることを明記している³⁶⁰。また同年8月5日に中央政府は、留学経費を各省が準備して適切に支給し、その経費を正常な支出項目として許可するよう各省に通達した³⁶¹。清国においては、各省は基本的な行政支出の他に大きな財政支出がある場合に中央政府の許可が必要であったが³⁶²、留学経費は正当な支出として認められていたのである。以上のことから考えれば、留学経費に対して中央各部署から各省に至るまで、各々留学経費を準備して派遣すると同時に、自費で留学する希望者がいれば奨励すべきだというのが中央政府の意向であったと理解できる。

続いて、各省が中央政府の留学政策に従って日本留学生派遣を準備する際に、どのように留学経費を調達したのかを見る。留学経費の調達を主張したのは、康有為である。1898年6月に康有為が記した「請広訳日本書派遊学折」では、「政府に学費を統括して準備してもらい、或いは各州県にそれぞれ学費を用意してもらい。大きな県は三人、中ぐらゐの県

³⁵⁶ 清末の教育改革実施に関しては、商麗浩『政府与社会近代公共教育経費配置研究』河北教育出版社、2001年と劉惠林『中国地方教育財政問題研究』黑竜江人民出版社、2008年を参照。

³⁵⁷ この主張については「袁世凱、張之洞奏請通減科学折」（璩鑫圭・唐良炎編『中国近代教育史資料匯編・学制演變』上海教育出版社、1991年、525頁）を参照。

³⁵⁸ 「現地籌款」とは、州や県において現地の有力者の力によって教育経費を調達し準備することを指している。1904年に張百熙、張之洞、榮慶によって制定された『學務綱要』にも、「各省側は財政難なので、政府によって学堂を多く設けられない……郷紳と金持ちに勧めて資金を出して学堂を設けるよう地方官に命じること」という現地籌款の意向が示されている（前掲舒新城編『中国近代教育史資料』上、199頁）。

³⁵⁹ 前掲さねとう・けいしゅう『中国人日本留学史』増補版、43頁。

³⁶⁰ 張之洞・劉坤一「籌議變通政治人材為先折」（光緒二十七年五月）張之洞・劉坤一「籌議變通政治人材為先折」（光緒二十七年五月）、前掲陳學恂・田正平『中国近代教育史資料匯編 留学教育』12頁。

³⁶¹ 中央政府の上諭については、「前雲貴總督魏奏陳資遣學生出洋游歷折」で触れている（前掲陳學恂・田正平編『中国近代教育史資料匯編 留学教育』14頁）。

³⁶² 朱英『晚清地方勢力的發展与中央政府的对策』（『探索与争鳴』1996年1月）41頁を参照。

は二人、小さい県は一人という割合で、すべて県の秀才を選び、当該県が各自で資金を集めて学費を支給すべきだ」と述べて、各州や県の資金で当該県の人材を育成するという見解を示している³⁶³。また、省段階で初めて留学派遣に充てる経費の調達法を示したのは四川省であった。1902年に四川省学政は中央政府の留学生派遣の上諭に対して、「現地における籌款しかない。各州や県における私的な財産を集めて公的な財産に充てるという方法である」と上奏している。さらに、現地籌款の方法としては具体的に以下のように述べている³⁶⁴。

まず、四川省の各州や県を調べたところ、地方紳士、金持ちは学田³⁶⁵を設けて科挙の文武受験生を援助しているが、現在、武系の科挙がすでに停止したので、毎年この部分のお金が残っており、それを回して留学費に充てる。少ないけれども徐々に貯めると多くなり、毎年凡そ数千金³⁶⁶を引き出せる。中ぐらゐの県では津捐、賓興³⁶⁷などの経費に余りが出ることがあり、また文昌宮³⁶⁸・各廟堂は常々無駄をし過ぎているので、これらのお金を節約して集める。或いは寄付を募ることで、大きな県と中ぐらゐの県は毎年二三百金を集めるのは難しくない。このような方法を探るようそれぞれの州県に命じ、年ごとに遊学経費の名目で県に納め、県から府に納め、府からまとめて塩道庫³⁶⁹に預けて随時使用する。

上記のように、四川省は各州や県の学田、津捐、賓興、文昌宮などから余った資金を集め、また寄付の呼びかけにより各県から毎年二三百銀両を集め、それを留学経費として備えるという方法を考え付いた。しかも、集まったお金を省の塩道庫に入れて、随時使用するとしている。ただし、この段階の四川学政の考えには、地方に散在している資金を集めて省の塩道庫に預けて省政府の財政収入に加え、それを官費生としての派遣の際に使うという意図が窺える。しかし、実際の留学生派遣は、資金を公庫に預けず、各州や県の経費を直接当該学生に支給する場合もあった。例えば、1904年に四川総督錫良が各州や県から

363前掲陳学衡・田正平編『中国近代教育史資料匯編 留学教育』324頁。

364同上。

365科挙時代に州や県にある書院などの官学と私塾の私学を経営するために、土地を貸出して利息を収める方式を学田という、「学田は専ら学校の経営或いは貧困人々のためである。」（『清史稿・食貨志一』）

366 金額はすべて史料のままに表記している。「○○金」の言い方はほかの史料でも見られるが、「金」は流通している貨幣ではないため、千金と表現すれば千銀或いは千元であると理解できる。但し、なぜ「○○金」というのかについては、筆者は不明である。

367清末、四川省などにおいて、軍事費や軍事給与を支払うために、農民に粮税を徴収すると同時に津貼銀も収めて、のちに津貼が足りないので、軍需捐を収めることになっている。この種の収入を津貼ともいう。鄭学稼主編『中国賦役制度史』（上海人民出版社、2000年）652頁を参照。賓興については各種の解釈があるので、ここでは清末の科挙時代に地方官が郷試受験の人を招待する或いは援助する事業と指している。その詳細は毛昶陽『清代科挙賓興史』（華中師範大学出版社、2014年）を参照されたい。

368一般的に、文人らが科挙試験に合格するため祈願のところで、功名利禄を握る神様文昌帝君の名前を取って文昌宮と名付けられた、清末は全国各地に文昌宮がある。四川省の文昌宮については、清国清国乾隆時代の四川省の『大邑県志』を参照されたい。

369道庫は官庫名、塩道庫は塩税及び雑費を預ける官庫である。俞鹿年編著『中国官制大辞典』（黒竜江人民出版社、1992年）733頁と賀旭志編著『中国歴代職官辞典』（吉林文史出版社、1991年）476頁を参照。

選んで日本に送ったおよそ 200 名以上の多くは公費留学生であり、各州や県が各自経費を出して留学費用を負担している³⁷⁰。

四川省以外の湖南、山西、直隸、江西などの省の留学経費の調達はどうだったかを次に見る。湖南省の場合、1902 年に日本に留学した湖南出身者が湖南巡撫宛ての日本留学派遣を勧める手紙には「湖南省政府がすぐに資金を捻出するのが難しく、各府州県に通達して頼むしかないので、それぞれに資金を準備させて、大きな県は二・三人、小さい県は一・二人を選び派遣すべきだ。」と書いている³⁷¹。多くの留学生を派遣するために、財政困難な湖南省側としては各州や県の財力を借りて当該地の人材を育成するという一つの解決法を示しているのである。山西省の場合、1905 年に留日師範生が書いた日本留学を促す文章では、「浙江省、四川省などは地方州や県から出資して当該地の留学生を日本に送るという方法を採用し、皆百名ぐらいの規模で速成留学をさせていて、帰国後当該出身地で教育事業に従事させることにしている。」と述べ、山西省もその方法に倣い留学生を派遣するようにと、勧めている³⁷²。山西省側はその提案を受け、1906 年に各州や県から 78 名の公費生を派遣した。また、直隸省の場合、1905 年総督袁世凱は多くの遊歴官紳と速成留学生を派遣する際に、125 の州や県各自が公費を出して現地の者を選ばせるようにした³⁷³。江西省では、1906 年各州や県の公費を使って、当該地出身の 108 名からなる公費生を日本に送った³⁷⁴。

先に述べた教育関連の財政状況を踏まえて考えれば、清末の複数の省はそれぞれの各州や県の財力に頼って現地の者を選んで日本に派遣した様子が見えてくる。とりわけ、1906 年 8 月に学部が速成教育を廃止する要求を出す前には、急いで州や県初等学堂に充てる教員を育成する必要があったから、財政がもともと困難な省にとっては現地籌款は最も効率的に留学生を派遣できる解決策であったと考えられる。現地籌款は、各州や県が負担している初等教育の普及に採用した経費の調達策であったが、留学生派遣にも応用されたのである。

ここで、各省の留学経費の調達法を検討した結果をまとめると次のことが言える。すなわち、清国政府は財政困難な状況下で、留学派遣奨励策を出すと同時に留学経費の捻出を省政府に任せた。しかし、省政府は同じく困難な財政状況下、各州や県における初等教育普及に必要な人材を育成するために、各州や県の財力を利用して現地の者を派遣することになった。これが、各州や県から公費を出して留学生を日本に派遣した背景である。

³⁷⁰ これらの留学生派遣は、各自資金を用意して留学生を送るように総督から各州や県に命じている。凌興珍「清末四川留日速成師範教育及影響」（『四川師範大学学报』（社会科学版）第36巻第4期、2009年7月、122頁）を参照。

³⁷¹ 俞詒慶等「湖南留学日本師範生上論中丞書」『選報』第33期、1902年10月31日（『選報』は1901年に上海で創刊されたが、停刊の時期は不明である）。

³⁷² 「山西留学日本師範生致李觀察宗棠函」『四川官報』第8冊、乙巳四月上旬（1905年5月）。四川省の派遣は1904年の総督錫良によって各州や県の派遣を指している、前掲凌興珍「清末四川留日速成師範教育及影響」を参照。また、浙江省の派遣は1905年に送り出した百名師範生のことを指している。

³⁷³ 『東方雜誌』第8期（1905年9月）と第9期（1905年10月）を参照。

³⁷⁴ 経済学会『清光緒年二十二省財政説明書』（安徽江西巻）2008年復刻版。

第二節 各省から派遣された官・公費生の区別

先述したように、これまでの先行研究で公費生を取り上げられなかった理由の一つは、公費生の捉え方があいまいで、官費生とほとんど変わらないという認識を持っていたことによるのではないかと指摘した。このような認識によって、清末の官費生と公費生は同じものと理解され、分類して捉える必要がないと思われがちである。そこで、ここではまず官・公費生の区別がどこにあるのかを明白に定義しなければならない。

但し、官費生と公費生の区別をはっきりさせる前に、清国の財政制度について言及しながら「官款」と「公款」の境界線を限定してみることにする。清国においては、中央集権的な財政制度を実施して中央から州や県まで統一の財政体系の構造を築き、「官吏の給料及び行政の公費に至るまで、中央の戸部によって」その額が決められた³⁷⁵。各省は中央政府の命令に従って各種の税金徴収を担い、それを公庫に預けて、省で使う必要な費用以外の支出があれば、中央政府に許可を取るという処理の仕方、独立した財政権力は持たなかった³⁷⁶。また、清国における官職が置かれるのは県止まりで、各州や県は最下位の行政機関として田租と各種税金を徴収する役を担う一方、官吏俸禄や行政公費などを差し引いてから、すべて国に納めた³⁷⁷。各州や県とその下の地域で教育を含む公共事業などに関する経費は、国家の財政収支外に限定され、知州、県令、紳士らは自力で工面していた。特に、清末の新政及び地方自治を展開して行くために必要な経費は、国家税金収入が使われず、公款公産、公益募金及び罰金の三項目によって賄うことが決められている³⁷⁸。

そこで、以上のような財政制度を踏まえて、官費と公費の違いを整理するならば、中央から州・県までで国家財政収支に入る経費はすべて官費となり、そうではなく上述のような州・県及び下の地域で公共事業を起こすために集めた各種経費は公費と言える³⁷⁹。

その場合の地方公共事業の経費の財源をどこから捻出しているのかについては、公費生の派遣に最も関連がある州・県の教育公費を例にして見ておく。清末の地方教育公費の財源は主に以下の3つがある。

一つは科举制度を廃止した後、残った科举試験の受験者に援助するために準備した旅費や受験費などの各種費用、新式の学校に切り替わった伝統的な教育機関である書院に残った各種経費である。

二つは祭祀などを行う廟堂、大家族が祖先を供養する祠堂、会館などの公共財産及び各地で厄やけや招福を行う行事の迎神賽会、演劇などに使う費用の一部である。

³⁷⁵ 瞿同祖『清代地方政府』法律出版社、2003年、14頁。

³⁷⁶ 前掲朱英「晚清地方勢力の発展と中央政府の対策」41頁を参照。

³⁷⁷ 魏光奇著『官治と自治：二十世紀上半期の中国県制』商務印書館、2004年10月、33頁。

³⁷⁸ 1909年1月「城鎮郷地方自治章程」が頒布され、地方自治の経費は各地方自力で調達するのである。前掲『清末縦横立憲答案史料』738頁を参照。

³⁷⁹ ここで言う公費は官吏の行政公務に使う「公費」ではなく、各種公共事業に使う費用の総称である。但し、官吏が寄付の形で出した行政公費の一部は、公共事業に使われる場合もある。行政公費については、関曉紅「晚清直省「公費」与吏治改革」（『歴史研究』2010年、第2期）を参照されたい。

三つは教育普及のために地元の人から新たな税金を徴収して得たものである³⁸⁰。ほかに官吏が自ら行う捐銀³⁸¹は寄付の意味を含んでいるが、教育公費の来源の一部とされている³⁸²。そして、地方の教育改革の一環としての留学派遣に使う公費もこのような教育公費から賄われていると考えられる。

では、教育公費の一部から使われる公費生の留学経費について、さらに具体的な出所を説明する時に助けになったのは、浙江省がより多くの留学生を派遣すべきだと訴える文章の内容である。それによると「地方公費」、「学堂公費」、「家族公費」の三つの公費の派遣方法があると述べている³⁸³。その内容は要約すれば次のようである。

「地方公費」は二種あり、一つは常備の公費であり、もう一つは特別に募集した公費である。常備の公費は、善堂、各行公所、会館、演劇、賽会などの預金、あるいは経費の削減により集まった資金であり³⁸⁴、特別に募集した公費は、上級官吏に賄賂を贈る費用や州と県が公のことで住民から徴収した費用を削って留学経費に充てる³⁸⁵。「学堂公費」は官立学堂の経常費から特別費用として引き出して留学に使うものである。「家族公費」は一族の祠堂の公款であり、大きな一族は必ず祠堂を設けていて、供養や祭などに使った金で、留学生派遣の経費に充てる。上記の方法は、そのまま実施されたかどうか確認できないが、ただこのような種類の公費が留学経費に利用される可能性があったことは推量できる。

さて、上述の公費の種類に基づいて官費生と公費生の区別を述べるならば、官費生とは国家財政経費の一部を利用して派遣された者であり、公費生とは地方の各種公共施設の公共財産、祠堂公費、特別募集などの経費を利用して派遣された者である。

しかし、清末の公費生の派遣は最初の中央政府の留学派遣政策では言及されず、1901年の留学派遣の関係文書では、「貴胄留学生」、「官派留学生」、「游学学生」の三つしか挙げられなかった³⁸⁶。「貴胄留学生」は皇族大臣の子弟を指して、本章の内容に直接的な関連性がないため略するが、「官派留学」と「游学学生」については、「京師大学堂、各省督撫・学

³⁸⁰ 田正平・陳勝「教育負担と清末鄉村教育衝突」『浙江大学学報』人文社会版、2008年、第3期、143頁を参照。

³⁸¹ 養廉銀は清国雍正年代から実施され、官吏に生活用の給料、行政公務の費用などを支給する俸禄制度である。官吏はその部分の費用の一部出して、地方事業に支援する仕方があり、その仕方を捐銀と捐廉と呼ばれている。養廉銀の詳細については佐伯富「清代雍正朝における養廉銀の研究—地方財政の成立をめぐる」(三)(東洋史研究会『東洋史研究』第30巻第4期1972年)を参照されたい。

³⁸² 前掲高麗浩『政府と社会近代公共教育経費配置研究』48頁。

³⁸³ 孫江東主筆「敬上郷先生請令子弟出洋游学併籌集公款派遣学生書」『浙江潮』第7期、1903年9月1日。

³⁸⁴ 善堂は貧困な人を救済する或いは老人や児童を收容する場所である(「善堂紳董稟道憲暨製造局憲稿」虞和平編『辛亥革命百年記念文庫 経元善集』華中師範大学出版社、2011年)を参照)。公所は同じ地域で同じ業種が集まる場所である。会館は他省或いは都にある同郷が集まる場所である(潘君祥・段煉・陳漢鴻著『上海会館公所史話』上海人民出版社、2012年を参照)。

³⁸⁵ 清国の州や県においては、このような規定上は禁止されているが、事実上は恒例となっている賄賂行為が最も多い。魏光奇『有法与無法—清代的州県制度及其運作』商務印書館、2010年9月、337頁を参照。

³⁸⁶ 「外務部：奏議復派赴洋遊学辦法章程折」(前掲陳学恂・田正平編『中国近代教育史資料匯編 留学教育』15頁。)

政・及び各大臣により派遣された者」と「各地から来た自弁で留学する者」という説明があつて、明らかに官費生と私費生のことを指している³⁸⁷。さらに、1906年に学部が頒布した「管理章程」の管理条規は官費生と私費生に関する内容であり、公費生に触れていない³⁸⁸。従つて、公費生は中央政府と関係なく、各省の具体的な実情から生み出された方法で派遣された留学生であると言えるだろう。ところで、省側に派遣された留学生は官費生と公費生の両方が存在していることから、次に各省の具体的な派遣例から官費生と公費生の違いを見ておく。

まず、広東省、江蘇省、浙江省の官費生の例を挙げるならば、広東省は1904年に欧米各国に26名及び日本に22名の留学生派遣を準備する時に、学務処の經常費の項目から毎年10万元を出すと決めていた³⁸⁹。広東省のように学務処の經常費を留学経費としたのは、「第一節」で触れた中央政府が許可した正当な支出の一種に当たっている。且つ次節で取り扱う『官報』に掲載されている各省の官費生は、このような形で各部署の経費を使って派遣されたのである。しかし、同年、江蘇省においては、巡撫の端方が学務処に命じて各州や県から凡そ130名を選んで宏文学院の速成師範科に派遣した留学生の経費は、各守門人に賄賂を送るのに準備されていた費用を減らし³⁹⁰、それを留学経費に転用した³⁹¹。また、同1904年に浙江巡撫は、速成法政科を学ばせるため留学生を派遣した際に、自ら捐廉³⁹²で行政職務用の公費の一部を出して³⁹³、留学経費に充てた³⁹⁴。江蘇省と浙江省のように、国家財政の支出を使わず、巡撫が自ら調達した資金を使って派遣したのも官費生の一種である。

また、公費生の場合、四川省、湖南省、湖北省、広西省、浙江省などの派遣がある。四川省の瀘州は、1905年に「体仁堂余款」³⁹⁵から2000元を出して5名を送り出し³⁹⁶、翌年合州は、賓興の経費を使って20名あまりを選んで日本に派遣している³⁹⁷。湖南省の湘潭県は、1905年に易姓の大家族がいてその家族公費を使って族内の子孫を選んで派遣する予定であったという³⁹⁸。湖北省の漢陽県と南漳県では、それぞれ「賠款興学」と「賠款捐」の資金を

³⁸⁷ 同上。

³⁸⁸ 前掲陳学恂・田正平編『中国近代教育史資料匯編 留学教育』386～387頁。

³⁸⁹ 前掲『南洋官報』第101冊。

³⁹⁰ 守門人は役所で紹介状を渡し、来訪者の通報及び文書を渡すなどの役を務める者である。清国において、守門人に賄賂を贈る習慣が公式上に認められ、その専用の経費まであった。陋規の一種である。注381を参照。

³⁹¹ 『南洋官報』第99冊、光緒三十年七月（1904年8月）と講道館所蔵『宏文学院関係書類』を参照。

³⁹² 注378参照。

³⁹³ 注376参照。

³⁹⁴ 『警報日報』1904年9月17日（『警報日報』は最初『俄事警聞』と呼び、1903年12月15日上海で創刊された。停刊時期は不明である。）

³⁹⁵ 体仁堂は清国乾隆皇帝の時代に現在の重慶市で創られたさまざまな慈善事業を行う場所である（『重慶市志』2005年版を参照）。

³⁹⁶ 『東方雜誌』第9期、1905年10月。

³⁹⁷ 『東方雜誌』第5期、1906年6月。

³⁹⁸ 『嶺南学生界』第8冊第2期、1905年12月。

出して計 14 人を派遣した³⁹⁹。また、広西省容県では、留学生を派遣しようとしても資金がなく困っているところ、何祖瑞という者が勝手に官職を名乗ったため官府側に処罰されて収めた罰金の 3000 元の内から 2000 元を遊学経費に充て 4 名の留学生を派遣した⁴⁰⁰。さらに、浙江巡撫は金華、衢州、嚴州の 3 府を鉄道の経過地とされたことで、鉄道関連の業務に務める人材を育成するために、当該府県に公款を出し数名の鉄道留学生を派遣するように命じている⁴⁰¹。以上のように各省の州や県においては、善堂の公費、賓興費、大家族の公費、罰金等を使って公費生を派遣していることが分かる。さらに、湖北省のように各州・県に分担させている義和團賠償金の一部を利用して公費生を派遣した例もあった。

なお、史料上では「官・公費生」と記載されているが、実は、はっきりとしない例もある。1904 年に四川総督錫良が各州や県に資金を用意してもらって選んだ凡そ 200 名の中には、90 名以上の官費生と 80 名以上の公費生が含まれている⁴⁰²。前述の地方公費の種類を参考にして考えれば、一部は公費生と呼ぶことは理解できる。しかし、一部の人のみが官費生とよばれている点は、費用の出所が判明できないため区別しにくい。同じ状況の例は、1905 年に直隸省宣化府が、各県県令と紳董の捐銀及び官立学堂の公費で「官・公費生八人」を日本に送ったことが挙げられる⁴⁰³。この派遣対象は官紳の勧誘や推薦によって現地の紳士や知識人、各学堂の学生を中心としている。その詳細は以下のようである。

宣化県令謝岱は捐銀二百五十両で、馮延鏐一名を推薦した。龍門県令経文は捐銀二百五十両で、本県の（紳士の中に）留学希望者がいないため、中学堂学生楊淵懋一名を推薦した。懷安県令普容は捐銀二百五十両で、中学堂学生黃松齡一名を推薦した。万全県前任王錫光と現任万和寅は合わせて捐銀百両、また、該県の紳董の捐銀百五十両で、馬增基一名を推薦した。懷来県令周世銘は捐銀百二十両と該県官立高等小学 堂の公款からの三百六十両を合わせて、席之琦と中学堂学生高士廉二名を推薦した。赤城県令周学淵は官立高等小学堂の公款からの二百五十両で、該学堂学生程瀛一名を推薦した。張家口督銷局總董王之節は捐銀二百五十両で、中学堂学生保安州人趙慶元一名を推薦した⁴⁰⁴。

このように県令の捐銀、県令と紳董の共同捐銀及び官立高等小学堂の公費を使うことで⁴⁰⁵、官・公費生と呼ばれていたが、いったい誰が官費生で、誰が公費生か、を判断するのは難

399 『東方雜誌』第11期、1905年12月。なお、漢陽の留学情報は直隸省の『教育雜誌』（第13期）にも「地方公費派生游学」という見出しで載っている。各省に分担させている「義和團賠償金」（中国側は「庚子賠款」という）について、湖北省の場合は、「光緒三十（1904）年八月より、納めるべき庚子賠款分担金60万両を「学堂捐」に変えて、各州や県は集めた分を納めず当該地に残すこととする。当該地で学堂を創設する際に使う専用資金として、移用禁止」と張之洞が命じた（前掲蘇雲峯『張之洞与湖北教育改革』193頁）。この南漳県は、学堂経費に変えても余分があるので、その余分を使って留学生を派遣した。

400 [直隸]『教育雜誌』第12期、1905年9月13日。

401 『東方雜誌』第10期、1905年11月。

402 前掲『警報日報』1904年6月25日。なお、官・公費生の人数は『清国留学生会館報告』（第5次、1904年）で確認したものである。

403 『東方雜誌』第9期、1905年10月。

404 同上。

405 1905年8月に、直隸省は全国初めて州や県のエデュケーション機関である勸学所を設けている。その長官は総董といい、当該地方出身の紳士である者を地方官に任命されている（前掲孫雪梅『清末民初中国人的日本観：以直隸省为中心』152頁を参照）。

しい。前節で清末の官吏の捐銀はよく利用される教育公費の一部だと指摘したが、上述の直隸省の例では捐銀で派遣された留学生が官費生と呼ばれているようにも見受けられる。

第三節 公費生の留学生生活状況—官費生と比較して

次は官費生と比較しながら公費生の留学生生活状況をみていく。1907年1月に『官報』が発行される前については、当時の新聞・雑誌の記事によって一部の省の公費生の派遣状況が確認できた。しかし、公費生の日本での生活にふれる史料は殆どないため、彼らの生活状況を知るのには難しい。おそらく、早い段階（速成留学が廃止される前）で速成留学として派遣された公費生は、特別な事情がなければ、決められた期間に卒業して帰国したので、その間の留学生生活を安定した状況で過ごしたと推量できる。ところが、速成留学が廃止された後の公費生は決して安定した留学生生活を送れたとは言えない。『官報』が発行される時期になると、監督処は官費生と公費生を分けて記載しているので、公費生に関する状況の一部は確認できる。以下には、『官報』と『経費報銷冊』の記録に基づいて公費生の状況を見ることにする。

公費生に対する管理は、監督処が設立される前は官費生と同じくそれぞれの省が派遣した監督によって行われたと考えられる。1906年になってから、各省の監督が退いて駐日公使館内に設置された監督処が統一的に留学生を管理することとなったが、学部の「管理章程」に公費生に関する規定がなかったため、監督処側の公費生に対する扱いとしては、彼らから問い合わせが寄せられたら処理するといった動きが見られる。そのような内容を載せている『官報』第1期から第50期までには、公費生に関する文書が40篇以上あることが分かった。これらの文書の多くは、公費生らの依頼を受けて、監督処から公費生出身省の提学使或いは総督・巡撫宛てに、彼らの学費に関して問い合わせている内容である。特に、それまでの監督楊樞が交替して新しい監督李家駒が着任する前後の第10期より第13期までの『官報』中に、公費生に関する文書が多く載っている。また、この時期には公費生の費用に関する問い合わせが多かったため、監督処はすべての省の総督・巡撫宛てに公費生の学費を学期ごとに先払いすることを求める文書を出した（図6-1）。その文書には、「今、日本にいる公費生は多く、彼らに支給する費用の殆どは監督処を通じて渡してはいない。たとえたまに渡すことがあっても、経理帳簿に彼らの費用に関する記録は残していないため、調べられない。だから、各州や県に公費の未払い分があればそれを清算し、今後の公費については、時期どおりに先払いするように各省の総督・巡撫を通して伝えてほしい」と書いている⁴⁰⁶。この新任の李家駒監督が出した文書から、公費の管理が混乱している状況が複数の省で起きたことが窺える⁴⁰⁷。本節では、日本にきた公費生の状況を把握

406 「咨各省総督部堂巡撫部堂為請通飭各属迅将公費学生学費分季先期匯解文」『官報』第13期。

407 次期の胡維徳監督になっても、また同じような文書「咨各省通飭各属凡有公費学生学費查照前咨催令迅解文」を出している（『官報』第23期）。

すべく、『官報』に載った公費生に関する文書の一覧を、公費生の氏名、出身地、来日年月、公費の出処、文書の件名などの項目別に並べて表 6-2 にまとめた。

表 6-2 によって公費生に関する出身地、公費の出所、公費の金額などの基本的な情報を確認すると、出身地については、江西省、広西省、四川省、山西省、湖南省、湖北省、安徽省、雲南省などの省からなっている。前二節で触れた省以外の江西、山西、安徽、雲南省も公費生を派遣し、全国の広い範囲で公費生が存在していたことが分かる。公費の具体的な出所については、凡そ以下の 4 種類に分類される。

一つは、地方公費（各出身地の州、県、郷などの公費の総称）であり、このような公費で派遣されたのは計 16 名で、最も多い。

二つは、「賓興公費」を使って留学経費とした公費生の 3 名である。

三つは、ある団体の運営資金で派遣した公費生の 2 名である⁴⁰⁸。

四つは、無駄を削減し得た資金で派遣された公費生は 1 名である。

【表 6-2】『官報』に載っている各省の公費生一覧表

⁴⁰⁸湖北省の公費生楊啓祥は、光緒29年（1903）に地方紳士・商人及び留日学生らが募金して創立した「宜人学社」により派遣された者である。派遣元の宜人学社は湖北省の官吏の支持を得て運営した団体で、その運営資金ですでに20人余りの留學生を日本に送り出した（『官報』第12期）。山西解州相黄六の公費は「志誠公局」から出されている。「公局」は、州や県の下にある郷に置かれ、郷紳らによって、地元のできごとを処理している所である。

姓名	省別		来日年月日	公費金額	公費出所	『官報』の期号
郭伯棠	江西	南康県	光緒三十二 (1906) 年	先付一百五十金	南康賓興公費	十期 (光緒三十三年九月 /1907年10月)
盧建侯／葉先 振		瑞州府／萍鄉県				十一期 (光緒三十三年十月 /1907年11月)
曹運鵬→胡憲		新建県			本邑賓興項下籌拔經費	十四期 (光緒三十四年正月 /1908年2月)
盧式楷請求補 兄公費留学、 未許可		清江県			賓興公款毎年提出洋常款一千 四百余元、額定留学生四名	十七期 (光緒三十四年四月 /1908年5月)
李師洛		廬陵県				三十三期 (宣統元年七月 /1909年9月)
魏昌清	四川	資州			本州公費	十期 (光緒三十三年九月 /1907年10月)
李善龍		瀘州江安県	光緒三十一 (1905) 年	毎年学費三百金		十三期 (光緒三十三年十二月 /1908年1月)
李崇典、梁津		重慶府長寿県			本邑公費	十三期 (光緒三十三年十二月 /1908年1月)
冷天才		銅梁県	光緒三十一 (1905) 年十一月			三十九期 (宣統二年正月 /1910年2月)
王士遵		威寧縣	光緒三十二 (1906) 年四月	三百金	前縣令時、撫台閣辺字台過境商 項下提抽三百金	十期 (光緒三十三年九月 /1907年10月)
相黄六	山西	解州		紋銀三百両	本県公款	十期 (光緒三十三年九月 /1907年10月)
李秉晋		澤州府高平県	光緒三十二 (1906) 年五月	学費三百金	本地公款提給学費三百金	十二期 (光緒三十三年十一月 /1907年12月)
喬烈		陽曲県	光緒三十三 (1907) 年二月	毎年学費三百金	本県公費	十三期 (光緒三十三年十二月 /1908年1月)
馬凌雲		山西				十三期 (光緒三十三年十二月 /1908年1月)
葉尊元		聞喜県			本県公費	二十期 (光緒三十四年七月 /1908年8月)
李潤鼎		大同県	光緒三十二 (1906) 年四月	毎年公款一百六十金、 分二次匯送		三十一期 (宣統元年五月 /1907年7月)
相黄六		解州県	光緒三十二 (1906) 年到来		志誠公局籌解	三十一期 (宣統元年五月 /1907年7月)
向忠勤		沅州府黔陽県	光緒三十二 (1906) 年			十期 (光緒三十三年九月 /1907年10月)
熊作丹／彭啓 榮	湖南	瀏陽県	光緒三十一 (1905) 年		本邑公費	十期 (光緒三十三年九月 /1907年10月)
潘平界 (元名 統)		岳州府華容県	光緒三十三 (1907) 年春	除川資匯費外僅有二百 四十元	本県李令及本地紳士議定支給公 款	十一期 (光緒三十三年十月 /1907年11月)
劉志遠		耒陽県				十二期 (光緒三十三年十一月 /1907年12月)
文俊		醴陵県			地方公費	十三期 (光緒三十三年十二月 /1908年1月)
劉志揚		耒陽県		毎年四百両	本県公費	十三期 (光緒三十三年十二月 /1908年1月)
陳逢元→鄭文 光→王兆榮	湖北	永定県		毎年四百元	地方公費	十四期 (光緒三十四年正月 /1908年2月)
周鴻儀		天長県	光緒三十二 (1906) 年	第一年官費四百元	天長県地方公費	十一期 (光緒三十三年十月 /1907年11月)
顧懷慎		鳳陽県				三十四期 (宣統元年八月 /1909年9月)
鄭象望		英山県				三十八期 (宣統元年十二月 /1910年1月)
楊啓祥		宜昌府	光緒三十一 (1905) 年		宜人学社公費	十二期 (光緒三十三年十一月 /1907年12月)
耿達	廣西	蒼江県			本県公費	十三期 (光緒三十三年十二月 /1908年1月)
劉岷、陳毅雄		梧州			地方公費	十二期 (光緒三十三年十一月 /1907年12月)
李謙、匡謫、 黃憲、李昀、 李光、李暮		梧州府蒼梧県	光緒三十一 (1905) 年四月		地方公款	二十四期 (光緒三十四年十一 月/1908年12月)
黃爵文		恩隆県				三十四期 (宣統元年八月 /1909年9月)
陳鳳鳴、趙家 珍、李彝倫→ 李光鼎		寧洱			寧洱固有公費項下毎年提出一千 三百余両永遠作為寧洱遊学經費	十五期 (光緒三十四年二月 /1908年3月)
蕭鴻鈞／劉彭 年						十二期 (光緒三十三年十一月 /1907年12月)

この 4 種類の出所のうち、団体の運営資金という種類の公費にここで初めて触れるが、ほかの 3 種類は第二節で述べた公費の種類の範囲に入ることが分かる。

次に、このような派遣元からいったい 1 人の公費生にいくら支給しているのかを見ていく。公費生に支給した費用の金額はまちまちで統一の基準がなく、派遣元によって決められていることが推量される。表 6-2 の「公費金額」の欄を見ると、年額で「三百金」は 5 人で最も多く、四百銀両は 3 名で、旅費を除き二百四十銀元というのは 1 名である。清末の各省においては、流通する貨幣が異なっているため、貨幣を表す単位も「両」と「元」があり、公費生らがもらった金の種類までも異なっている。

さらに、公費生がもらった金を日本円に換えた後の金額によって、官費生が受領している日本円の金額と比べることで、官・公費生の待遇の違いを見ることにする。もともと公費生がもらった資金は出身地の貨幣「銀両」、「英洋」、「銀元」等で払われ、公費生自身、提学司或いは監督処を通じて日本円に換金した⁴⁰⁹。しかし、当時の英洋、銀元などは日本円に換金すると、若干異なる金額になる。山西省から公費生に送金した例を取り上げると、送られた 300 両は監督処を通して日本円の「三百九十元零五角二分」と引き換えてられている⁴¹⁰。それによれば、当時の銀両と日本円の比率はおよそ 0.7 対 1 である。また、英洋の場合は、銀両と違って大体日本円と 1 対 1 になる⁴¹¹。後述する江西省の公費生の場合は、派遣当初一人当たり毎年支給された英洋 360 元は、日本円にしても 360 円となる。ところが、学部の「管理章程」が定められてからは、官費生の学費支給はすべて日本円で統一され、私立学校 400 円、官立高等専門学校 450 円、官立大学 500 円となっている⁴¹²。先の山西省の公費生が受け取る 300 両を日本円にすると 390 円 5 角 2 分であり、官費生より 10 円少ないだけとなるが、江西省公費生の学費は日本円に換えても変わらない 360 円であり、官費生より 40 円少ない。さらに、公費生の手元に届いた学費は、日本の物価や為替市場の変化により、もっと少なくなる場合があったと考えられる⁴¹³。また、実験費や旅行費などは別途に、医薬費が実費で支給された官費生と違って、公費生のすべての支出は学費として支給されていたという違いがある。

しかし、官費生の学費との差があるため、公費生の中には、派遣元に学費を請求する際に、私立学校の官費生と同じ 400 円を求める者が存在している。例えば、湖南公費生潘平

409 清末において流通している貨幣はさまざまである。単に銀の場合は、銀両、銀元、洋銀三種があり、銀両は重さと成色（質）の違いによって庫平、漕平などの種類がある。洋銀は墨（メキシコ）銀（鷹銀または英洋と呼ぶ）、本（スペイン）洋などあり、銀元は光緒半ばごろ広東、湖北など七、八省で洋銀を真似して作ったものである（基準臨時台湾旧慣調査会第一部報告『清国行政法』第3巻、11～13頁、93～96頁）を参照。

410 『経費報銷冊』（光緒 33 年 12 月～光緒 34 年 5 月、1908 年 1 月～1908 年 6 月）

411 楊芾の『扶桑十旬記』には、1907年に日本考察直前に上海の横浜正金銀行で為替して、日本円百円は英洋399元だと書いている（潘雲龍主編『近代中国史料叢書』第10冊、台湾文海出版社、491頁）。

412 「管理章程」に決められている官費生の待遇である。

413 江西省公費生の学費の場合は、光緒34（1908）年冬になると、日本円が急騰したため、宣統元（1909）年から為替相場によって多めにお金を払っている（前掲『財政説明書』）。他省の公費生の場合、地元の金で送金されると日本円にしたら少なくなる。

界は、留学生生活を過ごすのに 400 円がなければならないと述べている⁴¹⁴。また、江西省の公費生の学費が、翌年の 1907 年になってからは、初年度の 360 元（銀元）を学部の「管理章程」に従って一人当たり毎年日本円 430 円（一割の臨時費を含む）に変更され、私立学校の官費生と同じ待遇を受けることになった⁴¹⁵。以上は、官費生の待遇と比べた時の公費生の待遇について見てきた。

以下、『官報』に書かれている公費生に関する内容を見ていく。その内容のほとんどは、学費が延滞された、或いは一部しか支払われなかったため早く送金してほしいという公費生の訴えである。その内容を省ごとにみると、山西省出身と江西省出身の公費生はそれぞれ 5 名で、四川省出身と湖南省出身の公費生はそれぞれ 4 名で、湖北省出身の公費生は 2 人で、安徽省と広西省出身の公費生は 1 名ずつ、公費の延滞や未払いなどについて訴えている。その状況はそれぞれ異なるが、いくつかの典型的な例をあげると下記のとおりである。

山西省の澤州府高平県李秉晋は、「庫平銀二百三十金余」を受領していたものの、その年の正月までですでに使い切って、十数回交渉した結果、地元の官紳がようやく百金を送ってきたが、6 月には再び無くなったという⁴¹⁶。聞喜県の葉奪元は、毎年正月に学費が届くはずだが、その年はすでに 7 月になっても送ってこないため、同郷の援助で数か月の学費をなんとかしていたが、3 ヶ月間の病気になって家賃だけではなく医薬費が払えないほど困窮した状況を訴えている⁴¹⁷。四川省瀘州江安県李誉龍は、未だに日本に届いていない、何回も借金をして、もうすぐ卒業になるが、旅費などがないので帰れないと訴えている⁴¹⁸。また、湖南省瀏陽県の熊作丹と彭啓萊は、1905 年に来日したが、受領時期を過ぎても残り半年の学費を未だに送ってきていないと訴え⁴¹⁹、岳州府華容県の潘平界は、速成留学で派遣されたが、速成教育を停止した後宏文学院の三年制の師範科に入学しているため、本県でただ一人の留学生の本人に 400 円を支給してほしいと言っている⁴²⁰。

上記の例のように、各省の公費生の送金状況は延滞や未払いが多かった。各省の公費生はなるべく早く学費を送金してもらうために自身の状況をオーバーに述べた可能性があるが、それにしても、彼らは、公費の支給に頼って留学生生活を過ごしているため、仕送りの延滞などで困窮していた状況を窺うことができる。監督処の文書を見る限り、最も大変な状況は、湖北宜昌楊啓祥のように、「一週間以内に残りの学費を払えば通学を続けられる。そうでなければ退学させられる」という窮地に陥ったものや⁴²¹、山西聞喜県の葉奪元のよう

414 「致湖南提学使為学生潘平界催公費函」『官報』第11期。

415 前掲『財政説明書』（安徽江西巻）。

416 「咨山西巡撫為学生李秉晋催寄公費文」『官報』第12期。

417 「咨催山西巡撫匯解葉奪元公費文」『官報』第20期。

418 「咨四川提学使為李誉龍催公費文」『官報』第13期。

419 「致湖南提学使為学生熊作丹催公費函」『官報』第10期。

420 前掲「致湖南提学使為学生潘平界催公費函」。

421 「咨湖北学生公費並通咨各属按期匯款文」『官報』第12期。

に家賃も医薬費も払えないほど困窮した生活で心身とも苦しんでいるというものなどである⁴²²。

送金の遅れなどを訴えた文書以外にも、公費生に関する情報がある。それは、もともと日本にいる私費生が公費生にその身分を変えてほしい、或いはまだ日本に来ていない者が空きの公費を得て留学したいと訴える内容である。例えば、湖南黔陽県の向忠勤が公費を申請したことに対して、湖南省提学使は、官費と違って出身県が公費を捻出できるならば、公費は与えられると応じている⁴²³。江西新建県の胡蕙は、早稲田大学予科卒業で資金が不足して一時帰国した際の紳士等との相談で、補欠として公費を支給することになったとしている⁴²⁴。雲南寧洱出身の公費生の場合は、もともと寧洱公費で4名を派遣したが、途中で一人が病気で亡くなったので、同じ寧洱から来た私費生李光鼎が勤勉で努力家のため公費生に変更された⁴²⁵。3名の私費生が一人の公費の枠に申請した湖南省公費生の場合は、同郷の留学生の協議によって或いは監督処で学業等に関する諮問を経て、劉彭年が選ばれた⁴²⁶。湖南永定県の王兆栄は、明治大学専門部3年目で卒業間近となったので、公費が与えられた⁴²⁷。

上記のように、元の公費生が途中で退学或いは病気で帰国した場合は、すでに私費で日本に留学している者や卒業間近の者、学業や品行などが優れた者が補欠として選ばれ、公費が与えられることがあった。さらには、公費生が官費生に変わる可能性については、学部の「管理章程」に従って官立学校に合格した場合或いは「五校特約」の五校に合格した場合は、官費生に変更できた。例えば、『官報』第48期の「学界記事」に書かれている江西省の公費生名簿では4名が五校に合格したことが分かる⁴²⁸。

第四節 公費生の学費延滞問題など

公費生が送金の延滞で留学生生活に困窮している様子を上述したが、その延滞がなぜ発生したか、その直接的な原因について、いくつかの公費生らの実情に基づいてまとめてみたい。

まず、上に挙げた湖南省華容県の公費生潘平界の場合は、もともと速成留学で派遣されたが、速成科の廃止で仕方がなく宏文学院の三年制の師範科に入学した。持ってきた公費は旅費を除いた240銀元をすでに使い切っていた。これから毎年400円が必要で、華容県から来た留学生は当人しかいないため、400円の公費を支給してほしいと主張している。監督処側は当該県令及び県紳の合議で当該学生を公費生として採用することを決めたからには、続けて支給し卒業まで支えてほしいと湖南提学使宛てに文書を送っている⁴²⁹。これによ

⁴²² 前掲「咨催山西巡撫匯解葉萼元公費文」。

⁴²³ 「致湖南提学使為學生向忠勤請補公費函」『官報』第10期。

⁴²⁴ 「江西提学使咨明胡蕙補曹運鵬公費文」『官報』第14期。

⁴²⁵ 「咨雲南提学使為以鼎李彝倫公費」『官報』第15期。

⁴²⁶ 「致湖南学使為蕭鴻鈞遺額准補劉彭年函」『官報』第12期。

⁴²⁷ 「咨湖南提学使為王兆栄補鄭文光公費文」『官報』第14期。

⁴²⁸ 『官報』第48期。

⁴²⁹ 前掲「致湖南提学使為學生潘平界催公費函」。

ると、当該県令及び地元の紳士により公費を支給されたにも関わらず、速成留学にかかる費用のみ用意され、三年制の師範科に入ると学費を継続して送られるかどうかといった問題が出ている。同じ状況の山西省解州県の相黄六の場合は、1906 年に宏文学院の速成師範科を卒業してから⁴³⁰、法政大学の法政科に入って卒業するが、1909 年度の学費を地元へ請求した時に受けた返事によれば、使った費用はすでに 900 銀両を越えており、しかも前任知州に派遣された当初は速成師範教育の一年の費用しか用意されていなかったことが分かった⁴³¹。この二人の公費生はいずれも速成留学のために 1 年の公費しか用意されていなかったもので、1 年を超えた後に、公費の支払い問題が起きて、それをめぐって監督処と出身省及び地元の間にやり取りがあったのである。

また、湖北宜昌の楊啓祥の場合は、公費を經理する官紳が更迭されて、送金が約束した時期通りに支給されなくなったため、学費が延滞された⁴³²。山西省陽曲県の喬烈の場合は、県令の交代で後任の県令が公費生を派遣した事情を知らないため、残額が届かないと訴えている⁴³³。江西省崇仁県公費生李有甲の場合は、原籍の崇仁県が公費を調達できないという理由で、1 年分の学費を 200 円削減された⁴³⁴。

さらに、四川省銅梁県の冷天才の場合は、光緒三十一年十一月（1905 年 12 月）に來日したが、旧暦の 11 月を学費受領の時期としていた。しかし、原籍地から日本までの距離は遼遠で、往復まで数ヶ月以上かかる。送金が遅く、急迫した状況を救済できないと訴えている⁴³⁵。

以上、公費生の実情を見た結果として、費用延滞の直接的な原因は以下のようにまとめられる。すなわち、各州や県は、速成留学のため、速成期間或いは 1 年の公費だけ準備した。故に、公費生が留学を延長した場合、また、速成科が廃止され、やむを得ない理由で他の学科に入った場合、継続的には送金されなくなった。また、留学派遣の当初に公費の調達を担当した地方官や郷紳たちが更迭され、後任の官僚がその経緯を知らない場合には、公費生の費用問題が出てきた。さらに地方の財政が困難で、公費を捻出できない場合は、公費生の学費が停止されるか削減された。なお、四川省などの辺鄙な州県の場合、交通往來の不便で送金が数ヶ月かかり、学費延滞の原因となった。

しかし、公費生に送るべき学費が滞納になった最大の理由は、各州や県の財政基盤が不安定だったことが第一の要因であった。ここで、上述した『官報』にある一人の公費生をめぐって監督処と省側の間で数回のやり取りがあった例、山西省の公費生相黄六の事例を挙げて、その深い要因を探ってみることにしたい。

430 「山西留学日本公費学生統計表」『官報』第4期。

431 「山西巡撫咨復相黄六本籍公費業已停止文」『官報』第31期。

432 「咨湖広総督為学生張景杖催解公費并請各属按期匯款文」『官報』第12期。

433 「咨山西提學使為喬烈不能改給官費催解公費文」『官報』第13期。

434 「江西提學使咨為查復李有甲何日旋東應領學費若干文」『官報』第15期。

435 「咨請四川學使轉催匯解冷天才公費文」『官報』第39期。

第4期の「調査報告」に載っている山西省公費生統計表から、相黄六が宏文学院速成師範科に在籍していることが分かる。ところが、『官報』第31期には当年度の学費を支給する監督処からの問い合わせに対する山西省の返事として、相に公費を支給し続けられない理由が詳しく述べられている。すなわち、当該公費生相黄六は前解州知府によって速成師範科への留学を果たしたが、速成科を卒業した後法政科に入学し、3年で計900両のお金を使い切った。また、当該公費生は、公費生のうち卒業後に帰国しない者はその後進学した学校名と卒業時期を報告することで初めて公費の支給が続けられるとする規定を守らず、これからどの学校に入るかについて報告をしなかった。さらに、現在地方公費が不足しているので、学費の捻出は厳しい。以上のような理由で、当該公費生の出身地側は相黄六の公費を停止するという決断を下した⁴³⁶。

それに対して、第34期に載った監督処から山西巡撫宛ての文書では、当該公費生は公費停止という処置に不満を持ち反論していることが分かる。それによれば、派遣当初から留学期間は限定されていないし、宏文学院速成師範科を一年で卒業したあと、学業が不十分であるので再び法政大学法律専門部に入学して、1909年9月の卒業見込みであるとしている。また、公費の有無に対して、相黄六は、前年各紳士が公款の利息を差し引いて毎年2、3000金の余りが出ると教えてくれて、公費不足の理由として言われた廟堂の火災も1907年のことである。しかも1908年分の公費が届いているのだから、どうして1909年だけ捻出したいのか、と述べている。それについて監督処側は、当該公費生の留学期間が限定されていたかどうかを監督処では把握していないが、前年と前々年の経費を払っているのだから、卒業までは支給してほしいという意見であった⁴³⁷。

この相黄六の例からは以下の傾向が読み取れる。すなわち、公費生に提供している公費の財源は毎年固定されているのではなく、その支出配分の権限を持っているのは地方官紳であるということである。公費生派遣の当初、派遣元と公費生の間では派遣期間をはっきり決めていなかったため、限られた公費で最大の効果を求める派遣側と、なるべく公の力に頼って自分にとってより有利な将来を考えようとする個人の間に摩擦が生じたのである。ここで、当該公費生と派遣元の間に生じた摩擦を理解するには、1907年7月に監督処が出した「遊学計画書」において、公費で派遣したことを遊学の弊としてつぎのように指摘していることに注目したい。「地方公費を留学生の学費に充てたこれらの公費生は、たいいてい留学年限が一・二年に限定され、多くとも三年までで、派遣当初は、帰国後は義務を尽くす約束をした。もっと深い知識を求めたい者がいても、修了後の学費の出处がないため、帰国しなくてはならないというのが原則である」⁴³⁸。

さて、前述の公費生の学費支払いが延滞された直接的な原因について、山西省公費生の例から読み取れる傾向を合わせて考えてみれば、各公費の支給が不安定であった深い要因

436 前掲「山西巡撫咨復相黄六本籍公費業已停止文」

437 「咨山西巡撫為相黄六請統給公費文」『官報』第34期。

438 『官報』第8・9期合併号。

は、以下のようなものであった。つまり、公費生に提供する財源基盤の弱さである。清末の各地方州県においては「一つの教育事業を起こすと同時に資金を調達して、臨時的に処理しているので、固定の財源がない」という状況で、公費生に留学費用を提供する財源も地方の教育財政状況と密接に関係したものであった⁴³⁹。公費生の派遣は、地方官紳の力で実現したが、派遣する側と派遣される側がお互いに守られる制度的な保証が必ずしもあったわけではないのである。地方官紳などの地域有力者が各自の地域の各事業を主導しているので、公費を出すには彼らの主観的な判断によることが多い⁴⁴⁰。このような要因のいずれかが、地方の財政難と重なると、より深刻な状況に陥って、公費生に提供する資金に影響が自然に出てくると言える。派遣元となる各州県内の事情で公費生の留学生活に影響を及ぼしていたことが、官費生と公費生の大きな相違点である。

これまで『官報』にある各省の個別な公費生について、全体的な状況を見てきた。そこから見てきたのは公費生に費用を提供する各州や県側の態度であるが、その上部機関であった省は地方公費で派遣した公費生に対して、どのような扱いをしたのであろうか。次にその点を江西省派遣公費生を事例に検討してみる。

江西省の留学生派遣は1904年から始まる⁴⁴¹。ほかの湖南、湖北、浙江、江蘇などの省が速成留学を廃止する動きを始めた1906年に、江西巡撫は各州や県に通達して、各州や県が資金を出して速成留学を目的とした108名の公費生を日本に派遣した。ところが彼らの留学途中で速成留学が廃止されたため、彼らの処遇に対して、省側は一定の対応をせざるをえなかった。そこから公費生に対する省の姿勢を窺うことができる。そこで次にこれらの公費生に対する扱い方を『官報』から見ることにする。前節で触れたように、これらの公費生は1907年から毎年一人日本円430円が支給され、私立学校の官費生と同じ待遇になり、『官報』第25期までは監督処が出した江西省の毎学期の学費予算表に官費生と一緒に統計されている。統計に含まれたのは、監督処が管理の便宜を図った一面もあるし、公費生の公費問題がまだ深刻になっていない段階にあったためと考えられる。

第26期(1909年2月)の文書では、江西省の官費留学生は計193名とされ、官費と公費の区別がなかった。しかし、第33期(1909年9月)には江西巡撫から監督処宛ての文書が掲載されており、江西省の官公費留学生の人数は鉄道局公費生8名、地方公費生93名、官費生83名で、合計184名とされ、続けて、これからは官費生を50名定員として、公費生と官費生をはっきり分けるべきだと記されている⁴⁴²。さらにその公費生を枠外にする理由は「地方公費九十三名は前学務処が各県に通達し、大県は三・四名、小県は一名を選び、そ

439 前掲商麗浩『政府与社会 近代公共教育経費配置研究』32頁。

440 田正平は、各州や県の下郷村において教育費などを用意する際に、地方紳士が積極的にお金を出すか或いは集まった金を横領するかなどさまざまな出来事があり、それらは地方紳士たち個人の素質に関係があると指摘している(田正平・陳勝『中国教育早期現代化問題研究以清末民初鄉村教育衝突考察为中心』浙江教育出版社、2009年、156～157頁を参照)。商麗浩も同じ意見である(前掲『政府与社会 近代公共教育経費配置研究』238頁を参照)。

441 黄耀柏「清末江西留日学生述論」『江西社会科学』1992年第1期、119頁。

442 「江西巡撫咨官額以五十名為限文」『官報』第33期。

の経費は官紳により集める。しかし、光緒三十二年（1906）に派遣を開始してから、龍南、浮梁、鄱陽三県は一文の公費も出さず、他の県は、一学期或いは半学期分のみを払って、多額の未払いが出るようになった。このような状況では、きちんと公費を払い続けられなくなる恐れがある」というものである⁴⁴³。すなわち、各州や県から留学経費を出せない状況が明らかになっていく一方で、官費生のように安定的に学費を支給する財源の保証はないということである。また、この一文によって、公費生の派遣が開始した当初から、江西省の各州や県の公費の支払い状況はあまりよくなかったことが分かる。

1910 年になって、支払い状況がさらに悪化したことで、江西省側が公費生に対する扱いを変更した。その経緯は、『官報』第 48 期（1910 年 11 月 18 日）の「学界記事」から窺える。「学界記事」の内容を要約すれば、次のようである。

速成師範として派遣されたこれらの公費生の費用は、当該学生の実籍の資費或いは地方公費が提学司を経て監督処に送金されている。しかし、各州や県が時期どおりに資金を送らないため、学務公所が立て替えのうえ、監督処に送金していた。前提学使は各州や県に早く送金するよう催促したが、各州や県は財政難で費用を捻出できないと訴えている。当年末（1910 年末）までに、各地方は学費と医薬費を合わせて、計「英洋 11 万 9340 元」余りの借金があり、それを提学司に返済していなかった。このような状況で、返済できない州や県は多数を占めている。中央政府から各省政府まで全国範囲で財政を整理して予算を執行する際に、江西省巡撫は学部に出す旨を打ち明けると同時に、駐日大臣を経由して監督処に伝えた。すなわち「1910 年の後学期まで、江西省のすべての公費生を自費生に変更させる。もし公費生自らが実籍の官紳に相談して、公費を続けてもらえるならば、直接に郵送してもらおう。もらえないか或いは自力で留学を続けられない者は、監督処に頼んで人数通りに旅費を支給して帰国させる」という措置を取るようになる。

以上の江西省公費生の実例からは次のことが言える。公費生の派遣を開始してから、各県の支払い状況はまちまちで、その負担分を守る県は少なかった。このような状況はさらに悪化し、未払いが積み重なって多額の借金となったため、省側が途中で公費生に対する扱いを調整したのである。こうして江西省側は、各州や県に支給されるべき公費生の経費を負担しないで、各州や県の財政ときちんと分ける姿勢を示した。これらの公費生の経費は江西省を経由して送金されたが、各州や県及び出身地によって集金されているので、江西省の財政収支とは無関係であった⁴⁴⁴。さらに、速成留学廃止の年にも速成師範科の留学生を派遣した江西省にとっては、このような方法で人材を養成する必要がまだあったのであろう。しかし、学部は普通教育の普及が遅れた江西省などの具体的な状況は考えずに、一律に速成留学を廃止することにしたので、江西省側はその政策に従うしかなかった。

⁴⁴³ 同上。

⁴⁴⁴ 前掲『財政説明書』（安徽江西巻）。

小結

本章では、これまで中国人日本留学生史の研究で重視されなかった公費生を取り上げて検討してきた。その結果は次のようにまとめることができる。

日本留学政策を定めた後、中央政府から各省政府まで財政難にある中、四川省をはじめとする一部の省（山西、江西、直隸など）では「現地籌款」という方法で各州や県の財力に頼り、各州・県の人材を育成する経費調達策を採った。各州や県の初等教育が地元の財力に頼るという、当時の清国政府の教育財政分配方針と一致していたこの政策は、公費による留学生派遣を生み出したきっかけである。限られた公費を使って短期間で近代的な教育人材を養成するのが公費生派遣の目的である。言い換えれば、速成留学の段階で留学生を派遣するには、地方の財力が大きな役割を果たしたのである。

公費生と官費生の区別についてまとめると、官費生とは中央政府の各部署、各省総督・巡撫などにより派遣され、且つその留学経費が国家財政の一部或いは総督・巡撫が自ら調達した費用から提供されている者である。それに対し、公費生とは各省総督巡撫及び各州県の官紳により選抜され、且つその留学経費が地方の各種公共財産及び特別募集などによって賄われている者である。しかし、史料上では、特に『官報』が発行される前の各省の留学派遣の経費については、公費と官費の区分が明確ではなく、区別もあいまいであった。

速成留学から長期留学に変わった時期の公費生について、『官報』に基づいて検討した結果は、公費の支給が遅延したため、その留学生生活は官費生ほど安定的ではなかった。公費生を派遣した各州や県にそれぞれの事情があったことが、公費生が苦しい状況に陥る直接の原因となった。しかし、彼ら公費生の留学生生活が安定しないより根本的な要因は別にあったと考えられる。その一つは、留学経費としての固定的な財源がなく、地方財政の基盤が弱かったことにある。その二つは、公費生の派遣は地方官紳の力で実現したが、派遣する側と派遣される側のお互いが守られるべき制度的な保証が必ずしもあったわけではなかった。その三つはその選抜が地方官紳など地域有力者の主観的な判断による場合が多かったという点である。このような派遣元の事情が公費生の留学生生活に影響を及ぼしたのは、官費生との最大の相違点である。

『官報』に書かれている江西省公費生に関する記録は上述したように、公費留学の実情を現している典型的な例であるといえる。速成留学の廃止に合わせて長期留学に切り替えたものの、各州や県からの経費の未払い問題が深刻になり、省側は公費生に対して、公費の支給を停止するか帰国させるかを迫る扱いに変更した。省側としては、公費の集まりが悪くても、公費生の費用を最後まで各州や県に負担させる意向をもっていたことも公費生には不利な結果をもたらした。学部が速成留学の廃止を決める時期になっても、多くの速成師範科の留学生を派遣した江西省にとっては、まだ公費によって教育人材を養成する必要がまだあったということになる。

なお、本章によって、現地の公費を用いて地元の人材を派遣させることで、ほぼ省の全域にわたる広い範囲で清末の各州や県が留学生を派遣した様子が見えてきた。この作業に

より、これまでの清末の日本留学生史研究に存在した空白をある程度で埋めることができた。1901年からの初等教育改革を担う人材の育成が急務となった背景を踏まえて考えれば、短期間で調達した地方公費で各州県及びその下の郷までの出身者を留学させたのは、速成留学がおこなわれていた当時では最も効率のいい手段だったと考えられる。但し、留学形態が長期留学に変わると、公費による留学は公費の支払いをめぐる延滞や未払いなどさまざまな問題が生じ、もっと高等な専門知識を持つ人材を育成するには限界があるというデメリットの一面も現れた。さらに、公費で留学してきた公費生の立場に立って考えれば、江西省のように強制的に帰国させられるか、或いは私費生として残留するか、という境遇に陥った場合、地方の公費を出す側の意志に従うしかなかったと思われる。

このように、本章では清末の時期に限って公費生について論じてきたが、民国時期になっても公費生が存在している。その時期の公費生の状況は如何なるものだったかについては、今後の課題にしたい。

終章

本研究を通して、これまでの先行研究ではあまり触れられなかったいくつかの問題を明らかにしたといえる。まず、清末の留日学生の多くが私立学校に入学した原因は、留学生らの知識レベルや日本側の私立学校の対応などにあり、各私立学校においては諸費用の金額がまちまちで、留学生数が増えることにより授業料を減らした学校もあった。また、湖北省と直隸省の両省には、張之洞と袁世凱のそれぞれの管理によって各種留日学生の派遣やそれに応じた留学経費の支出方法などが異なった。湖北省は官費生の人数が多く、それによって経費管理上の問題などもあったことで、直隸省より留学経費の調達難が深刻になった。張之洞と袁世凱のような有力な地方督撫は、各自の施策方針が異なっただけでなく、日本側との関わり方も違ったため、受け入れ側としての日本にそれぞれの要望を配慮して対応されたのである。湖北省と直隸省のいずれも医薬費の支出が多かったことから、清末の留日学生全体の医薬費は留学経費の負担になったことも想像できる。なお、奉天省の場合には、上述の二省の派遣状況と違って、速成留学が廃止される直前に初めて多くの速成留学生を派遣したことで、速成師範科の留学生が長期留学を希望した際に官費を支給し続けるかという問題があり、官費で派遣した女子留学生らが卒業するまで奉天から実践女学校との間に結んだ契約に従って各種費用を支払い続けた。奉天を含む東北三省はもともと留日学生が少なかったにも関わらず学部に一律に決められた「特約五校」の分担金に対して不満な態度を示した。さらに、官費生と違う財源で派遣された公費生は、省の下にある州や県の経費を利用して現地の人材を育成する発想で生まれたが、派遣元の各州や県の財源基盤が弱かったため、送金に頼る公費生の留學生活が影響を受けた。

しかし、清末の留日学生の派遣は各種領域においてのエリートの養成ではなく、国内外の危機から脱出するための応急策として行われた。最初の予想よりはるかに超えた経費を費やしたことは事実であるが、当時の清国の状況から考えれば、留日学生の派遣の必要性は十分に窺えるし、実際に清末新政に応じた各種改革において一定程度の役割を果たしたと言わざるを得ない。だが、留日学生の派遣が国家発展戦略の一環として実施される以上、国家意識が優先され、留日学生を一つの集団として扱われる傾向は明らかである。どんな集団であってもあくまでも一つ一つの個人からなることは無視されがちである。すなわち、留日学生の集団の中に存在している一人一人の留学生個人の意識は重視されていない。本研究にもそういう問題が存在しており、個人としての留学生の立場に立って考えていなかった。特に留学経費の視点から考察する以上は、留学生個人の意識にも着眼する必要があると思う。

清末の留日学生の中には、強い民族意識を持って救国救民の道を模索する者もいれば、単に自身の立身出世を考える者もいた。それぞれの留学生個体は、清国政府に派遣されたにも関わらず政府を留学資金の支援者として考え、官費の獲得を狙ったのであろう。一方、

自費で留学してきた留日学生らは、官費の獲得を狙うために、学びたい学科より政府に決められた学科を選ぶ方向に傾いたと言わざるを得ない。

民国になっても各省から留日学生が派遣され続けた。清末の時期に比べて違う点を挙げると、その一つとしては、日本政府が中国人留学生をアメリカに取られるのを恐れるため、義和団賠償金の一部を利用して「対支文化事業特別会計法」を制定し、その事業の一環として中国人留学生に経済的な支援を実施したことが挙げられる。但し、その援助対象の留日学生を選定するには、日本側の独自のルールを守らなければならなかった。故に留学経費の角度から見ると、この時期の留日学生の選択は民国政府と日本政府の両方に左右される傾向があった。

ところが、1980 年になって再開された中国人の日本留学は、1978 年より開始した改革開放に伴って先進的な科学技術に精通した人材が必要となったことが背景にあり、清末と似たような国家戦略の一環とされた。従って、清末と同じように留学期間や専攻分野などは中国政府に決められ、授業料を含む日本に滞在する生活費の全ては駐日中国大使館に統一管理された。このように国に派遣された留日学生にとっては、自分自身の意思を抑え政府の方針に従うしかなかったのであろう。但し、留学期間の終了後にまだ留学を続けたい者は、中国政府に反対されたにも関わらず、自ら日本側の奨学金を獲得し継続留学することができた。

1984 年より自費留学の許可及びその後の海外留学に関する一連の留学政策の実施に伴い、現在の中国人海外留学はもっと自由で完全に個人のキャリア形成を助けるための行為となり、自費留学が 92%以上を占めている。

一方、受け入れ側の日本における留学生に対する政策を見てみると、相当な変化が見られる。明治後期から終戦直後までは、大陸進出に伴う国益を優先して中国人留学生を含む外国人留学生を受け入れたと言わざるを得ない。しかし、終戦後およそ 10 年を経た 1954 年から現在でも続けられている国費奨学金を設け、世界各国の優秀な人材を招聘し国際的な文化交流を目指している。さらに文部省奨励金や様々な財団に設けられた奨学金、1987 年から自費留学生を対象に実施された授業料減免制度などがあり、各国の経済困難な自費生にとっては大きな助けとなっている。

上述のように、留学経費をめぐる中国側の留学政策の調整と受け入れ側としての日本の支援制度の充実に伴い、国家派遣から個人の自主選択へと留学意識の変化も見られた。故に、このような変化を踏まえ、今後の課題としては、民国時代の留日学生の経費問題、そして現在に至るまでの自費留学の経済源、加えて日本側の留学生受け入れの支援金について研究を続けたいと考えている。

本研究では日本への留学生に限ったが、今後、他国への留学生も視野に入れ比較する視点で検討してみたい。

参考文献

一．資料

1．日本

①東京都公文書館所蔵

『文書類纂 学事 第一種 私立各種学校』

②外務省外交史料館所蔵

『在本邦清国留学生関係雑纂』（陸海軍外之部）3-10-5-3-2

『在本邦清国留学生関係雑纂』（海軍学生之部）3-10-5-3-3

『在本邦清国留学生関係雑件』（学生監督並視察員之部）3-10-5-3-4

『在本邦清国留学生関係雑纂』（留学生学費之部）3-10-5-3-5

『清国革命動乱ノ際本邦有志者ニ於テ支那留学生同情会組織並同会事業状況関係雑纂』

③講道館所蔵

『宏文学院関係資料』

④清国留学生会館発行

『清国留学生会館報告』第2、3、4、5回

⑤駐日公使館内の游学日本学生監督処発行

『官報』第1期～第50期（欠第3期）

『官報』の附録『経費報銷冊』（光緒三十二年十一月～宣統二年十一月の分）

⑥清国学部発行

『学部官報』

⑦『清光緒朝中日交渉史料』（上・下）文海出版社印行。

⑧その他

明治期の日本の雑誌

『教育時論』

『国土』

清末の中国の新聞・雑誌

『選報』

『経世文潮』

『湘報』

〔商務印書館〕『教育雑誌』

『中外日報』

〔直隸〕『教育雑誌』

『東方雑誌』

『中国報』

『北洋官報』

『南洋官報』

『警報日報』
 『時報』
 『四川官報』
 『浙江潮』
 『嶺南学生界』

二. 引用・参考文献

日本語文献

1. 書籍

- 舒新城『近代中国留学史』中華書局、1927年。
- 松本亀次郎『中華留学生教育小史』東亜書房、1931年。
- 実藤恵秀『中国人日本留学史稿』日華学会、1939年。
- 興亜院『日本留学中華民国人名調 1940年』
- 実藤恵秀『中国人日本留学史』くろしお出版社、初版 1960年・増補版 1970年。
- 教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』教育資料調査会、1964年。
- 多賀秋五郎『近代中国教育史資料』（清末編）日本学術振興会、1972年。
- 実藤恵秀『中国人日本留学史談』第一書房、1981年。
- 阿部洋編『日中教育文化交流と摩擦』第一書房、1983年。
- 黄尊三著（さねとう・けいしゅう/佐藤三郎訳）『清国人日本留学日記』東方書店、1986年。
- 小島淑男『留日学生の辛亥革命』青木書店、1989年。
- 阿部洋『中国の近代教育と明治日本』福村出版、初版 1990年・再版 2002年。
- 厳安生『日本留学精神史—近代中国知識人の軌跡』岩波書店、1991年。
- 汪向荣著（竹内実訳）『清国お雇い日本人』朝日新聞社、1991年。
- 近代アジア教育史研究会編『近代日本のアジア教育認識：明治後期教育雑誌所収中国・韓国・台湾関係記事』龍溪書舎、1995年。
- 周一川『中国人女性の日本留学史研究』国書刊行会、2000年。
- 小林善文『中国近代教育の普及と改革に関する研究』汲古書院、2002年。
- 大里浩秋・孫安石編『中国人日本留学史研究の現段階』御茶の水書房、2002年。
- 楊艦『近代中国における物理学者集団の形成』日本僑報社、2003年。
- 王嵐『戦前日本の高等商業学校における中国人留学生に関する研究』学文社、2004年。
- 阿部洋『「対支文化事業」の研究—戦前期日中教育文化交流の展開と挫折—』汲古書院、2004年。
- 土方苑子編『各種学校の歴史的研究：明治東京・私立学校の原風景』東京大学出版会、2008年。
- 大里浩秋・孫安石編『留学生派遣から見た近代日中関係史』御茶の水書房、2009年。

酒井順一郎『清国人日本留学生の言語文化接触 - 相互誤解の日中教育文化交流 - 』ひつじ書房、2010 年。

中村義・藤井省三等編『近代日中関係史人名辞典』東京堂出版、2010 年。

大里浩秋・李廷江編『辛亥革命とアジア』御茶の水書房、2013 年。

大里浩秋・孫安石編著『近現代中国人日本留学生の諸相—「管理」と「交流」を中心に』御茶の水書房、2015 年。

早稲田大学大学史編集所編『早稲田大学百年史』第一巻、早稲田大学出版部、1982 年。

成城学校八十年史編纂委員会『成城学校八十年史』1965 年。

東洋大学創立一〇〇年史編纂委員会『東洋大学百年史』（資料編）1988 年。

法政大学百年史編纂委員会『法政大学百年史』1980 年。

法政大学大学史資料委員会『法政大学史資料集 第十一集』

斎藤秋男編『教育の中の民族—日本と中国』明石書店、1988 年。

辛亥革命研究会編『中国近現代史論集』汲古書院、1985 年。

神谷正男編『宗方小太郎文書—近代中国秘録—』原書房、1975 年。

黄東蘭『近代中国の地方自治と明治日本』汲古書院、2005 年。

熊達雲『近代中国官民の日本視察』成文堂、1998 年。

山本経天『近代中国における教員養成研究』、博士論文 2004 年。

劉振生『「満州国」日本留学史研究』吉林大学出版社、2004 年。

実践女子学園八十年史編纂委員会『実践女子学園 80 年史』1981 年。

『第一高等学校六十年史』

折田悦朗『九州帝国大学における留学生に関する基礎的研究』九州大学史料室、2004 年。

2. 論文

浅野慎一「中国人留学生・就学生の実態と受け入れ政策の転換」、『労働法律旬報』2004 年 5 月 25 日発行

黄福慶「清末における留日学生派遣政策の成立とその展開」『史学雑誌』第 81 卷 7 号、1972 年 7 月

永井算巳「所謂清国留学生取締規則事件の性格：清末留日学生の一動向」、『信州大学紀要』第 2 号、1952 年

金谷志信「所謂清国留日学生取締規則事件の背景」、『学習院史学』第 9 号、1972 年 11 月

細野浩二「中国対日留学史に関する一問題—清末における留学生派遣政策の成立過程の再検討」早稲田大学史学会編『史観』第 86・87 号、1973 年 3 月

蔭山雅博「解題Ⅲ 明治日本の中国人留学生教育—その諸相—」、近代アジア教育史研究会編『近代日本のアジア教育認識・資料篇—明治後期教育雑誌所収 中国・韓国・台湾関係記事』、龍溪書舎、1995 年。

蔭山雅博「宏文学院における中国人留学生教育—清末期留日教育の一端」日本教育史学会『日本教育史学会紀要』第23集、1980年。

蔭山雅博「宏文学院における中国人留学生教育の展開—清末期留日教育の一端（二）—」斉藤秋男編『教育の中の民族—日本と中国』明石書店、1988年。

蔭山雅博「信濃宏文学院における中国人留学生教育—清末期留日教育の一端（三）」学習院大学史学会『响沫集』第7号、1992年。

上沼八郎「下田歌子と中国女子留学生—実践女学校『中国留学生部』を中心として」『実践女子大学文学部紀要』第25号1983年。

加藤隆「明治末期における清国留学生と明治大学」『明治大学史紀要』第3号、1983年。

中村義「成城学校と中国人留学生」辛亥革命研究会編『中国近現代史論集』汲古書院1985年。

小林共明「振武学校と留日清国陸軍学生」辛亥革命研究会編『中国近現代史論集』汲古書院1985年。

周一川「中国人女子留学生を受け入れた官立三校について」慶応義塾大学文学部内三田史学会『史学』第67巻第1号、1997年。

周一川「中国人女子留学生を受け入れた私立学校について—民国初期を中心に—」慶応義塾大学文学部内三田史学会『史学』第68巻第3・4号、1999年。

尚大鵬「日本体育会体操学校における清国留学生—雑誌『体育』より—」中国四国教育学会『教育学研究紀要』第46巻第1部、2000年。

尚大鵬「明治後期における中国人留学生に対する軍事教育—日本体育会を中心として—」広島東洋史学研究会『広島東洋史学報』第6巻第11号、2002年。

張金塗「戦前の日本における中国人留学生に対する日本語教育の歴史的研究—宏（弘）文学院を中心に—」広島大学教育学部『広島大学教育学部紀要』第二部第43号、1994年。

鈴木正弘「留日中国人学生の学んだ日本史教育の一端—振武学校・成城学校における日本史教育—」立正大学史学会『立正史学』103号、2008年。

北村淳子「東京同文書院における初期日本語教育（明治32—34年）—チェンバレン本をめぐる—」日本国際文化学会『インターカルチュラル—日本国際文化学会年報特集文化の戦略性をめぐって』アカデミア出版会、2009年。

二見剛史「第一高等学校における中国人留学生教育」国立教育研究所『国立教育研究所紀要』第95集、1978年。

二見剛史「戦前日本における中国人留学生予備教育の成立と展開」国立教育研究所『国立教育研究所紀要』第94集1978年。

王嵐・船寄俊雄「神戸高等商業学校の中国人留学生に関する研究」神戸大学発達科学部『神戸大学発達科学部研究紀要』第7巻第1号1999年。

経志江「広島高師における中国人留学生の来日と帰国後の活動」広島大学教育学部『広島大学教育学部紀要』第一部（教育学）第48号、1999年。

経志江「明治末期東京高等師範学校における中国人留学生教育の成立」中国四国教育学会『教育学研究紀要』第46巻 第1部2000年。

孫安石「経費は遊学の母なり」大里浩秋・孫安石『中国人日本留学史研究の現段階』御茶の水書房、2002年。

柴田幹夫『日華学堂日記 1898年～1900年』新潟大学国際センター『国際センター紀要』第9号、2013年

厳平「官立高等教育機関における留学生教育の成立と展開：第三高等学校を事例として」、『京都大学大学文書館研究紀要』第7号、2009年。

林正子「張之洞に関する一考察—特に湖広総督時代の釐金政策をめぐって」（立教大学史学会『史苑』、第31巻第1号、1965年。

大竹鑑「張之洞の教育論」（『西山学報』、1968年12月、第19期。

中村義「成城学校と中国人留学生」、辛亥革命研究会編『中国近現代史論集』汲古書院、1985年。

馮青「日清戦後の清国清国海軍の再建と日本の役割」（『軍事史学』第42巻第2号、2006年。

汪婉「直隸省の教育改革と官紳の日本游歴」（『史学雑誌』第3号、1997年）

蔭山雅博「清末奉天省の教育近代化過程—初等教育の普及過程を中心として—」、学習院大学『調査研究報告』1993年。

佐伯富「清代雍正朝における養廉銀の研究—地方財政の成立をめぐって」（三）（東洋史研究会『東洋史研究』第30巻第4期1972年。

永田英明「戦前期東北大学における留学生受入の展開—中国人学生を中心に」東北大学史料館編『東北大学史料館紀要』創刊号2006年3月。

孫安石「戦前中国人留学生の「実習」と「見学」について」神奈川大学『人文学研究所報』第39期2006年3月。

見城悌治「明治～昭和期の千葉医学専門学校・千葉医科大学における留学生の動向」千葉大学国際教育センター『国際教育』第2号2009年3月。

見城悌治「戦前期留日医薬学生への帰国後の活動と現代中国における評価」『国際教育』第3号2010年。

見城悌治「千葉医薬専門学校・千葉医科大学時代の留学生たち」『千葉大学医学部135年史』、千葉大学医学部、2011年。

韓立冬「旧制第一高等学校特設高等科の留学生教育」『アジア地域文化研究』第7号、2011年3月。

許晨「北海道帝国大学の中国人留学生」『北海道大学大学文書館年報』第5号 2010年3月。

呂順長「清末〔五校特約〕留学と浙江省の対応」中国研究所『中国研究月報』1998年2月号。

中国語文献

1. 書籍

張之洞『勸學篇』。

黃福慶『清末留日學生』中央研究院近代史研究所專刊 34、中央研究院近代史研究所 1975 年。

苑書義、孫華峰、李秉新主編『張之洞全集』河北出版社、1998 年。

陳學恂・田正平『中國近代教育史資料匯編 留學教育』上海教育出版社、1991 年。

呂順長『清末中日教育文化交流之研究』商務印書館、2012 年。

胡鈞 重編『張文襄公年譜』卷 3、台灣商務印書館、1978 年

朱有獻主編『中國近代學制史料』華東師範大學出版社、1983 年。

蘇雲峰『中國現代化的區域研究 湖北省 1860—1916』台灣中央研究院近代史研究所專刊 (41)、1987 年。

李細珠「張之洞與晚清軍事教育近代化」(『安徽史學』、2001 年第 4 期)。

黎仁凱著『張之洞幕府』、中國廣播電視出版社、2005 年。

蘇雲峯『張之洞與湖北教育改革』台灣中央研究院近代史研究所專刊 (35)、1976 年。

張紹祖編著『津門校史百匯』(天津人民出版社、1994 年)。

孫雪梅『清末民初中國人的日本觀：以直隸省為中心』天津人民出版社、2001 年。

樊國福『留日學生與直隸省教育近代化』博士論文、2012 年。

北洋大學—天津大學校史編輯室『北洋大學—天津大學校史資料選編』天津大學出版社、1991 年。

熊治祁編『湖南人物年譜 5』湖南人民出版社、2013 年。

章開沅、余子俠編『中國人留學生史』(上) 社會科學文獻出版社、2013 年。

元青、王建明「近代中國海軍留日教育及其影響」『徐州師範大學學報』(哲學社會科學版)、第 32 卷第 1 期、2006 年 1 月

天津圖書館・天津社會科學院歷史研究所編『袁世凱奏議』(中)、(天津古籍出版社、1987 年)。

『北洋公牘類纂』卷 10、學務 1、台北文海出版社。

周棉主編『中國留學生大辭典』(南京大學出版社、1999 年)。

吳劍傑主編『湖北諮議局文獻資料匯編』武漢大學出版社、1991 年。

周川主編『中國近現代高等教育人物辭典』福建教育出版社、2012 年。

呂順長『清末中日教育文化交流之研究』、北京商務印書館、2012 年。

璩鑫圭・唐良炎編『中國近代教育史資料匯編・學制演變』上海教育出版社、1991 年。

商麗浩『政府與社會近代公共教育經費配置研究』河北教育出版社、2001 年。

劉惠林『中國地方教育財政問題研究』黑龍江人民出版社、2008 年。

舒新城編『中國近代教育史資料』人民教育出版社、1981 年。

毛曉陽『清代科舉實興史』(華中師範大學出版社、2014 年)

俞鹿年編著『中國官制大辭典』黑龍江人民出版社、1992 年。

賀旭志編著『中國歷代職官辭典』吉林文史出版社、1991 年。

經濟學會『清光緒年二十二省財政說明書』

瞿同祖『清代地方政府』法律出版社、2003 年。

魏光奇著『官治与自治：二十世紀上半期的中国県制』商務印書館、2004年。

虞和平編『辛亥革命百年記念文庫 經元善集』華中師範大学出版社、2011年。

潘君祥・段煉・陳漢鴻著『上海会館公所史話』上海人民出版社、2012年。

魏光奇『有法与無法—清代的州県制度及其運作』商務印書館、2010年。

『重慶市志』2005年版。

瀋雲龍主編『近代中国史料叢書』

田正平・陳勝『中国教育早期現代化問題研究以清末民初鄉村教育衝突考察為中』浙江教育出版社、2009年10月

苗丹国『出国留学学生六十年』、中央文献出版社、2010年。

李喜所『近代中国的留学生』人民出版社、1987年。

黄新憲『中国留学生教育的歷史反省』四川教育出版社、1991年。

李長發『中国留学史萃』中国友誼出版社、1992年。

王奇生『中国留学生的歷史軌跡』湖南教育出版社、1992年。

田正平『留学生和中国教育近代化』廣東教育出版社、1996年。

沈殿成主編『中国人日本留学百年史』（上・下）遼寧教育出版社、1997年。

呂順長『清末浙江与日本』上海古籍、2001年。

李喜所主編『中国留学通史』（上、中、下）廣東教育出版社、2010年。

呂順長『清末中日教育文化交流之研究』商務印書館、2012年。

梁中美『晚清民国時期貴州留日学生与貴州近代化』西南交通大学出版、2014年。

廖亦陽・李恩民・王雪萍『跨越疆界：留学生与新華僑』社会科学文献出版社、2015年。

2. 中国語論文

朱英「晚清地方勢力的發展与中央政府的对策」（『探索与争鳴』1996年1月

鄭学檬主編『中国賦役制度史』（上海人民出版社、2000年

凌興珍「清末四川留日速成師範教育及影響」（『四川師範大学学报』（社会科学版）第36卷第4期、2009年7月

黄耀柏「清末江西留日学生述論」（『江西社会科学』1992年、第1期。

劉功君「清末留日經費的籌措与管理」（『安慶師範学院学报』（社科版）2007年1月。

盛海生・汪明舟「清末公費留学經費情况考察（1895-1911）」（『徐州師範大学学报』（哲学社会科学版）第34卷第2期、2008年3月。

田涛「清季留日費用述略」李喜所編『留学生与中外文化』南開大学出版社、2005年。

江沛「留日学生、東遊官紳与直隸省的近代化過程（1900～1928年）」李喜所主編『留学生与中外文化』、南開大学出版社、2005年。

劉宏「中国近代教育改革中的日本影響—以直隸省師範、軍事学堂為例」（『河北大学学报』（哲学社会科学版）、2004年第2期、總第116期。

閔曉紅「晚清直省「公費」与吏治改革」（『歷史研究』2010年、第2期。

田正平・陳勝「教育負担与清末鄉村教育衝突」『浙江大学學報』人文社會版、2008 年、第 3 期。

李細珠「張之洞与晚清軍事教育近代化」『安徽史學』、2001 年第 4 期。

徐蘇斌「中国建築教育の原点：清末京師大学堂与明治期の日本—中日建築文化關係史之研究」（張复合編集『中国近代建築研究与保護（一）：1998 中国近代建築國際研討會論文集』清華大学出版社、1999 年）

神奈川大学大学院
言語と文化論集 特別号

2017年3月 印刷

2017年3月 発行

編集発行 神奈川大学大学院
外国語学研究所
(横浜市神奈川区六角橋 3-27-1)

製 作 共立速記印刷株式会社

LANGUAGE AND CULTURE
BULLETIN
OF
THE GRADUATE SCHOOL OF FOREIGN LANGUAGES
KANAGAWA UNIVERSITY
Special number, March, 2017

Doctoral Course, Chinese Language and Culture
(Date of Degree Awarded : March 31, 2016)

The research of Chinese Students in Japan at the Late Qing
and early Republic-Focus on the fund and Expense

Ying Hu
